

【論文 15】

パーリ仏典に見る *janapada* と *raṭṭha*

森 章司
金子芳夫

【0】はじめに	081
【1】 <i>janapada</i> と <i>raṭṭha</i> の辞書解説	085
【2】パーリ仏典に見る <i>janapada</i> と <i>raṭṭha</i> の語義	090
【3】 <i>janapada</i> の背後にあるもの	099
【4】パーリ・サンスクリット聖典に見られる具体的な地名（部族名） とともに用いられる <i>janapada</i> の用例	109
【5】具体的な地名のみで <i>janapada</i> が省略されている用例	122
【6】地名が伴わない <i>janapada</i> の用例	151
【7】 <i>raṭṭha</i> の背後にあるもの	167
【8】原始仏教聖典における <i>janapada</i> と <i>raṭṭha</i> のまとめ	193
【9】歴史的経緯による <i>janapada</i> と <i>raṭṭha</i> の用法の変化	196
附：「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧」で採用する「国」の基準	211

【0】はじめに

【1】本論制作の動機と意図は次のとおりである。

【1-1】われわれは「原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究」という総合テーマのもとに、本論文の執筆者のうち金子芳夫が担当して、資料集として「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧」を作成し、これまでに「マガダ国篇」⁽¹⁾「祇園精舎（経蔵）篇」⁽²⁾「祇園精舎（律蔵）篇」⁽³⁾「コーサラ国篇」⁽⁴⁾の4篇を報告してきた。

この作業は、仏典に伝えられる十六大国（*soḷasa mahājanapada*）をイメージして、原始仏教聖典の経蔵・律蔵にわたるすべての聖典資料の仏在処・説処⁽⁵⁾を、国ごとに整理しようとするものであるが、最終作業となっている「その他国篇」を整理する段階に至って、次のような問題が生じてきた。

十六大国にもさまざまな伝承があって、それらをアイデンティファイするのは至難の業である。また仮にそれができたとしても、かなり資料数の多い釈迦国などを、十六大国に含まれないからといって独立させなくてもよいかという問題も生じる。釈迦国をもし「十六大国」のどこかに含めるとすればコーサラ国になるであろうが、それでは違和感を免れえないであろう。

また原始仏教聖典の中には、十六大国のいずれに属するのか分からない地名が数多くあり、それらが「国」と表現される場合も少なくない。

要するに具体的に言えば、われわれが「その他の国篇」として整理しようとする「国」をどのように定義し、そしてどのような「国」を項目として立てるべきかという問題が生じて

きて、そこで原始仏教聖典のいう「国」の概念をはっきりさせたいというのが、本稿制作の最初の動機である。

- (1) 本「モノグラフ」第2号【資料集篇Ⅰ】『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—マガダ国篇【2-1】—』（中央学術研究所 2000.7）
- (2) 同上第4号【資料集篇Ⅲ】『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—祇園精舎（経蔵）篇【2-2-1】—』（中央学術研究所 2001.12）
- (3) 同上第5号【資料集篇Ⅳ】『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—祇園精舎（律蔵）篇【2-2-2】—』（中央学術研究所 2002.5）
- (4) 同上第8号【資料集篇Ⅴ】『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—コーサラ国篇【2-3】—』（中央学術研究所 2004.3）
- (5) 仏在処と説処の意味については、「『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧』作成の目的と意図」（本「モノグラフ」第2号【資料集篇Ⅰ】『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—マガダ国篇【2-1】—』）p.003を参照。

[1-2] そのためにパーリ仏典において、「国」を表すのに用いられる一般的な言葉である *janapada* と *raṭṭha* を調査することになった⁽¹⁾。しかしこれらの言葉の子細に調査してみると、単に「国」の中の一地域や一地方をさす場合や、極端に言えば町や村をさす場合もあることが明らかになってきた。そして特に *janapada* については、われわれが通常「国」という言葉から理解する、ある一定の限定された領土があって、そこに何らかの統治機構が備わっているというようなものとは異なる、もっと漠たるものであるということが判ってきた。

「十六大国」の「国」は民族や種族をさしていわれたものであるということがあって⁽²⁾、「十六大国」の「国」にはこれらのいくつかの概念が混在しているのである。そもそも釈尊時代のインドにあっては、政治的な意味において整った形の「国」をイメージすること自体が間違っているのかもしれない⁽³⁾。

しかもわれわれの資料集では漢訳聖典も整理の対象に入っており、ここでは村や町、あるいは都城にあたるものも「国」と表現されていることは普通のことである⁽⁴⁾。そしてそれは一面においては、インド語を素直に漢訳した結果だともいいうるのである。

このようなところから、われわれの興味は「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧」の「その他の国篇」の「国」をどのように措定するべきかということから、徐々に *janapada* と *raṭṭha* の正確な概念づけをするところにシフトしていくことになった。

これが本稿制作の直接的な目的であって、そこで本稿の内容は *janapada* と *raṭṭha* という言葉に含まれる外延や背景、あるいは歴史的経緯による用例の変化などを追及することが中心となった。要するに最初の動機であった「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧」で採用する「国」の基準を策定することは附論として処理してよいような副次的なものになり、副産物的なものが主題になったということである。

- (1) そのほか「国」に相当するパーリ語には *paṭhavi* (*pathavi*) , *pathavi-maṇḍala*, *desamaṇḍala*, *bhumma*, *bhūmi*, *vijita* などが挙げられるが、マガダとかコーサラ、あるいはヴァッジとかマッラなどに付される「国」に相当する語は *janapada*、*raṭṭha* もしくは *rajja* である。
- (2) 「十六大国」に関する著書・論文には次のようなものがある。

E. J. Rapson, *The Cambridge History of India* vol. I *Ancient Indiae*, India, reprint 1968, p.152ff.

Debarchana Sarkar, *Geography of Ancient India in Buddhist Literature*, India, 2003, p.190ff.

E. Lamotte, *History of Indian Buddhism*, tr. Sara Webb-Boin, Louvain, 1988, pp.007-012.

Rhys Davids 「諸部族と国家群」 (T・W・リズ・デヴィッツ著／中村了昭訳『仏教時代のインド』大東出版社 1984) では、十六大国の名称は国の名称ではなくて、イタリヤ人とかトルコ人というように、民衆の名称であって、まだ種族が主であり、地理的なものが主となっていなかった (p.016 参照)、と述べている。

水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」(『仏教研究』第7巻、第4号 大東出版社発行 1924)「十六大国の名前も多く複数形によって呼ばれて居るのはやはり土地としてよりもその種族として意味せられて居る証據である」(p.007)と述べている。

羽溪了諦「仏陀時代の政治状態(上)」(『仏教研究』新第5巻、第2号 1928) pp.023～028。

羽溪了諦「仏教興起の政治的背景」(『仏教研究』新第6巻、第1号 1929) pp.101～124。

前田恵学『原始仏教聖典の成立史研究』「仏陀教化の及んだ地域」(山喜房仏書林 1964) pp.055～057。

塚本啓祥『初期仏教教団史』「Soḷasa Mahājanapada (十六大国)」(山喜房仏書林 1980) pp.361～367。

宮坂宥勝『インド学密教学論考』「仏教興起の時代と社会的背景——十六大国考」「十六大国考再考」(法蔵館 平成7年) pp.022～050。

同著者『ブッダの教え—スッタニパータ』(法蔵館 2002)。同書で「漢訳語の「大国」の原語はジャナパダ(janapada)であって、コーサンビー博士(D. D. Kosambi)が『住民の広範な居住地域』と規定しているのに賛意を表したい」(p.013)と述べている。

望月信亨『望月仏教大辞典』第3巻「十六大国」pp.2417～2419。同辞典には「釈尊在世の頃、印度に存立せし十六の大国をいふ。……蓋し此等の十六大国は、近世の研究に依るに、釈尊當時に於ける地理的若しくは政治的区分を的確に示せるものに非ずして、其の以前より行はれたる種族的勢力の分布に関する世説を採録せるものなるべしとせり」とし、その理由として政治的区分であるとすれば、シヴィ(Sivi)、マドラ(Madra)、ウドゥヤーナ(Udyāna)、ヴィラータ(Virāta)等の国名を挙げないこと、またマッラ(Malla)、チェーティ(Ceti, Cetiya)等の比較的小国、アング(Aṅga)やカーシ(Kāśi)のような隣国に隷属する国を諸大国の列に加えていること、なおかつ南方のインドのなかでアヴァンティ(Avanti)のみを挙げ、ヴィンディヤ(Vindhya)山脈以南をすべて欠き、東方はアング以東のベンガル(Bengal)地方を出さない点を挙げた上で、十六大国の国名にも異説があることを述べている。

中村元『インド古代史(上)』「十六大国」(春秋社 1963) p.243 以下参照。なお同書で、「(十六大国を指して)右に上げられた『国』なるものは王国(rajja)ではなくて、『地方民の大群』(mahājanapada)なのである」(p.245)としている。(『中村元選集[決定版]』第5巻「インド史」I p.356)

- (3) ロミラ=ターパル博士をはじめ諸学者のインドの古代史に関する研究によれば、釈尊時代はインドの文化の中心が、インダス・ガンジス分水界地域を経てガンジス河西部流域に至る過程でのリニイジ社会からガンジス河中流域における国家制へ移行した時期という。釈尊当時の国家には、マッラやヴァッジをはじめとするリニイジ制を色濃く残していた部族共和制国家と、すでに台頭していたマガダやコーサラといった王制国家があり、これらの間に緊張関係が高まり、やがて後代に中央集権国家へと移行したとされる。

なおリニヅ (*lineage*) とは「単系出自集団のうち、共通の祖先と各成員の間の系譜関係がはっきりしているような集団」(『小学館 日本大百科全書』[CD-ROM 版 1999]の「リニエッジ」の項目参照)である。ロミラ=ターパル博士は『国家の起源と伝承』(ロミラ=ターパル著/山崎元一・成沢光訳『国家の起源と伝承: 古代インド社会史論』[法政大学出版局 1986.6]、以下『国家の起源と伝承』と略称する)において、「リニヅとは、一定の権威体系をもつ単系血縁集団」と定義されている。それは権利と義務をもち、結束の要素として系譜関係を認めている。リニヅはさらに小さな集団あるいは分節(セグメント)に分けることができる。いくつかの単系出自集団は、現実のあるいは神話上の始祖にその起源を求める氏族(クラン)を形成するようになる。そのような組織における基礎単位は拡大家族である」(p009 以降を参照)と述べている。それはガンジス河中流域では、例えば釈迦族の出自に関する伝承、あるいはコーサラ族の伝承などに見られる。

- (4) 例えば *SN.001-001-001* (vol. I p.001) の「サーヴァッティー (*Sāvatthī*)」を『雑阿含』001 (大正 02 p.001 上) では「舍衛國」とし、また *Vinaya* 「臥座具犍度」(vol. II p.170) の「キターギリ (*Kiṭṭāgiri*)」を『四分律』「房舎犍度」(大正 22 p.943 中) では「鞞連國」とし、さらに *AN.005-005-050* (vol. III p.057) の「パータリプッタ (*Pāṭaliputta*)」を『増一阿含』032-007 (大正 02 p.679 上) では「波羅梨國」として、このような例は枚挙にいとまがない。なお民族の住むところとして、例えば *MN.093 Assalāyana-s.* (『阿毘曇經』vol. II p.149) 「ヨナ・カンボージャに (*Yona-Kambojesu*)」が対応経の『中阿含』151「阿毘曇經」(大正 01 p.664 上) に「餘尼及劍浮國」とされる。比較的小さな種族や部族の住むところとしては、*SN.022-001* (vol. III p.001) 「バグガ族に (*Bhaggesu*)」が対応経の『雑阿含』107 (大正 02 p.032 上) では「婆祇國」、*Vinaya* 「小事犍度」(vol. II p.127) の「バグガ族 (*Bhaggā*)」が、対応する漢訳律の『十誦律』「雜法」(大正 23 p.271 下) では「波伽國」とされ、*MN.091 Brahmāyu-s.* (『梵摩經』vol. II p.133) 「ヴィデーハ族に (*Videhesu*)」が対応経の『中阿含』161「梵摩經」卷一 (大正 01 p.685 上) では「鞞陀提國」とされ、*AN.003-007-065* (vol. I p.188) の「カーラマ族の町 (*Kālāmāṇaṃ nigamo*)」が対応経の『中阿含』016「伽藍經」(大正 01 p.438 中) では「伽藍國」(但し、大正新脩大藏經では「伽藍園」とするが、宋・元・明の三本により「伽藍国」と訂正)とされる。

[2] 本論文において使用する主な文献は以下の通りである。

[2-1] 標題に冠した「パーリ仏典」というのは、われわれが原始仏教聖典あるいは A 文献と呼んでいる経蔵・律蔵の中のパーリの経・律と、B 文献と呼んでいるパーリ語で書かれた註釈書文献である。後者には *Aṭṭhakathā* のほかに、復註 (*Tīkā*) や歴史書 (*Vaṃsa*) などの類、要するに原始仏教聖典以外のパーリ語で書かれた諸文献の総体が含まれる。これに参考資料として若干のサンスクリットの仏教文献を用いた。

なお漢訳の原始聖典は *janapada* と *raṭṭha* の語義とその外延を探るという本論文の直接の資料とはなりえないけれども、多くのパーリ三蔵の文章に対応する漢訳はこれを参考資料として併せ掲げるようにした。ただし論文の中で直接にこれに言及することは少ないので、これについては文字のポイントを落として記した。

[2-2] パーリ仏典からの資料収集に当たっては、*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版を利用させていただいた。記して謝意を呈したい。

なお本論中に用いたサンスクリット仏教文献は以下の通りであるが、しかしけっして網羅的に調査をしたものではないことをお断りしておく。

Mahāparinirvāṇasūtra : Ernst Waldschmidt 編、*Das Mahāparinirvāṇasūtra*、臨川書店 1986

『梵文根本有部律 I』 : S. Bagchi, *Mūlasarvāstivāda-Vinayavastu*, Buddhist Sanskrit Texts No.16 Darbhanga vol. I 1967

『梵文根本有部律 II』 : S. Bagchi, *Mūlasarvāstivāda-Vinayavastu*, Buddhist Sanskrit Texts No.16 Darbhanga vol. II 1970

『梵文僧祇律（比丘尼）』 : Gustav Roth, *Bhikṣuṇī-Vinaya*, Patna 1970

[2-3] 本文中に用いたパーリと漢訳の原始仏教聖典の略称は、本モノグラフシリーズで用いているものに準じている。詳しくは本「モノグラフ」【基礎研究篇 I】第 1 号の『凡例』（p. v 以降）を参照されたい。

[3] 本論文は、原始仏教聖典あるいは註釈書文献に描かれる社会が前提となっているので、この社会背景がわからないと理解していただけない部分も存する。とはいいながら、これが本論文の主題でもないなので、この社会背景については註で扱うことにした。多くの註がついているのはそのためであることをお断りしておく。

【1】 *janapada* と *raṭṭha* の辞書解説

[1] パーリ仏典における *janapada* と *raṭṭha* の意味とその用法を調査・考察する準備として、*janapada* (Skt. *janapada*) と *raṭṭha* (Skt. *rāṣṭra*) という 2 つの語が主な辞書においてどのような訳語を与えられているかを調べておく。

[1-1] パーリ語の *janapada* の意味として、主な辞書は

R. C. Childers, *A Dictionary of the Pāli Language*. (p.165) : a country, province, district ; a people [jana+pada]

T. W. Rhys Davids and W. Stede, *Pāli-English Dictionary* (p.278) : [jana+pada] inhabited country, the country, the continent ; politically : a province, district, county

雲井昭善『パーリ語仏教辞典』（p.354） : [Skt. *id.* jana-pada] 地方、田舎、地方、広義で国土、国（地方が 2 度上げられているがそのままとした）

水野弘元『増補改訂 パーリ語辞典』（p.133） : 地方、国、国土、田舎としている。

[1-2] つぎにサンスクリット語の主な辞書を見ると、

O. Böhtlingk und R. Roth, *Sanskrit-Wörterbuch* (vol. III p.026) : (jana+pada) Volksgemeinde, Völkerschaft, das Volk im Gegensatz zum Fürsten (sg. und pl.) ; Reich, Land

A. A. Macdonell, *A Practical Sanskrit Dictionary* (p.098) : (tribe-place) , district, country, realm ; tribe : also pl. community, people (as opposed to king)

Monier Williams, *A Sanskrit-English Dictionary* (p.410) : a community, nation,

people (as opposed to the sovereign) ; sg. an empire, inhabited country ; mankind

荻原雲来編纂『梵和大辞典』（p.490）：（種族の場処）、地方、国土、王国；種族；社会、（王に対する）人民とされている。

[1-3] これらの辞書の記述をまとめれば、*janapada* は、*jana*（人々）と *pada*（足）という2つの語の合成語であって、意味としての共通項は、①国、②王国、③（人の住んでいる）国土（土地、地域）、④部族・種族の地、⑤地方、⑥田舎、⑦（行政区画としての）地区、地域（郡）、⑧国民、⑨（王に対する）人民、⑩民族、部族、種族ということができるであろう。

上記の枠の中に収まらないものとしては、Rhys Daivids の ‘the continent’、Monier Williams の ‘mankind’ であろうか。

[2] ジャナパダと同様「国」を意味する語に、ラッタ (*raṭṭha*, Skt. *rāṣṭra*) という語がある。これも同様に調査しておく。

[2-1] 主なパーリ語の辞書によれば、

R. C. Childers, *A Dictionary of the Pāli Language*. (p.403) : kingdom, realm, country, land, district [*rāṣṭra*]

T. W. Rhys Daivids and W. Stede, *Pāli-English Dictionary* (p.562) : [*Vedic rāṣṭra*] reign, kingdom, empire ; country, realm

雲井昭善『パーリ語仏教辞典』（p.747）：[*Vedic. rāṣṭra*] 王国、国家

水野弘元『増補改訂 パーリ語辞典』（p.269）：[*Sk. rāṣṭra*] 国、王国とされている。

[2-2] パーリ語 *raṭṭha* に対応する *rāṣṭra* の主なサンスクリット語の辞書には、

O. Böhtlingk und R. Roth, *Sanskrit-Wörterbuch* (vol.VI p.337) : [$\sqrt{\text{rāj}}$; *rāṣṭra*]

1) m. n. Reich, Herrschaft ; Gebiet, Land ; Untertanen, Volk

A. A. Macdonell, *A Practical Sanskrit Dictionary* (p.254) : n. [$\sqrt{\text{rāj}}$] kingdom, realm, dominions ; territory, country ; nation, people, subjects

Monier Williams, *A Sanskrit-English Dictionary* (p.879) : m. n. (from $\sqrt{\text{rāj}}$) a kingdom, realm, empire, dominion, district, country ; a people, nation, subjects

荻原雲来編纂『梵和大辞典』（p.1126）：n. [*Rāj*] 王国、領域、領地；地域、国土；国民、人民、臣民

とされている。

[2-3] これらの辞書の記述をまとめれば、サンスクリット語の *rāṣṭra* の語源を $\sqrt{\text{rāj}}$ （支配する、統治する⁽¹⁾）とし、その意味としての共通項は、①国、②王国、③王の領土、国土、④地区（区域）、⑤国民、臣民（被支配者）、⑥統治、ということになるであろう。

(1) $\sqrt{\text{rāj}}$ には他に「輝く」という意味もある。

[3] また中村元博士が上記の2つの言葉をどのように訳されているかを、『インド史Ⅰ』

（「中村元選集〔決定版〕」第5巻 春秋社 1997年3月）の第2編「氏族制農村社会」と、第3編「都市の成立―仏教興起の社会的基盤」によって調査してみると次のようになる。網羅的なものではなく管見に触れたものであることをお断りしておく。

〔3-1〕 *janapada* の訳語は以下の文章中の下線を施した通りである。どのような文脈の中で使われているかが判るように、文章全体を掲げておいた。

第2編「氏族制農村社会」

国王の社会的基盤は農村であり、地方 (*janapada*) すなわち田舎と呼ばれるものであった。p.173

ここに注目すべきことは、一般の諸民族にあっては、国 (*rājan*) 王が即位灌頂の儀式を受けるのであるが、北クル族および北マドラ族にあっては、地方民 (*janapada*) が即位灌頂の儀式を受けるのである。p.187

(*Manusmṛti* の引用) 法を知る王は、階級と地方 (*janapada*) との法と組合 (*śreṇi*) の法と家族の法とを熟知して、自己の法を確立せよ。p.224

(*Nāradaśmṛti* の引用) 異端の修行者 (*pāṣaṇḍa*) ・市民 (*naigama*) ・〔商人の〕組合 (*śreṇi*) ・団体 (*pūga*) ・兵隊 (*vrāta*) ・もろもろの家族の集会 (*gaṇa*) などにおいて習慣を、都市 (*durga*) においても地方 (*janapada*) においても保持すべし。p.225
第3編「都市の成立―仏教興起の社会的基盤」

「都市」 (*nagara*) が成立して大きな社会的意義を持つようになったのは、少し後世のことであるらしい。最初は地方の聚落 (*janapada*) と町 (*nigama*) とが王国の二大要素と考えられていたらしい。p.271

当時の国王はきわめて恣意的・専制的な君主であった。パセーナディ王が釈尊に向かって語った語として、もろもろの国王は「主権の僭りに酔い、愛欲と貪欲に耽り、国土 (*janapada*) の安寧を保持し、広大なる領土を征服して住する」という。p.305

(*Jātaka* の引用) 国土 (*janapada*) がなくなろうと、国 (*raṭṭha*) が滅びようと、私はシヴィの人民の言葉によって、罪のない我が王子を自分の国から追放したくない。p.320

やや後世のことではあるが、ラージャニヤ (*Rājanya*) 族の地方自治体 (*janapada*) とマディヤミカー (*Madhyamikā*) 国のシビ (*Śibi*) 族の地方自治体とは、それぞれ貨幣を発行していたから、やはりこれらの地方自治体もある意味で政治的な権力団体を形成していたことは疑いない。p.345

『アングuttラ・ニカーヤ』(8・43) には、『十六大国』 (*Soḷasa Mahājanapada*) として次の16を挙げている。p.353

(十六大国を指して) 右に挙げられた「国」なるものは「王国」 (*raja*) ではなくて、「地方民の大群」 (*mahājanapada*) なのである。p.356

原始仏教聖典の中では仏教の盛んに行われている地方を、中国 (*Majjhima-janapada*) と呼んでいる。p.384

中国以外の辺境 (*Paccantima-janapada*) の地においては、五人の修行者が臨席するならば、進具の儀式を行うことができるように改めた。p.384

富商は大都市の内部に居住していた人々が多かったが、また大都市の郊外の聚落に住

んでいることもあった。たとえば、ミティラー (Mithilā) の四門にそれぞれ一つずつ合わせて四つの聚落 (*nigama*) があり、そこに富商がいた。辺境に定住し (*paccante*)、あるいは田舎に定住する商人代表 (*janapadaseṭṭhi*) なるものが、種々に言及されているが、…… p.498

以上の *janapada* の訳語を拾ってみると次のようになる。国、国土、地方、地方民、地方自治体、(辺境の) 地、田舎、聚落である。

[3-2] *raṭṭha*、*rāṣṭra* の訳語は以下の通りである。

第2編「氏族制農村社会」

クシャトリヤは王国 (*rāṣṭra*) を統治するものであるとされている。p.138

この時代の初期における王は大体においてパンジャブ地方居住時代 (『リグ・ヴェーダ』時代) における王とほぼ同様であった。王は『人民の主』 (*viśāṃ pati*) と呼ばれている。彼は王国 (*rāṣṭra*) を支配し、王国に関しては唯一の王 (*ekarāj*) である (*Atharvaveda* III,4,1)。p.174

(*Śatapatha-Brāhmaṇa* の引用) [畑に成育する] 穀物 (*yava*) は実に人民である。鹿は王権 (*rāṣṭra*) である。彼は人民を王権のために食されるべきもの (*ādya*) となす。それゆえに王権を保つ者 (*rāṣṭrin*) は人民を食うのである。p.181

(*Atharvaveda* の引用) わがこの祈祷 (*brahman*) は完成されよ。精気と力は完成されよ。完全な精気、完全で朽ちることのない勝利をもたらす力が、私を帝師とする人々にあれ。私は彼らの王国 (*rāṣṭra*) ・権力 (*samāja*) ・精気 (*virya*) ・力 (*bala*) を完成する。p.193

(西暦紀元前に成立した法典について) この時代には、「国王」 (*rājan*)、「国土」 (*rāṣṭra*)、「人民」 (*viś*) という観念は別々に成立していたけれども、それらを統括する「国家」 (*rājya*) という自覚はまだ現れていなかった。p.213

第3編「都市の成立ー仏教興起の社会的基盤」

(*Jātaka* の引用) 大きな樹木に譬えられる国 (*rāṣṭra*) を [国王が] 正法をもって (*dhammena*) 治めるならば、彼はその味を知り、また彼の国は滅びない。p.271

(*Jātaka* の引用) それでは王様、国と都市とに対する命令権を (*raṭṭhe vā nagare vā āṇaṃ*) 私に下さることができませんでしたら、[せめて] この御殿の中で内に居る人たちに、私の支配が行き渡りますよう、命令権をお譲りくださいませ。p.318

(*Jātaka* の引用) 国土 (*janapada*) がなくなろうと、国 (*raṭṭha*) が滅びようと、私はシヴィの人民の言葉によって、罪のない我が王子を自分の国から追放したくない。p.320

共和制国家のことは特に仏典およびジャイナ教聖典のうちに現れていて、正統バラモン教の方面の資料にはその記載が少ない。かえって叙事詩においては、『王のいない国』 (*arājaka rāṣṭra*) を非難し、正統バラモン教の政治学においては「王位を廃絶させる不幸」 (*arājavyasana*) を極度に嫌悪している。p.346

以上の *raṭṭha*、*rāṣṭra* の訳語を拾ってみると次のようになる。国、国土、王国、王権である。

[4] 以上の辞書の解説と中村博士の *janapada* と *raṭṭha* (*rāṣṭra*) の訳語例の共通項的なものを最大限にあげてみると次のようになる。

もちろん辞書の解説であり、文章中の一語にその原語をつけたり、原文の訳語に使われたものに過ぎないから、ここから正確な情報を汲み取ることはできないが、*janapada* には地方とか部族という「国」の中の一地域を意味する場合もあること、一方の *raṭṭha* (*rāṣṭra*) は統治に関係があるということが示されよう。

しかしながらここからでは、*janapada* と *raṭṭha* (*rāṣṭra*) の持つ微妙なニュアンスというものを汲み取ることはできない。要するにこの2つの言葉はそれほど違った意味をもつものではなく、その背景もそれほど相違はないものという印象しか受けない。

辞 書		中 村	
<i>janapada</i>	<i>raṭṭha</i> (<i>rāṣṭra</i>)	<i>janapada</i>	<i>raṭṭha</i>
jana+pada	√rāj (支配する)		
国	国	国	国
王国	王国		王国
(人の住んでいる) 国土	(王の) 領土	国土	国土
大陸			
部族の地			
地方		地方	
		地方民	
		地方自治体	
田舎			
		(辺境の) 地	
(行政区画としての) 地区			
聚落		聚落	
人類			
国民	国民		
人民	臣民		
部族			
地方民			
地方自治体			
	統治		
	王権		王権

【2】パーリ仏典に見る *janapada* と *raṭṭha* の語義

[0] そこで、パーリ仏典においては *janapada* と *raṭṭha* にどのような語義が与えられ、どのように把握されているかという基本的なところを見てみよう。パーリ文中の *janapada* と *raṭṭha* には下線を付しておく。

[1] まず *janapada* を検討する。

[1-1] パーリの註釈書文献においては、‘*janapada*’ は次のように解釈されている。

人々・人間たちの住んでいる場所であるなどという状態によって (*janānaṃ manus-sānaṃ nivāsanaṭṭhānādibhāvena*) 確定されている地域が‘ジャナパダ’と言われる (*patiṭṭhābhūto desaviseso " janapado " ti vuccati*)。 *Dīghanikāya-aṭṭhakathā-ṭikā* (vol. III p.160)

と。

要するに‘*janapada*’が、‘*jana*’と‘*pada*’の合成語であることをそのまま解説したとすることができる。

[1-2] ところで‘*jana*’はもともと「生む」「生まれる」という意の√*jan*から作られた語であるから、本来は「人々」を意味する。註釈ではこれが‘*manussa*’とも言い換えられているわけである。また‘*pada*’は「足」あるいは「足跡」を意味するから、「足を置いた土地」「足を踏み入れた土地」⁽¹⁾を原義とする。したがって‘*janapada*’は「人々が住んでいる地域」と直訳することができよう。

(1) 『国家の起源と伝承』p.043

[1-3] それは次のような‘*janapada*’の用例からも推測することができる。

彼（アングリマーラ）によって「人々が殺害されて」ガーマがガーマでなくなり、ニガマがニガマでなくなり、ジャナパダがジャナパダでなくなった (*tena gāmā pi agāmā katā, nigamā pi anigamā katā, janapadā pi ajanapadā katā*)。 *MN.086 Aṅgulimāla-s.* (『鶡掘摩經』vol. II p.097)

国界有賊名鶡掘魔。極爲兇暴殺害生類不可稱計。無慈悲於一切衆生。国界人民無不厭患。『増一阿含』038-006 (大正 02 p.719 中)

於此国土有大惡賊名鶡崛髻。殺害人民暴虐無慈心。村落居止不得寧息。城廓亦不得寧息。人民亦不得寧息。『佛說鶡崛髻經』 (大正 02 p.510 中)

〔世尊は一人の大富豪なる婆羅門 (*brāhmaṇa-mahāsāla*) に答えられて〕現今、人々が非法の貪欲に染着し、不正な欲に征服され、邪法に負けたので (*adhammarāgarattā visamalobhābhūta micchādhammaparetā*)、鋭い剣を持って、相互に生命を奪いあう。それ故に多くの人々が死ぬ。これが婆羅門よ、今やまさに人々が減少して稀少となり、ガーマもガーマでなくなり、ニガマもニガマでなくなり、ナガラもナガラでなくなり、ジャナパダもジャナパダでなくなった (*gāmā pi agāmā honti, nigamā pi anigamā honti, nagarā pi, anagarā honti, janapadā pi ajanapadā honti*) 困であり、縁である。またさらに、……天が正しき流水を与えないので飢饉が起こり、それ故に多くの人々が

死ぬ。これもまた、今やまさに人々が減少して稀少となり、ガーマもガーマでなくなり、ニガマもニガマでなくなり、ナガラもナガラでなくなり、ジャナパダもジャナパダでなくなる因であり、縁である。またさらに、……ヤクシャ（夜叉、*yakkhā*）が凶暴な非人を派遣するので多くの人々が死ぬ。これもまた、今やまさに人々が減少して稀少となり、ガーマもガーマでなくなり、ニガマもニガマでなくなり、ナガラもナガラでなくなり、ジャナパダもジャナパダでなくなる因であり、縁である。AN.003-006-056 (vol. I p.160)

とされるように、「人」がいてこそ村（ガーマ）であり、町（ニガマ）であり、都市（ナガラ）であり、そしてジャナパダであって、人がいなければ *a-janapada* になり、*a-gāma*、*a-nigama*、*a-nagara*、*a-janapada* になるとされているわけである。

[1-4] 次は‘*a-janapada*’という言葉は使われていないが、同じような状況を表したもので、洪水、浸水、冠水などの水害や旱魃による飢饉⁽¹⁾、建物火災、山火事、野火といった火災、あるいはサイクロンなどによって、ジャナパダが被害を受けてゴーストタウンになってしまうことを述べている。

〔舍利弗が比丘たちに告げて〕外の水界は怒ることあり、彼はガーマを運び去り、ニガマを運び去り、ナガラを運び去り、ジャナパダをも運び去り、ジャナパダ・パデーサをも運び去る (*sā gāmam pi vahati, nigamam pi vahati, nagaram pi vahati, janapadam pi vahati, janapadapadesam pi vahati*)。MN.028 *Mahāhatthipadopama-s.* (「象跡喻大経」vol. I p.187)

外の火界は怒ることあり。彼はガーマを焼き (*ḍahati*)、ニガマを焼き、ナガラを焼き、ジャナパダを (*janapadam*) 焼き、ジャナパダ・パデーサを (*janapadapadesam*) 焼く。MN.028 *Mahāhatthipadopama-s.* (「象跡喻大経」vol. I p.188)

外の風界は怒ることあり、彼はガーマを吹き飛ばし (*vahati*)、ニガマを吹き飛ばし、ナガラを吹き飛ばし、ジャナパダを (*janapadam*) 吹き飛ばし、ジャナパダ・パデーサを (*janapadapadesam*) 吹き飛ばす。MN.028 *Mahāhatthipadopama-s.* (「象跡喻大経」vol. I p.189)

- (1) 飢饉を伝えるものには *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.190)、*SN.042-009* (vol. IV p.322) などがある。なお水害・火害・風害以外の災害として *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.162) にナーディカー村 (*Nādikā*) で疫病が流行ったことを伝えている。また *Arthaśāstra* 4-3-1 (p.133) には、自然災害として（天命による八大恐怖、即ち）火事、洪水、病気、飢饉、鼠、野獣、蛇、羅刹 (*agnir udakaṃ vyādhir durbhikṣaṃ mūṣikā vyālāḥ śarpā rakṣāṃsi*) を挙げる。上村勝彦訳『カウティリヤ実利論（上）』（岩波書店 1984）p.327 参照。以下、*Arthaśāstra* のテキスト頁数は *The Kauṭīliya Arthaśāstra part 1.*, R. P. Kangle, Motilal Banarsidass (reprint), Delhi, 1988 のものであり、和訳は上村勝彦訳にもとづく。

[1-5] このように「人が住んでいる」からジャナパダなのであって、だから人が住まなくなればジャナパダがジャナパダでなくなる。したがって反対に次の資料のように、今まで未開の地であったところに人々が住むようになれば、そこがジャナパダになる。

〔二人朋友集財の喩〕昔、あるジャナパダが興起した (*aññatara janapado vuṭṭhāsi*)。ときに仲間が〔その〕仲間に言った。「かのジャナパダに向おう。恐らくはそこに何等かの財物を見つけられるだろう」と。彼らは同意して、かのジャナパダのあるガーマの

道に (*aññataraṃ gāma-pajjaṃ*) ⁽¹⁾ 近づくと、多量の麻 (*pahūtaṃ sāṇaṃ*) が棄てられているを見た。〔要約〕 *DN.023 Pāyāsi-s.* (「弊宿経」 vol. II p.349)

乃往久遠有一国土。其土邊墻人民荒壤。彼国有二人。一智一愚自相謂言。我是汝親。共汝出城採侶求財。即尋相隨。詣一空聚見地有麻。即語愚者共取持歸。『長阿含』 007「弊宿経」 (大正 01 p.045 中)

このように ‘*janapada*’ はいま人が住んでいるということを絶対条件とするということが出来る。したがって先の *Dīghanikāya-aṭṭhakathā-ṭikā* は、「人々・人間たちの住んでいる場所であるなどという状態によって (*janānaṃ manussānaṃ nivāsanaṭṭhānādibhāvena*) 確定されている地域が ‘ジャナパダ’ といわれる」とジャナパダを註釈したのである。

- (1) PTS テキストには *paddhana* と校訂。註釈書も *gāmapaṭṭan ti vuṭṭhitagāmapadeso vuccati* とあり、「布 (*paṭṭa*) 」とする。しかし当該箇所は写本に異同が多いようで、PTS の脚注には *paṇḍanaṃ, paccanaṃ, paṭṭam, pajjaṃ* という異読が示されており、ここでは *pajjaṃ* を採った。なお中村元・渡辺研二・岡野潔・入山淳子『原始仏典 長部経典 II』(春秋社、2003.11) では「道」(p.454) と訳されている。

[1-6] 釈尊時代のころに開発されたガンジス河中流域には、もともとは人の踏み入り難い密林や湖沼があった。人々はこの地を火で焼き払い、鉄器で切り開いて、穀倉地帯へと変えていったのである ⁽¹⁾。また「インドで最良質の鉄と銅の鉱床はガンジス流域の東南端、ビハールの東南部(ダールブーム、マーンブーム、シングブームの諸県)に発見される」⁽²⁾とあり、この鉱業がマガダの国家権力の大源泉であった、とされる⁽³⁾。仏典にはビンピサーラ王の命によってマガダの王舎城付近の山窟(*pabbhāra*)にガーマが興ったような場合⁽⁴⁾や、パータリプトラの築城事業によるナガラ建設⁽⁵⁾などが伝えられている。そのほか開墾事業による未開地での開拓、新たな鉱山の発掘、あるいは港湾建設、諸産業の振興、交易の興隆などによって、新たなジャナパダが興起しつつあったであろう。

反面このヒンドウスタン平原は、舎衛城のところでもせいぜい標高 200 メートルという一大低湿地地帯で、雨期になると一面が水没するようなところで、水害や風害などの被害によって、ジャナパダがジャナパダでなくなることも日常茶飯事であったであろう。ジャナパダが「人々が住む土地」を表すという語感実感として痛切に感じ取られていたであろう。

- (1) コーサンビー著・山崎利男訳『インド古代史』(岩波書店 1983 [第五刷])には「東方では、ジャムナー川近くにジャングルがあり、奥に入るにつれ、木が厚く繁茂していたので、鉄器がなければ、それを切り開くことができなかった。ただパンジャブとガンジス流域との間の低い分水界の狭い地帯と、ヒマラヤ山麓沿いの地帯とでは、火によってその浅い土壌をかなりよく切り開くことができた」(pp.124~125)と述べ、またロミラ=ターバル博士は「テライの丘陵地やヴィンディヤ山脈諸支脈の北縁部の開拓には、依然として焼払の方法が用いられた。一方、平原部では土地が低湿地であったため、森林伐採には鉄器の使用がきわめて有効だったようである」(『国家の起源と伝承』p.102)と述べている。

- (2) コーサンビー著・山崎利男訳『インド古代史』p.132

- (3) 同上書 p.190 以降を参照。

- (4) *Vinaya*「捨墮 023」(vol. III p.249)、*Vinaya*「棄捨度」(vol. I p.207)

- (5) *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (「大般涅槃経」 vol. II p.086)、*Mahāparinirvāṇasūtra* (p.144)

[1-7] なお前記の資料には ‘*janapada*’ のほかに ‘*janapadapadesa*’ という言葉も使わ

れている。‘*padesa*’は場所とか国土を意味する言葉であって‘*pada*’そのものにすでにその意が含まれているのであるから、馬から落ちて落馬する式の重複表現のようにも思われる。しかしジャナパダは実は、村や町、都会が単に空間のみをいうのではなく、地縁・血縁に結ばれた人々のさまざまな営みや生活も含む集団社会という感覚をも併せ持っているものと考えられる。このように考えると、‘*janapadapadesa*’は集団社会から切り離れた、場所・空間を強調したものと理解される。

[1-8] しかし釈尊時代のインドは、人々が個人の自発的意思によって自由に自分の生まれたところを出て、そのような不特定多数の人々が集まって徐々に土地を開拓するというような環境にはなかった。おそらく未開の土地を人が住む土地に開拓するのは部族としての行為であったであろう。そして町や村を捨てるのもまたそのような集団的な行為であったであろう。もともとインド亜大陸はアーリヤ人たちが西方から東方へ移住することによってジャナパダ化されたのであり、釈迦族もそうであったことが伝説風に語られている⁽¹⁾。

このように考えれば、‘*janapada*’の‘*jana*’は単なる人々ではなく、「部族の人々」であって、そして現実的には「何々部族の人々」であった。そこでジャナパダは「十六大国」の「国」の意としても使われるようになるが、それは部族の名を冠して呼ばれるのである。そこで例えばパーリ仏典に頻出する「マガダ人たちの中を遊行して (*Magadhesu cārikaṃ caramāno*)」⁽²⁾ などという表現に対して、註釈書は

‘マガダ人たちの中を’とは、マガダ人と呼ばれるジャナパダ所有者の王子たちがいて (*Magadhesū ti Magadhā nāma jānapadino rājakumārā*)、彼らの住処は一つのジャナパダであっても、一般的に「マガダ人たち」といわれる (*tesaṃ nivāso eko pi janapado rūḥhisaddena Magadhā ti vuccati*)。そのマガダ人たちのジャナパダにおいて、という意味である (*tasmiṃ Magadhesu janapade*)。 *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. I p.294)

と註釈している。同様の註釈はアンガ、コーサラ、マッラ、ヴァッジ、クル、パンチャラ、サッカなどにも見られる⁽³⁾。

また「[世尊は] マガダ人たちの中のダッキナーギリのエーカーナラー・バラモン村に住された (*Magadhesu viharati Dakkhiṇāgirismiṃ Ekanālāyaṃ brāhmaṇagāme*)」⁽⁴⁾ とある文章の *Magadhesu* を、

‘マガダ人たちの中での’とは、そのような名前のジャナパダにおいて、である (*Magadhesu ti evaṃnāmake janapade*)。 *Sārattha-pakāsini* (vol. I p.242)

と解釈している。同様の解釈はコーサラ、マッラ、カーシ、パンチャラ、サッカなどにも見いだされる⁽⁵⁾。

このようにジャナパダは部族の名前と密接不可分に結びついているのである⁽⁶⁾。そこで‘*jana*’という言葉には、単に「人々」でなく、「部族」という訳語も与えられることになる。このように‘*jana-pada*’の‘*jana*’はマガダ、アンガ、コーサラなどの「部族の人々」とも置き換えられ、したがって「部族の人々が住む土地」となり、こうして「十六大国」という場合にも‘*jana-pada*’が使われるのである。

(1) 釈迦族の伝承としては、*DN.003 Ambaṭṭha-s.* (『阿摩晝經』 vol. I p.092) に釈迦族の祖先オッカーカ王 (*Okkāka rājan*) とその4人の王子について説かれている。なお森章司・本

澤綱夫・岩井昌悟編『仏伝諸経典および仏伝関係諸資料のエピソード別出典要覧』（本「モノグラフ」第3号【資料集篇Ⅱ】）pp.017～024、中村元『ゴータマ・ブッダⅠ』（中村元選集決定版第11巻、春秋社 1992）p.037以降、土田龍太郎「釈迦族の王位継承」（『仏教文化』第20巻通巻23号、東京大学仏教青年会 平成元年2月）p.005以降参照。

- (2) *DN.005 Kūṭadanta-s.*（「究羅壇頭經」vol. I p.127）のほか、*MN.036 Mahāsaccaka-s.*（「薩遮迦大經」vol. I p.240）、*MN.140 Dhāṭuvibhaṅga-s.*（「界分別經」vol. III p.237）、*Udāna008-006*（p.085）などがある。またコーサラには *DN.003 Ambaṭṭha-s.*（「阿摩晝經」vol. I p.087）、*DN.012 Lohicca-s.*（「露遮經」vol. I p.224）、*DN.013 Tevijja-s.*（「三明經」vol. I p.235）、*DN.023 Pāyāsi-s.*（「弊宿經」vol. II p.316）、*MN.041 Sāleyya-ka-s.*（「薩羅村婆羅門經」vol. I p.285）、*MN.060 Apaṇṇaka-s.*（「無戲論經」vol. I p.400）、*MN.095 Caṅki-s.*（「商伽經」vol. II p.164）、*MN.100 Saṅgārava-s.*（「傷歌邏經」vol. II p.210）、*MN.150 Nagaravindeyya-s.*（「頻頭城經」vol. III p.290）、*SN.042-009*（vol. IV p.322）、*SN.044-001*（vol. IV p.374）、*SN.055-007*（vol. V p.352）、*AN. 003-007-063*（vol. I p.180）、*AN.003-007-065*（vol. I p.188）、*AN.003-009-090*（vol. I p.236）、*AN.003-013-124*（vol. I p.276）、*AN.005-003-030*（vol. III p.030）、*AN.006-004-042*（vol. III p.341）、*AN.006-006-062*（vol. III p.402）、*AN.008-009-086*（vol. IV p.340）、*AN.010-007-067*（vol. V p.122）などがあり、マッラには *Udāna 007-009*（p.078）、ヴァッジには *Udāna003-003*（p.025）、カーシには *MN.070 Kīṭāgiri-s.*（「枳咤山邑經」vol. I p.473）、*Vinaya*「瞻波健度」（vol. I p.312）、*Vinaya*「羯磨健度」（vol. II p.015）などがある。
- (3) 同様のマガダの解釈には *Suttanipāta-aṭṭhakathā*（vol. I p.135）、*Theragāthā-aṭṭhakathā*（vol. II p.264）、またアンガには *Sumaṅgala-vilāsini*（vol. I p.279）、*Papañca-sūdanī*（vol. II p.312）、コーサラには *Sumaṅgala-vilāsini*（vol. I p.239）、*Papañca-sūdanī*（vol. II p.326）、*Udāna-aṭṭhakathā*（p.240）、*Suttanipāta-aṭṭhakathā*（vol. II p.400）、マッラには *Sumaṅgala-vilāsini*（vol. III p.816）、*Udāna-aṭṭhakathā 007-009*（p.377）、ヴァッジには *Udāna-aṭṭhakathā*（p.182）、クルには *Sumaṅgala-vilāsini*（vol. II p.481）、*Papañca-sūdanī*（vol. I p.225）、パンチャーラには *Petavatthu-aṭṭhakathā*（p.163）、サッカは *Sumaṅgala-vilāsini*（vol. II p.672）、*Sārattha-pakāsini*（vol. I p.067）がある。
- (4) *SN.007-002-001*（vol. I p.172）のほか、*SN.047-013*（vol. V p.161）がある。同様な表現は、アンガでは *MN.039 Mahā-assapura-s.*（「馬邑大經」vol. I p.271）、コーサラでは *Suttanipāta 003-004*（p.079）、マッラでは *DN.024 Pātika-s.*（「波梨經」vol. III p.001）、サッカには *DN.020 Mahāsamaya-s.*（「大會經」vol. II p.253）、*MN.014 Cūladukkhak-khandha-s.*（「苦蘊小經」vol. I p.091）などがある。
- (5) 同様のマガダの解釈には *Sārattha-pakāsini*（vol. III p.212）、*Udāna-aṭṭhakathā*（p.407）、コーサラは *Manoratha-pūraṇī*（vol. II p.285）、マッラは *Sārattha-pakāsini*（vol. III p.108）、*Sārattha-pakāsini*（vol. III p.248）、カーシは *Papañca-sūdanī*（vol. III p.186）、パンチャーラは *Cariyāpiṭaka-aṭṭhakathā*（p.167）、サッカは *Papañca-sūdanī*（vol. II p.061）にある。
- (6) 例えば、コーサラは『シャタパタ・ブラーフマナ（*Śatapatha-brāhmaṇa*）』の伝承によると、もとはマータヴァ族（*Māthava*）の子孫であるコーシャラ族（コーサラ族）の踏み入った地域と言われ、やがてパセーナディ王の時代には王制が布かれて、彼の領土がコーサラと名づけられた。中村元『インド古代史（上）』pp.083～084、『国家の起源と伝承』p.097を参照。このほかクル（*Kuru*）、パンチャーラ（*Pañcāla*）等々があるが、このクルもクル族（プール族とバラタ族を中心とした連合）に由来し、パンチャーラ（五氏族の合成体）も部

族名に由来しているといわれ、領土名と呼ばれたと考えられている。『国家の起源と伝承』 pp.028～029 を参照。

[1-9] このように ‘janapada’ は「人々の住む土地」を原意とする。厳密に言えば、もしかつては人が住んでいたところに、何らかの理由で人が住まなくなっていたとするなら、そこはジャナパダではなくなったということになる。要するに「未開の地」や「ゴースタウン」はジャナパダではないのである。

そしてこの「人々」は、釈尊当時のインドにあつては、現実的には「部族の人々」であつて、したがってジャナパダは「部族の人々が住む土地」ということになる。すなわちジャナパダは「マガダ族の人々の住む土地」「コーサラ族の人々の住む土地」ということになり、このようにしてこれらの土地は単に「マガダ」とも「コーサラ」とも呼ばれることになるのである。仏典によく現れる「コーサラ人たちの中を遊行して」は、漢訳ではしばしば「人間を遊行して」と訳されるけれども⁽¹⁾、厳密に言えば「コーサラ人たちの住む土地土地を遊行して」の意であるわけである。

- (1) 例えばコーサラについては、*DN.012 Lohicca-s.* (「露遮経」 vol. I p.224) に *Kosalesu cārikaṃ caramāno* とある *cārikaṃ caramāno* に相当する箇所が、相応する漢訳経『長阿含』029「露遮経」(大正 01 p.112 下) には「人間遊行」とある。同様にマガダでは *DN.005 Kūṭa-danta-s.* (「究羅壇頭経」 vol. I p.127) の *Magadhesu cārikaṃ caramāno* に相当する箇所が、相応経『長阿含』023「究羅壇頭経」(大正 01 p.096 下) には「遊行人間」(但し「俱薩羅国」) とある。そのほかコーサラには、*DN.013 Tevijja-s.* (「三明経」 vol. I p.235) の相応経『長阿含』026「三明経」(大正 01 p.104 下) には「人間遊行」、*SN.055-007* (vol. V p.352) の相応経『雜阿含』1044 (大正 02 p.273 中) には「人間遊行」、*AN.007-007-068* (vol. IV p.128) の相応経『増一阿含』033-010 (大正 02 p.689 上) には「人間遊行」(パーリ文は *cārikaṃ carati*)、あるいは *AN.005-003-030* (vol. III p.030) の対応経『雜阿含』1250 (大正 02 p.343 中) と *AN.006-004-042* (vol. III p.341) の対応経『雜阿含』1251 (大正 02 p.344 上) には「人間遊行」とある。さらに *SN.042-009* (vol. IV p.322) の *Kosalesu cāri-kaṃ caramāno mahatā bhikkhusaṅghena saddhiṃ yena Nālandā tad avasāri* に相当する箇所は、相応経『雜阿含』914 (大正 02 p.230 中) には「摩竭提国人間遊行。與千二百五十比丘。千優婆塞。五百乞殘食人。從城至城。從聚落至聚落。人間遊行。至那羅聚落好衣菴羅園中」、この異訳『別訳雜阿含』129 (大正 02 p.423 中) には「與千二百五十大比丘僧。千優婆塞。五百乞兒。而自圍遶。遊行摩竭提国。從一聚落至一聚落。從城至城。乃至到彼那羅健陀城賣豐園林」ともある。但し、パーリ文が「コーサラ」とするのに対し、いずれの漢訳も「摩竭提国」としている。

[2] 次に *raṭṭha* を検討する。

[2-1] *raṭṭha* については、註釈書文献は「あなたの征服した *raṭṭha* の園林にアーシュラマがあります (*bhoto ca raṭṭhe vijite araṇṇe atthi assamo*)」⁽¹⁾ という文章の中の ‘*raṭṭhe vijite*’ を次のように解釈している。

‘ラッタにおいて’ とは、王権において、である (*raṭṭhe ti rajje*)。‘領土において’ とは命令が及ぶ地域において、である (*vijite ti āṇāpavattiṭṭhāne*)。 *Jātaka-aṭṭhaka-thā* (vol. V p.318)

‘*rajja*’ はサンスクリットの ‘*rājya*’ すなわち名詞 ‘*rājan*’ に中性の抽象名詞を作る *taddhita* 接尾辞の ‘-ya’ を付した語であり、「王であること」すなわち王権(君主権)＝

統治権⁽²⁾を意味する。ラッタとはこの王権のおよぶ範囲を意味するというのである。また後述するが、‘*rajja*’はラッタとほとんど同じ意味にも使われるので、「*raṭṭhe*において」とは「*rajje*において」ということである、とされるのである。

また‘*vijita*’は「打ち勝つ」「征服する」を意味する *vi√ji* の過去分詞であって「王の領土」を意味するから、「命令が及ぶ地域」と解釈されたのである。

したがってこの解釈も、ラッタという語が *√rāj* から生まれた語であることを素直に解説しているということになる。

(1) *Jātaka* 532 (vol.V p.318)

(2) *Vinaya* 「波羅夷 002」 (vol. III p.047) には王 (*rājan*) を定義して、*rājāno nāma pathavyā rājā padesarājā maṇḍalikā antarabhogikā akkhadassā mahāmattā ye vā pana chejja-bhejjaṃ anusāsanti ete rājāno nāma* としている。これを『南伝大蔵経』では「王とは、世界主、国主、郡主、村主、法官、大臣等、凡て断罪を司るもの、これらを王と名づく」(南伝第1巻 p.075)と訳している。山崎元一博士によれば、この定義には「王権の代行者を加えた形で、権力の重層構造が示されている」(『古代インドの王権と宗教』[刀水書房 1994] p.091)と指摘している。なおこの註釈については、後述の本論文【7】 [3] [3-2] p.176 の註 (4)、並びに p.177 [3-3] の本文を参照。

[2-2] もちろん *√rāj* は ‘*rājan*’ (王) の語源でもあって、したがって *raṭṭha* は王ないしは王の支配と密接に係わる言葉である。たとえば

[世尊が神々の質問に偈で応えられて] 車の標識は幡である。火の標識は煙である。ラッタの標識はラージャンである (*rājā raṭṭhassa paññāṇaṃ*)。婦人の標識は夫である。
SN.001-008-002 (vol. I p.042)

見幢蓋知車 見煙則知火 見王知国土 見夫知其妻 『雜阿含』 1022 (大正 02 p.266 中)

以幢知王車 以烟知有火 以主知有国 以夫別女人 『別訳雜阿含』 249 (大正 02 p.461 中)

[世尊がヴァーセッタ青年婆羅門に向って偈を唱えられて] 実に人間の中で、いかなる人でもガーマやラッタを享受する者は (*yo hi koci manussesu gāmaṃ raṭṭhañ ca bhuñjati*) ラージャンであって婆羅門ではない (*rājā eso, na brāhmaṇo*)。 *Sutta-nipāta* v. 619 (p.119)、*MN.098 Vāseṭṭha-s.* (「婆私吒経」 vol. II p.196)

とされるところにも明瞭に現れている。

[2-3] またコーサンビーの比丘たちが争っているのを止められようとした釈尊の、「怨みによって怨みは鎮まらない」という言葉は有名であるが、その一節に、もし賢明なる同行者が得られなければ、

王が征服したラッタを捨てるように (*rājā va raṭṭhaṃ vijitaṃ pahāya*)、[また] 象が林中の象らを捨てるように、ただ一人行け。 *MN.128 Upakkilesa-s.* (「随煩惱経」 vol. III p.154)、*Dhammapada* v.329 (p.092) ⁽¹⁾、*Suttanipāta* v.046 (p.008)、*Vinaya* 「コーサンビー犍度」 (vol. I p.350)

とあるように、ラッタが王の征服によって獲得された領土であるならば、何らかの理由で王がこのラッタを捨てるということもありうることになる。なおこの文章と直接に関連があるわけではないが、同じ偈の中に「国土を盗もうとする者 (*raṭṭhaṃ vilumpamānānaṃ*) にさえ和がある」という句もあり、したがってラッタは奪ったり、奪われたり、盗もうとしたり、捨てようとしたりすることができるものとして把握されているわけである。要するに王権＝

統治権とは所有権にも相当するものであって、ラッタはその所有権の対象である財とでもいうべきものと認識されていることになる。

これはジャナパダが地縁・血縁的な地域集団と密接に関係していたのとは異なる、ラッタの大きな特徴であるといつてよいであろう。

(1) 水野弘元『法句経の研究』（春秋社 1981）p.220 を参照。

[2-3] また王族階級を表すシャトリヤ (Skt.; *kṣatriya*, Pāli ; *khattiya*) の語源は、「統治権」「権力」を意味する *kṣatra* であることが示すように、「王」と「クシャトリヤ」はほとんど同義語であったから (1)、「王」が「クシャトリヤ」と言い換えられることもある。

（「妄愛」という）母と（「われありという慢心」である）父とをほろぼし、（永久に存在するという見解と滅びて無くなるという見解という）2人のクシャトリヤのラージャンとをほろぼし、（主観的器官と客観の対象とあわせて十二の領域である）ラッタと（「喜び貪り」という）[ラージャンの]従者 (2) を滅ぼして (*rājano dve ca khattiye raṭṭham sānucaraṃ hantvā*)、バラモンは苦を離れるに至る。 *Dhammapada* v.294 (p.083) (3)

學先斷母 率君二臣 廢諸營從 是上道人 『法句經』卷上 (大正 04 p.559 下)、『法句譬喻經』卷 1 (大正 04 p.577 中)

除其父母縁 王家及二種 遍滅其境土 無垢爲梵志 『出曜經』卷第 26 (大正 04 p.750 下)

先去其母 王及二臣 盡勝境界 是謂梵志 『出曜經』卷第 30 (大正 04 p.774 下)

學先去其母 率君及二臣 盡勝諸境界 是名爲梵志 『法集要頌經』卷 4 (大正 04 p.799 中)

SN.001-003-008 (vol. I p.015) : [神が告げて] 大いに財宝、財産があり、ラッタを領有する (*raṭṭhavanto*) (4) クシャトリヤたちは、欲に飽くことなく、互いに貪り得ようとする。

頼吒槃提国 有諸商賈客 大富足財寶 各各競求富 方便欲財利 猶如然熾火 『雜阿含』589 (大正 02 p.156 中)

羅吒国商估 財産極巨富 各各相貪利 貪求無厭足 『別訳雜阿含』183 (大正 02 p.439 中)

(1) 『国家の起源と伝承』 (p.063) には「ラージャニヤはクシャトラ (権力) を手に入れる立場にあったため、クシャトリヤと呼ばれるようになった。従来のラージャニヤという語は徐々にクシャトリヤという語にとって代われてゆく」とされている。

(2) 註釈書 *Dhammapadaṭṭhakathā* (vol. III p.454) によれば、「ラージャンに従える者」とは「収税官 (*āyasādhaka*) や監視官 (*āyuttaka*) 」とされている。これに従えば王を主権者とするラッタには、国家の財政を支えるために税の取立てを行う官吏、あるいは国家の反逆者を監視する官吏がいたことになる。また同書には「収税官や監視官のように、それに [ラッタに喩えられた十二処に] 所依の喜びと貪りが従者と名けられる (*āyasādhako āyuttakapuriso viya tan- nissito nandirāgo anucaro nāma*) 」 (vol. III p.454) とある。

(3) 和訳は岩波文庫の中村元訳を参照させて頂いた。水野弘元『法句経の研究』（春秋社 1981）p.206 を参照。

(4) *Vimānavatthu* (p.091) に同じ偈の前半部分があり、その註釈書 *Vimānavatthu-aṭṭhakathā* (p.264) によると「ラッタを領有する」とは、ラッタの所有者 (主人)、である (*raṭṭha- vanto ti raṭṭha-sāmiko*) 」とあるので、所有の観念を示していると推定される。なお *sāmika*、即ち Skt. *sva* の派生語は動産・不動産の財産に対する「所有」観念をもつといわれる。山崎元一『古代インド社会の研究』p.252 の註 (11) を参照。

[2-4] 上述したように、ラッタの標識は王なのであるから、したがって *raṭṭha* は王名を付して国名を表すことになる。この註釈書 *Sārattha-pakāsinī* によれば、「チョーラ・ラッタ、パンドゥ・ラッタと、このようにラッタも、ラージャン [の名前] によって知られる (*Coḷa-raṭṭhaṃ Paṇḍu-raṭṭhan ti evaṃ raṭṭham pi raññā paññāyati*)」(vol. I p.097) とされるとおりである。チョーラ (*Coḷa*) ⁽¹⁾ とは南インドのタミール人の国土で、チョーラ王により統治された領土であり、パンドゥ (*Paṇḍu*) ⁽²⁾ とは南インドのマドゥラー (*Madhurā*) の王であるから、その王名によってその領土が呼ばれたとの意味である。これは *janapada* がその地域に住していた部族名を付して国名を表し、コーサラ国、マガダ国、クル国などと表現されたのとは基本的に異なるわけである。

(1) G. P. Malalasekera, *Dictionary of Pāli Proper Names*. vol. I (New Delhi 2002 [reprinted]) p.916 を参照。中村元『インド古代史 (上)』p.443 の註 (11)、ならびに塚本啓祥『初期仏教国史』p.529 を参照。

(2) 同上書 (vol. II p.121) ‘1. Paṇḍu’、同 (vol. II p.124) ‘Paṇḍu’ を参照。中村元『インド古代史 (上)』p.444 の註 (12)、ならびに塚本啓祥『初期仏教国史』p.530 を参照。

[2-5] なお先に「‘*rajja*’ はラッタとほとんど同じ意味にも使われる」と書いたので、それについて一言しておく。

DN.019 Mahāgovinda-s. (「大典尊経」vol. II p.233) ⁽¹⁾ には、むかし *Disampati* という王がいて、国政の一切を *Govinda* という顧問官 (*purohita*) が取り仕切っていた。しかしこの顧問官が亡くなったので、王子の *Reṇu* がその子の *Jotipāla* を推薦して顧問官とした。王が老齢になったので *Jotipāla* は友人であった 6 人のクシャトリヤと相談して、王国を分与することを条件に *Reṇu* を王に立てようとした。次はその時の言葉である。

もしあなたが *rajja* を得たならば、私たちに *rajja* を分与して下さい (*sace bhavaṃ Reṇu rajjaṃ labhetha, saṃvibhajetha no rajjena*)。

このような文脈なのであるから、前の方に使われている *rajja* は「王権」「王の位」とでも訳すべきであろうが、後の方の *rajja* は「王国」と訳すべきであろう。すなわち「もしあなたが王の位を得たならば、私たちに王国を分与して下さい」という意になる。

また *Jātaka* 454 (vol. IV p.079) では、デーヴァガッバー (*Devagabbhā*) の子どもである 10 人の兄弟がカンボージャの首都ドゥヴァーラヴァティー (*Dvāravati*) というナガラを滅ぼし、さらに「全インドにおける 6 万 3 千のナガラで、……すべての王を殺害した (*sakala-Jambudīpe tesaṭṭhiyā nagarasahassesu sabbe rājāno……jīvitakkhayaṃ pāpetvā*)」(pp.083~084)。そしてドゥヴァーラヴァティー ⁽²⁾ を居城として、兄弟で「ラッジャを 10 に分配した (*rajjam dasa koṭṭhāse katvā vibhajimsu*)」(p.084) とされている。この場合のラッジャも、王の領地を表すラッタとほぼ同じ意に使われているわけである。

(1) この経典は『マハーヴァストウ (*Mahāvastu*)』(E. Senart, *Le Mahāvastu* [Paris 1897] vol. III pp.197~224) にも、*Mahāgovindaniya-sūtra* と題して収められている。また中央アジア出土の梵文断片には D. Schlingloff, *Zum Mahāgovinda-sūtra* (Mitteilungen der Institute für Orientforschung, Bd. VIII, Heft 1, 1961) pp.032~050 があるが、未見。末木文美士博士『アーガマ』『阿含経現代語訳第十三回『典尊経』』(阿含宗総本山出版局) p.073 を参照。

(2) ドゥヴァーラヴァティーについては、赤沼智善編『印度仏教固有名詞辞典』(法蔵館 1967) p.178、並びに *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.1125) ‘1. Dvāravati

(*Dvāraka*)’を参照。

[2-6] なおラージャダーニー (*rājadhānī*) という言葉がある。*DN.014 Mahāpadāna-s.* (「大本経」vol. II p.030) に、「ヴィパッシン菩薩はもろもろのガーマ、ニガマ、ラージャダーニーを遊行された (*gāma-nigama-rājadhānīsu cārikaṃ carati*) ⁽¹⁾」とあって、ラージャダーニーはガーマ、ニガマよりも大きな地区を意味していることがわかる。ラージャダーニーは王宮の所在する区域、すなわち王城・首都を意味し、政治行政の中心地を意味し ⁽²⁾、これもラッタと密接な関係を有する言葉といえることができるであろう。

- (1) 同じ表現は *DN.019 Mahāgovinda-s.* (「大典尊経」vol. II p.249)、*Vinaya*「波羅夷 004」(vol. III p.089) にもある。
- (2) ラージャダーニーとは王の住む王宮のあるナガラのことであるが、例えば *SN.003-002-004* (vol. I p.083) には「戦に敗れたコーサラ王パセーナディは、自分のラージャダーニーであるサーヴァッティに逃げもどった (*parājito ca rājā Pasenadi Kosalo sakam eva rājadhāniṃ Sāvattiṃ pacciyyāsi*)」とされている。

[3] 上述のように、‘*janapada*’は「人々」を意味する‘*jana*’と、「足」を意味する‘*pada*’という2つの語が合成されてできた言葉であって、「人々が足を踏み入れた土地」すなわち「人々が住んでいる土地」あるいは「部族の人々が住んでいる土地」を原義とし、‘*raṭṭha*’は「(王が) 支配する」という動詞の√*rāj*を語源とする言葉で、「王が支配する土地」「王の領土」を原義とすることが判る。

【1】で整理した‘*janapada*’に与えられている辞書の解説の中で、③(人の住んでいる) 国土(土地、地域)がその原義にあたるが、①国、②王国、④部族・種族の地、⑤地方、⑥田舎、⑦(行政区画としての) 地区、地域(郡)、⑧国民、⑨(王に対する) 人民、⑩民族、部族、種族、などの語彙はその派生的な意味であるということになる。

また‘*raṭṭha*’に与えられている辞書の解説の中では、③王の領土、国土がその原義であって、①国、②王国、④地区(区域)、⑤国民、臣民(被支配者)、⑥統治、などの意味はこの原義から派生した語意であるといえることができる。

そこで以下には、これらの派生した語意、あるいはこれらの言葉の背後にあるものがどのようなものであるかということ、実際の用例を調査することによって考察してみたい。

【3】 *janapada* の背後にあるもの

[0] まず‘*janapada*’から検討しよう。

上記のように‘*janapada*’は「人々」を意味する‘*jana*’と、「足」を意味する‘*pada*’という2つの語が合成してできた言葉である。直訳すれば「人々が足を踏み入れたところ」ということになる。「足を踏み入れた」というのは、「開墾された土地」「人々が住む土地」ということであって、したがって荒野を開拓して人が定住するようになれば、新たに‘*janapada*’ができることになり、もし何らかの理由で荒廃に帰せば‘*a-janapada*’になる。

しかしながら一般的な‘*janapada*’は子々孫々に伝えられて、その土地なりの生活習慣や風習が形成されていたものと考えられる。要するに‘*janapada*’とは *cultivate* されたところ

ろであって、そこにはそこなりの *culture* が形成されていたということになる。

また「人々」は不特定多数の人間をいうが、釈尊時代のインドは一人一人の独立した個人が自由に動き回り、移住する環境にはなく、もし移住するにしても家族や部族・氏族単位の集団的なものであったであろう。したがって多くのジャナパダは、「部族」や「氏族」の人々が子々孫々にわたって暮らしてきた土地ということになる。

以下にはこのような ‘janapada’ という言葉の背後にあるものを検討することにしよう。

[1] ジャナパダにはそれぞれ大なり小なりの独自の文化があった。それは上述したジャナパダの原義を考えれば当然のことである。

[1-1] ジャナパダを形成する文化の一つとして言語があげられる。これを示すのが合成語「ジャナパダの言語 (*janapada-nirutti*)」である。

ジャナパダの言語に執着してはならない (*janapadaniruttiṃ nābhiniveseyya*)。通称を過剰に用いてはならない (*samaññaṃ nātidhāveyya*) というのは、同一の容器であってもそれぞれのジャナパダでは (*ekaccesu janapadesu*)、パーティ (*pāti*) と呼ばれ、あるいはパッタ (*patta*)、ヴィッタ (*vittha*)、サラヴァ (*sarāva*)、ダーローパ (*dhāropa*)、ポーナ (*poṇa*)、ピシーラ (*pisila*) ⁽¹⁾ などと呼ばれる。そのように各地の言語があるにもかかわらず、ある呼び方に固執して「これのみが真実であって (*idam eva saccaṃ*)、他は虚妄である (*mogham aññaṃ*)」と主張するのではなく、ある呼び方で呼んでいるのだと捉えるなら、ジャナパダの言語に固執せず、通称を過剰に用いないことになる。[要旨] *MN.139 Araṇavibhaṅga-s.* (「無諍分別經」vol. III p.234)

隨国俗法莫是莫非者。此何因説。云何隨国俗法是及非耶。彼彼方、彼彼人間、彼彼事。或説「甌」、或説「椀」、或説「杵」、或説「椀」、或説「器」。如彼彼方、彼彼人間、彼彼事。或説甌、或説椀、或説杵、或説椀、或説器、彼彼事隨其力。一向説此、是真諦餘者虚妄。如是隨国俗法是及非也。『中阿含』169「拘樓瘦無諍經」(大正01 p.703上)

とされている。

このような仏教の考え方が、「比丘たちよ、仏語を聖語に転じてはならない (*na bhikkhave buddhavacanaṃ chandaso āropetabbaṃ*)」。^[聖語に] 転ずる者は突吉羅罪である。比丘たちよ、各自の言語で仏語を学ぶことを許可する (*anujānāmi bhikkhave sakāya niruttiyā buddhavacanaṃ pariyāpuṇitun*)」⁽²⁾ というような教えにつながるのであると考えられる。

ともかくジャナパダにはそれぞれの「ジャナパダの言語」すなわち「お国言葉」というものがあるとされているわけであって、このことはインドの州が主に言語によって分かたれているということに通じる。そういう意味では、インドの州はジャナパダという発想で分割されていることになる。またインドには約12の主要言語と約753の方言がある⁽³⁾ などといわれていることを考えれば、以上のことは十分に納得することができる。

(1) 参考のために、水野弘元『増補改訂 パーリ語辞典』に上げられている訳語を紹介しておく。

pāti = 「鉢、茶碗」、*patta* = 「鉢、器」、*vittha* = 「椀、小椀、容器」、*sarāva* = 「コップ、台皿」、*dhāropa* = 「杵、湯のみ」、*poṇa* = 「傾斜の、坂の、傾いた」、*pisila* = 「飲食器、

鉢」である。ただし *poṇa* の訳語はこの場合の訳語としては不適當である。また片山一良訳『パーリ仏典 中部後分五十篇Ⅱ』（大蔵出版 2002）p.258 ではパーティ（茶碗）、パッタ（鉢）、ヴィッタ（椀）、サラヴァ（台皿）、ダーローパ（皿）、ポーナ（瓶）、ピシーラ（盥）と訳され、勝本華蓮訳「第139経 心が乱れない生き方—無諍分別経」（中村元監修／森祖道・浪花宣明編集『原始仏典第7巻 中部經典Ⅳ』春秋社 2005）p.473 ではパーティ（碗）、パッタ（鉢）、ヴィッタ（うつわ）、サラヴァ（皿）、ダーローパ（平なべ）、ポーナ（つぼ）、ピシーラ（たらい）と訳されている。

- (2) *Vinaya* 「小事毘度」（vol. II p.139）。四分律「雜毘度」（大正22 p.955上）参照。なお *Samanta-pāsādikā* に「『聖語に転ずる』とは、ヴェーダと同様に、尊ばれる言語によって語路を示す、である（*sakkatabhāsāya vācanāmaggaṃ āropema*）。『各自の言語で』とは、ここに各自の言語というのは、等正覚者が用いた類のマガダ語である（*sammāsambuddhena vuttap- pakāro māgadhiko vohāro*）」（vol. VI p.1214）とある。さらに釈尊が用いられた言語については、前田恵学『原始仏教聖典の成立史研究』（山喜房仏書林 1964）p.095以降を参照。

- (3) コーサンビー著・山崎利男訳『インド古代史』p.058を参照。

[1-2] ジャナパダには独自の生活慣習があるともされている。

「マハー・カッチャーヤナ（*Mahā-Kaccāyana*）に出家具足戒を授けられた弟子のソーナ・クティカンナ（*Soṇa-Kuṭṭikaṇṇa*）が世尊のもとを訪れ、世尊に告げて」アヴァンティ南路（*Avantidakkhiṇāpatha*）では羊皮（*eḷaka-camma*）、山羊皮（*aja-camma*）、鹿皮（*miga-camma*）を敷具にします。ちょうど中央の諸ジャナパダにおける（*majjhimesu janapadesu*）エーラグ（*eragu*）、モーラグ（*moragu*）⁽¹⁾、マッジャール（*majjhāru*）、ジャントゥ（*jantu*）のような草類⁽²⁾に相当します、と説明して、毛皮使用の許可を願ひ出た。[要旨] *Vinaya* 「皮革毘度」（vol. I p.195）

阿濕婆阿盤提国……伊犁延陀耆羅耆羅毘耆如是。阿濕婆阿盤提国以皮爲臥具。殺羊皮白羊皮鹿皮。願世尊聽得畜皮臥具。『四分律』「皮革毘度」（大正22 p.845下）

東方国土用如是麻褥覆毛褥華衣褥覆。願佛聽此国土（阿濕摩伽阿槃地国土）比丘皮作褥覆羊草鹿草殺羊草。『十誦律』「皮革法」（大正23 p.181下）

国内地土。極爲堅硬牛行蹋地足迹。日曬乾已。人行不得。不同餘国。国法復用如是臥具。所謂羊毛羊皮。鹿牛殺羊等皮。以爲臥具。『根本有部律』「皮革事」（大正23 p.1052下）

釈尊時代の仏教の中心地であったガンジス河中流域地方と、アヴァンティ南路すなわちデカン高原とでは、敷き具にする素材が異なっているということであるが、その背景にはもちろんそれぞれのジャナパダは気候や風土が異なり、植生や生息する動物も異なるということがあったのであって、それに基づく生活慣習にも違いがあったのは当然であろう。このようにジャナパダは風習や気候・風土などに密接な関係がある概念といえることができる。

なおアヴァンティ南路の地について言えば、上記のパーリ律蔵には「アヴァンティ南路では地面が黒く、堅く、[牛の蹄に踏みつけられて生じた] “牛の棘（でこぼこのこと）” によって害われている（*kharā gokaṇṭakahatā*）」⁽³⁾と記されていて、この地が牧畜を盛んとしているために大地が堅く、せいぜい低木が繁る程度の草地の広がる地域として描かれている。さらに「アヴァンティ南路では人々が洗浴に重きをなし、水で[砂塵を]洗い落としている（*nahānagarukā manussā udakasuddhikā*）」⁽⁴⁾とも語られていて、この地が砂埃の舞う乾燥地帯で、洗浴の欠かせない地域であったことを思わせる。これに対応する漢訳でも小石

が多く、緑の乏しい地域であることをうかがわせている⁽⁵⁾。

これに対して中央のジャナパダでは農耕を中心とした田畑が広がり、灌漑施設の整えられた、水や緑の豊かな地域であったと推定される⁽⁶⁾。

このように中央のジャナパダとアヴァンティ南路のようなジャナパダでは自然の地勢や気候風土も異なり、自ずと敷具として使用する素材にも差異が生じた。そこで、そこに住む人々の生活文化の上でもさまざまな相違が生じたのである⁽⁷⁾。

- (1) *Samanta-pāsādikā* (vol. V p.1088) には「モーラグ草は赤銅色の穂を有し、軟らかく心地よい触感である (*moragūtiṇaṃ tamba-sisaṃ mudukaṃ sukha-samphassaṃ*)」とあるので、蒲 (がま、学名 *Typha latifolia* L.) と推定される。この植物は「ガマ科の多年草。大形の湿生植物で、池や川の縁など淡水域の泥地に群生する。……果穂を集めたものを蒲綿 (ほわた) といい、ふとんの綿としたり火打石の火口 (ほくち) として使った。また葉や茎から簾 (すだれ) や蓆 (むしろ) をつくった」(『小学館 日本大百科全書』[CD-ROM 版] の「ガマ」の項目参照) とされている。
- (2) *Samanta-pāsādikā* (vol. V p.1088) には「‘エーラグ、モーラグ、マッジャー、ジャントゥ’とは、これらは4つの草の種類である。これらで蓆の芯や莫蔭 (こぎ) を作る (*eragu mo- ragu majjhāru jantū ti imā catasso pi tiṇajātiyo : etehi kaṭasārake ca taṭṭikāyo ca karonti*)」とある。
- (3) *Vinaya* 「皮革鞣度」 (vol. I p.195) なお *Samanta-pāsādikā* (vol. V p.1088) を参照。
- (4) *Vinaya* 「皮革鞣度」 (vol. I p.196)
- (5) 『四分律』「皮革鞣度」(大正 22 p.845 中) 「阿濕婆阿盤提国、多諸刺棘瓦石」、『十誦律』「皮革法」(大正 23 p.181 下) 「阿濕摩伽阿槃地国土。地堅碎石多土塊多」、『根本有部律』「皮革事」(大正 23 p.1052 下) 「国内地土。極爲堅硬牛行蹋地足跡。日曬乾已。人行不得」などとある。
- (6) マガダ等のガンジス河中流域におけるジャナパダの地勢については、本論文【6】 [1] p.152 の註 (1) を参照。
- (7) 本用例以外にも気候風土による差異として種々の事柄が挙げられるであろうが、例えば靴 (履物) について、『梵文根本有部律Ⅱ』「皮革事」(vol. II p.178) では、世尊が寒冷地ハイマヴァタの諸ジャナパダで (*Haimavateṣu janapadesu*)、「プーラー (pūlā、富羅)」という短靴の着用を許可されている。プーラー (pūlā、富羅) とは短靴のことである。本論文【4】 [5] [5-4] p.122 の註 (1) を参照。

[1-3] さらにジャナパダには独自の風習があるともされている。

[世尊がヴァーセッタに説かれて] ……耕さなくても自然に熟する米を食すると、やがて男女の相が現れた。そのうちにある一組の男女が愛欲のとりことなり、交会を行った。これを見た人々が彼らに泥 (*paṃsu*) や灰 (*setṭhi*) や牛糞 (*gomaya*) を投げて追放した。あるジャナパダにおいては (*ekaccesu janapadesu*) 今でも人々が花嫁 (*vadhū*) を連れ出して、ある者は泥を投げ、ある者は灰を投げ、牛糞を投げる。それは大昔の、世界の起原と認められた不滅のもの (慣習) に従っている。……交会を行った者は、1ヶ月あるいは2ヶ月の間、ガーマあるいはニガマに入ることを許されなかった。彼らは、かの不道徳を隠蔽するため小屋に入った。[要旨] *DN.027 Aggañña-s.* (『起世因本經』 vol. III p.088)

とされている。このようにジャナパダには地域の伝統として、独自の風習も形成されていたのである。

[1-4] また独自の祭式（葬送儀礼）が執り行われているということもジャナパダがジャナパダである所以となる。

〔世尊が比丘たちに告げられて〕南方の諸ジャナパダに（*dakkhiṇesu janapadesu*）、ドーヴァナ（*dhovana*、洗滌）と名づける〔祭式が〕ある。そこでは食物、飲物、硬い食べ物、軟らかい食物、舐める食物、飲む食物、舞踊、歌謡、音楽が用意されている。
AN.010-011-107 (vol.V p.216)

ドーヴァナ（*dhovana*、洗滌）という祭式は南方の諸ジャナパダで伝統的に行われたもののようで、土葬された遺骨を洗浄するという葬送儀礼である。註釈書 *Manoratha-pūraṇī* によれば「『ドーヴァナ（洗浄）』とは、骨の洗浄である（*dhovanan ti aṭṭhidhovanam*）。それら〔南方の諸ジャナパダのうち〕そのジャナパダでは、親族の死者たちを火葬にしない（*tasmiñ hi janapade manussā nātake mate na jhāpenti*）。穴を掘って、大地に〔遺体を〕埋葬する（*āvāṭaṃ pana khaṇitvā bhūmiyaṃ nidahanti*）。ときにその腐敗した遺体の骨を取り出して〔洗浄し〕順次〔その骨を高い所に〕上げて、香や華鬘を以て供養して安置する（*atha nesaṃ pūtibhūtānaṃ aṭṭhīni niharitvā paṭipāṭiyā ussāpetvā gandhamālehi pūjetvā thapenti*）。祭日に至ると、その骨を〔手で〕持って泣き悲しんで、それから祭式を執り行なう（*nakkhatte patte tāni aṭṭhīni gahetvā rodanti paridevanti, tato nakkhattaṃ kiṭanti*）」
(vol.V p.071) とされている。

なお「ドーヴァナ（*dhovana*）」の記述は、*Sumaṅgala-vilāsini* (vol. I p.084) や *Mahāniddeśa* の *Aaṭṭhakathā* (vol. II p.392) にも見られる。

[1-5] 以上のように、ジャナパダは部族の人々の住む土地であって、多くのジャナパダは子々孫々にわたって継承されたから、そこには独自の言語があり、独自の生活慣習があり、独自の風習があり、独自の祭式があった。すなわちそれぞれのジャナパダにはそれぞれの文化が形成されており、だからこそジャナパダといいうるということになる。

[2] ジャナパダは部族の人々が住み生活する、自然に形成された文化的な空間であって、けっしてラッタのような王の支配を語源とする政治的・人為的な背景を持つ言葉ではない。そこでジャナパダは、一つの文脈の中で当時のインド人の生活と密着した事項とともに語られる。必ずしもジャナパダの語義と直接に関係するわけではないが、ジャナパダの背後にあるものとしてその用例を紹介し、若干の考察を加えてみたい。

[2-1] まずジャナパダという言葉は、ヴァルナすなわちバラモン（*brāhmaṇa*）、クシャトリア（*khattiya*）、ヴァイシャ（*vessa*）、シュードラ（*sudda*）などのさまざまな階層の人々が登場する文脈の中で使われている⁽¹⁾。

〔譬喩〕ある人がジャナパダ第一の美人（*janapada-kalyāṇī*）を求めていたので、人々が彼に「その美人はクシャトリア女なのか、バラモン女なのか、ヴァイシャ女なのか、シュードラ女なのか（*janapada-kalyāṇiṃ khattī vā brāhmaṇī vā vessī vā suddī vā*）」

⁽²⁾ と、あるいは〔彼女の〕名前（*nāma*）や氏姓（*gotta*）、あるいは〔背が〕高いか、低い、中背であるのか、あるいは〔その〕皮膚の色は青黒いか、真黒であるか、黄金色であるのか（*dīghā vā rassā vā majjhimā vā, kālī vā sāmā vā maṅgura-cchavī vā*）

⁽³⁾ と尋ねるが、彼は「知らない」と答えるだろう。〔要旨〕*DN.009 Poṭṭhapāda-s.*

(「布吒婆樓經」 vol. I p.193)、*DN.013 Tevijja-s.* (「三明經」 vol. I p.241)、*MN.079 Cūḷasakuludāyi-s.* (「善生優陀夷小經」 vol. II p.033)、*MN.080 Vekha-nassa-s.* (「鞞摩那修經」 vol. II p.040)

佛告梵志。如有人言。我與彼端正女人交通。稱讚姪女。餘人問言。汝識彼女不、爲在何處東方西方南方北方耶。答曰。不知。又問。汝知彼女所止土地城邑村落不。答曰。不知。又問。汝識彼女父母及其姓字不。答曰。不知。又問。汝知彼女爲利利女、爲是婆羅門居士首陀羅女耶。答曰。不知。又問。汝知彼女爲長短麤細黑白好醜耶。答曰。不知。云何梵志。此人所說爲誠實不。答曰。不也。梵志。彼沙門婆羅門亦復如是。無有真實。『長阿含』028「布吒婆樓經」(大正01 p.111下)、『長阿含』026「三明經」(大正01 p.105下)、『中阿含』208「箭毛經」(大正01 p.784下)、『中阿含』209「鞞摩那修經」(大正01 p.786中)

ここからは、当然のことであるが、ジャナパダに住む人々の中には、クシャトリヤもバラモンもヴァイシャもシュードラも、さまざまな階級の人が含まれていたことがわかる。なおバラモン文化圏と仏教文化圏とではバラモンとクシャトリヤとの順番が前後していて、この文献にも見られるように、仏教文化圏ではクシャトリヤの位置づけが上位にあることはしばしば指摘されているところであり⁽⁴⁾、クシャトリヤがこの地域圏で果たしていた役割の重さをうかがわせている。

しかしジャナパダはそれぞれ独自の文化を有するところをいうのであるから、ジャナパダによっては、四つの階級によって構成されていないジャナパダもあったことが知られる。

[世尊がアッサラーヤナに告げられて] ヨーナとカンボージャおよび他の辺境の人々の諸ジャナパダには (*Yona-Kambojesu aññesu ca paccantimesu janapadesu*)、アーリヤ (*ayya*、主人) とダーサ (*dāsa*、奴隸) との2階級だけが [住んで] いて (*dve va vaṇṇā, ayyo c' eva dāso ca*)、しかも先にはダーサであって、後にアーリヤとなる者もある、と (*ayyo hutvā dāso hoti, dāso hutvā ayyo hoti ti*)。 *MN.093 Assalāyana-s.* (「阿提瑟經」 vol. II p.149)

『中阿含』151「阿提瑟經」(大正01 p.664上)：世尊告曰。……摩納。頗聞餘尼及劍浮国有二種姓。大家及奴。大家作奴奴作大家耶。

『梵志頌波羅延問種尊經』(大正01 p.877上)：佛言。若見世間人善家子爲人作奴。奴反免爲人作子不。頌波羅延白佛言。我聞月支国中有是。

このように、インド的な伝統に乏しい辺境のジャナパダには、人々の社会階級面からいっても独自のものがあつたのである。

(1) コーサンピー著・山崎利男訳『インド古代史』pp.126～127、中村元『インド古代史(上)』p.085以降参照。なお『国家の起源と伝承』(p.058)では「階層の差が明確化し職業の専門化が始まるとともに、アーリヤの成員はバラモン、クシャトリヤ、ヴァイシャの3階層によりはっきり区分けされるようになった。またシュードラの階層には、排除された氏族や下等視される職業に従事する者など、雑多な集団が組み込まれた」という。ロミラ=ターパル博士は、ヴァルナは初期の文献(リグ・ヴェーダ)にはアーリヤ=ヴァルナとダーサ=ヴァルナという二区分として現れるが、やがて社会構成を秩序づけるための制度となったと、その経緯を述べている。『国家の起源と伝承』pp.056-058を参照。

(2) 対応する漢訳『長阿含』026「三明經」に「利利女……婆羅門・居士・首陀羅女」とあり、『長阿含』028「布吒婆樓經」と同文であるが、『中阿含』208「箭毛經」と『中阿含』209「鞞摩那修經」には「利利女。……梵志・居士・工師女」とある。パーリ文のクシャトリヤ

女とバラモン女は上記の『長阿含』と『中阿含』にそれぞれ「刹利女」・「婆羅門〔女〕）」あるいは「梵志〔女〕」とあって対応するが、シュードラ女を『長阿含』の「首陀羅 (Skt. *sūdra* の音写) 〔女〕」とするのを除いて、『長阿含』と『中阿含』の「居士〔女〕」とあるのはヴァイシャ女ではなく、ガハパティ女 (*gahapatāni*?) とでもあったのか。また、ヴァイシャ女は『中阿含』の「工師女」に対応するとすれば、『中阿含』の原典にはシュードラ女がなかったということになるのか。因に、荻原雲来編纂・辻直四郎監修『梵和大辞典』(p.1285) の *vaiśya* の項目に「工師」という漢訳が挙げられている。なお当時の農村社会の中心的存在であったガハパティ (*gahapati*)、すなわち居士は「ヴァイシャ・シュードラいずれのヴァルナに属していたかは明らかではない」という。山崎元一『古代インド社会の研究』p.184を参照。

- (3) 対応する漢訳『長阿含』026「三明経」に「汝知彼女爲長短麤細黑白好醜耶」とあり、『長阿含』028「布吒婆樓経」と同文であるが、『中阿含』208「箭毛経」と『中阿含』209「轉摩那修経」には「爲長短麤細。爲白黒。爲不白不黒」とある。

- (4) 中村元『インド古代史(上)』p.183、山崎元一『古代インド社会の研究』p.182を参照。

[2-2] またジャナパダには、もちろんのことながら、さまざまな職業の人々が生活していた。

〔世尊がクータダント婆羅門に語られたマハーヴィジタ王 (*Mahāvijita rājan*) の過去世物語のなかで、その王に招聘された顧問官の婆羅門 (*purohita brāhmaṇa*) が進言して〕王のジャナパダに (*rañño janapade*) いる、町と地方の住人である (*negamā c' eva jānapadā ca*) クシャトリヤの随侍者たち (*khattiyā anuyuttā*)、……大臣や侍臣たち (*amaccā pārisajjā*)、……大富豪なる婆羅門 (*brāhmaṇa-mahāsāla*) ⁽¹⁾、……富裕なるガハパティたち (*gahapati-necayikā*) ⁽²⁾、その人々に、尊き王は〔『大いなる供犠祭 (*mahāyañña*) を行なう』と〕告げなさい。〔要旨〕 *DN.005 Kūṭadanta-s.* (「究羅壇頭経」vol. I p.136)

〔上記と同様、顧問官の婆羅門がマハーヴィジタ王に進言して、盗賊などの危難を取り除くために〕尊き王のジャナパダにおいて (*rañño janapade*)、農耕や牧畜に適する者たちには (*kasi-gorakkhe*) 種子や食物を与えて下さい。……商売に適する者たちには (*vaṇijjāya*) 資金を与えて下さい。……官職に適する者たちには (*rāja-porise*) 食物と賃金(俸禄)を準備して下さい。これら自分の家業に専念する人々は ⁽³⁾、王のジャナパダを悩まさないだろう。 *DN.005 Kūṭadanta-s.* (「究羅壇頭経」vol. I p.135)

『長阿含』023「究羅壇頭経」(大正 01 p.098 下)：時彼大臣即白王言。……諸近王者當給其所須。諸治生者當給其財寶。諸修田業者當給其牛犢種子。使彼各各自營。王不逼迫於民則民人安隱養育子孫共相娛樂。

また次のように、ジャナパダの人々は職業に対する貴賤観も持っていたようである ⁽⁴⁾。

職業に卑しい職業と貴い職業がある (*hinaṇ ca kammaṃ ukkaṭṭhaṇ ca kammaṃ*)。卑しい職業とはコッタカ業 (*koṭṭhakakamma*) ⁽⁵⁾、清掃業 (*puppha-chaḍḍakakamma*) で、諸ジャナパダにおいて (*janapadesu*)、……これらを卑しい職業と名づける。貴い職業とは農耕 (*kasi*)、商売 (*vaṇijjā*)、牧畜 (*gorakkhā*) で、諸ジャナパダにおいて (*janapadesu*)、……これらを貴い職業と名づける。 *Vinaya* 「波逸提 002」(vol. IV p.006)

〔職人の〕技術に2つの技術がある。卑しい技術と貴い技術とである (*hinaṇ ca sip-*

paṃ ukkaṭṭhañ ca sippaṃ)。卑しい技術とは、葦細工技術 (naḷakārasippaṃ)、陶工技術 (kumbhakārasippaṃ)、織工技術 (pesakārasippaṃ)、皮革工技術 (cammakārasippaṃ)、理髪技術 (nahāpitasippaṃ) で、諸ジャナパダにおいて (*janapadesu*)、……これらを卑しい技術と名づける。貴い技術とは、ムッタ (*muddā*、指算)、ガナナー (*gaṇanā*、連算)、書 (*lekhā*)⁽⁶⁾ で、諸ジャナパダにおいて (*janapadesu*)、……これらを貴い技術と名づける。*Vinaya*「波逸提 002」(vol.IV p.006)

このようにジャナパダの生活は、さまざまな職業の人が混在することによってこそなりたつわけである⁽⁷⁾。

- (1) 『国家の起源と伝承』(pp.122-123)に、大規模な土地施与を受けたバラモンを「マハーサーラ(富豪)」と形容される、という。

- (2) 中村元『インド古代史(上)』(p.340)によれば、西紀前6世紀頃、新たな階級として「ガハパティ(*gahapati*)」、すなわち富裕な資産者たちが出現してきた、とされる。

なおパーリの原始仏教聖典には「大富豪なるクシャトリヤ(*khattiya-mahāsāla*)」と「大富豪なるバラモン(*brāhmaṇa-mahāsāla*)」とに続いて、「大富豪なるガハパティ(*gahapati-mahāsāla*)」という表現があり、このような富裕なクシャトリヤ・バラモン・ガハパティを伝える聖典には *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (『大般涅槃經』vol.II p.146)、*DN.017 Mahā-sudassana-s.* (『大善見王經』vol.II p.169)、*DN.033 Saṅgīti-s.* (『等誦經』vol.III p.258)、*SN.003-001-003* (vol.I p.071)、*SN.003-001-007* (vol.I p.074)、*AN.007-007-062* (vol.IV p.100)、*AN.007-007-068* (vol.IV p.129) などがある。さらにパーリ聖典には「大富豪なるクシャトリヤの家(*khattiya-mahāsāla-kula*)」「大富豪なるバラモンの家(*brāhmaṇa-mahāsāla-kula*)」「大富豪なるガハパティの家(*gahapati-mahāsāla-kula*)」と、富裕なクシャトリヤ・バラモン・ガハパティの家(*kula*)と伝える聖典もある。そうした聖典には *MN.129 Bālaṇḍita-s.* (『賢愚經』vol.III p.177)、*SN.003-003-001* (vol.I p.094)、*AN.004-009-085* (vol.II p.086)、*AN.006-006-057* (vol.III p.386)、*AN.010-021-205* (vol.V p.290) などがある。

- (3) ダルマストラ類によれば、バラモンは司祭者、クシャトリヤは王侯、ヴァイシャは牧畜、農業、商業と規定されていて、社会の経済的基盤である牧畜、農業、商業の担い手はヴァイシャとされている。*Manusmṛti* 1-90、8-410、10-79など。渡瀬信之訳『マヌ法典』(中公文庫780 中央公論社 1999) p.035、p.288、p.351を参照。

しかしガンジス河中下流域では、上記のようなヴァルナによる職業の専門化の傾向はなくなっていた。例えば、ヴァイシャの職業とされる農耕、牧畜、商業がガハパティの職業に挙げられているし、農村に住むガハパティには自ら耕作に従事する者もいた。むしろ上記のダルマストラ類で説くようなヴァルナによる職業の区分は希薄となり、当時は資産家と庶民という階級の差が生じてきた。つまり社会の経済基盤を担う庶民の中から、大土地所有者・商業資本家であるガハパティという階級が社会的な勢力として台頭し、例えば村長などに相当するような地位を占めるようになっていたのである。*AN.008-006-054* (vol.IV p.281)には「クラブッタ(*kulaputta*、善男子)がもしも農業、商業、牧畜……で生計を立てるとすれば(*kulaputto yena kammaṭṭhānena jīvikāṃ kappeti yadi kasiyā yadi vaṇijjāya yadi gorakkhena……*)」とあって、*kulaputta*としている。*kulaputta*はしばしばガハパティ家の子女を指す場合があると指摘されている(山崎元一『古代インド社会の研究』p.185)が、ここでも本文中の他の箇所では「ガハパティあるいはガハパティの子どもたち……(*gahapati vā gahapatiputtā vā……*)」(p.282)と述べていたり、偈の箇所では「ガハッターナ(*gahaṭṭhāna*、在家者)」(p.285)ともあるので、上記の *kulaputta* とは、ガハパティを指していると理解できそうである。

また上記の註(2)で示したように、土地の施与を受けて土地所有者となった富豪なバラモンとか、あるいは富裕なガハパティ (*gahapati*) が登場してくる。すでにクシャトリヤとバラモンとの順位がバラモン文化圏とでは逆転していることは上述した通りであるが、ここにガハパティがヴァイシャに交代してバラモンの次位に位置づけられているのは、当時の商業経済の発展を示す顕著な傾向であると言えよう。これについては、中村元『インド古代史(上)』p.340以降、並びに山崎元一『古代インド社会の研究』p.181以降を参照。

- (4) 仏教の基本的な立場は、生れや職業に対する貴賤の観念には否定的であると言えよう。例えば、*Suttanipāta* 003-009 (p.122) には「生れにより婆羅門ではない。生れにより非婆羅門でもない (*na jaccā brāhmaṇo hoti, na jaccā hoti abrahmaṇo*)。行為によって婆羅門である。行為によって非婆羅門である (*kammanā brāhmaṇo hoti, kammanā hoti abrahmaṇo*)」とか、あるいはまた「行為によって農夫である (*kassako kammanā hoti*)。行為によって職人である (*si-ppiko hoti kammanā*)。行為によって商人である (*vāṇijo kammanā hoti*) ……」などと説かれている。しかしここに引用するように、従来の農耕・牧畜に加えて、この時代に大きく進展した商業を貴い職業としたり、さらに指算や計算や書が貴い技術とみなされていることも事実であって、商業活動を重んずる一方で、コッタカ業や掃除業、あるいは葦細工や陶工や織工などの、いわばサービス業や職人の技術に対して低い評価がなされていると言えよう。このような職業観は当時の社会的・経済的な情勢を反映するものであろうし、ひいては仏教の経済的な支持基盤を示唆するものでもあると考えられる。

- (5) *Samanta-pāsādikā* (vol.IV p.739) には「‘コッタカ業’とは、大工業である (*koṭṭhaka-kamman ti tacchakakammam*) とある。

- (6) *Samanta-pāsādikā* (vol.IV p.739) には「‘ムッタ’とは、指算である (*muddā ti hattha-muddāgaṇanā*)。‘ガナナー’とは、連算など、指算以外の諸計算方法である (*gaṇanā ti acchiddakādi avasesagaṇanā*)。‘書’とは、字の書写である (*lekḥā ti akkharalekhā*)」とある。

- (7) 山崎元一『古代インド社会の研究』pp.174~175を参照。しかも当時の商業や手工業にはセーニ (*seni*)、プーガ (*pūga*) と呼ばれる職業団体も形成されていたという。中村元『インド古代史(上)』p.349以降、山崎元一『古代インド社会の研究』p.176を参照。

[2-3] これまた当然のことであるが、ジャナパダに住む人たちにはさまざまな氏姓 (*gotta*) ⁽¹⁾、名前 (*nāma*) があつた。すでに上記で紹介した資料(本章【3】 [2] [2-1]) の中では、ジャナパダ第一の女性を捜し求めている男性に、人々がその女性の名前と氏姓 ⁽²⁾ を尋ねている。

ところで氏姓に関しては、

氏姓に2つの氏姓がある。卑しい氏姓と貴い氏姓とである (*hīnañ ca gottam ukkaṭṭhañ ca gottam*)。卑しい氏姓とはコーシヤ氏姓 (*Kosiyagotta*) ⁽³⁾、バーラドゥヴァージャ氏姓 (*Bhāradvājagotta*) ⁽⁴⁾ で、諸ジャナパダにおいて (*janapadesu*)、軽侮卑蔑され、尊敬されないもの、これらを卑しい氏姓と名づける。貴い氏姓とはゴータマ氏姓 (*Gotamagotta*) ⁽⁵⁾、モッガッラーナ氏姓 (*Moggallānagotta*)、カッチャーナ氏姓 (*Kaccānagotta*)、ヴァーシッタ氏姓 (*Vāsiṭṭhagotta*) ⁽⁶⁾ で、諸ジャナパダにおいて (*janapadesu*)、軽侮卑蔑されず、尊敬されるもの、これらを貴い氏姓と名づける。

Vinaya 「波逸提 002」 (vol.IV p.006)

というものがある。

また名前に関しても、

名前に2つの名前がある。卑しい名前と貴い名前とである (*hīnañ ca nāmaṃ ukkaṭṭhañ ca nāmaṃ*)。卑しい名前とはアヴァカンナカ (*Avakaṇṇaka*)、ジャヴァカンナカ (*Javakaṇṇaka*)、ダニッタカ (*Dhaniṭṭhaka*)、サヴィッタカ (*Saviṭṭhaka*)、クラヴァッダカ (*Kulavaḍḍhaka*)⁽⁷⁾ [等の名前があり、そうした名前は] 諸ジャナパダにおいて (*janapadesu*)、軽侮卑蔑され、尊敬されざるもの、これらを卑しい名前と名づける。貴い名前とは仏と結ばれ、法と結ばれ、僧と結ばれ、諸ジャナパダにおいて (*janapadesu*) 軽侮卑蔑されず、尊敬されるもの、これらを貴い名前と名づける。

Vinaya 「波逸提 002」 (vol.IV p.006)

とされている。

- (1) 『国家の起源と伝承』 (p.060) に、さまざまな集団を特殊な親族集団によって統合しようとする動きのなかでは、ゴートラに関する言及が最も多い、後代の文献によると一部のクシャトリヤ—アングカ=ヴリシュニ族、シャーキヤ族、リッチャヴィ族などがゴートラ名を採用し、氏族の内部の家族を区別した、などと述べている。
- (2) 名前や氏姓に対応する漢訳では、「其姓字」(『長阿含』028「布吒婆樓經」大正01 p.111下、『長阿含』026「三明經」大正01 p.105下)、あるいは「如是姓。如是名。如是生」(『中阿含』208「箭毛經」大正01 p.784下、『中阿含』209「鞞摩那修經」大正01 p.786中)とする。氏姓 (*gotta*) は「姓」、名前 (*nāma*) は「字」もしくは「名」と漢訳されているが、これに加えて『中阿含』では「生」という文字がある。これは、恐らくジャーティ (*jāti*) の翻訳と推定される。
- (3) *Pāṇini* 4-1-106 (p.200) に「カウシカ (*Kauśika*) 」とある。なおテキストの頁は *Bhāṣā-vṛtti* [*A Commentary on Pāṇini's Grammar*] , by Purushottamadeva, edited by Swami Dwarikadas Shastri , Ratna Publications, Varanasi (1971) である。吉町義男訳『サンスクリット古典梵語大文法—インド・パーニニ文典全訳』 (p.310) 参照。
- (4) *Pāṇini* 4-1-117 (p.201) に「バラドゥヴァージャ (*Bharadvāja*) 」[部族名] とある。『サンスクリット古典梵語大文法』 (p.317) 参照。
- (5) *Pāṇini* 2-4-65 (p.096) に「ゴータマ (*Gotama*) 」とある。『サンスクリット古典梵語大文法』 (p.209) 参照。
- (6) 同上書の同一偈に「ヴァシシュタ (*Vasiṣṭha*) 」とある。
- (7) *Samanta-pāsādikā* (vol.IV p.738) によれば「‘アヴァカンナカ等々’とは、ダーサに属する人々の名前である。それ故に卑しいのである (*Avakaṇṇakādi dāsānaṃ nāmaṃ hoti tasmā hīnaṃ*) 」とする。

[3] 上記のように、ジャナパダという言葉は部族の人々が足を踏み入れ、日常生活を送る場を表す。したがって個々のジャナパダには、それぞれの言語や生活慣習・風習あるいは祭儀が形成されており、またジャナパダはさまざまな階級や職業を持つ人々によって成り立っていた。端的に言えば、それぞれのジャナパダにはそれぞれの文化が形成されていたということであって、それはけっして普遍的・形式的なものではないといえることができる。

すなわちジャナパダは、地縁・血縁によって結びつけられた自然形成的なゲマインシャフト的なものであったといえることができる。これに対してラッタは政治的・人為的に形成されたゲゼルシャフト的なものであって、したがってラッタはジャナパダを人為的に分断する場合も、あるいは異質なジャナパダを統合する場合もありうるわけであって、ラッタという言葉の背後には上述したような意味での文化的なものはないということになる。

【4】 パーリ・サンスクリット聖典に見られる具体的な地名（部族名） とともに用いられる *janapada* の用例

〔0〕 以上、*janapada* の語義とこの言葉が使われる背景を調査してきた。要するに *janapada* とは人々が住み、文化を育んできた空間を意味するということができる。したがってその空間はラッタのように、人為的にきっちりと境界線によって区切られたものではないから、またさまざまなレベルで使われる可能性がある。例えば日本民族が住み文化を育んできた日本という国もジャナパダということができるし、東北地方には東北地方独自の文化があり、青森県と秋田県にも独自の県民性があるであろうし、青森県にも津軽と下北は区別されるであろう。またもっと極端なことをいえば、ある小さな町の中でも、川のこちら側と川向こうでは住む人種が異なるなどという対抗意識さえある場合がある。このようにジャナパダのさししめす範囲によって、*janapada* という言葉は「大陸」とも訳され、「国」とも訳され、「地方」とも訳され、「地域」とも訳されることになる。そこで実際にどのような用例があるかを調査してみよう。

まず最初に、具体的な地名とともに用いられるジャナパダの用例を調査する。ここでは *janapada* とともに、この具体的な地名を表す部分にもアンダーラインを施しておいた。

〔1〕 アンガ、マガダなどの 16 国を列挙する場合の「十六大国」の原語は、‘*soḷasa mahājanapadā*’である。したがってこの場合のジャナパダは「国」と訳されているわけである。

なおこの場合の ‘*janapada*’ が ‘*janapadā*’ と複数形で表されるのは、16 国を総称するのであるから何の不思議もないように思われるが、実はその一々の国を示す固有名詞も、例えば ‘*Āṅgānaṃ*’ ‘*Magadhānaṃ*’ あるいは ‘*Āṅgesu*’ ‘*Magadhesu*’ などのように複数形で表されることが多い。もし独立した国であるアンガ国あるいはマガダ国を意味するのであれば、複数形を用いる必要性はないわけであるが、不思議なことにこれが複数形で用いられるというのはどのような背景があるのであろうか。

この意味するところについては後にまとめて検討することにするが、とりあえず資料には、ジャナパダという語が複数形を取るものは実線による下線、単数形を取るものは破線による下線で表しておく。

「十六大国」は、AN.003-007-070 (vol. I p.212)、AN.008-005-042, 043, 044, 045 (vol. IV pp.252, 256, 258, 260) などでは、「16 大国 (*soḷasannaṃ mahājanapadānaṃ*) の主権者となって支配する、たとえばアンガの、マガダの、カーシの、コーサラの…… (*issarādhīpaccaṃ rajjaṃ kareyya, seyyathidāṃ Āṅgānaṃ Magadhānaṃ Kāśīnaṃ Kosalānaṃ……)*」というような文脈で、アンガ (*Āṅga*)、マガダ (*Magadha*)、カーシ (*Kāśi*)、コーサラ (*Kosala*)、ヴァッジ (*Vajji*)、マッラ (*Malla*)、チエーティ (*Ceti*)、ヴァンサ (*Vaṃsa*) ⁽¹⁾、クル (*Kuru*)、パンチャーラ (*Pañcāla*)、マッチャ (*Maccha*)、スーラセーナ (*Sūrasena*)、アッサカ (*Assaka*)、アヴァンティ (*Avanti*)、ガンダーラ (*Gandhāra*)、カンボージャ (*Kamboja*) ⁽²⁾ という具合に一つ一つの国が複数形で 16 の

国々が挙げられている。

また 16 大国ではないけれども、*DN.018 Janavasabha-s.* (vol. II p.200) では、「その時世尊は諸方の国々における (*parito parito janapadesu*) 信者たちの死んだ後の再生に関して記別された (*abbhatite kālakate uppattisu vyākaroti*)。(すなわち) カーシ、コーサラにおける (*Kāsi-Kosalesu*)、ヴァッジ、マッラにおける (*Vajji-Mallesu*) ……」という形で、チェーティ、ヴァンサ、クル、パンチャラ、マッチャ、スーラセーナなどの 10 ケ国が挙げられている。ただし別にアング、マガダ (*Anga-Magadhā*) が挙げられているから、合計では 12 ケ国ということになる。

なお「十六大国」については、「その他国篇」で一覧表を用意しているのでここでは詳しくは触れないが、上記資料の「十六大国」にはヨーナ (ヨーナカ) は含まれないけれども、これを含む漢訳資料もあるので⁽³⁾、取りあえずヨーナも「十六大国」に含まれるものとして、以下の論述を進めることにしたい。なお「四大国」は原始仏教聖典=A 文献には見いだせない。

- (1) PTS テキストの *AN.003-007-070* (vol. I p.213) には *Vaṅgāṇaṃ* とあるが、*AN.008-005-042, 043, 044, 045* (vol. IV pp.252, 256, 260) では *Vaṃsāṇaṃ* とあり、これに訂正した。
- (2) カンボージャの位置は定説をみない。水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」p.016、中村元『インド古代史(上)』p.260、塚本啓祥『初期仏教教団史』p.521、Debarchana Sarkar, *Geography of Ancient India in Buddhist Literature*, pp.212~213、『印度仏教固有名詞辞典』pp.269~270、*Dictionary of Pāli Proper Names.* (vol. I pp.527~528) を参照。
- (3) ガンダーラ (*Gandhāra*) に代えてヨーナ (*Yona*)、ヨーナカ (*Yonaka*) とする用例は、B 文献資料に 2 例を数える。1 つは *DN.018* の註釈書 *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.637) であるが、16 国を挙げず、8 国にとどまる。もう 1 つは *Cūḷaniddesa* (*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版、*MYANMAR* p.150) で、これにはカリンガ (*Kaliṅga*) も加えて 17 国を挙げている。また漢訳資料のうちヨーナが含まれるものには、マッチャ (*Maccha*)、スーラセーナ (*Sūrasena*)、ガンダーラが除かれて、『中阿含』202「持齋經」(大正 01 p.772 中) では「蘇摩」「蘇羅吒」「喻尼」、その異訳『優陂夷墮舍迦經』(大正 01 p.912 下) では「速摩」「速賴吒」「渝匿」とあり、いずれの經典もヨーナの音写「喻尼」「渝匿」を挙げる。『長阿含』004「闍尼沙經」の異訳『人仙經』(大正 01 p.213 下) ではチェーティ (*Ceti*)、ヴァンサ (*Vaṃsa*)、アヴァンティ (*Avanti*)、ガンダーラが除かれて、「奔拏」「蘇摩」「嚩帝」「夜嚩那」とあり、ヨーナカの音写「夜嚩那」を挙げる。

[2] 「十六大国」とまとめて表現されるほかにも、具体的な地名 (あるいは部族名) がジャナパダという言葉とともに用いられているケースがある。まず上述した「十六大国」に含まれる地名とともに用いられるケースを紹介する。したがってこの場合のジャナパダも「国」を指し示していると理解してよいであろう。なおこの場合も単数形で表される若干の例外を除いて、ほとんどが '*Kosalesu janapadesu*' などのように複数形で表わされる。ただしすべて *Vinaya* 資料であり、經資料は単数形表現である。

このように複数形で表される '*Kosalesu janapadesu*' を、「コーサラの諸国において」「いくつかのコーサラ国において」などと訳するのは違和感を感じるから、ここでは「コー

サラ人たちの諸ジャナパダにおいて」と訳しておく。先に整理した辞書の解説する語彙によれば、「部族・種族の土地」というのに相当するであろうか。

なおこのほかにも、もちろんジャナパダに関連する語であるが、実はもう少し検討してから訳語を与える必要があるものも存する。しかしこの一々を注意してはかえって混乱するので、取りあえずは常識的に考えて、もっとも妥当と判断される訳語をあてておくことにする。

[2-1] コーサラという地名（あるいは部族名）がジャナパダとともに表されるケースを紹介する。

そのとき一人の比丘がコーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)、サーヴァッティーに来る道中で (*Sāvatthiṃ gacchantassa antarā magge*)、羊毛を手に入れた。*Vinaya*「捨墮 016」(vol.III p.233)

爾時諸比丘共估客遊行。憍薩羅国向舍衛国。『十誦律』「尼薩耆 016」(大正 23 p.049 下)

そのときアヌルッダはコーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)、サーヴァッティーに行こうと、夕暮れにあるガーマに至った (*Sāvatthiṃ gacchanto sāyaṃ aññatarāṃ gāmaṃ upagacchi*)。 *Vinaya*「波逸提 006」(vol.IV p.017)

爾時尊者阿那律從舍衛国向拘薩羅国中路至無比丘住處村。『四分律』「單提 004」(大正 22 p.637 上) :

爾時長老阿那律從憍薩羅遊行向舍衛国到一聚落無僧坊處欲宿。『十誦律』「波夜提 065」(大正 23 p.112 下)

そのときサーリブッタはコーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)、サーヴァッティーに行く途中で、ある施食処に赴いた (*Sāvatthiṃ gacchanto yena aññataro āvasatho ten' upasaṃkami*)。 *Vinaya*「波逸提 031」(vol.IV p.070)

爾時舍利弗在拘薩羅国遊行詣此無住處村住一宿。『四分律』「單提 031」(大正 22 p.655 上)

爾時長老舍利弗從憍薩羅国遊行向舍衛国到福德舍。『十誦律』「波夜提 032」(大正 23 p.089 下)

そのとき 2 人の比丘がコーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)、大道に従って歩んでいた (*addhānamaggapaṭipannā honti*)。 *Vinaya*「大犍度」(vol. I p.092)

そのときコーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)、ある住処で、布薩の日に蛮族の恐怖を生じた (*aññatarasmiṃ āvāse tadah' uposathe savara-bhayaṃ ahosi*)。 *Vinaya*「布薩犍度」(vol. I p.112)

そのときコーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)、ウデーナ優婆塞が僧伽のために精舎を建立した (*Udenena upāsakena saṅghaṃ uddissa vihāro kārāpito hoti*)。 *Vinaya*「入雨安居犍度」(vol. I p.139)

そのときコーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)、ある住処で (*aññatarasmiṃ āvāse*)、雨安居に入った比丘たちが猛獣のために悩まされたり、捕らえられたり、殺されたりした (*vassupagatā bhikkhū vālehi ubbālā honti, gaṇhiṃsu pi paripāṭiṃsu pi*)。 *Vinaya*「入雨安居犍度」(vol. I p.148)

そのとき多数の知人や同僚の比丘たちがコーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)、ある住処で雨安居に入った (*aññatarasmiṃ āvāse vassaṃ*

upagacchimsu)。Vinaya「自恣毘度」(vol. I p.157)

時有衆多比丘在拘薩羅國。於異住處夏安居。『四分律』「自恣毘度」(大正 22 p.835 下)

そのとき多数の知人や同僚の比丘たちが、コーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)、ある住処で雨安居に入った。Vinaya「自恣毘度」(vol. I p.158, p.175, p.176)

そのときコーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)、ある住処で自恣の日に、蛮族の恐怖を生じた (*aññatarasmiṃ āvāse tadahu pavāraṇāya sa-varabhayakaṃ ahoṣi*)。Vinaya「自恣毘度」(vol. I p.168)

そのとき一人の比丘が世尊を拝謁するため、コーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)、サーヴァッティーに行こうとしていたが (*Sāvatthiṃ gacchanto*)、[その] 道中で病気となった (*antarā magge gilāno hoti*)。Vinaya「皮革毘度」(vol. I p.191)

そのとき多数の比丘たちがコーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)、大道に従って歩んでいた (*addhānamaggapaṭipannā honti*)。Vinaya「衣毘度」(vol. I p.282)

そのとき 2 人の比丘がコーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)、大道に従って歩んでいた。Vinaya「衣毘度」(vol. I p.303)

そのとき 2 人の比丘がコーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)、大道に従って歩んでいた。Vinaya「小事毘度」(vol. II p.118)

憍薩羅國有阿練兒處有二比丘在彼住。『十誦律』「雜法」(大正 23 p.273 上)

そのとき一人の比丘がコーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)、サーヴァッティーに行く道中で象に出くわした (*Sāvatthiṃ gacchantassa antarā magge hatthi pariyuṭṭhāti*)。Vinaya「小事毘度」(vol. II p.138)

である。そのすべての資料が「コーサラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kosalesu janapadesu*)」とあり、すべて律蔵資料である。

[2-2] カーシという地名(あるいは部族名)がジャナパダとともに表されるケースを紹介する。

[かつて遊女であったアッダカーシー比丘尼自身が語って] 私の収入はカーシのジャナパダの収入 (*Kāsijjanapado suṅko*) ほどもありました。Therīgāthā (p.126)

そのときカーシ人たちの諸ジャナパダに (*Kāsīsu janapadesu*)、ヴァーサバガーマと名づける[村が]あった (*Vāsabhagāmo nāma hoti*)。Vinaya「瞻波毘度」(vol. I p.312, p.313, p.314)

時有衆多比丘在伽尸國人間遊行至婆娑婆聚落。『四分律』「瞻波毘度」(大正 22 p.885 上)

そのときカーシ人たちの諸ジャナパダに (*Kāsīsu janapadesu*)、須達長者の農作村があった (*Anāthapiṇḍikassa gahapatissa kammantagāmo hoti*)。Vinaya「波逸提 084」(vol. IV p.162)

である。このうち Therīgāthā 資料には「Kāsijjanapado」とあり単数形である。したがってこの場合なら「カーシ国」と翻訳しても不自然ではない。

[2-3] ヨーナとカンボージャという名称が登場するケースを紹介する。

[世尊がアッサラーヤナに告げられた] ヨーナ、カンボージャ⁽¹⁾ および他の辺境の人々の諸ジャナパダには (*Yona-Kambojesu aññesu ca paccantimesu janapadesu*)、アーリヤ (主人) とダーサ (奴隷) との2階級だけが [住んで] いる (*dve va vaṇṇā, ayyo c' eva dāso ca*)。MN.093 *Assalāyana-s.* (「阿毘毘經」vol. II p.149)

世尊告曰。……摩納。頗聞餘尼及劍浮国有二種姓。大家及奴。大家作奴奴作大家耶。『中阿含』151「阿毘毘經」(大正01 p.664上)

佛言。若見世間人善家子爲人作奴。奴反免爲人作子不。頗波羅延白佛言。我聞月支国中有是。『梵志頗波羅延問種尊經』(大正01 p.877上)

である。ここに '*janapadesu*' と複数形が取られるのは、「ヨーナ、カンボージャおよび他の辺境の」諸ジャナパダであるからとも考えられる。したがってこれを「ヨーナ、カンボージャおよび他の辺境の国々」と翻訳することも可能である。

- (1) 『中阿含』151「阿毘毘經」では「頗聞餘尼及劍浮国有二種姓。大家及奴」とあり、「餘尼国 (*Yona*) 」と「劍浮国 (*Kamboja*) 」を挙げて、パーリ文と対応している。ところが異訳『梵志頗波羅延問種尊經』になると「頗波羅延白佛言。我聞月支国中有是」とあって、「月支国」に交替している。なお月支、すなわちクシャーナについては中村元『インド古代史(下)』(春秋社 1966) p.155以降を参照。

[3] 上記はジャナパダが「十六大国」に含まれる具体的な地名(あるいは部族名)とともに用いられている例であるが、「十六大国」以外の具体的な地名とともに用いられている場合もある。「十六大国」が「国」のすべてを表しているとすれば、これは「国」と訳すことは不都合ということになるが、「十六大国」が代表的な国16を挙げたものであって、他にも「国」と称すべき地域があったと考えれば、これも「国」と翻訳されてもよいことになる。しかしさまざまなケースが存し、実際には一つ一つを個別に判断する必要がある。

[3-1] サーキヤ (*Sākiya*)

[ナンダ比丘が釈尊に答えた] 私が家を出て来たとき、サーキヤ族のジャナパダ第一の美人が (*Sākiyāṇi janapadakalyāṇi*)、私を見て「ご主人さま、すぐにもどって来て下さい (*tuvaṇṇaṃ kho ayyaputta, āgaccheyyāsi*) 」と言いました (*avoca*)、と。後に、彼はこの言葉を思い出して、一旦は還俗しようとしたが、世尊の教えを聞いて悟りを得た。[要旨] *Udāna*003-002 (p.022)

[世尊がビンピサーラ王の問いに答えられた] ヒマヴァンタ (雪山) の中腹に (*Himavantassa passato*) ジャナパダがあり (*janapado*)、コーサラの住民 (*Kosalesu nīketina*) で、財と勇気を具えている。姓に関しては太陽の裔といい (*Ādiccā nāma gottena*)⁽¹⁾、種族に関しては釈迦族という (*Sākiyā nāma jātiyā*)。私はその家から出家した。 *Suttanipāta* vs.422, 423 (p.072)

である。

前者の文中の '*Sākiyāṇi janapadakalyāṇi*' は単数であるが、これは '*kalyāṇi*' が単数であるからである。またここには '*Sākiya-janapada*' という言葉は現れていないが、文脈からジャナパダは釈迦族の地を指すことがわかる。

後者も同様であるが、ここでは単数で '*janapado*' とされているから、文脈上は「サーキ

ヤ・ジャナパダ」と解することができよう。したがってこのジャナパダを「国」と訳するなら、「ヒマヴァンタ（雪山）の中腹に一つの国があり」ということになる⁽²⁾。

なおここには‘Kosalesu’という複数表現があり、興味深い。

(1) ādicco とする写本もある。

(2) 中村元博士は当該箇所 *janapada* を「民族」と訳されている。中村元『ブッダのことば』（岩波文庫 1958）p.074

[3-2] スナーパランタ資料を紹介する。これは単数形で表されている。

〔世尊は尊者ブンナに教えを説かれたのち、彼に「どこのジャナパダに住もうとするのか (*katarasmim janapade viharissasi*) 』という問いかけに、彼が答えて〕「スナーパランタと名づけるジャナパダが (*Sunāparanto nāma janapado*) あり、そこに私は住するでしょう」〔と答えた。そこで世尊がスナーパランタの人々が凶暴であることを論されるも、彼はそれに耐える決意を述べると、世尊は〕「あなたは忍辱を具足して、スナーパランタ人のジャナパダに住することができよう (*Sunāparantasmim janapade viharitum*) 」と告げられた。ときに尊者ブンナは世尊の説かれたところに歓喜して、座より起ち、世尊を礼拝し右繞の礼をなして、座具を収め、衣鉢を携えて、スナーパランタ人のジャナパダに向けて遊行に出た (*yena Sunāparanto janapado tena cārikam pakkāmi.*)。次第に遊行して、かのスナーパランタ人のジャナパダに到達した (*yena Sunāparanto janapado tad avasari*)。かくして尊者ブンナはスナーパランタ人のジャナパダに (*Sunāparantasmim janapade*) 住した。MN.145 *Puṇṇovāda-s.*（「教富樓那經」vol.III p.268）、SN.035-088 (vol.IV p.061)

佛告富樓那。我已略說法教。汝欲何所住。富樓那白佛言。……我欲於西方輪盧那人間遊行。佛告富樓那。西方輪盧那人兇惡輕躁弊暴好罵。……富樓那白佛言。世尊。若西方輪盧那人脫殺我者。當作是念。有諸世尊弟子當厭患身、或以刀自殺、或服毒藥、或以繩自繫、或投深坑。彼西方輪盧那人賢善智慧。於我朽敗之身以少作方便便得解脫。佛言。……汝善學忍辱。汝今堪能於輪盧那人間住止。……爾時尊者富樓那夜過晨朝。著衣持鉢入舍衛城乞食、食已還出、付囑臥具持衣鉢去、至西方輪盧那人間遊行。『雜阿含』311（大正02 p.089中）

佛告邠耨。……汝今欲所遊。邠耨白佛。唯然世尊。有一国名首那和蘭晉曰所聞欲勝欲遊彼国。佛言。彼国凶惡志懷麤戇不能柔和喜鬪亂人、假使彼国異心凶人罵詈毀辱。……邠耨白曰。我當心念言。身有六情爲之所患、厭身衆惱不淨流出、求刀爲食志唯在味、入於寂然以刀爲食。佛言。……汝能堪任以是比像。調順寂然忍辱仁賢。處於彼国隨意所欲。於是邠耨即從坐起稽首佛足右遶三匝、自詣其室。即夜蓋藏床臥安眠、明晨著衣持鉢往詣彼国、尋在其国。『佛說滿願子經』（大正02 p.502下）

以上のようにすべて単数形で表されているから、これらは「スナーパランタ国」と訳しても差し支えなさそうである⁽¹⁾。

(1) ただし、*Divyāvadāna* (ed. by B. Cowell and R. A. Neil, Cambridge, 1886) によれば、‘*Sunāparantasmim janapade*’あるいは‘*Sunāparanto janapado*’に対応するサンスクリット語形は‘*Śronāparāntakeṣu janapadeṣu*’あるいは‘*Śronāparāntakā janapadā*’ (Cowell 本 pp.038~039) と複数形となっている。

[3-3] 釈尊の誕生地であるルンビニー資料を紹介する。

〔アシタ仙人が (Asito isi) 天子 (deva) に向って喜んでいる理由を尋ねたところ、その天子は〕かの菩薩＝釈尊が誕生された。サーキヤ族のガーマに (*Sakyānaṃ*

gāme)、ルンビニーのジャナパダに (*janapade Lumbineyye*)、と答えた。[要旨]
Suttanipāṭa v.683 (p.132)

このジャナパダはルンビニーを指し、そのルンビニーは「サーキヤ族のガーマ(村)」と呼ばれているのであるから、ここではジャナパダは一つの村を指しているわけである。したがって一般的な意味での「国」と訳することは不適當である。しかしながら漢訳聖典ではこのような場合も「国」と訳することがあるのは、先に述べた通りである。

[3-4] なお以下の用例には、具体的な地名はなくただ「北方」とか「東方」という方角を示す言葉が用いられているに過ぎないが、これらも特定の場所からの方角を言っているのであるから、上記のような一例の変形ともみなされうるのであろう。

[王舎城にて、プクサーティ (*Pukkusāti*) が一面識もない世尊に告げて] 北方の諸ジャナパダのなかに (*uttaresu janapadesu*)、サーヴァッティーと名づけるナガラがある。そこには現に、かの世尊・阿羅漢・正等覚者が住されている、と。 *MN.140 Dhātuvibhaṅga-s.* (「界分別経」 vol.Ⅲ p.238)

[天人が螺髻梵志バーヒヤに答えて] 北方の諸ジャナパダに (*uttaresu janapadesu*)、サーヴァッティーと名づけるナガラがある。そこには世尊・阿羅漢・正等覚者が住されている、と。 *Udāna001-010* (p.007)

これらはサーヴァッティーというナガラが北方の諸ジャナパダにあるとされているが、次は東方の諸ジャナパダにサーヴァッティーと名づけるナガラがある、とされている。

[マハーカッチャーヤナがアーラーマダダ婆羅門 (*Ārāmadanda brāhmaṇa*) に告げて] 婆羅門よ、東方の諸ジャナパダに (*puratthimesu janapadesu*)、サーヴァッティーと名づけるナガラがあり、そこには現にかの世尊、応供、正等覚者が住されている、と。 *AN.002-004-006* (vol. I p.066)

後者の *AN.002-004-006* の註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. II p.139) には「‘東方の諸ジャナパダに’ とは (*puratthimesu janapadesu ti*)、長老の居住地より、サーヴァッティーのジャナパダは東方に位置していた (*therassa vasanaṭṭhānato Sāvatthijānapado puratthimadisābhāge hoti*)」としている。なおこのなかでは ‘*Sāvatthijānapado*’ と、サーヴァッティー・ジャナパダは単数で表現されている。

ともかくわれわれのもつ知識からいえば、これら「北方」あるいは「東方」にあたる諸ジャナパダというのは、コーサラ人たちの諸ジャナパダに相当するわけである。

[3-5] 以上が「十六大国」以外の具体的な地名あるいは部族名が、ジャナパダとの合成語として、あるいはジャナパダと関連して使われているケースである。この中には、サーキヤやスナーパランタという「国」と扱ってよいとも思われるケースもあるけれども、ルンビニーという村レベルの区域までの広さをジャナパダと表現していることがあることが確認される。したがって辞書的な語彙としては、ジャナパダに「村」も入ることになる。

[4] 次に参考のために、若干のサンスクリットの原始仏教聖典文献について、具体的な地域名(部族名)と共に用いられた *janapada* の用例を調査してみよう。

サンスクリット文献においても「十六大国」に含まれる国名や、これに含まれないが国を表すと思われる地名(部族名)、あるいは漠然とした地域名を示すと思われる用例がある。

以下、マガダ、カーシ、コーシャラ、ヴリジ、マルラ、南パンチャラ、シューラセーナ、シャーキヤ、ハイマヴァタの順に紹介する。

なおここでも複数形には実線の下線、単数形には破線の下線を付しておく。

[4-1] まずマガダ (*Magadha*) 資料を紹介する。

世尊は比丘たちとともに、マガダ人たちの諸ジャナパダを (*Magadheṣu janapadeṣu*) 遊行して、パートリ村と王舎城の中間 (*antarā ca Pāṭaligrāmakam antarā ca Rājagṛham*)、ヴェーヌヤシュティカー (竹園、*Veṇuṣaṭṭikā*) の近くの王の住居 (*Rājagāraka*) に住された。 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.134)

世尊はマガダの人々の諸ジャナパダを (*Magadheṣu janapadeṣu*) 遊行して、パートリ村に到り、パートリ村のパートラカ・チェーティヤに (*Pāṭalake caitye*) 住された。 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.136)

即嚴衣鉢與諸大衆侍從世尊路由摩竭次到巴陵弗城、巴陵樹下坐。『長阿含 002』「遊行經」 (大正 01 p.012 上)

[マガダの大臣ヴァルシャーカーラの伝聞] 世尊ゴータマがマガダ人たちの諸ジャナパダを (*Magadheṣu janapadeṣu*) 遊行して、パートリ村に到り、パートリ村のパートラカ・チェーティヤに住された、と。 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.150)

世尊はマガダ人たちの諸ジャナパダを (*Magadheṣu janapadeṣu*) 遊行して、ナータヴィカーに (*Nāṭavikām*) 到達された。『梵文根本有部律 I』「衣事」 (vol. I p.197)

[4-2] カーシ (*Kāśi*) 資料を紹介する。

[バドラー比丘尼 (*Bhadrā bhikṣuṇī*) の本生譚で、過去世に彼女の住んでいた長者 (*śreṣṭhin*) の家が] カーシ人のジャナパダであるヴァーラーナシー城 (*nagaram Vārāṇasī Kāśī-janapado*) であった。『梵文僧祇律 (比丘尼)』「波夜提 075」 (p.205)

佛告諸比丘尼。過去世時有城名波羅奈。『僧祇律』「(比丘尼) 波逸提 075」 (大正 22 p.529 上)

世尊はカーシ人たちのジャナパダを (*Kāśīṣu janapade*) 遊行して、カーシーパタに (*Kāśīpaṭṭam*) ⁽¹⁾ 到達された。『梵文根本有部律 I』「藥事」 (vol. I p.168)

このうち前者では「カーシ人のジャナパダは (*Kāśī-janapado*) 」とあるが、後者では「カーシ人たちのジャナパダに (*Kāśīṣu janapade*) 」とあって、‘*Kāśīṣu*’ が複数形 (L.) であるのに対して ‘*janapade*’ が単数形 (L.) となっている。この点は後に検討する。

(1) 「カーシーパタ (*Kāśīpaṭṭa*) 」を、『国訳一切経』律部 23 では、チベット文から「迦尸の市場」 (p.408) と訳されている。

[4-3] コーシャラ (*Kośala*) 資料を紹介する。

世尊は随意の間カピラヴァストゥ城に (*Kapilavastusmin nagare*) 住されたのち、コーシャラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kośaleṣu janapadeṣu*) 遊行へ出発された ⁽¹⁾。『梵文僧祇律 (比丘尼)』 (p.006)

如大愛道出家線經 ⁽²⁾ 中廣說。『僧祇律』「(比丘尼) 波羅夷 001」 (大正 22 p.514 中)

そのときゴータマ姓の女性マハープラジャーパティーはチャンダーとチャンダカパラーとダーサチャンダーとチャンダカの母と、500 人の釈迦族の女性と共に、まさに自分勝手に髪を剃り落し、カーサーヤ (袈裟衣) や衣服 (上衣) を身に被って、……コーシャラ人たちの諸ジャナパダにおいて (*Kośaleṣu janapadeṣu*) 遊行しつつある世尊を背後か

ら追隨した。ときに世尊は500人の比丘たちと共に、コーシヤラ人たちの諸ジャナパダを (*Kośaleṣu janapadeṣu*) 遊行して、コーシヤラ人たちのシュラーヴァスティ城に入られた (*yena Kośalānāṃ Śrāvastī-nagaram tad avasāri*)。そこに到達して祇樹給孤独園に住された。(3)『梵文僧祇律(比丘尼)』(p.006)

如大愛道出家線經(4)中廣說。『僧祇律』「(比丘尼)波羅夷001」(大正22 p.514中)

比丘尼たちはコーシヤラ人たちの諸ジャナパダから (*Kośalehi janapadehi*) 遊行して、[ある]村の住所で (*grāma-vāsake*)、[ある]住居に到着した。『梵文僧祇律(比丘尼)』「波夜提117」(p.264)

比丘尼たちはコーシヤラ人たちの諸ジャナパダから (*Kośalehi janapadehi*) 遊行して、ある村の住所で (*anyatarasmiṃ grāma-vāsake*)、[ある]住居に到着した。『梵文僧祇律(比丘尼)』「波夜提117」(p.264)

- (1) パーリ律蔵では、次のようになっている。*Vinaya*「比丘尼毘度」(vol. II p.253)に「ときに世尊は随意の間カピラヴァットゥに (*Kapilavattthusmiṃ*) 住されたのち、ヴェーサーリーへ向けて遊行に出発された (*yena Vesāli tena cārikaṃ pakkāmi*)」とあり、これに相応する『四分律』「比丘尼毘度」(大正22 p.922下)では「爾時世尊從釋迦瘦。與千二百五十弟子人間遊行。往拘薩羅國」、また『五分律』「比丘尼法」(大正22 p.185下)では「佛從迦維羅衛與大比丘衆千二百五十人俱。遊行人間。……佛漸遊行到舍衛城」とある。

なお詳細については、森章司・本澤綱夫「[論文10] *Mahāpajāpatī Gotamī* の生涯と比丘尼サンガの形成」(本「モノグラフ」【個別研究篇Ⅱ】第10号) pp.031~034を参照されたい。

- (2) 「大愛道出家線經」、すなわち『中阿含』116「瞿曇彌經」(大正01 p.605中)には「彼時世尊於釋迦瘦受夏坐竟補治衣訖過三月已。攝衣持鉢遊行人間」とある。
- (3) パーリの律蔵では、*Vinaya*「比丘尼毘度」(vol. II p.253)に「[世尊は]次第に遊行してヴェーサーリーに到達されて、ここに世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂に住された (*Vesā- liyaṃ viharati Mahāvane Kūṭāgārasālāyaṃ*)」とあり、これに相応する『四分律』「比丘尼毘度」(大正22 p.922下)では「[世尊]從拘薩羅還至舍衛國祇桓精舍」となっている。

- (4) 註(2)参照

[4-4] ヴリジ (*Vṛji*) 資料を紹介する。

ヴァルシャカーラよ、あるとき私 [=世尊] がヴリジ人たちの諸ジャナパダのなかのチャーパーラ霊廟にいたときであった (*Vṛjiṣu janapadeṣu viharāmi Cāpāle caitye*)。 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.106)

我昔嘗往到越祇國。國有急疾神舍。我止頓其中。白法祖訳『仏般泥洹經』(大正01 p.160中)

昔吾一時曾遊越祇止(1)躁神舍。失訳『般泥洹經』(大正01 p.176上)

世尊はヴリジ人たちの諸ジャナパダを遊行して (*Vṛjiṣu janapadeṣu caryāṇ caran*)、ナーディカに (*Nādikām*) 到り、ナーディカのクンジカーに (*Kuñjikāvasathe*) 住された。 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.162)

路由跋祇到那陀村止憊椎處。『長阿含』002「遊行經」(大正01 p.013上)

世尊はヴリジ人たちの諸ジャナパダを遊行して (*Vṛjiṣu janapadeṣu caryāṇ caran*)、ヴァイシャーリーに (*Vaiśālīm*) 到り、ヴァイシャーリーのアームラパーリー林に (*Āmrāpālivanē*) 住された。 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.172)

路由跋祇到毘舍離坐一樹下。『長阿含』002「遊行經」（大正 01 p.013 中）

世尊はヴリジ人たちの諸ジャナパダを遊行して (*Vṛjiṣu janapadeṣu caryān caran*)、ヴェーヌ村に (*Veṇugrāmakam*) 到達し、ヴェーヌ村では北方に位置する村の所有するシンシャパー林に (*śiṃṣapāvane*) 住された。 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.190)

路由跋祇至彼竹林。『長阿含』002「遊行經」（大正 01 p.014 下）

世尊はヴリジ人たちの諸ジャナパダを遊行して (*Vṛjiṣu janapadeṣu caryān caran*)、ヴァイシャーリーに到達し、ヴァイシャーリーの獼猴池の岸边にある重閣講堂に (*Markkaṭahradatire Kūṭāgāraśālāyām*) 住された。 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.202)

世尊はヴリジ人たちの諸ジャナパダを遊行して (*Vṛjiṣu janapadeṣu caryān caran*)、クシタ村に (*Kuṣṭhagrāmakam*) 到達し、クシタ村では北方に位置する村の所有するシンシャパー林に住された。 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.228)

世尊はヴリジ人たちの諸ジャナパダを遊行して (*Vṛjiṣu janapadeṣu caryān caran*)、ヴァイシャーリーに到達し、ヴァイシャーリーの獼猴池の岸边にある重閣講堂に住された。『梵文根本有部律 I』「薬事」 (vol. I p.136)

(1) 大正新脩大藏經には「正」とあるが、元本、明本により「止」をとる。

[4-5] マッラ (*Malla*) 資料を紹介する。

世尊はマッラ人たちの諸ジャナパダを (*Mallesu janapadeṣu*) 順次に遊行して、パーパーに (*Pāpām*) 到達された。パーパーではジャルーカー叢林に (*Jalūkāvanaṣaṇḍe*) 住された。 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.252)

路由末羅 (1) 至波婆城闍頭園中。『長阿含』002「遊行經」（大正 01 p.018 上）

世尊はマッラ人たちの諸ジャナパダを (*Mallesu janapadeṣu*) 遊行して、パーパーとヒラニヤヴァティーとの間で (*tatrāntarā ca Pāpam antarā ca nadīm Hiranyavatīm*)、道を退かれた。 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.264)

即與比丘僧。從華氏国 (2)。至鳩夷那竭国。佛道得病。下道止坐。白法祖訳『仏般泥洹經』（大正 01 p.168 上）

世尊はヒラニヤヴァティー河とクシナガリーとの中間で (*antarā ca nadīm Hiranyavatīm antarā ca Kuśinagarīm*)、マッラ人たちの諸ジャナパダを (*Mallesu janapadeṣu*) 遊行されながら、歩いて行く途中で道を退かれて、阿難に告げられた。 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.286)

世尊はマッラ人たちの諸ジャナパダを (*Mallesu janapadeṣu*) 遊行して、クシナガリーに到達された。クシナガリーではマッラ族の所有するウパヴァルタナのシャーラ林の双樹に (*Mallānām Upavartane Yamakaśālavane*) 住された。 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.294)

世尊はマッラ人たちのジャナパダを (*Mallesu janapade*) 遊行して、パーパーに到達された。『梵文根本有部律 I』「薬事」 (vol. I p.169)

このうちで最後の資料だけは「マッラ人たちのジャナパダを (*Mallesu janapade*) 」とあって、*Malla* の複数形 (L.) に対して *janapada* が単数形 (L.) となっている。この点は後に検討する。

(1) 由末羅とは、マッラにおいて、の意。「由」は Locative を示す。中村元『遊行經』 p.139 を

参照。

(2) 華氏国とは、マッラ国の意。中村元『遊行経』p.402 参照。

[4-6] 南パンチャラ (*Dakṣiṇapamcāla*) 資料を紹介する。

世尊は南パンチャラ人のジャナパダを遊行して (*Dakṣiṇapamcāle janapada-cārikāṃ caran*)、アヨーディヤーに (*Ayodhyām*) 到達された。『梵文根本有部律 I』「薬事」(vol. I p.034)

時阿難陀聞佛教已。即隨佛後。遊行人間。至無能敵国。『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.048 下)

ここでの南パンチャラ・ジャナパダは単数形である。

[4-7] シューラセーナ (*Śūrasena*) 資料を紹介する。

[世尊は] シューラセーナ人たちの諸ジャナパダを (*Śūraseneṣu janapadeṣu*) 遊行して、マトウラーに (*Mathurām*) 到達された。『梵文根本有部律 I』「薬事」(vol. I p.013)

爾時世尊。於勇軍人間遊行。漸至末土羅城。『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.042 下)

世尊はシューラセーナ人たちの諸ジャナパダを (*Śūraseneṣu janapadeṣu*) 遊行して、ヴァイランブヤに (*Vairambhyam*) 到達された。『梵文根本有部律 I』「薬事」(vol. I p.023)

爾時世尊。於勇軍聚落。人間遊行。至鞞闍底城。『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.045 上)

シューラセーナ・ジャナパダは複数形が使われている。

[4-8] シャーキヤ資料を紹介する。

[ヴィルダカ王は (*rājā Virūdhako*) 釈迦族を殺害して、釈迦族の少女たち⁽¹⁾を引き連れて舍衛城に帰還し (*Śākiya-kanyāyo ādāya Śrāvastīm pratigataḥ*)、王は繰返し言った]「私にグラーマの棘(敵たち)が、[すなわち] 釈迦族のジャナパダの棘(敵たち)が殺された (*nihatā me grāma-kaṇṭakāḥ, Śākiya-janapada-kaṇṭakāḥ*)。私に敵対する者、対抗する者は殺された (*nihatā me pratyarthikāḥ pratyamitrāḥ*)。すなわち釈迦族と釈迦族の子たちは[殺された]」と (*yad idam Śākiyāḥ Śākya-putrā iti*)。『梵文僧祇律(比丘尼)』(p.129)⁽²⁾

ここでは複数形が用いられているが、これは「棘(敵たち)」が複数であることにもよるであろう。

(1) チャールー (*Cārū*)、ウパチャールー (*Upacārū*)、シュマナー (*Śumanā*)、マノーハラー (*Manoharā*)、サーラヴァティー (*Sālavatī*)、アバヤー (*Abhayā*) の名前を挙げる。

(2) 『僧祇律』「(比丘尼)僧残 006」(大正 22 p.519 上)には「復次流離王伐迦維羅衛国。應廣説」とある。なお『四分律』「衣毘度」(大正 22 p.860 中)、『五分律』「衣法」(大正 22 p.140 下)ほか、『増一阿含』034-002(大正 02 p.690 上)などに流離王が釈迦族を滅ぼす物語があるが、上記のような記述は見当たらない。

[4-9] ハイマヴァタ (*Haimavata*) 資料を紹介する。

[世尊が告げられて] 雪山地方に住む人たち(ハイマヴァタ)の諸ジャナパダでは (*Haimavateṣu janapadeṣu*)、プーラー (*pūlā*) が着用されるべきである、と。『梵文根本有部律 II』「皮革事」(vol. II p.178)

佛言。有寒雪處應著富羅。『根本有部律』「皮革事」(大正 23 p.1057 上)

[ウパーリ⁽¹⁾ が世尊に] 雪山地方に住む人たち（ハイマヴァタ）の諸ジャナパダは（*Haimavatā janapadāḥ*）、どのような所ですか。[世尊は彼に答えられて] そこは水の器を凍らせる所である（*yatrodakasthālakam śyāyati*）、と。『梵文根本有部律Ⅱ』「皮革事」（vol.Ⅱ p.178）

具壽鄔波離白世尊曰。……何者是寒雪国。佛言。椀中盛水凍者。是寒雪處。『根本有部律』「皮革事」（大正 23 p.1057 中）

ハイマヴァタ・ジャナパダは複数形が用いられている。

(1) 梵文は「ウダーリン（*Udālin*）」とあるが、漢訳『根本有部律』の「鄔波離」により読み替えた。

[4-10] 以上が管見されたところの、サンスクリットの原始仏教聖典における具体的な地域名（部族名）と共に用いられた *janapada* の用例である。ここで扱ったサンスクリット文献はパーリ聖典に比べるとはるかに少ないに拘わらず、サンスクリット資料の方がパーリ資料よりもはるかに豊富である。なぜそうなのかは検討を要するが、現在のところその結論を得ていない。

またジャナパダの規模という視点から見れば、十六大国に含まれるマガダ、コーシャラをはじめとしてカーシ、ヴリジ、マッラ、南パンチャラ、シューラセーナという国のほか、十六大国に含まれないシャーキヤ族の国や、ハイマヴァタ（雪山）のように漠然とした地域をジャナパダと表現している場合もあることがわかる。

[5] さてここで先に提起しておいたジャナパダを表す場合の複数表記と単数表記の問題を考えてみよう。

[5-1] まず [1] で紹介した「16 大国」が '*soḷasannaṃ mahājanapadānaṃ*' と複数形で示されるのは、「諸方の国々（*parito parito janapadesu*）」⁽¹⁾ と同じように、複数の国を指すのであるから何の不思議もないというべきかも知れない。しかしながらその国々の一つ一つであるアングアやマガダが *Aṅgānaṃ*、*Magadhānaṃ* というように複数形で表されるのはなぜであろうか。これらは *Aṅga-janapada* あるいは *Magadha-janapada* となるべきであると考えられるのであるが、ここでは *Aṅga-janapadā* あるいは *Magadha-janapadā* となっていることになるからであって、したがって '*soḷasannaṃ mahājanapadānaṃ*' と「十六大国」が複数形で示されるのは、あながち 16 という数字によるものではないようにも考えられる。

そして実際に [2] [4] で示した資料には、'*Kosalesu janapadesu*' とか '*Kāśisu janapadesu*' というように表されている。そしてこのような形で現れるのは、サンスクリット文献を含めて、雪山地方（*Haimavata*）を除けば、コーサラ、カーシ、マガダ、ヴァッジ、マッラ、スーラセーナなどすべて十六大国と称される「大（*mahā*）」がつく国である。

これに対してジャナパダが単数形で表されるのは [2] [3] [4] を通して、国と理解できるとしても、サーキヤ、スナーパランタ、南パンチャラなどの 16 大国以外の国であり、その他はルンビニー村、あるいはサーヴァッティー城などであって、「村」「市」というべき場所である。このうちサーキヤは現実的にはコーサラの属国であり、南パンチャラはパンチャラの一部であって、そういう意味では「大国」と把握することはできない。またスナーパランタは詳らかにしないが、少なくとも「大国」とは認識されていなかったことは明

らかである。

ただし [2-2] で紹介した用例の中に、「十六大国」に含まれるカーシが単数形で表されている *Therīgāthā* の用例があるが、これは収入 (*suṅka*) を形容しているからであり⁽²⁾、また [4-2] のなかの『梵文僧祇律 (比丘尼)』「波夜提 075」の用例もジャナパダが指す具体的な地名はヴァーラーナシーという都市名であるからである。しかし [4-2] の『梵文根本有部律 I』「薬事」の用例 ‘*Kāśiṣu janapade*’ や [4-5] の『梵文根本有部律 I』「薬事」 ‘*Malleṣu janapade*’ のように、文法的に整合性が見いだしがたいものがあるが、これは文献の伝承上で何らかの齟齬が生じたものであろう。

このように考えると、ジャナパダが複数形で表されるのは「大国 (*mahā-janapada*)」という認識がある国であって、これらの「大国」は、複数の「普通の国」、あるいはジャナパダとしては規模の小さい、例えば部族よりも下位概念の氏族によって形成された「ジャナパダ」が集まってでき上がったものと認識が持たれていたのではないかと思われる。たとえばサーキヤ国は普通の国であり、単独の氏族によって形成されたジャナパダであるが、コーサラはそのような普通の国を統合して成立した国であって、だから「大国」と呼ばれるということではないかということである。

換言すれば、「普通の国」はいくつかのニガマ (町) やガーマ (村) がひとかたまりになってナガラ (都市) が形成され、このナガラが1つないしは2つ3つ集まって形成されるような「国」であり、たとえばサーキヤ国はカピラヴァットゥやデーヴァダハ⁽³⁾ などのナガラやニガマが集まって形成されるようなものである。これらナガラも、ニガマも、ガーマでさえも ‘*janapada*’ と呼ばれるのであるが、‘*janapada*’ が「国」を表すときには、前述のような規模になるのではないかということである。これに対して ‘*mahā-janapada*’ としての「大国」は、サーキヤやコーリヤやそのほか、舎衛城やサーケートなどを中心としたジャナパダがさらに複数集まってコーサラを形成するようなものであったのではないかと思われる。

- (1) *DN.018 Janavasabha-s.* (『闍尼沙経』 vol. II p.200) 註釈書 *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.637) には「諸方の国々」とは、あまねく周辺の諸ジャナパダに、である (*parito parito janapadesu ti samantā sāmāntā janapadesu*) とある。なお同註釈書の破線箇所には *samantā samantā* とあるが、同復註 (vol. II p.261) では *samantā sāmāntā* とするので、これを採用した。
- (2) なお *Therīgāthā-aṭṭhakathā* (p.032) ではこの箇所を註釈して、*Kāśiṣu janapadesu bhavo suṅko Kāsijanapado* とある。またこの註釈書によると、当時のカーシ・ラッタの王には1日1千量 (*sahassamatta*) という額が税収としてあった。そこで遊女としての彼女の値段が同額であることから、人々は彼女を「カーシー (*kāsi*)」と呼んだ。しかし人々には彼女に全額を払う財力がなく、その半分の支払い額で楽しんでいたので、彼女を「アッダ・カーシー (*aḍḍhakāsi*)」と呼んでいたと、その名の由来を述べている。
- (3) 例えば *SN.022-002* (vol. III p.005) には「デーヴァダハと名づけるサキヤ人たち (=Sākiya) のニガマ (*Devadahan nāma Sakyānaṃ nigamo*)」とある。なお本論文に後述する【5】 [2] [2-2] p.129 以降の用例を参照。

[5-2] もっとも規模の大小に拘わらず「大国」といえども一つの「国」であって、複数形で表されるような筋合いはないと考えられもするが、原始仏教時代には一般的に「国」は統一的な統治機能を有する組織体にまでなってはならず、単に部族を等しくし、言語や文化

を共通にするという程度のゆるやかな統合体であったからであって、われわれが東北地方と言ったり、関東地方と言ったりするような感覚であったものと考えられる。東北地方には青森県や岩手県などがあって、東北地方と言っても一つの組織的なものとは考えず、そこにはいくつかの地域・地区を含むものを想像するのと同様である。ところがもしこれが道州制が採用されて、東北地方が一つの組織体になれば、これは立派な単数形で表されうる「国」になることになる。インドにおいても釈尊以降は徐々に王制国家が発達して、大規模な王国が形成されることになるが、後述するように、その時には16大国は‘mahājanapadā’と認識される代わりに、明確な一つの‘raṭṭha’（王国）と認識されるようになるのである。

〔5-3〕なお〔4-9〕で紹介した用例のハイマヴァタも複数形で表されているが、これは漠然と「雪山地方」を表したもので、もちろんこれも複数のジャナパダがあることが認識されているからである。

〔5-4〕なお「十六大国」には王制であったと考えられるコーサラやマガダも、部族共和制をとっていたと考えられているヴァジジもマッラも等しく含まれている。前述したように、ジャナパダは自然形成的な文化的背景を持つゲマインシャフト的な言葉であって、その統治形態には関係がないからである。

またジャナパダには中央にある国だけでなく、ハイマヴァタとかヨーナカ、カンボージャなどのガンジス川中流域地方から離れたいわば辺境の地も含まれている。要するにこれらの地方は中インドとは気候・風土も文化背景も異にしていたであろうが、だからこそジャナパダと呼ばれうるということができる⁽¹⁾。

- (1) ハイマヴァタには特殊な風俗があったことは次の記述が示している。世尊が「プーラー (pūḷā、富羅)」の着用を許可されたり（『梵文根本有部律Ⅱ』「皮革事」vol.Ⅱ p.178）、「そこでは水の器が凍る (yatrodakasthālakam śyāyati)」（『梵文根本有部律Ⅱ』「皮革事」vol.Ⅱ p.178）と答えられているところから寒冷地であることが推定される。プーラー (pūḷā) は「富羅」のほか、「布羅」「福羅」とも音写され、短靴をいう。このほか『五分律』「皮革法」（大正22 p.146下）、『僧祇律』「尼薩耆波夜提024」（大正22 p.318中）などにも散見される。なおこの制戒因縁の地は「ナイヴァーラ (Naivāla)」（『梵文根本有部律Ⅱ』「皮革事」vol.Ⅱ p.178）が舞台となっている。これに対応する漢訳の『根本有部律』には「泥婆羅国 (Nepāla)」（大正23 p.1042上）とあるので、Naivāla とは Nepāla（現在のネパール）と推定される（F. Edgerton, *Buddhist Hybrid Sanskrit Dictionary* p.313 参照）。

【5】具体的な地名のみで *janapada* が省略されている用例

〔0〕以上の考察から、「コーサラ国を遊行する」という場合の「コーサラ国」は単数では表されずに一般的に複数形で表されるのは、「コーサラ人たちの住む諸々のジャナパダを遊行する」というように、ここには複数のジャナパダ（土地土地）が予想されていることが明らかになった。

そして以上に紹介したのは、‘Kosalesu janapadesu’ というように、地名あるいは部族名に ‘janapada’ という言葉が添えられ、それらが「コーサラ人たちの住む土地土地」を表

すと明瞭に判断されるケースであった。しかしながら原始仏教聖典にはたとえば経律の始まりの部分で、一般的な表現で言えば、「世尊がコーサラ国の何々村におられたときのこと」という場合や、世尊が「コーサラ国を遊行されて、コーサラ国の何々村に行かれた」というような場合の「コーサラ国」にあたる部分に、‘*janapada*’という言葉が添えられずに、‘*Kosalesu*’というような言葉のみで使われるケースも数多く見いだされる。

この場合の「コーサラ」も複数形であるから、ある一つの統治組織を有する「国家」が想定されているのではなく、‘*janapada*’という語の複数形が省略されたものと解される。したがってこの場合の‘*Kosalesu*’は「コーサラ国」と訳するのは適当ではなく、以下には「コーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕」と訳しておいたが、「コーサラ人たちの住む土地土地」とでも訳せばもっとも現実に合致するであろう。漢訳ではこれが「人間」にあたるわけである。

ともかく、このような用例を次に紹介する。ここでも複数形には実線の下線、単数形には破線の下線を付しておく。

[1] まず「十六大国」に含まれる国のケースを紹介する。ただし一つの文章中に、複数の地名あるいは部族名が含まれる場合があるので、それは別に紹介する。

[1-1] アンガ (*Āṅgānam*) 資料を紹介する。

〔世尊は〕 アンガ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕 アッサプラという名のアンガ人たちのニガマに住された (*Āṅgesu viharati Assapuraṃ nāma Āṅgānam nigamo*) 。
MN.039 Mahāssapura-s. (「馬邑大経」 vol. I p.271)

〔世尊は〕 アンガ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕 アーパナという名のアンガ人たちのニガマに住された (*Āṅgesu viharati Āpaṇaṃ nāma Āṅgānam nigamo*) 。
SN.048-050 (vol. V p.225)

〔世尊は〕 アンガ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行されて……チャンパー〔・ナガラ〕に到着された。まさに世尊はチャンパーのガッガラ・ポッカラニー岸辺に住された (*Āṅgesu cārikaṃ caramāno……yena Campā tad avasari. tatra sudam Bhagavā Campāyaṃ viharati Gaggarāya Pokkharaniyā tīre*) 。
DN.004 Soṇadaṇḍa-s. (「種徳経」 vol. I p.111)

[1-2] マガダ (*Magadha*) 資料を紹介する。

〔舍利弗は〕 マガダ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕 ナーラカ・ガーマカに住した (*Magadhesu viharati Nālakagāmake*) 。
SN.038-001 (vol. IV p.251)

〔世尊は〕 マガダ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕 アンダカヴィンダ〔・ガーマ〕⁽¹⁾に住された (*Magadhesu viharati Andhakavinde*) 。
SN.006-002-003 (vol. I p.154)

〔世尊は〕 マガダ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕 パンチャサーラー婆羅門村に住された (*Magadhesu viharati Pañcasālāyaṃ brahmaṇagāme*) 。
SN.004-002-008 (vol. I p.113)

〔世尊は〕 マガダ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕 ダッキナーギリのエーカーサーラー婆羅門村に住された (*Magadhesu viharati Dakkhināgirisimh Ekanālāyaṃ brah-*

maṇagāme)。SN.007-002-001 (vol. I p.172)

〔世尊は〕マガダ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕マートゥラー〔・ナガラ〕
(2) に住された (Magadhesu viharati Mātulāyaṃ)。DN.026 *Cakkavattisihanāda-s.*
(「轉輪聖王師子吼經」 vol. III p.058)

〔世尊は〕マガダ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行されて、ラージャガハに到着
された (Magadhesu cārikaṃ caramāno yena Rājagahaṃ tad avasari)。MN.140
Dhātuvibhaṅga-s. (「界分別經」 vol. III p.237)

〔世尊は〕マガダ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行されて……カーヌマタと名づ
けるマガダ人たちの婆羅門村に到着された。そこで世尊はカーヌマタ〔婆羅門村〕に住
された (Magadhesu cārikaṃ caramāno……yena Khānumataṃ nāma Magadhānaṃ
brāhmaṇa-gāmo tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Khānumate viharati Ambalaṭ-
ṭhikāyaṃ)。DN.005 *Kūṭadanta-s.* (「究羅壇頭經」 vol. I p.127)

〔世尊は〕マガダ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行されて……パータリ・ガーマ
に到着された (Magadhesu cārikaṃ caramāno……yena Pāṭaligāmo tad avasari)。
*Udāna*008-006 (p.085)

〔私、即ち世尊は〕マガダ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を次々に遊行して、ウルヴェー
ラーのセナー・ニガマに到着した (Magadhesu anupubbena cārikaṃ caramāno yena
Uruvelā Senānigamo tad avasariṃ) (3)。MN.026 *Ariyapariyesana-s.* (「聖求經」
vol. I p.166)

(1) アンダカヴィンダの規模を示す属性は、註釈書 *Sārattha-pakāsinī* (vol. I p.220) によれば、
Andhakavindan ti evaṃnāmaka gāmaṃとあって、その規模を示す属性はガーマ (gāma)
とする。

(2) 註釈書 *Sūmaṅgala-vilāsinī* (vol. III p.845) には、Mātulāyaṃ ti evaṃnāmake nagare.とあ
って、その規模を示す属性はナガラ (nagara) とする。

(3) この文章は世尊自身が成道後に向った地を後に回想して語られたものである。

[1-3] カーシ (Kāsi) 資料を紹介する。

〔世尊は〕カーシ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行された……ときに世尊はカー
シ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を次々に遊行して、キーターギリと名づけるカーシ人
たちのニガマに到達された。そこで世尊はキーターギリというカーシ人たちのニガマに
住された (Kāsisu cārikaṃ carati……atha kho Bhagavā Kāsisu anupubbena cārikaṃ
caramāno yena Kīṭāgiri nāma Kāsināṃ nigamo tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā
Kīṭāgirisimhi viharati Kāsināṃ nigame)。MN.070 *Kīṭāgiri-s.* (「枳咤山邑經」 vol. I
p.473)

[1-4] コーサラ (Kosala) 資料を紹介する。

〔クマーラ・カッサパは〕コーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して……セー
タヴィヤーと名づけるコーサラ人たちのナガラに到着した。そこでクマーラ・カッサパ
はセータヴィヤーの北方にあるセータヴィヤーのシンサパー・ヴァナに住した
(Kosalesu cārikaṃ caramāno……yena Setavyā nāma Kosalānaṃ nagaraṃ tad
avasari. tatra sudaṃ āyasmā Kumāra-kassapo Setavyāyaṃ viharati uttarena Setavyā
Simsapā-vane)。DN.023 *Pāyāsi-s.* (「弊宿經」 vol. II p.316)

〔世尊は〕 コーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して……ケーサプッタと名づけるカーラーマ人たちのニガマに到着された（*Kosalesu cārikaṃ caramāno……yena Kesaputtaṃ nāma Kālāmānaṃ nigamo tad avasari*）。AN.003-007-065 (vol. I p.188)

〔世尊は〕 コーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して……ダンドカッパカと名づけるコーサラ人たちのニガマに到着された（*Kosalesu cārikaṃ caramāno……yena Daṇḍakappaṃ nāma Kosalānaṃ nigamo tad avasari*）。AN.006-006-062 (vol. III p.402)

〔世尊は〕 コーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して……ナラカパーナと名づけるコーサラ人たちのニガマに到着された。そこで世尊はナラカパーナのパラサ・ヴァナに住された（*Kosalesu cārikaṃ caramāno……yena Naḷakapānaṃ nāma Kosalānaṃ nigamo tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Naḷakapāne viharati Palāsavane*）。AN.010-007-067 (vol. V p.122)

〔世尊は〕 コーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して……パンカダーと名づけるコーサラ人たちのニガマに到着された。そこで世尊はパンカダーに住された（*Kosalesu cārikaṃ caramāno……yena Paṅkadhā nāma Kosalānaṃ nigamo tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Paṅkadhāyaṃ viharati*）。AN.003-009-090 (vol. I p.236)

〔世尊は〕 コーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して……イッチャーナンガラと名づけるコーサラ人たちの婆羅門村に到着された。そこで世尊はイッチャーナンガラのイッチャーナンガラ・ヴァナサンダに住された（*Kosalesu cārikaṃ caramāno……yena Icchānaṅgalaṃ* ⁽¹⁾ *nāma Kosalānaṃ brāhmaṇa-gāmo tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Icchānaṅkale viharati Icchānaṅkala-vanaṣaṇḍe*）。DN.003 *Ambaṭṭha-s.*（「阿摩晝經」 vol. I p.087）、AN.005-003-030 (vol. III p.030)、AN.006-004-042 (vol. III p.341)、AN.008-009-086 (vol. IV p.340)

〔世尊は〕 コーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して……サーラヴァティカー〔・ガーマ〕 ⁽²⁾ に到達された（*Kosalesu cārikaṃ caramāno……yena Sālavatikā tad avasari*）。DN.012 *Lohicca-s.*（「露遮經」 vol. I p.224）

〔世尊は〕 コーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して……マナサーカタと名づけるコーサラ人たちの婆羅門村に到着された。そこで世尊はマナサーカタのマナサーカタ北方を流れるアチラヴァティー河の辺にあるアンバ・ヴァナに住された（*Kosalesu cārikaṃ caramāno……yena Manasākaṭaṃ nāma Kosalānaṃ brāhmaṇa-gāmo tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Manasākaṭe viharati uttarena Manasākaṭassa Aciravatiyā nadiyā tīre amba-vane*）。DN.013 *Tevijja-s.*（「三明經」 vol. I p.235）

〔世尊は〕 コーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して……サーラーと名づけるコーサラ人たちの婆羅門村に到着された（*Kosalesu cārikaṃ caramāno……yena Sālā nāma Kosalānaṃ brāhmaṇagāmo tad avasari*）。MN.041 *Sāleyya-s.*（「薩羅村婆羅門經」 vol. I p.285）、MN.060 *Apaṇṇaka-s.*（「無戲論經」 vol. I p.400）

〔世尊は〕 コーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して……オーパサーダと名づけるコーサラ人たちの婆羅門村に到着された。そこで世尊はオーパサーダのオーパサー

ダ北方に位置するデーヴァ・ヴァナ [あるいはまた] サーラ・ヴァナ ⁽³⁾ [とも称される林] に住された (*Kosalesu cārikaṃ caramāno……yena Opasādaṃ nāma Kosalānaṃ brāhmaṇagāmo tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Opasāde viharati uttarena Opasādaṃ devavane sālavane*) 。*MN.095 Caṅkī-s.* (「商伽經」vol. II p.164)

[世尊は] コーサラ人たちの住む [諸ジャナパダ] を遊行して……ヴェールドゥヴァーラと名づけるコーサラ人たちの婆羅門村に到着された (*Kosalesu cārikaṃ caramāno……yena Veḷudvāraṃ nāma Kosalānaṃ brāhmaṇagāmo tad avasari*) 。*SN.055-007* (vol. V p.352)

[世尊は] コーサラ人たちの住む [諸ジャナパダ] を遊行して……ヴェーナーガプラと名づけるコーサラ人たちの婆羅門村に到着された (*Kosalesu cārikaṃ caramāno……yena Venāgapuraṃ nāma Kosalānaṃ brahmaṇagāmo tad avasari*) 。*AN.003-007-063* (vol. I p.180)

[世尊は] コーサラ人たちの住む [諸ジャナパダ] を遊行し……ときに世尊はコーサラ人たちの住む [諸ジャナパダ] を次々に遊行して、チャンドラカッパ [・ガーマ] ⁽⁴⁾ に到着された。そこで世尊はチャンドラカッパのトーデッヤ婆羅門のアンバ・ヴァナに住された (*Kosalesu cārikaṃ carati……atha kho Bhagavā Kosalesu anupubbena cārikaṃ caramāno Caṇḍalakappaṃ tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Caṇḍalakappe viharati Todeyyānaṃ brāhmaṇānaṃ ambavane*) 。*MN.100 Saṅgārava-s.* (「傷歌邏經」vol. II p.209)

[世尊は] コーサラ人たちの住む [諸ジャナパダ] を遊行して、カピラヴァットゥに到達された (*Kosalesu cārikaṃ caramāno yena Kapilavatthu tad avasari*) 。*AN.003-013-124* (vol. I p.276)

[世尊は] コーサラ人たちの住む [諸ジャナパダ] を遊行し……ナーランダーに到着された。そこで世尊はナーランダーのパーヴァーリカのアンバ・ヴァナ ⁽⁵⁾ に住された (*Kosalesu cārikaṃ caramāno……yena Nālandā tad avasāri. tatra sudaṃ Bhagavā Nālandāyaṃ viharati Pāvārikambavane*) 。*SN.042-009* (vol. IV p.322)

(1) PTS テキストには *Ichhānaṅkalam* と校訂するが、同テキストの脚注により訂正。

(2) 註釈書 *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.395) には *Sālavatikā ti tassa gāmassa nāmaṃ* とある。

(3) 註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. III p.414) には、「‘デーヴァ・ヴァナ、サーラ・ヴァナ’とは、そこで神々たちの供犠祭が執り行われる。それ故にそれ [即ち、ヴァナ] は、デーヴァ・ヴァナとも、サーラ・ヴァナとも呼ばれる (*devavane sālavane ti tasmiṃ kira devatānaṃ balika- mmaṃ kariyati, tena taṃ devavanan ti pi sālavanan ti pi vuccati*) 」とあり、同じ林 (*vana*) を指していることになる。

(4) ナーランダー版ならびに *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版には *Caṅcalikappa* と校訂する。なお註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. III p.451) には *Caṅcalikappe ti evaṃnāmake gāme* とあって、その規模を示す属性を「村 (*gāma*) 」とする。

(5) 註釈書 *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.388) によると、「‘パーヴァーリカのアンバ・ヴァナに’とは、パーヴァーリカの所有するマンゴー樹林に、である (*Pāvārikambavane ti Pāvā- rikassa ambavane*) 」とある。また同上註釈書 (vol. III p.873) ほか、*Papañca-sūdanī* (vol. III p.052) 、*Sārattha-pakāsini* (vol. III p.208) には「‘パーヴァー

リカのアンバ・ヴァナに’ とは、ドウッサパーヴァーリカ長者の所有するマンゴー樹林に、である (Pāvārikam- bavane ti Dussapāvārika-seṭṭhino ambavane) 」ともある。なおドウッサパーヴァーリカ長者については *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. II p.1100) を参照。

[1-5] ヴァッジ (Vajji) 資料を紹介する。

〔世尊は〕 ヴァッジ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕ウッカチェーラー〔・ナガラ〕⁽¹⁾ のガンガー河の岸辺に住された (Vajjisū viharati Ukkacelāyaṃ Gaṅgāya nadiyā tīre) 。*MN.034 Cūḷagopālaka-s.* (「牧牛者小経」 vol. I p.225)

〔世尊は〕 ヴァッジ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕ハッティ・ガーマに住された (Vajjisū viharati Hatthigāme) 。*SN.035-125* (vol. IV p.109)

〔世尊は〕 ヴァッジ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕コーティ・ガーマに住された (Vajjisū ⁽²⁾ viharati Koṭigāme) 。*SN.056-021* (vol. V p.431)

〔世尊は〕 ヴァッジ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕バンダ・ガーマに住された (Vajjisū viharati Bhaṇḍagāme) 。*AN.004-001-001* (vol. II p.001)

〔カーカンダカの子であるヤサ比丘は〕 ヴァッジ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して、ヴェーサーリーに到達した。そこでカーカンダカの子ヤサはヴェーサーリーのマハーヴァナ内にあるクーターガーラサーラー (重閣講堂) に住した (Vajjisū cārikaṃ caramānā yena Vesālī tad avasari. tatra sudam āyasmā Yaso Kākaṇḍakaputto Vesāliyaṃ viharati Mahāvane Kūṭāgārasālāyaṃ) 。*Vinaya* 「七百犍度」 (vol. II p.294)

(1) 註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. II p.265) によれば、Ukkacelāyan ti evaṃnāmake nagare とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (nagara)」である。

(2) PTS テキストには Vajjisū と校訂するも、ナランダー版ならびに *Chaṭṭha Saṅgāyana CD* - ROM 版により訂正。

[1-6] マッラ (Malla) 資料を紹介する。

〔世尊は〕 マッラ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕ウルヴェーラカッパと名づけるマッラ人たちのニガマに住された (Mallesu ⁽¹⁾ viharati Uruvelakappaṃ nāma Mallānaṃ ⁽²⁾ nigamo) 。*SN.042-011* (vol. IV p.327)

〔世尊は〕 マッラ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕アヌピヤーと名づけるマッラ人たちのニガマに住された (Mallesu viharati Anupiyaṃ nāma Mallānaṃ nigamo) 。*DN.024 Pātika-s.* (「波梨経」 vol. III p.001)

〔世尊は〕 マッラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して……パーヴァーと名づけるマッラ人たちのナガラに到達された。そこで世尊はパーヴァーのチュンダという鍛冶師の子が所有するアンバ・ヴァナに住された (Mallesu cārikaṃ caramāno……yena Pāvā nāma Mallānaṃ nagaraṃ tad avasari. tatra sudam Bhagavā Pāvāyaṃ viharati Cundassa kammāra-puttassa amba-vane) 。*DN.033 Saṅgīti-s.* (「等誦経」 vol. III p.207) 、*Udāna008-005* (p.081) ⁽³⁾

〔世尊は〕 マッラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して……トゥーナと名づけるマッラ人たちの婆羅門村に到達された (Mallesu cārikaṃ caramāno……yena Thūnaṃ nāma Mallānaṃ brāhmaṇagāmo tad avasari) 。*Udāna007-009* (p.078)

(1) PTS テキストには Malatesu と校訂するが、同テキストの脚注により訂正。なお註釈書 *Sāra*

- *ttha-pakāsini* (vol. III p.108) にも *Mallesū ti evaṃnāmake janapade* とある。

(2) PTS テキストには *Malatānaṃ* と校訂するが、PTS テキストの脚注により訂正。

(3) 但し、『ウダーナ』には「パーヴァーに到着された (*yena Pāvā tad avasari*) 」とあって、
「マッラ人たちのナガラに (*nāma Mallānaṃ nagaraṃ*) 」という一文を欠く。

[1-7] チェーティ (*Ceti*) 資料を紹介する。

〔多数の長老比丘たちは〕チェーティ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕サハン
チャニカ〔・ナガラ〕⁽¹⁾に住した (*Cetesu viharanti Sahañcanike*)。 *SN.056-030*
(vol. V p.436)

〔マハーチュンダ (*Mahācunda*) 比丘は〕チェーティ人たちの住む〔諸ジャナパダの
なかの〕サハジャーティー〔・ニガマ〕⁽²⁾に住した (*Cetīsu viharati Sahajātiyaṃ*)。 *AN.006-005-046* (vol. III p.355)

〔アヌルッダ (*Anuruddha*) 比丘が〕チェーティ人たちの住む〔諸ジャナパダのなか
の〕パーチーナヴァンサダーヤに住していた (*Cetīsu viharati Pācīnavamsadāye* ⁽³⁾)。 *AN.008-003-030* (vol. IV p.228)

〔世尊は〕チェーティヤ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行してバッドヴァティカー
に向けて出発された。……ときに世尊は次々に遊行してバッドヴァティカー〔・ガーマ
あるいはニガマ〕⁽⁴⁾に到達された (*Cetiyesu cārikaṃ caramāno yena Bhaddavatikā*
tena pāyāsi.……atha kho Bhagavā anupubbena cārikaṃ caramāno yena Bhaddavati-
kā tad avasari)。 *Vinaya* 「波逸提 051」 (vol. IV p.108)

(1) 註釈書 *Sārattha-pakāsini* (vol. III p.299) によると *Sahañcanike ti Sahañcaniya-nagare* と
あって、その規模を示す属性は「ナガラ (*nagara*) 」である。

(2) 註釈書 *Manoratha-pūraṇi* (vol. III p.379) では *Sayaṃjātiyaṃ ti evaṃnāmake nigame* とあっ
て、その規模を示す属性は「ニガマ (*nigama*) 」とする。

(3) PTS テキストの脚注に *Pācīnavamsamigādāye* ともある。

(4) 註釈書 *Samanta-pāsādikā* (vol. IV p.859) には *Bhaddavatikā ti eko gāmo* とあり、また
Jātaka 081 (vol. I p.360) には *Bhaddavatikaṃ nāma nigamaṃ* とあって、その規模を示
す属性は「ガーマ (*gāma*) 」あるいは「ニガマ (*nigama*) 」とある。

[1-8] クル (*Kuru*) 資料を紹介する。

〔世尊は〕クル人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕カンマーサダンマと名づける
クル人たちのニガマに住された (*Kurūsu viharati Kammāsadhammaṃ nāma Kurūnaṃ*
nigamo)。 *DN.015 Mahānidāna-s.* (「大縁経」 vol. II p.055)

〔世尊は〕クル人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して……トゥッラコッティタと
名づけるクル人たちのニガマに到達された (*Kurūsu cārikaṃ caramāno……yena Thul-*
lakotṭhitaṃ nāma Kurūnaṃ nigamo tad avasari)。 *MN.082 Raṭṭhapāla-s.* (「頼吒憍
羅経」 vol. II p.054)

[1-9] アヴァンティ (*Avanti*) 資料を紹介する。

〔マハーカッチャーナ (*Mahākaccāna*) 比丘は〕アヴァンティ人たちの住む〔諸ジャ
ナパダのなかの〕クララガラ〔・ナガラ〕⁽¹⁾のパヴァッタ山に住した (*Avantīsu vi-*
harati Kuraraghare Pavatte pabbate)。 *SN.022-003* (vol. III p.009)、*Udāna 005-*
006 (p.057)、*Vinaya* 「皮革鞣度」 (vol. I p.194) ⁽²⁾

〔マハーカッチャーナ比丘は〕アヴァンティ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕マッカラカタ〔・ナガラ〕⁽³⁾のアランニヤにある小屋に住した (*Avantisu viharati Makkarakate araṇṇakuṭikāyaṃ* ⁽⁴⁾)。SN.035-132 (vol.IV p.116)

- (1) 註釈書 *Sārattha-pakāsinī* (vol. II p.258)、*Udāna-aṭṭhakathā* (p.307)、*Sumaṅgala-vilāsinī* (vol. V p.1087) には Kuraraghare ti evaṃnāmake nagare とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (nagara)」とする。
- (2) ただしパーリの律蔵には「パヴァッタ山 (Pavatta pabbata)」は「パパータ山 (Papāta pabbata)」とある。なお *Sumaṅgala-vilāsinī* (vol. V p.1087) では「‘パパタカ山に’とは、パパタと名づける山に、である (Papatake pabbate ti Papatanāmake pabbate)」とある。また *Udāna-aṭṭhakathā* (p.307) には「‘パヴァッタ山に’とは、パヴァッタと名づける山に、である。人々は『パパータ山に』とも読む (Pavatte pabbate ti Pavattanāmake pabbate. "Pa- pāte pabbate" ti pi paṭhanti)」とある。
- (3) 註釈書 *Sārattha-pakāsinī* (vol. II p.397) には Makkarakate ti evaṃnāmake nagare とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (nagara)」とする。
- (4) PTS テキストには araṇṇe kuṭikāyaṃ とあるが、同テキストの脚注により訂正。なお本文中にも araṇṇakuṭikā とある。

〔2〕次に「十六大国」に入らない地名の用例を紹介する。これにも上記と同じような複数表現が見られるので、前節において「大国」であるがゆえに複数のジャナパダを含み、そこで複数形で表現されると結論したのとは矛盾するわけである。

〔2-1〕アングッタラーパ (*Āṅguttarāpa*) 資料を紹介する。

〔世尊は〕アングッタラーパ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕アーパナと名づけるアングッタラーパ人たちのニガマに住された (*Āṅguttarāpesu viharati Āpaṇaṃ nāma Āṅguttarāpānaṃ nigamo*)。MN.054 *Potaliya-s.* (「咄多利經」 vol. I p.359)

〔世尊は〕アングッタラーパ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して……アーパナと名づけるアングッタラーパ人たちのニガマに到達された (*Āṅguttarāpesu cārikaṇ caramāno……yena Āpaṇaṃ nāma Āṅguttarāpānaṃ nigamo etad avasari*)。Suttanipāta 003-007 (p.102)、MN.092 *Sela-s.* (「施羅經」 vol. II p.146)

〔2-2〕サッカ (*Sakka*) 資料を紹介する。

〔世尊は〕サッカ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕カピラヴァットのマハーヴァナに住された (*Sakkesu viharati Kapilavatthusmiṃ Mahāvane*)。DN.020 *Mahāsāmaya-s.* (「大會經」 vol. II p.253)

〔世尊は〕サッカ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕カピラヴァットのニグローダ・アーラーマに住された (*Sakkesu viharati Kapilavatthusmiṃ Nigrodhārāme*)。MN.014 *Cūladukkhakkhandha-s.* (「苦蘊小經」 vol. I p.091)

〔世尊は〕サッカ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕サーマ・ガーマに住された (*Sakkesu viharati Sāmagāme*)。MN.104 *Sāmagāma-s.* (「舍彌村經」 vol. II p.243)

〔世尊は〕サッカ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕サーマ・ガーマカのポッカラニヤーに住された (*Sakkesu viharati Sāmagāmake Pokkharaniyāyaṃ*)。AN.006-003-021 (vol. III p.309)

〔世尊は〕 サッカ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕 シラーヴァティーに住された (Sakkesu viharati Silāvatiyaṃ)。 *SN.004-003-001* (vol. I p.117)

〔世尊は〕 サッカ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕 デーヴァダハと名づけるサキヤ人たちのニガマに住された (Sakkesu viharati Devadahaṃ nāma Sakyānaṃ nigamo)。 *MN.101 Devadaha-s.* (「天臂品経」 vol. II p.214)

〔世尊は〕 サッカ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕 コーマドゥッサと名づけるサキヤ人たちのニガマに住された (Sakkesu viharati Khomadussaṃ nāma Sakyānaṃ nigamo)。 *SN.007-002-012* (vol. I p.184)

〔世尊は〕 サッカ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕 メーダルンパと名づけるサキヤ人たちのニガマに住された (Sakkesu viharati Medaḷumpam nāma Sakyānaṃ nigamo)。 *MN.089 Dhammacetiya-s.* (「法荘嚴経」 vol. II p.118)

〔世尊は〕 サッカ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕 ナガラカと名づけるサキヤ人たちのニガマに住された (Sakkesu viharati Nagarakaṃ nāma Sakyānaṃ nigamo)。 *SN.045-002* (vol. V p.002)

〔世尊は〕 サッカ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕 ヴェーダンニャと名づけるサキヤ人たちがいて、そのアンバ・ヴァナ内の重閣に住された (Sakkesu viharati Vedhaññā nāma Sakyā tesam Ambavane pāsāde)。 *DN.029 Pāsādika-s.* (「清浄経」 vol. III p.117)

[2-3] バグガ (Bhagga) ⁽¹⁾ 資料を紹介する。

〔目連は〕 バグガ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕 スンスマーラギラのベーサカラー・ヴァナのミガダーヤに住していた (Bhaggesu viharati Sumsumāragire Bhesakaḷāvane Migadāye)。 *MN.050 Māratajjaniya-s.* (「魔訶責経」 vol. I p.332)

〔世尊は〕 バグガ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕 に随意の間住された後、サーヴァッティーに向けて遊行に出られた。次々に遊行してサーヴァッティーに到着された。そこで世尊はサーヴァッティーのジェータ・ヴァナのアナータピンディカ・アーラーマに住された (Bhaggesu yathābhirantaṃ viharitvā yena Sāvatti tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Sāvatti tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Sāvattiyaṃ viharati Jetavane Anāthapiṇḍikassa ārāme)。 *Vinaya* 「小事毘度」 (vol. II p.129)

〔世尊は〕 ヴェーサーリーに随意の間住された後、バグガ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕 に向けて遊行に出られた。次々に遊行してバグガ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕 に到着された。そこで世尊はバグガ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕 スンスマーラギラのベーサカラー・ヴァナのミガダーヤに住された (Vesāliyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Bhaggā tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Bhaggā tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Bhaggesu viharati Sumsumāragire Bhesakaḷāvane migadāye)。 *Vinaya* 「小事毘度」 (vol. II p.127)

- (1) マララセーケーラ氏は Bhaggā で項目を立てる。 *Dictionary of Pāli Proper Names.* (vol. II p.345) を参照。バグガはヴァンサ (Vamṣa, Vatsa) に従属していたとされている。水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」 p.035 ならびに中村元『インド史 I』

(「中村元選集〔決定版〕」第5巻) p.389を参照。

[2-4] コーリヤ (*Koliya*) 資料を紹介する。

〔世尊は〕コーリヤ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕ハリッダヴァサナと名づけるコーリヤ人たちのニガマに住された (*Koliyesu viharati Haliddavasanaṃ nāma Koliyānaṃ nigamo*)。MN.057 *Kukkuravatika-s.* (「狗行者経」vol. I p.387)

〔世尊は〕コーリヤ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕カッカラパッタと名づけるコーリヤ人たちのニガマに住された (*Koliyesu viharati Kakkarapattaṃ nāma Koliyānaṃ nigamo*)。AN.008-006-054 (vol. IV p.281)

〔世尊は〕コーリヤ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕サッジャネーラと名づけるコーリヤ人たちのニガマに住された (*Koliyesu viharati Sajjanelaṃ* ⁽¹⁾ *nāma Koliyānaṃ nigamo*)。AN.004-006-057 (vol. II p.062)

〔阿難は〕コーリヤ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕サープーガ ⁽²⁾ と名づけるコーリヤ人たちのニガマに住した (*Koliyesu viharati Sāpūgannāma Koliyānaṃ nigamo*)。AN.004-020-194 (vol. II p.194)

〔世尊は〕コーリヤ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕ウッタラと名づけるコーリヤ人たちのニガマに住された (*Koliyesu viharati Uttaraṃ nāma Koliyānaṃ nigamo*)。SN.042-013 (vol. IV p.340)

(1) ナーランダー版ならびに *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版は *Pajjanikaṃ* と校訂する。PTS テキスト脚注にも *Pajjanikaṃ* とある。なお註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.096) には *Paj-janikan ti tassa nigamassa nāmaṃ* とある。

(2) ナーランダー版ならびに *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版は *Sāmugaṃ* と校訂する。PTS テキスト脚注に *Sāmugiyāṃ* ともある。なお註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.173) には *Sā-mugiyā ti Sāmuga-nigama-vāsino* とある。

[2-5] スンバ (*Sumbha*) ⁽¹⁾ 資料を紹介する。

〔世尊は〕スンバ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕セータカと名づけるスンバ人たちのニガマに住された (*Sumbhesu viharati Setakaṃ nāma Sumbhānaṃ nigamo*)。SN.046-030 (vol. V p.089)

(1) 水野博士によれば *Sumbha* は *Suhma* に当るかも知れないとされた上で、この *Suhma* はガンジス河の河口地方か、またはそれ以南にわたる東インドに位置すると推定されている。「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」pp.008~009

[2-6] ヴィデーハ (*Videha*) 資料を紹介する。

〔世尊は〕ヴィデーハ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して……。ときに世尊はヴィデーハ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を次々に遊行してミティラーに到達された。そこで世尊はミティラー ⁽¹⁾ のマハーデーヴァのアンバ・ヴァナに住された (*Videhesu cārikaṃ carati……atha kho Bhagavā Videhesu anupubbena cārikaṃ caramāno yena Mithilā tad avasari. tatra sudam Bhagavā Mithilāyaṃ viharati Makhādevambavane*)。MN.091 *Brahmāyu-s.* (「梵摩経」vol. II p.133~p.140)

(1) *Cariyā-piṭaka* の註釈書には、「ミティラーの最上のプラに」とは、ミティラーと名づけるヴィデーハ人たちの最上のナガラに、である (*Mithilāyaṃ puruttame ti Mithilānāmake Vi-dehānaṃ uttamanagare*) (p.051) とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (*nagara*)」とし、ヴィデーハの首都 (*puruttama*) とする。

[3] 次に一つの文章の中に複数の地名あるいは部族名が含まれる用例を紹介する。

カリンガ人たちの住むダントプラとアッサカ人たちの住むポータナ (*Dantapuram Kālīṅgānam*)⁽¹⁾ *Assakānañ ca Potanam*)、アヴァンティ人たちの住むマーヒッサティーとソーヴィーラ人たちの住むロールカ (*Māhissatī Avantīnam Sovīrānañ ca Rorukam*)、ヴィデーハ人たちの住むミティラーとアンガ人たちの住むチャンパー (*Mithilā ca Vi-dehānam Campā Aṅgesu*)⁽²⁾、そしてカーシ人たちの住むバーラーナシー (*Bārāṇasī ca Kāśīnam*) を、ゴーヴィンダが建設した、と。 *DN.019 Mahāgovinda-s.* (「大典尊經」 vol. II p.235)

[イシダッタ (*Isidatta*) とプラーナ (*Purāṇa*) という2人の大工が舎衛城近くのサードゥカ (*Sādhuka*) 村で出迎えた世尊に] 私たちは「世尊がサーヴァッティよりコーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕に遊行に出られるだろう (*Sāvatthiyā Kosalesu cārikam pakkamissati*)」と聞くとき、……「コーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕よりマッラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕に遊行に出られるだろう (*Kosalehi Malle*)⁽³⁾ *cārikam pakkamissati*)」と聞くとき、……「マッラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕よりヴァッジ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕に遊行に出られるだろう (*Mallehi Vajjīm*)⁽⁴⁾ *cārikam pakkamissati*)」と聞くとき、……「ヴァッジ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕よりカーシ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕に遊行に出られるだろう (*Vajjīhi Kāśīm*)⁽⁵⁾ *cārikam pakkamissati*)」と聞くとき、……「カーシ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕よりマガダ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕に遊行に出られるだろう (*Kāśīhi Magadhe*)⁽⁶⁾ *cārikam pakkamissati*)」と聞くとき、そのとき‘世尊が私たちから遠ざかれた’と[思って]、私たちには喜びなく、憂いがある。

私たちは「世尊がマガダ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕よりカーシ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕に遊行に出られるだろう (*Magadhehi Kāśīm*)⁽⁷⁾ *cārikam pakkamissati*)」と聞くとき、……「カーシ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕よりヴァッジ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕に (*Kāśīhi Vajjī*)⁽⁸⁾」、……「ヴァッジ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕よりマッラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕に (*Vajjīhi Malle*)⁽⁹⁾」、……「マッラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕よりコーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕に (*Mallehi Kosale*)」、……「コーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕よりサーヴァッティに遊行に出られるだろう (*Kosalehi Sāvatthīm cārikam pakkamissati*)」と聞くとき、そのとき‘世尊が私たちに近づかれた’と[思って]、私たちには喜びあり、満足である。 *SN.055-006* (vol.V p.349)⁽¹⁰⁾

[私、即ちバッドー (*Bhaddā*) 比丘尼は] アンガ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕、マガダ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕、ヴァッジ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕、カーシ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕、コーサラ人たちの住む〔諸ジャナパダ〕を往来した (*ciṇṇā Aṅgā ca Magadhā Vajjī Kāśī ca Kosalā*)。 *Therīgāthā* v.110 (p.134)

(1) PTS テキストは *Kālīṅgānam* とするが、同脚注により訂正。

(2) アンガのみ *Aṅgesu* と処格になっているが、その理由は不明である。

(3) ナーランダー版ならびに *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版では *Mallesu* と校訂。

(4) 同上、*Vajjisu* と校訂。

- (5) 同上、Kāsisu と校訂。
- (6) 同上、Māgadhe と校訂。なお同版では遊行先のマガダとコーサラは複数形の業格で校訂されている。
- (7) 同上、Kāsisu と校訂。
- (8) 同上、Vajjisu と校訂。
- (9) 同上、Mallesu と校訂。
- (10) 相応する漢訳の『雜阿含』860（大正 02 p.218 下）では「梨師達多及富蘭那。稽首佛足。退坐一面白佛言。世尊。我今四體支解。四方易韻。所憶念事。今悉迷忘。何時當復得見世尊及諸知識比丘。世尊今出。至拘薩羅。從拘薩羅至伽尸。從伽尸至摩羅。從摩羅至摩竭陀。從摩竭陀至殃伽。從殃伽至修摩。從修摩至分陀羅。從分陀羅至迦陵伽。是故我今極生憂苦」とあって、拘薩羅 (Kosala) → 伽尸 (Kāsi) → 摩羅 (Malla) → 摩竭陀 (Magadha) というヴァッジ (Vajji) を除く遊行ルートに加え、さらにパーリ文とは異なる殃伽 (Aṅga) → 修摩 (Suhma) → 分陀羅 (Puṇḍra) → 迦陵伽 (Kaliṅga) という遊行ルートを伝える。

[4] 以上がジャナパダという言葉をとみなわずに、地名ないし部族名が単独に用いられる用例である。

[4-1] このうち「十六大国」に含まれる地名ないし部族名は、アング、マガダ、カーシ、コーサラ、ヴァッジ、マッラ、チェーティ、クル、アヴァンティである。これらはいずれも複数形で表されている。

[4-2] 「十六大国」以外の地名ないし部族名は、アングッタラーパ、サッカ、バग्ガ、コーリヤ、スンバ、ヴィデーハ、カリンガ、アッサカ、ソーヴィーラである。この中にはあまりはっきりしない地名も含まれるが、サッカ（釈迦）などのように多くは一般的には「国」と認識されているところである。そしてこれらは前節の考察に基づいていえば「普通の国」であって、「janapada」とともに合成語ないしは関連して表現されるときには単数形で表れていたのであるが、ここではいずれも複数形で表されている。

おそらくこれは例外なく、「アングッタラーパ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕アーパナ」「サッカ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕カピラヴァットゥ」「クル人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕カンマーサダンマ」「アヴァンティ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕クララガラ」「バग्ガ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕スンスマーラギラ」「コーリヤ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕ハリッダヴァナサ」「スンバ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕セータカ」「ヴィデーハ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕ミティラー」「カリンガ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕ダンプラ」「アッサカ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕ポータナ」「ソーヴィーラ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕ロールカ」のように、アングッタラーパ国やサッカ国のなかのある限定された地名を表す構文として使われているからであろう。

先に「普通の国」も、この中には複数の地域、すなわち複数のナガラやニガマやガーマを含むと述べたことがここに現れているわけである。だからこそアングッタラーパやサッカなども「国」と呼ぶに足る資格を有するのであるが、しかし「大国」とは認識されていなかったということが、前節からの今節を含めた考察から推測される。

したがってわれわれの「仏在処・説処一覧」では、資料集が多ければ、これらも独立した「国」と認定してよいということになるであろう。

[5] ところが、同じような形式でアーラヴィー⁽¹⁾のみは次のように単数形で示される。

〔ヴァンギーサ (Vaṅḡisa) 比丘は〕アーラヴィー人の住む〔ジャナパダのなかの〕アッガーラヴァ・チェーティヤに住していた (*Ālavīyaṃ viharati Aggāḷave cetiye*)。SN.008-001 (vol. I p.185)

〔世尊は〕アーラヴィー人の住む〔ジャナパダのなかの〕アーラヴァカ・ヤッカの住処に住された (*Ālavīyaṃ viharati Ālavakassa Yakkhassa bhavane*)。SN.010-012 (vol. I p.213)

〔世尊は〕アーラヴィー人の住む〔ジャナパダのなかの〕牛が歩む路上⁽²⁾のシンサパー・ヴァナの葉座に住された (*Ālavīyaṃ viharati gomagge Simsapāvane paṇṇasanthare*)。AN.003-004-034 (vol. I p.136)

〔世尊は〕キターギリに随意の間住された後、アーラヴィー人の住む〔ジャナパダ〕に向けて出発された。次々に遊行してアーラヴィー人の住む〔ジャナパダ〕に到着された。そこで世尊はアーラヴィー人の住む〔ジャナパダのなかの〕アッガーラヴァ・チェーティヤに住された (*Kiṭāgirisimhā yathābhirantaṃ viharitvā yena Ālavī tena cārikaṃ pakkāmi, anupubbena cārikaṃ caramāno yena Ālavī tad avasari. tatra sudam Bhagavā Ālavīyaṃ viharati Aggāḷave catiye*)。Vinaya「臥座具犍度」(vol. II p.172)

これが何を意味するのかよくわからないが、以下に紹介するように同様の構文でありながら、都市などは単数形で示されるから、アーラヴィーは都市として認識されているのであろう⁽³⁾。

- (1) アーラヴィーの所在は岩井昌悟「【論文5】原始仏教聖典に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」(本「モノグラフ」【個別研究篇Ⅱ】第6号) p.126以降ならびに森章司・本澤綱夫「【論文4】由旬 (yojana) の再検証」(同号) p.039の註(6)を参照。
- (2) 註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. II p.224) には「牛道に」とは、牛群の歩行道に、である (*gomagge ti gunnaṃ gamanamagge*)」とある。
- (3) 因に註釈書 *Sārattha-pakāsinī* (vol. I p.316) では *Ālavī ti taṃ raṭṭham pi nagaram pi* と、あるいは *Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol. I p.217) では *Ālavī ti taṃ raṭṭham pi nagaram pi vuccati* とあって、アーラヴィーがラッタでも、ナガラでもあると注釈している。

[6] なお上記に紹介したと同様の構文で、「国」の部分に「都市」などがあてられるものもある。しかしこれはすべて単数形である。これには大まかに、世尊がどこそこに留まれたという「滞在型」の文章と、どこそこらどこそこへ遊行されたという「遊行型」の文章がある。なおこのほかにも遊行地の道中での仏在処・説処などもあるが、ここでは煩を避けて除外してある⁽¹⁾。また同様の理由で複数ある用例でも、註にはいちいち示さず、無作為に代表させていることをお断りしておく。

なお滞在型の文章は国別にしたが、もとの文章に国名が指示されているわけではなく、これは筆者の判断によるものである。また遊行型の文章がどこからどこへの遊行したかによって分類している。これらは直接ジャナパダの調査には関係がないが、これら地域を表す地名が単数で用いられていることを確認するためと、釈尊当時の交通路を知るための一助になりうると考えるからである。

- (1) 例えば、MN.081 *Ghaṭikāra-s.* (「陶師經」 vol. II p.045) には Bhagavā Kosalesu cārikaṃ

carati mahatā bhikkhu-saṃghena saddhiṃ. atha kho Bhagavā maggā okkamma aññatara - smim padese sitam pātvākāsi. とあったり、往復する構文として例えば *Vinaya* 「布薩健度」 (vol. I p.115) には、*Rājagahe yathābhirantaṃ viharitvā yena Codanāvattu tena cāri- kaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Codanāvattu tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Codanāvattusmiṃ viharati. … Codanāvattusmiṃ yathābhirantaṃ viharitvā punad eva Rājagahaṃ paccāgacchi. などがある。*

[7] まず滞在型の資料を紹介する。

[7-1] アンガ (*Anga*)

[世尊は] チャンパー (瞻婆城) のガッガラーの蓮池の辺に住された (*Campāyam viharati Gaggarāya pokkharaniyā tīre*)。 *DN.034 Dasuttara-s.* (「十上経」 vol. III p.272)

[世尊は] バッディヤのジャーティヤー・ヴァナに住された (*Bhaddiye viharati Jāṭiyāvane*)。 *AN.005-004-033* (vol. III p.036)

[7-2] マガダ (*Magadha*)

[世尊は] ラージャガハ (王舎城) のヴェール・ヴァナ (竹林園) のカラダカ・ニヴァーパに住された (*Rājagahe viharati Velu-vane Kalandaka-nivāpe*)。 *DN.031 Siṅgalovāda-s.* (「教授尸伽羅越経」 vol. III p.180)

[世尊は] ラージャガハのギッジャクータ山 (耆闍崛山、靈鷲山) に住された (*Rājagahe viharati Gijjhakūṭe pabbate*)。 *DN.025 Udumbarikasihanāda-s.* (「優曇婆羅師子吼経」 vol. III p.036)

[世尊は] ウルヴェーラーのネーランジャラー河の辺りにあるアジャパーラ・ニグローダ樹下に住された (*Uruvelāyam viharati najjā Nerañjarāya tīre Ajapālanigrodhamūle*)。 *SN.004-001-001* (vol. I p.103)

[世尊は] ガヤー [・ ガーマ近郊にある] ガヤーシーサ [山] ⁽¹⁾ に住された (*Gayāyam viharati Gayāsīse*)。 *Udāna001-009* (p.006)、*SN.035-028* (vol. IV p.019)、*AN.008-007-064* (vol. IV p.302)

[世尊は] ナーランダー ⁽²⁾ のパーヴァーリカのアンバ・ヴァナ ⁽³⁾ に住された (*Nālandāyam viharati Pāvārikambavane*)。 *DN.011 Kevatta-s.* (「堅固経」 vol. I p.211)、*MN.056 Upāli-s.* (「優波離経」 vol. I p.371)、*SN.047-012* (vol. V p.159)

(1) *Udāna-aṭṭhakathā* (p.074) には「‘ガヤーシーサに’ とは、そこに象の頭に等しき山頂を有するガヤーシーサと名づけられた1つの山がある (*Gayāsīse ti gajāsīsasadisāsikharo tattha eko pabbato Gayāsīsanāmako*) 」とある。また、註釈書 *Sārattha-pakāsinī* (vol. II p.359) には「‘ガヤーシーサに’ とは、ガヤー村の近くにガヤーという1つの池も河もあった。ガヤーシーサと名づけられた [山] は、象の面瘤のような岩の頂きもあって、そこには1千人の比丘たちの [滞在] 場所が確保できる所もあって、そこに世尊は住された (*Gayāsīse ti Gayāgāmassa hi avidūre Gayā ti ekā pokkharani pi atthi nadi pi, Gayāsīsanāmako hatthikumbhasadiso piṭṭhipāsāno pi, yatha bhikkhusahassassa pi okāso pahoti, Bhagavā tattha viharati*) 」とある。

(2) 註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. III p.052)、*Sumaṅgala-vilāsinī* (vol. III p.873)、*Sārat-*

tha-pakāsini (vol. III p.207) には「‘ナーランダーに’とは、ナーランダーというそのような名称の城に、である。その城は〔施者の〕実り豊かな村落となつて、である (Nālandāyan ti Nālandā ti evaṃnāmake nagare, taṃ nagaraṃ gocaragāmaṃ katvā)」とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (nagara)」である。

(3) 本論文【5】〔1〕〔1-4〕p.126 の註 (5) を参照。

[7-3] カーシ (Kāsi)

〔世尊は〕バーラーナシー（波羅奈城）のイシパタナ（仙人住处）のミガダーヤ（鹿野苑）に住された（*Bārāṇasīyaṃ viharati Isipatane migadāye*）。MN.141 *Saccavi-bhaṅga-s.*（「諦分別經」vol. III p.248）

〔ウデーナ（Udena）比丘は〕バーラーナシーのケーミヤのアンバ・ヴァナに住した（*Bārāṇasīyaṃ viharati Khemiyambavane*）。MN.094 *Ghoṭamukha-s.*（「瞿咤牟伽經」vol. II p.157）

〔多数の長老比丘たちは〕マッチカーサンダのアンバタカ・ヴァナ⁽¹⁾に住した（*Macchikāsaṇḍe viharanti Ambaṭakavane*）。SN.041-001 (vol. IV p.281)

(1) 註釈書 *Sārattha-pakāsini* (vol. III p.091) には「‘マッチカーサンダに〔即ち、マッチカーサンダのアンバタカ・ヴァナ〕’とは、そのように名づけられた〔マッチカーサンダの〕森林に、である (Macchikāsaṇḍe ti evaṃnāmake vanasaṇḍe)」とあって、アンバタカ・ヴァナが「森林 (vanasaṇḍa)」であるとする。なお復註 *Sāratthadīpanī-ṭikā* (*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版、MYANMAR vol. III p.366) によれば、Macchikāsaṇḍe ti evaṃnāmake nagare とあって、マッチカーサンダの規模を示す属性は「ナガラ (nagara)」とする。

[7-4] コーサラ (Kosala)

〔世尊は〕サーヴァッティのジェータ・ヴァナ（祇樹）のアナータピンディカ・アーラーマ（給孤独園）に住された（*Sāvattihīyaṃ viharati Jetavane Anāthapiṇḍikassa ārāme*）。DN.009 *Poṭṭhapāda-s.*（「布吒婆樓經」vol. I p.178）

〔世尊は〕サーケータ〔城〕⁽¹⁾のアンジャナ・ヴァナのミガダーヤに住された（*Sāketē viharati Añjanavane Migadāye*）。SN.002-002-008 (vol. I p.054)

〔世尊は〕アヨッジャー⁽²⁾のガンガー河の辺に住された（*Ayujjhāyaṃ viharati Gaṅgāya nadiyā tīre*）。SN.022-095 (vol. III p.140)

〔世尊は〕ウッカッター〔城〕⁽³⁾のスパガ・ヴァナのサーラ・ラージャ樹下に住された（*Ukkatthāyaṃ viharati Subhagavane sālārājamūle*）。MN.001 *Mūlapariyāya-s.*（「根本法門經」vol. I p.001）

〔世尊は〕ウジュンニャー⁽⁴⁾のカンナカタのミガダーヤに住された（*Ujuññāyaṃ viharati Kaṇṇakathale migadāye*）。DN.008 *Kassapa-sihanāda-s.*（迦葉師子吼經 vol. I p.161）

〔ウダーイン比丘は〕カーマンダー〔城〕⁽⁵⁾のトーデッヤ・バラモンのアンバ・ヴァナに住していた（*Kāmaṇḍāyaṃ viharati Todeyyassa brāhmaṇassa Ambavane*）。SN.035-133 (vol. IV p.121)

(1) *Vimānavatthu-aṭṭhakathā* (p.115) には Sāketāyan ti Sāketanagare とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (nagara)」とする。

(2) ナーランダー版ならびに *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版は Ayujjhāyaṃ と校訂。PTS テキ

ストの脚注に *Ayujjhāyaṃ* とする写本もある。

註釈書 *Sārattha-pakāsini* (vol. II p.320) には「‘ガンガー河の辺に’とは、アユッジャ・プラに住む人々は、無数の比丘たちに囲まれて、如来が遊行して自分たちのナガラに到達されたのを見て、あるガンガー河の流れが曲る場所に、大きな密林に装われた地域に、教主の精舎を造って寄進した。その〔精舎〕に世尊は住された。それに関して‘ガンガー河の辺に’と言われる (*Gaṅgāya nadiyā tīre ti Ayujjhapuravāsino aparimāṇabhikkhuparivāraṃ cārikaṃ caramā- naṃ Tathāgataṃ attano nagaraṃ sampattaṃ disvā ekasmiṃ Gaṅgāya nivattanaṭṭhāne mahā- vanasaṇḍamaṇḍitappadese satthu vihāraṃ katvā adamsu. Bhagavā tattha viharati. taṃ san- dhāya vuttaṃ "Gaṅgāya nadiyā tīre" ti*) 」とあって、その規模を示す属性は「プラ (*pura*) 」とか「ナガラ (*nagara*) 」とする。

- (3) 註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. I p.010) には、ウッカッターについて「‘ウッカー’とは、《明かり》であって、『吉日、吉時を得た私は善星宿 (*nakkhatta*) を逃すまい』と、その城が夜も松明〔を灯した〕状態で建設されたことから、ウッカッター [*ukka* (松明) + *ṭṭhita* (状態)] と言われる (*ukkā ti dipikā, taṃ ca nagaraṃ "maṅgaladivaso sukhaṇo sunakkhattaṃ mā atikkamī" ti rattim pi ukkāsu ṭṭhitaṃ māpitattā ukkaṭṭhā ti vuccati*) 」と解釈されているほか、註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.075) にも「‘ウッカッター’というのは、松明が掲げられている中、建設されたことから、このように得られた名称の城である (*Ukkaṭṭhā ti ukkāhi dhāriyamānāhi māpitattā evaṃladdhāvohāraṃ nagaraṃ*) と解釈され、両註釈書ともにウッカッターの規模を示す属性は「ナガラ (*nagara*) 」とする。なお *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.329) を参照。
- (4) ナーランダー版ならびに *Chattha Saṅgaya* CD 版は *Uruṇṇāyaṃ* と校定する。なお註釈書 *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.349) には「‘ウルンニャーに’とは、その国も城も《ウルンニャー》というこれが名であり、世尊はウルンニャー城に依止して住された (*Uruṇṇāyaṃ ti Uruṇṇā ti tassa raṭṭhassa pi nagarassa pi etad eva nāmaṃ, Bhagavā Uruṇṇānagaraṃ upa- nissāya viharati*) 」とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (*nagara*) 」とする。なお *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.342) ‘*Ujuṇṇā*(*Ujuṇṇā*)’ を参照。
- (5) 註釈書 *Sārattha-pakāsini* (vol. II p.399) には *Kāmaṇḍāyaṃ ti evaṃnāmake nagare* とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (*nagara*) 」とする。

[7-5] ヴァッジ (*Vajji*)

〔世尊は〕ヴェーサーリーのマハーヴァナ内にあるクーターガーラサーラー (重閣講堂) に住された (*Vesāliyaṃ viharati Mahāvane kūṭāgāra-sālāyaṃ*) 。*DN.006 Mahāli-s.* (『摩訶梨經』 vol. I p.150)

〔阿難は〕ヴェーサーリーのベールヴァ・ガーマカに住した (*Vesāliyaṃ viharati Beluvagāmake*) 。*MN.052 Aṭṭhakanāgara-s.* (『アッタカ城人經』 vol. I p.349)

〔世尊は〕ヴェーサーリーのゴータマカ・チェーティヤに住された (*Vesāliyaṃ viharati Gotamake cetiye*) 。*Vinaya* 「捨墮 001」 (vol. III p.195)

〔世尊は〕ヴェーサーリーのサーランダダ・チェーティヤに住された (*Vesāliyaṃ viharati Sārandaḍe cetiye*) 。*AN.007-003-019* (vol. IV p.016)

〔世尊は〕ヴェーサーリーのアンバパーリー・ヴァナに住された (*Vesāliyaṃ viharati Ambapālivaṇe*) 。*SN.047-001* (vol. V p.141)

〔世尊は〕ヴェーサーリーの城外、プラ (都市) の西の方位に位置する⁽¹⁾ ヴァナサダに住された (*Vesāliyaṃ viharati bahinagare aparapure vanasaṇḍe*) 。*MN.012*

Mahāsīhanāda-s. (「師子吼大経」 vol. I p.068)

[あるヴァッジ族出身の比丘は (*aññataro Vajjiputtako bhikkhu*)] ヴェーサーリーの一森林に住していた (*Veśāliyaṃ viharati aññatarasmim vanasaṇḍe*) 。 *SN.009-009* (vol. I p.201)

[世尊は] ボーガ・ナガラのアナンダ・チェーティヤに住された (*Bhoganagare viharati Ānandacetiye*) 。 *AN.004-018-180* (vol. II p.167)

[世尊は] ナーティカ [村] ⁽²⁾ の煉瓦の家に住された (*Nātike viharati Giṇjakāvasathe*) 。 *DN.018 Janavasabha-s.* (「闍尼沙経」 vol. II p.200)

- (1) 註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. II p.021) によれば、「『プラの後方に (*apara-pure*) 』とは、プラ (都市) の後方に、西の方位に、という意味である (*aparapure ti purassa apare, pacchi - madisāyan ti attho*) 」とする。
- (2) 註釈書 *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.637) には *Nātikiyā ti Nātikagāma* であって、その規模を示す属性は「ガーマ (*gāma*) 」とする。なお *SN.012-045* (vol. II p.074) などには「ニャーティカの煉瓦の家に住した (*Nātike viharati Giṇjakāvasathe*) 」ともある。この註釈書 *Sārattha-pakāsini* (vol. II p.075) によると、*Nātike ti dvinnam Nātakānam gāme* とあり、同様に「ガーマ (*gāma*) 」とする。

[7-6] マッラ (*Malla*)

[世尊は] パーヴァー [城] ⁽¹⁾ のアジャカラーパカ・チェーティヤのアジャカラーパカのヤッカの住処に住された (*Pāvāyaṃ viharati Ajakalāpake cetiye Ajakalāpakassa yakkhassa bhavane*) 。 *Udāna001-007* (p.004)

[世尊は] パーヴァーのチュンダ鍛冶子のアンバ・ヴァナに住された (*Pāvāyaṃ viharati Cundassa kammāraputtassa ambavane*) 。 *AN.010-017-176* (vol. V p.263)

[世尊は] クシナーラーのバリハラナ林に住された (*Kusinārāyaṃ viharati Baliharane vanasaṇḍe*) 。 *MN.103 Kinti-s.* (「如何経」 vol. II p.238)

[世尊は] クシナーラーのマッラ人たちのウパヴァッタナ [と名づける] サーラ・ヴァナに住された (*Kusinārāyaṃ viharati Upavattane Mallānam* ⁽²⁾ *sālavane*) 。 *Udāna004-002* (p.037)

[世尊は] アヌピヤー [城] ⁽³⁾ のアンバ・ヴァナに住された (*Anupiyāyaṃ viharati Ambavane*) 。 *Udāna002-010* (p.018)

- (1) PTS テキストでは *Pāṭaliyaṃ* と校訂するが、註釈書により脚注の *Pāvāyaṃ* を採った。なお註釈書 *Udāna-aṭṭhakathā* (p.063) には、*Pāvāyan ti evaṃnāmake Mallarājūnaṃ nagare* とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (*nagara*) 」とする。
- (2) PTS テキストは *Mallanaṃ* と校訂するも、ナランダー版ならびに *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版により訂正。
- (3) 註釈書 *Udāna-aṭṭhakathā* (p.161) には *Anupiyāyan ti evaṃ nāmake nagare* とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (*nagara*) 」とする。

[7-7] ヴァンサ (*Vaṃsa*)

[世尊は] コーサンビーのゴーシタ・アーラーマに住された (*Kosambiyaṃ viharati Gositārāme*) 。 *DN.007 Jāliya-s.* (「闍利経」 vol. I p.159)

[世尊は] コーサンビーのシンサパー・ヴァナに住された (*Kosambiyaṃ viharati Simsapāvane* ⁽¹⁾) 。 *SN.056-031* (vol. V p.437)

(1) PTS テキストでは *Siṃsapāvane* と校訂するが、ナーランダー版により *Siṃsapāvane* と訂正。
[7-8] スーラセーナ (*Sūrasena*)

〔マハーカッチャーナ (*Mahākaccāna*) 比丘は〕マドゥラー [城] ⁽¹⁾ のゲンダー・ヴァナに住した (*Madhurāyaṃ viharati Gundhāvane*)。MN.084 *Madhura-s.* (「摩偷羅經」 vol. II p.083)

〔世尊は〕ヴェーランジャー ⁽²⁾ のナレール・プチマンダ樹下に住された (*Verañjāyaṃ viharati Naḷerupucimandamūle*)。AN.008-002-011 (vol. IV p.172) ⁽³⁾

- (1) 註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. III p.052) には *Madhurāyaṃ ti evaṃnāmake nagare* とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (*nagara*)」とする。
- (2) 註釈書 *Samanta-pāsādikā* (vol. I p.108) によれば「‘ヴェーランジャーに住された’とは、ここで‘ヴェーランジャー’とは、あるナガラにこの名称があり、‘*Verañjāyaṃ*’はその近くを意味する処格である (*Verañjāyaṃ viharati ti ettha pana Verañjā ti aññatarassa naga- rass' etaṃ adhivacanāṃ, tassāṃ Verañjāyaṃ samīpaṭṭhe bhumāvacaṇāṃ*)」とある。なお『印度仏教固有名詞辞典』p.756 では「市」、*Dictionary of Pāli Proper Names.* (vol. II p.929) では「a town」とする。また同註釈書 (vol. I p.109) には「‘ナレールプチマンダ樹下に’とは、ここにナレールとはヤッカであり、プチマンダとはニンバ樹であり、樹下とは近くを意味する (*Naḷerupucimandamūle ti ettha Naḷeru nāma yakkho, pucimando ti nimbaru- kkho, mūlan ti samīpaṃ*)」とある。
- (3) そのほか AN.004-006-053 (vol. II p.056) には「マドゥラーとヴェーランジャーとの間の大道に居た (*antarā ca Madhuraṃ antarā ca Verañjīṃ addhānamaggappaṭipanno hoti*)」ともある。なおナーランダー版は「*Verañjīṃ*」を「*Varaṇjāṃ*」とする。

[7-9] サッカ (*Sakka*)

〔世尊は〕チャートウマー [村] ⁽¹⁾ のアーマラキー・ヴァナに住された (*Cātumāyaṃ viharati āmalakivane*)。MN.067 *Cātuma-s.* (「車頭聚落經」 vol. I p.456)

- (1) 註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. III p.172) には *Cātumāyaṃ ti evaṃnāmake gāme* とあって、その規模を示す属性は「ガーマ (*gāma*)」とする。

[7-10] ヴィデーハ (*Videha*)

〔世尊は〕ミティラーのマカーデーヴァのアンバ・ヴァナに住された (*Mithilāyaṃ viharati Makhādevambavane*)。MN.083 *Makhādeva-s.* (「大天棕林經」 vol. II p.074)

[7-11] ヴァラナー (*Varaṇā*)

〔マハーカッチャーナ比丘は〕ヴァラナー [城] ⁽¹⁾ のカッダマダハ河辺に住した (*Varaṇāyaṃ viharati Kaddamadahatīre*)。AN.002-004-006 (vol. I p.065)

- (1) 註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. II p.139) には「‘ヴァラナーに住した’とは、ヴァラナーと名づける一つのナガラに、それに依止して住した、である (*Varaṇāyaṃ viharati ti Varaṇā nāma ekaṃ nagaraṃ, taṃ upanissāya viharati*)」とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (*nagara*)」とする。

[8] 次に遊行型の用例を紹介する

[8-1] 以下は都市から都市への遊行の用例である。

[8-1-1] カピラヴァットゥ ⇨ サーヴァッティ

〔世尊は〕カピラヴァットゥに随意の間住された後、サーヴァッティに向けて出発

された。次々に遊行してサーヴァッティーに到着された。そこで世尊はサーヴァッティーのジェータ・ヴァナのアナータピンディカ・アーラーマに住された (*Kapilavatthusmim̐ yathābhirantaṃ viharitvā yena Sāvattṭhi tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Sāvattṭhi tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Sāvattṭhiyaṃ viharati Jetavane Anāthapiṇḍikassa ārāme*)。 *Vinaya* 「大毘度」 (vol. I p.083)

[8-1-2] カピラヴァットウ ⇔ ヴェーサーリー

〔世尊は〕カピラヴァットウに随意の間住された後、ヴェーサーリーに向けて出発された。次々に遊行してヴェーサーリーに到着された。そこで世尊はヴェーサーリーのマハーヴァナ内にあるクーターガーラサーラー（重閣講堂）に住された (*Kapilavatthusmim̐ yathābhirantaṃ viharitvā yena Vesālī tena cārikaṃ pakkāmi, anupubbena cārikaṃ caramāno yena Vesālī tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Vesālīyaṃ viharati Mahāvane kūṭāgārasālāyaṃ*)。 *AN.008-006-051* (vol. IV p.274)、*Vinaya* 「比丘尼毘度」 (vol. II p.253)

[8-1-3] サーヴァッティー ⇔ ヴェーサーリー

〔世尊は〕サーヴァッティーに随意の間住された後、ヴェーサーリーに向けて出発された。次々に遊行してヴェーサーリーに到着された。そこで世尊はヴェーサーリーのマハーヴァナ内にあるクーターガーラサーラー（重閣講堂）に住された (*Sāvattṭhiyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Vesālī tena cārikaṃ pakkāmi, anupubbena cārikaṃ caramāno yena Vesālī tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Vesālīyaṃ viharati Mahāvane kūṭāgārasālāyaṃ*)。 *Udāna003-003* (p.025)

[8-1-4] サーヴァッティー ⇔ ラージャガハ

〔世尊は〕サーヴァッティーに随意の間住された後、ラージャガハに向けて出発された。次々に遊行してラージャガハに到着された。そこで世尊はラージャガハのヴェール・ヴァナのカランダカニヴァーパに住された (*Sāvattṭhiyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Rājagahaṃ tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Rājagahaṃ tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Rājagahe viharati Veḷuvane Kalandakani-vāpe*)。 *Vinaya* 「薬毘度」 (vol. I p.215)

[8-1-5] ボーガナガラ ⇔ パーヴァー

〔世尊は〕ボーガ・ナガラに随意の間住された後、尊者アーナンダに告げられた。『さあ、アーナンダよ、パーヴァーに赴こう』と。……パーヴァーに到着された。そこで世尊はパーヴァーのチュンダ鍛冶子のアンバ・ヴァナに住された (*Bhoganagare yathābhirantaṃ viharitvā āyasmantaṃ Ānandaṃ āmantesi : "āyāṃ' Ānanda yena Pāvā ten' upasaṃkamissāma ti." ……yena Pāvā tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Pāvāyaṃ viharati Cundassa kammāraputtassa ambavane*)。 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (「大般涅槃經」 vol. II p.126)

[8-1-6] ヴェーサーリー ⇔ サーヴァッティー

〔世尊は〕ヴェーサーリーに随意の間住された後、サーヴァッティーに向けて出発された。次々に遊行してサーヴァッティーに到着された。そこで世尊はサーヴァッティーのジェータ・ヴァナのアナータピンディカ・アーラーマに住された (*Vesālīyaṃ ya-*

thābhirantaṃ viharitvā yena Sāvatthi tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Sāvatthi tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Sāvatthiyaṃ viharati Jetavane Anāthapiṇḍikassa ārāme)。 *Vinaya* 「比丘尼毘度」 (vol. II p.261)

[8-1-7] ヴェーサーリー ⇨ バーラーナシー

〔世尊は〕ヴェーサーリーに随意の間住された後、バーラーナシーに向けて出発された。次々に遊行してバーラーナシーに到着された。そこで世尊はバーラーナシーのイシパタナのミガダーヤに住された (Vesāliyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Bārāṇasī tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Bārāṇasī tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Bārāṇasiyaṃ viharati Isipatane migadāye)。 *Vinaya* 「衣毘度」 (vol. I p.289)

[8-1-8] ヴェーサーリー ⇨ バッディヤ

〔世尊は〕ヴェーサーリーに随意の間住された後、バッディヤに向けて出発された。……ときに世尊は次々に遊行してバッディヤに到着された。そこで世尊はバッディヤのジャーティヤー・ヴァナに住された (Vesāliyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Bhaddiyaṃ tena cārikaṃ pakkāmi……atha kho Bhagavā anupubbena cārikaṃ caramāno yena Bhaddiyaṃ tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Bhaddiye viharati Jātiyāvane)。 *Vinaya* 「葉毘度」 (vol. I p.242)

[8-1-9] バーラーナシー ⇨ サーヴァッティー

〔世尊は〕バーラーナシーに随意の間住された後、サーヴァッティーに向けて出発された。次々に遊行してサーヴァッティーに到着された。そこで世尊はサーヴァッティーのジェータ・ヴァナのアナータピンディカ・アーラーマに住された (Bārāṇasiyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Sāvatthi tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Sāvatthi tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Sāvatthiyaṃ viharati Jetavane Anāthapiṇḍikassa ārāme)。 *Vinaya* 「衣毘度」 (vol. I p.290)

[8-1-10] バーラーナシー ⇨ ヴェーサーリー

〔世尊は〕バーラーナシーに随意の間住された後、ヴェーサーリーに向けて出発された。次々に遊行してヴェーサーリーに到着された。そこで世尊はヴェーサーリーのマハーヴァナ内にあるクーターガーラサーラー（重閣講堂）に住された (Bārāṇasiyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Vesālī tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Vesālī tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Vesāliyaṃ viharati Mahāvane kūṭāgārasālāyaṃ)。 *Vinaya* 「波羅夷 001」 (vol. III p.011)

[8-1-11] バーラーナシー ⇨ バッディヤ

〔世尊は〕バーラーナシーに随意の間住された後、バッディヤに向けて出発された。次々に遊行してバッディヤに到着された。そこで世尊はバッディヤのイシパタナのジャーティヤー・ヴァナに住された (Bārāṇasiyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Bhaddiyaṃ tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Bhaddiyaṃ tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Bhaddiye viharati Isipatane Jātiyāvane)。 *Vinaya* 「皮革毘度」 (vol. I p.189)

[8-1-12] コーサンビー ⇨ ラージャガハ

〔世尊は〕 コーサンビーに随意の間住された後、ラージャガハに向けて出発された。次々に遊行してラージャガハに到着された。そこで世尊はラージャガハのヴェール・ヴァナのカランダカニヴァーパに住された (Kosambiyam yathābhirantaṃ viharitvā yena Rājagahaṃ tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Rājagahaṃ tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Rājagahe viharati Veḷuvane Kalandakanivāpe) 。
Vinaya 「破僧健度」 (vol. II p.187)

[8-1-13] パーリレッヤカ ⇨ サーヴァッティー

〔世尊は〕 パーリレッヤカ ⁽¹⁾ に随意の間住された後、サーヴァッティーに向けて出発された。次々に遊行してサーヴァッティーに到着された。そこで世尊はサーヴァッティーのジェータ・ヴァナのアナータピンディカ・アーラーマに住された (Pārileyyake yathābhirantaṃ viharitvā yena Sāvatthi tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Sāvatthi tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Sāvatthiyaṃ viharati Jetavane Anāthapiṇḍikassa ārāme) 。
Vinaya 「コーサンビー健度」 (vol. I p.353)

- (1) *SN.022-081* (vol. III p.095) に「ときに世尊は次々に遊行してパーリレッヤカに到達された (atha kho Bhagavā anupubbena cārikaṃ caramāno yena Pārileyyakaṃ tad avasari) 」とある箇所を註釈して、*Sārattha-pakāsini* (vol. II p.304) には *Pālileyyanagaraṃ* とある。したがってこれによれば、パーリレッヤカの規模を示す属性は「ナガラ (nagara) 」ということになる。

[8-1-14] ラージャガハ ⇨ サーヴァッティー

〔世尊は〕 ラージャガハに随意の間住された後、サーヴァッティーに向けて出発された。次々に遊行してサーヴァッティーに到着された。そこで世尊はサーヴァッティーのジェータ・ヴァナのアナータピンディカ・アーラーマに住された (Rājagahe yathābhirantaṃ viharitvā yena Sāvatthi tena cārikaṃ pakkāmi ; anupubbena cārikaṃ caramāno yena Sāvatthi tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Sāvatthiyaṃ viharati Jetavane Anāthapiṇḍikassa ārāme) 。
MN.024 Rathavinīta-s. (「伝車経」 vol. I p.146) 、*Vinaya* 「入雨安居健度」 (vol. I p.139) 、*Vinaya* 「薬健度」 (vol. I p.214)

[8-1-15] ラージャガハ ⇨ カピラヴァットゥ

〔世尊は〕 ラージャガハに随意の間住された後、カピラヴァットゥに向けて出発された。次々に遊行してカピラヴァットゥに到着された。そこで世尊はサッカ人たちの住む〔諸ジャナパダのなかの〕カピラヴァットゥのニグロード・アーラーマに住された (Rājagahe yathābhirantaṃ viharitvā yena Kapilavatthu tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Kapilavatthu tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Sakkesu viharati Kapilavatthusmiṃ Nigrodhārāme) 。
Vinaya 「大健度」 (vol. I p.082)

[8-1-16] ラージャガハ ⇨ ヴェーサーリー

〔世尊は〕 ラージャガハに随意の間住された後、ヴェーサーリーに向けて出発された。次々に遊行してヴェーサーリーに到着された。そこで世尊はヴェーサーリーのマハーヴァナ内にあるクーターガーラサーラー (重閣講堂) に住された (Rājagahe yathābhiran-

taṃ viharitvā yena Vesāli tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Vesāli tad avasari. tatra sudam Bhagavā Vesāliyaṃ viharati Mahāvane kūṭā-gārasālāyaṃ)。 *Vinaya* 「臥座具犍度」 (vol. II p.159)

[8-1-17] ラージャガハ ⇔ バーラーナシー

〔世尊は〕 ラージャガハに随意の間住された後、バーラーナシーに向けて出発された。次々に遊行してバーラーナシーに到着された。そこで世尊はバーラーナシーのイシパタナのみガダーヤに住された (Rājagahe yathābhirantaṃ viharitvā yena Bārāṇasī tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Bārāṇasī tad avasari. tatra sudam Bhagavā Bārāṇasiyaṃ viharati Isipatane migadāye)。 *Vinaya* 「皮革犍度」 (vol. I p.189)、*Vinaya* 「菓犍度」 (vol. I p.216)

[8-1-18] バッディヤ ⇔ サーヴァッティー

〔世尊は〕 バッディヤに随意の間住された後、サーヴァッティーに向けて出発された。次々に遊行してサーヴァッティーに到着された。そこで世尊はサーヴァッティーのジェータ・ヴァナのアナータピンディカ・アラーマに住された (Bhaddiye yathābhirantaṃ viharitvā yena Sāvatthi tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Sāvatthi tad avasari. tatra sudam Bhagavā Sāvatthiyaṃ viharati Jetavane Anātha-piṇḍikassa ārāme)。 *Vinaya* 「皮革犍度」 (vol. I p.190)

[8-2] 以下は都市から町への用例である。

[8-2-1] サーヴァッティー ⇔ キターギリ⁽¹⁾

〔世尊は〕 サーヴァッティーに随意の間住された後、キターギリに向けて出発された。……ときに世尊は次々に遊行してキターギリに到着された (Sāvatthiyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Kiṭāgiri tena cārikaṃ pakkāmi……atha kho Bhagavā anupubbena cārikaṃ caramāno yena Kiṭāgiri tad avasari)。 *Vinaya* 「臥座具犍度」 (vol. II p.170)

- (1) *MN.070 Kiṭāgiri-s.* (『枳咤山邑経』 vol. I p.473) に「〔世尊は〕 キターギリという名のカーシ人たちのニガマに到達された (yena Kiṭāgiri nāma Kāsinam nigamo tad avasari)」とある。また註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. III p.185) によれば「‘キターギリ’」というのは、その町の名前である (Kiṭāgiri ti tassa nigamassa nāmaṃ)」とあって、その規模を示す属性は「ニガマ (nigama)」とする。なお『印度仏教固有名詞辞典』では「邑」 (p.310)、*Dictionary of Pāli Proper Names.* (vol. I p.597) では ‘a village’ とする。

[8-2-2] クシナーラー ⇔ アートゥマー

〔世尊は〕 クシナーラーに随意の間住された後、アートゥマー⁽¹⁾ に向けて出発された。……ときに世尊は次々に遊行してアートゥマーに到着された。そこで世尊はアートゥマーの籾殻の倉庫⁽²⁾ に住された (Kuṣinārāyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Ātūmā tena cārikaṃ pakkāmi……atha kho Bhagavā anupubbena cārikaṃ caramāno yena Ātūmā tad avasari. tatra sudam Bhagavā Ātumāyaṃ viharati bhusāgāre)。 *Vinaya* 「菓犍度」 (vol. I p.249)

- (1) 『印度仏教固有名詞辞典』 (p.066) によれば「村」、*Dictionary of Pāli Proper Names.* (vol. I p.244) によれば ‘town」、中村元 (『遊行経 (下)』大蔵出版 1985) では「村」 (p.470) と解する。

(2) 中村元『遊行経(下)』p.467の註(1)を参照。『印度仏教固有名詞辞典』p.066、並びに *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.244) を参照。

[8-3] 以下は都市から村への用例である。

[8-3-1] ヴェーサーリー ⇨ バンダ・ガーマ

ときに世尊は早朝に衣を着て、鉢と衣を携えてヴェーサーリーへ乞食に入った。……

[世尊は] 阿難に「阿難よ、私はバンダ・ガーマへ赴こう」と。……バンダ・ガーマに到達された。そこで世尊はバンダ・ガーマに住された (atha kho Bhagavā pubbanhasamayam nivāsetvā pattacivaramādāya Veṣālīm piṇḍāya pāvisi. …… āyasmantaṃ Ānandaṃ āmantesi : …… "āyāṃ' Ānanda yena Bhaṇḍagāmo ten' upasaṃkamissāmā ti." …… yena Bhaṇḍagāmo tad avasari. tatra sudam Bhagavā Bhaṇḍagāme viharati) 。

DN.016 Mahāparinibbāna-s. (「大般涅槃経」vol. II p.122)

[8-3-2] バーラーナシー ⇨ アンダカヴィンダ

[世尊は] バーラーナシーに随意の間住された後、アンダカヴィンダ⁽¹⁾に向けて出発された。……ときに世尊は次々に遊行してアンダカヴィンダに到着された (Bārāṇasīyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Andhakavindaṃ tena cārikaṃ pakkāmi …… atha kho Bhagavā anupubbena cārikaṃ caramāno yena Andhakavindaṃ tad avasari) 。

Vinaya 「葉鍵度」 (vol. I p.220)

(1) 本論文【5】 [1] [1-2] p.124の註(1)を参照。

[8-3-3] ラージャガハ ⇨ パータリ・ガーマ

[世尊は] ラージャガハに随意の間住された後、パータリ・ガーマに向けて出発された。……ときに世尊は次々に遊行してパータリ・ガーマに到着された (Rājagahe yathābhirantaṃ viharitvā yena Pāṭaligāmo tena cārikaṃ pakkāmi …… atha kho Bhagavā anupubbena cārikaṃ caramāno yena Pāṭaligāmo tad avasari) 。

Vinaya 「葉鍵度」 (vol. I p.226)

[8-3-4] ナーランダー ⇨ パータリ・ガーマ

[世尊は] ナーランダー⁽¹⁾に随意の間住された後、阿難に「阿難よ、私はパータリ・ガーマへ赴こう」と。……パータリ・ガーマに到達された (Nālandāyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā āyasmantaṃ Ānandaṃ āmantesi : "āyāṃ' Ānanda yena Pāṭaligāmo ten' upasaṃkamissāmā ti." …… yena Pāṭaligāmo tad avasari) 。

DN.016 Mahāparinibbāna-s. (「大般涅槃経」vol. II p.084)

(1) 本論文【5】 [7] [7-2] p.135の註(2)を参照。 *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. II p.056) '1. Nālandā' では 'A town' とする。なおこの箇所は梵文や有部本に相応文がないことから、後世の付加とされている。中村元『ブツダ最後の旅』(岩波文庫 1980) p.204

[8-4] 以下は都市から地方(地区)、王園への用例である。

[8-4-1] バーラーナシー ⇨ ウルヴェーラー [地方(地区)]

[世尊は] バーラーナシーに随意の間住された後、ウルヴェーラーに向けて出発された。……ときに世尊は次々に遊行してウルヴェーラーに到着された (Bārāṇasīyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Uruvelā tena cārikaṃ pakkāmi. …… atha kho Bhagavā anupubbena cārikaṃ caramāno yena Uruvelā tad avasari) 。

Vinaya 「大鍵度」 (vol.

I p.023～p.024)

[8-4-2] ラージャガハ ⇨ アンバラッティカー [王園]

[世尊は] ラージャガハに随意の間住された後、阿難に「阿難よ、私はアンバラッティカー⁽¹⁾へ赴こう」と。……アンバラッティカーに到達された。そこで世尊はアンバラッティカー内の王の家（別邸）に住された（*Rājagahe yathābhirantaṃ viharitvā āyasmantaṃ Ānandaṃ āmantesi* : "āyāma' Ānanda yena *Ambalaṭṭhikā* ten' upasaṃkamissāma ti." ……yena *Ambalaṭṭhikā* tad avasari. tatra sudam Bhagavā *Ambalaṭṭhikāyaṃ viharati Rājāgarake*）。*DN.016 Mahāparinibbāna-s.*（「大般涅槃經」vol. II p.081）

- (1) 註釈書 *Sumaṅgala-vilāsinī* (vol. I p.041) には「‘アンバラッティカー’とは、王の庭園、である（*Ambalaṭṭhikā ti rañño uyyānaṃ*）」とある。

[8-5] 以下は町から都市などへの用例である。

[8-5-1] パンカダー ⇨ ラージャガハ

[世尊は] パンカダー⁽¹⁾に随意の間住された後、ラージャガハに向けて出発された。次々に遊行してラージャガハに到着された。そこで世尊はラージャガハのギッジャクータ山に住された（*Paṅkadhāyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Rājagahaṃ tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Rājagahaṃ tad avasari. tatra sudam Bhagavā Rājagahe viharati Gijjhakūṭe pabbate*）。*AN.003-009-090* (vol. I p.236)

- (1) 同聖典中に「パンカダーと名づけるコーサラ人たちの町（*Paṅkadhā nāma Kosalānaṃ nigamo*）」(vol. I p.236) とあるので、その規模を示す属性は「ニガマ（*nigama*）」である。

[8-5-2] ヴェーバリンガ ⇨ バーラーナシー

[過去の迦葉仏は（*Kassapo bhagavā arahaṃ sammāsambuddho*）] ヴェーバリンガ⁽¹⁾に随意の間住された後、バーラーナシーに向けて出発された。次々に遊行してバーラーナシーに到着された。そこで……[迦葉仏は] バーラーナシーのイシパタナのミガダーヤに住された（*Vebhaliṅge yathābhirantaṃ viharitvā yena Bārāṇasī tena cārikaṃ pakkāmiṃ ; anupubbena cārikaṃ caramāno yena Bārāṇasī tad avasari. tatra sudam …… Bārāṇasiyaṃ viharati Isipatane migadāye*）。*MN.081 Ghaṭikāra-s.*（「陶師經」vol. II p.049）

- (1) 本文中に「ヴェーバリンガと名づける市場村（*Vebhaliṅgaṃ nāma gāmanigamaṃ*）」(p.045) とある。なおナーランダー版ならびに *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版は *Vegaḷiṅga* と校訂する。

[8-5-3] アートゥマー ⇨ サーヴァッティ

[世尊は] アートゥマーに随意の間住された後、サーヴァッティに向けて出発された。次々に遊行してサーヴァッティに到着された。そこで世尊はサーヴァッティのジェータ・ヴァナのアナータピンディカ・アーラーマに住された（*Ātumāyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Sāvattī tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Sāvattī tad avasari. tatra sudam Bhagavā Sāvattiyaṃ viharati Jetavane Anāthapiṇḍikassa ārāme*）。*Vinaya*「薬鍵度」（vol. I p.250）

[8-5-4] アヌピヤー ⇨ コーサンビー

[世尊は] アヌピヤーに随意の間住された後、コーサンビーに向けて出発された。次々に遊行してコーサンビーに到着された。そこで世尊はコーサンビーのゴーシタ・アーラーマに住された (Anupiyāyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Kosambī tena cārikaṃ pakkāmi. anupubbena cārikaṃ caramāno yena Kosambī tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Kosambiyaṃ viharati Ghositārāme)。Vinaya「破僧毘度」(vol. II p.184)
[8-5-5] バッダヴァティカー ⇨ コーサンビー

[世尊は] バッダヴァティカー⁽¹⁾に随意の間住された後、コーサンビーに向けて出発された。……ときに世尊は次々に遊行してコーサンビーに到着された (Bhaddavatīkāyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Kosambī tena cārikaṃ pakkāmi. ……atha kho Bhagavā anupubbena cārikaṃ caramāno yena Kosambī tad avasari)。Vinaya「波逸提 051」(vol. IV p.109)

- (1) 註釈書 *Samanta-pāsādikā* (vol. IV p.859) には Bhaddavatikā ti eko gāmo とあって、その規模を示す属性は「ガーマ (gāma)」とする。しかし *Jātaka 081* (vol. I p.360) では Bha-ddavatikaṃ nāma nigamaṃ とあり、「ニガマ (nigama)」とする。なお *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. II p.351) によれば ‘a market-town’ とある。

[8-5-6] トウツラコッティタ ⇨ サーヴァティー

[世尊は] トウツラコッティタ⁽¹⁾に随意の間住された後、サーヴァティに向けて出発された。次々に遊行してサーヴァティに到着された。そこで世尊はサーヴァッティのジェータ・ヴァナのアナータピンディカ・アーラーマに住された (Thullakotthite yathā 'bhirantaṃ viharitvā yena Sāvattthi tena cārikaṃ pakkāmi, anupubbena cārikaṃ caramāno yena Sāvattthi tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Sāvattthiyaṃ viharati Jetavane Anāthapiṇḍikassa ārāme)。MN.082 *Raṭṭhapāla-s.* (「頼吒毘羅經」 vol. II p.060)

- (1) 本文中に Thullakotthikaṃ nāma Kurūnaṃ nigamo (p.054) とあるので、その規模を示す属性は「ニガマ (nigama)」である。

[8-5-7] アーパナ ⇨ クシナーラー

[世尊は] アーパナに随意の間住された後、クシナーラーに向けて出発された……ときに世尊は次々に遊行してクシナーラーに到着された (Āpaṇe yathābhirantaṃ viharitvā yena Kusinārā tena cārikaṃ pakkāmi……atha kho Bhagavā anupubbena cārikaṃ caramāno yena Kusinārā tad avasari)。Vinaya「葉毘度」(vol. I p.247)

[8-6] 以下は村から城への用例である。

[8-6-1] アンダカヴィンダ ⇨ ラージャガハ

[世尊は] アンダカヴィンダに随意の間住された後、ラージャガハに向けて出発された……ときに世尊は次々に遊行してラージャガハに到着された。そこで世尊はラージャガハのヴェール・ヴァナのカランダカニヴァーパに住された (Andhakavinde yathābhirantaṃ viharitvā yena Rājagahaṃ tena cārikaṃ pakkāmi……atha kho Bhagavā anupubbena cārikaṃ caramāno yena Rājagahaṃ tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Rājagahe viharati Veḷuvane Kalandakanivāpe)。Vinaya「葉毘度」(vol. I p.224 ~p.226)

[8-7] 以下は村から地方への用例である。

[8-7-1] コーティ・ガーマ ⇨ ナーディカー [地方]

〔世尊は〕コーティ・ガーマに随意の間住された後、阿難に「阿難よ、私はナーディカー⁽¹⁾へ赴こう」と。……ナーディカーに到達された。そこで世尊はナーディカーのギンジャカーヴァサタに住された (*Koṭigāme yathābhirantaṃ viharitvā āyasmantaṃ Ānandaṃ āmantesi* : "āyāṃ' Ānanda yena Nādikā ten' upasaṃkamissāmā ti." …… yena *Nādikā* tad avasari. ⁽²⁾ tatra pi sudaṃ Bhagavā Nādiḥ viharati giṇṇakāvasa-the) 。 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (「大般涅槃經」 vol. II p.091) 、 *Vinaya* 「葉鍵度」 (vol. I p.232)

(1) ナーランダー版ならびに *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版には *Nātikā* と校訂する。註釈書 *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.543) に「『ナーティカー』とは、1つの沼の近くにある2つの小父、大父・息子らの2つの村である (*Nātikā ti ekaṃ talākaṃ nissāya dvinnāṃ cūlapitu- mahāpituputtānaṃ dve gāmā*) 」とか、あるいは「『ナーティカーに』とは、1つのニャーティ・ガーマカに、である (*Nātiḥ ti ekasmiṃ Nātigāmake*) 」とあって、その規模を示す属性を「ガーマ (*gāma*) 」 「ガーマカ (*gāmaka*) 」とする。中村元『遊行経(上)』の註「ナーディカー」 (p.211) を参照。

(2) なお *Vinaya* 「葉鍵度」 (vol. I p.232) では「〔世尊は〕コーティ・ガーマに随意の間住された後、ナーティカーに赴かれた (*Koṭigāme yathābhirantaṃ viharitvā yena Nātikā ten' upasaṃkami*) 」とある。

[8-8] その他の用例である。

[8-8-1] ナーディカー [地方] ⇨ ヴェーサーリー

〔世尊は〕ナーディカーに随意の間住された後、阿難に「阿難よ、私はヴェーサーリーへ赴こう」と。……ヴェーサーリーに到達された。そこで世尊はヴェーサーリーのアンバパーリー・ヴァナに住された (*Nādiḥ yathābhirantaṃ viharitvā āyasmantaṃ Ānandaṃ āmantesi* : "āyāṃ' Ānanda yena Vesālī ten' upasaṃkamissāmā ti." …… yena *Vesālī* tad avasari. tatra sudaṃ Bhagavā Vesāliyaṃ viharati Ambapālivanē) 。 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (「大般涅槃經」 vol. II p.094)

[8-8-2] ウルヴェーラー [地方] ⇨ バーラーナシー

〔世尊は〕ウルヴェーラーに随意の間住された後、バーラーナシーに向けて出発された。……ときに世尊は次々に遊行してバーラーナシーのイシパタナのミガダーヤにいた、五比丘のもとに赴かれた (*Uruvelāyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Bārāṇasī tena cārikaṃ pakkāmi*. …… atha kho Bhagavā anupubbena cārikaṃ caramāno yena Bārāṇasī Isipatanaṃ migadāyo, yena pañcavaggiyā bhikkhū ten' upasaṃkami) 。 *Vinaya* 「大鍵度」 (vol. I p.008) 、 *MN.026 Ariyapariyesana-s.* (「聖求經」 vol. I p.170)

[8-8-3] ウルヴェーラー ⇨ ガヤーシーサ

〔世尊は〕ウルヴェーラーに随意の間住された後、ガヤーシーサに向けて出発された……そこで世尊はガヤーのガヤーシーサに住された (*Uruvelāyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena Gayāsīsaṃ tena cārikaṃ pakkāmi* …… tatra sudaṃ Bhagavā Gayāyaṃ viharati Gayāsīse) 。 *Vinaya* 「大鍵度」 (vol. I p.034)

[8-8-4] ガヤーシーサ ⇨ ラージャガハ

〔世尊は〕 ガヤーシーサに随意の間住された後、ラージャガハに向けて出発された…
…ときに世尊は次々に遊行してラージャガハに到着された。そこで世尊はラージャガハ
のラッティ・ヴァナのスッパティッタ・チェーティヤに住された (*Gayāsīse yathābhi-*
rantam viharitvā yena Rājagaham tena cārikam pakkāmi …… atha kho Bhagavā
anupubbena cārikam caramāno yena Rājagaham tad avasari. tatra sudam Bhagavā
Rājagahe viharati Laṭṭhivane suppatiṭṭhe cetiye)。 *Vinaya* 「大犍度」 (vol. I
p.035)

[8-8-5] ダッキナーギリ ⇔ ラージャガハ

〔舍利弗は〕 ダッキナーギリ⁽¹⁾に随意の間住した後、ラージャガハに向けて出発し
た。次々に遊行してラージャガハに到着した。そこで舍利弗はラージャガハのヴェール・
ヴァナのカランダカニヴァーパに住した (*Dakkhīnāgiriṣimim yathābhirantam vihari-*
tvā yena Rājagaham tena cārikam pakkāmi ; anupubbena cārikam caramāno yena
Rājagaham tad avasari. tatra sudam āyasmā Sāriputto Rājagahe viharati Veḷuvane
Kalandakanivāpe)。 *MN.097 Dhānañjāni-s.* (「陀然經」 vol. II p.185)

〔阿難は〕 ダッキナーギリに随意の間住した後、ラージャガハのヴェール・ヴァナの
カランダカニヴァーパ〔に住する〕マハーカッサパのもとに来た (*Dakkhīnāgiriṣimim*
yathābhirantam cārikam caritvā yena Rājagaham Veḷuvanam Kalandakanivāpo ye-
nāyasmā Mahā-kassapo tenupasaṅkami)。 *SN.016-011* (vol. II p.218)

〔ブラーナ比丘は〕 ダッキナーギリに随意の間住した後、ラージャガハのヴェール・
ヴァナのカランダカニヴァーパ〔に住する〕長老比丘たちのもとに来た (*Dakkhīnā-*
giriṣimim yathābhirantam viharitvā yena Rājagaham yena Veḷuvanam Kalandaka-
nivāpo yena therā bhikkhū ten' upasaṅkami, ……)。 *Vinaya* 「五百犍度」 (vol. II
p.289)

- (1) 註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. III p.429)、*Sārattha-pakāsinī* (vol. I p.242)、同 (vol. II
p.176)、*Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol. I p.136) によると「ダッキナーギリ (*Dakkhi-*
nāgiri)」は王舎城を取り囲む山のうち、南方にある地域 (*janapada*) を指して名づけられ、
そこには精舎があった、と解説されている。 *Dictionary of Pāli Proper Names.* (vol. I
p.1049) には 'A *janapada* (district)' とする。

[8-8-6] アンバラッティカー ⇔ ナーランダー

〔世尊は〕 アンバラッティカーに随意の間住された後、阿難に「阿難よ、私はナーラ
ンダーへ赴こう」と。……ナーランダーに到達された。そこで世尊はナーランダーのパ
ヴァーリカのアンバ・ヴァナに住された (*Ambalatthikāyam yathābhirantam viharitvā*
āyasmantam Ānandam āmantesi : "āyām' Ānanda yena Nālandā ten' upasaṅkamis-
sāmā ti." …… *yena Nālandā tad avasari. tatra sudam Bhagavā Nālandāyam viharati*
Pāvārikambavane)。 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (「大般涅槃經」 vol. II p.081)

[8-8-7] アンバパーリー園 ⇔ ベールヴァ・ガーマカ

〔世尊は〕 アンバパーリー・ヴァナに随意の間住された後、阿難に「阿難よ、私はベ
ールヴァ・ガーマカへ赴こう」と。……ベールヴァ・ガーマカに到達された。そこで世尊
はベールヴァ・ガーマカに住された (*Ambapālī-yane yathābhirantam viharitvā āyas-*

mantam Ānandam āmantesi : "āyām' Ānanda yena Beluva-gāmakō ten' upasaṃkamissāmāti." ……yena Beluvagāmakō tad avasari. tatra sudam Bhagavā Beluvagāmake viharati)。DN.016 *Mahāparinibbāna-s.* (「大般涅槃經」 vol. II p.098)

[9] 以下には複数の経由地が示されているものを紹介する。これにはより明確に当時の交通路が表されていると見ることができる。

[9-1] ヴェーランジャー ⇨ パヤーガの渡し場

[世尊は] ヴェーランジャーに随意の間住された後、ソーレツヤ [城] ⁽¹⁾、サンカッサ [城] ⁽²⁾、カンナクツジャ [城] ⁽³⁾ を経てパヤーガの渡し場 ⁽⁴⁾ に赴かれた (Ve-lañjāyam yathābhirantam viharitvā anupagamma Soreyyam Samkassam Kannakujjam yena Payāgapatitthānam ten' upasaṃkami)。Vinaya「波羅夷 001」 (vol. III p.011)

- (1) 当該箇所 の復註 *Sāratthadīpanī-ṭīkā* によると「ソーレツヤ・ナガラ等に近づくずに (Soreyyanagarādini anupagantvā)」 (*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版, MYANMAR vol. I p.459) とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (nagara)」とする。
- (2) *Dhammapada-aṭṭhakathā* (vol. III p.224) などには Saṅkassa-nagare とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (nagara)」とする。
- (3) *Buddhavaṃsa-aṭṭhakathā* (p.233) には Kaṇṇakujja-nagare とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (nagara)」とする。
- (4) 当該箇所 の復註 *Sāratthadīpanī-ṭīkā* によると「‘パヤーガの渡し場’とは、ガーマと渡し場の名称である (Payāgapatitthānam ti gāmassa pi adhivacam titthassa pi)」 (*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版, MYANMAR vol. I p.459) とある。

[9-2] バンダガーマ ⇨ ボーガ・ナガラ

[世尊は] バンダ・ガーマに随意の間住されたのち、阿難に「阿難よ、私はハッティ・ガーマ、アンバ・ガーマ、ジャンブ・ガーマ、ボーガ・ナガラに赴こう」と告げられた (Bhaṇḍagāme yathābhirantam viharitvā āyasmantam Ānandam āmantesi : "āyām' Ānanda yena Haṭṭhigāmo …… Ambagāmo …… Jambugāmo ……yena Bhoganagaram ten' upasaṃkamissāmā ti)。DN.016 *Mahāparinibbāna-s.* (「大般涅槃經」 vol. II p.123)

[9-3] コーサラ ⇨ ゴーダーヴァリー河の堤

[バーヴァリン (Bāvarin) 婆羅門が] コーサラ人たちの美しいプラ [すなわち、舍衛城 ⁽¹⁾] からダッキナーパタに來た (Kosalānam purā rammā agamā Dakkhiṇāpa-tham) ……彼はアッサカの領域とアラカ [の領域] の接したところの ⁽²⁾ ゴーダーヴァリーの堤に ⁽³⁾ 住した (so Assakassa visaye Aḷakassa samāsane, vasī Godhāvarīkūle)。Suttanipāta v. 976-977 (p.190)

- (1) *Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol. II p.580) によると「‘コーサラ人たちのプラ (都市) から’とは、コーサラ・ラッタのナガラから、サーヴァッティー (舍衛城) から、と言われる (Kosa- lānam purā ti Kosalaratthassa nagarā, Sāvattitho ti vuttam hoti)」とある。
- (2) 同上註釈書 (vol. II p.581) によると「‘彼はアッサカの領域とアラカの [領域の] 接したところに’とは、かの婆羅門がアッサカとアラカという2つの王国の接した領域に、近き国に、2つの国の中間に、と同意である (so Assakassa visaye, Aḷakassa samāsane ti so

brāhmaṇo Assakassa ca Aḷakassa cā ti dvinnam pi rājūnaṃ samāsanne visaye āsanne raṭṭhe, dvinnam pi raṭṭhānaṃ majjhe ti adhippāyo) 」とある。

- (3) 同上註釈書 (vol. II p.581) によると「『ゴダーヴァリーの堤に』とは、ゴダーヴァリー河の堤に、である (Godhāvare kule ti Godhāvariya nadiyā kule) 」とある。

[9-4] アラカの [首都] パティターナ ⇨ ラージャガハ

[バーヴァリン婆羅門の弟子 16 人が] アラカ ⁽¹⁾ のパティターナ ⁽²⁾ に入り (Aḷakassa Patitthānaṃ pakkāmaṃ)、それから古都のマーヒッサティ ⁽³⁾ へ、またウツジェーニー ⁽⁴⁾、ゴーナッタ ⁽⁵⁾、ヴェーディサ ⁽⁶⁾、ヴァナサ ⁽⁷⁾ と称されるところへ (Māhissatim tadā Ujjeniṇ cāpi Gonaddham Vedisam Vanasavhayam)、またコーサンビー、サーケータ、サーヴァッティーに行った (Kosambim cāpi Sāketam Sāvattihī ca puruttamaṃ)。[ついで] セータヴィヤ、カピラヴァットゥ、クシナーラーの都市に [入った] (Setavyam Kapilavatthum Kusināraṇ ca)。またパーヴァー、ボーガ・ナガラ、ヴェーサーリー、マガダのプラ [すなわち、王舎城 ⁽⁸⁾] へ (Pāvāṇ ca Bogana-garam Vesālīm Māgadham puram)、そして美しく喜ばしきパーサーナカ ⁽⁹⁾・チェーティヤに [到達した] (Pāsāṇakaṇ cetiyaṇ ca ramaṇiyaṃ manoramaṃ)。Suttanipāta vs.1011-1013 (p.194)

- (1) 『印度仏教固有名詞辞典』 p.016、並びに *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.190) ‘1. Aḷaka’ を参照。
- (2) 赤沼智善、G. P. Malalasekera はアラカの首府 (首都) とする。『印度仏教固有名詞辞典』 p.016、並びに *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. II p.127) を参照。
- (3) *Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol. II p.583) によると「『マーヒッサティへ』とは、マーヒッサティという名前の古のナガラへ、と言われる (Māhissatin ti Māhissatināmikaṃ purimanaga- ran ti vuttaṃ hoti) 」とあって、その規模を示す属性は「ナガラ (nagara) 」である。なお赤沼智善、G. P. Malalasekera はアヴァンティの市 (首都) とある。『印度仏教固有名詞辞典』「Ujjeni ¹」の [8] (p.704)、ならびに *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. II p.623) を参照。
- (4) *Jātaka-aṭṭhakathā* (vol. IV p.397) には Avantiraṭṭhe Ujjeninagare とある。なお G. P. Malalasekera はアヴァンティの首都とする。 *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.344) を参照。
- (5) *Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol. II p.583) によると「『ゴーナッタ』というのは、ゴータブラの名である (Gonaddhan ti Godhapurassa nāmaṃ) 」とあり、サーンチーに近いところにあったらしいと言われる。中村元『ブッダのことば』の註「ゴーナッタ」 (p.256) を参照。
- (6) アヴァンティ国の首府であったという。中村元『ブッダのことば』の註「ヴェーディサ」 (p.257) を参照。
- (7) *Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol. II p.583) によると「『ヴァナサと称されるところ』とは、パヴァナ・ナガラと言われる。[そのナガラを] ある人びとは“ヴァナサーヴァッティ”と [称している] (Vanasavhayan ti Pavananagaraṃ vuccati, "Vanasāvattihin" ti eke) 」とある。なお「ヴァナサーヴァッティ」を「森の舎衛城 (Vana-sāvattihī) 」と解されている。村上真完・及川真介訳註『仏のことば (四) —パラマッタ・ジョーティカー—』 (春秋社 1989) p.025 参照。
- (8) 同上註釈書 (vol. II p.584) によると、「『マガダのプラに』とは、マガダの首都ラージャガハ (王舎城) に、という意味である (Māgadham puran ti Magadhapuram Rājagahan ti adhippāyo) 」とある。

- (9) 同上註釈書 (vol. II p.584) によると「‘パーサーナカ・チェーティヤに’とは、昔、大きな岩の上に、デーヴァの住処（神祠）があった。ところが世尊が出現されたとき、[そこが] ヴィハーラ（精舎）となった。それはそのまま古き名称で“パーサーナカ・チェーティヤ”と言われる（*Pāsāṇakaṃ cetiyan ti mahato pāsāṇassa upari pubbe devaṭṭhānaṃ ahosi. uppanne pana Bhagavati vihāro jāto. so ten eva purimavohārena "Pāsāṇakaṃ cetiyan" ti vuccati*）」とある。

[9-5] ソーレッヤ ⇔ サハジャーティ

[レーヴァタ比丘（*Revata*）は長老比丘たちを避けようとして] ソーレッヤよりサンカッサに行った（*Soreyyā Samkassam agamāsi*）……サンカッサよりカンナクッジャに行った（*Samkassā Kannakujjā agamāsi*）……カンナクッジャよりウドウンバラ⁽¹⁾に行った（*Kannakujjā Udumbaram agamāsi*）……ウドウンバラよりアッガラプラ⁽²⁾に行った（*Udumbarā Aggalapuram agamāsi*）……アッガラプラよりサハジャーティに行った（*Aggalapurā Sahajātim agamāsi*）。*Vinaya*「七百犍度」（vol. II p.299）

- (1) *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.377) によれば ‘village’ とする。
 (2) 同上書 (vol. I p.377) によれば ‘city’ (p.009) とする。

[10] 以上のように、ジャナパダが添えられずに地名ないしは部族名のみで表されるさまざまなケースがあることがわかる。そしてこれには複数形で用いられる場合と単数形で用いられる場合があるのであるが、次のように整理してよいであろう。

複数形で用いられる場合は、「十六大国」ないしは「普通の国」を表す場合であって、「十六大国」の場合は【4】において考察したように、この中にさまざまな「普通の国」を包摂するからであり、「普通の国」が複数形で表されるのは、これもジャナパダと表現されることのある複数の都市や村などが含まれるからであり、これに対して地名が単数形で表される場合は、都市や村などを示すということである。

【6】地名が伴わない *janapada* の用例

[0] 以上、ジャナパダが具体的な地名（部族名）とともに用いられる用例や、地名（部族名）単独で用いられる用例からも、ジャナパダがコーサラやマガダなどの「大国」に相当する広い地域を指す場合も、サーキヤやスナーパランタのような「普通の国」を指す場合も、バーラーナシー、ルンビニーのように「都市」「村」単位の小さな地域を指す場合にも、あるいはヒマヴァンタのように漠然とした地域を指す場合にも用いられることが明らかになった。

またもしコーサラ・ジャナパダやマガダ・ジャナパダが統治組織を持った組織的な「コーサラ国」「マガダ国」を意味するとするなら、ジャナパダは単数形であるべきであるが、これらは原則として複数形が用いられるのであるから、もし「国」と訳するとしても、それらはきちんとした統治機構を有する組織体というようなものではなく、文化を共有するいくつかの地域をひっくるめて表しているにすぎないのであって、現実的には日本語としては自己矛盾であるけれども、「コーサラ諸国」「マガダ諸国」とでもいう内容を有するものである

ことを認識しなければならない。

以下には、具体的な地名とはともに用いられないジャナパダの用例を紹介する。ここからジャナパダという言葉が、さまざまな内容を伴うものであり、地域的には広い地域を指している場合も、小さな地域を指している場合もあることがよくわかる。

なおここでも、‘janapada’が複数形で用いられている場合には実線の下線、単数形で用いられている場合には破線の下線を施しておく。

[1] ジャナパダがガーマ (*gāma*) ⁽¹⁾、ニガマ (*nigama*) ⁽²⁾、ナガラ (*nagara*) ⁽³⁾などの区域を含んだ全領域として使われている用例を紹介する。ガーマとは数家族あるいは数十家族が集まって形成された「集落」「村」であり、ニガマはいくつかのガーマのうちの一つが交易場として発展したものであって「町」に相当し、ナガラはこれらガーマやニガマの行政を司る城塞や都市機能を備えた「都市」である。「普通の国」は、おそらくいくつかのナガラを包括する規模であって、現代的な感覚から言えば、それは県とか *district* ということになるであろう。「大国」はさらにこの「普通の国」をいくつか包括する規模であって、現代的な感覚からいえば州とか、関東地方・関西地方というときの「地方」に相当すると考えられる。

- (1) ガーマとは村落のことで、農耕や牧畜を営む村落があるほか、*MN.099 Subha-s.* (「須婆經」 vol. II p.196) には「葦細工村 (*naḷakāragāma*)」とか、あるいは *AN.004-019-188* (vol. II p.181) には「塩造り村 (*loṇakāraka*)」などが知られている。なおガーマの分類については、山崎元一「村とその生活——パーリ語仏典を史料として」(『古代インド社会の研究』) p.211 以下を参照。

なお農村には、*Vinaya*「波逸提 084」(vol. IV p.162) で「カーシ人たちの諸ジャナパダに、須達長者の農作村があった (*Anāthapiṇḍikassa gahapatissa kammantaḡāmo hoti*)」とあるように、すでにガハパティが大規模に経営するような営農村があったことを伝えている。またマガダのダッキナーガリの景観を伝える仏教聖典には、*Vinaya*「衣健度」(vol. I p.287) に「世尊はマガダの田が〔灌漑用水路や畔で〕方形状に並び、列状に並び、堤防で区画され、〔水路や畔が〕十字状に交わっているのを見た (*addasā kho Bhagavā Magadhakkhettaṃ accibaddhaṃ pālibaddhaṃ mariyādabaddhaṃ siṅghāṭakabaddhaṃ*)」とあり、ジャナパダに水田や灌漑施設などが施されていたことを伝えている。

さらにヴェーサーリーを仏在処・説処とする仏教聖典の *AN.003-010-092* (vol. I p.241) には「稻田 (*sāli-kkhetta*)」や「甘蔗田 (*ucchu-kkhetta*)」を挙げている。なお応地利明「第三章 インド稲作の性格——雑穀としての稲——」(『アジア稲作文化の展開』小学館 1987) p.134 には、サーリは春稲、ヴィーヒは雨季稲とされている。仏典では、*Niddesa* (p.011) に田の種類として「サーリ田 (*sālikkhetta*)、ヴィーヒ田 (*vīhikkhetta*)」などを挙げる。またコーサラのサーヴァッティを仏在処・説処とする仏教聖典には、比丘尼の住処付近に婆羅門所有の麦畑 (*yava-khetta*) があった (*Vinaya*「(比丘尼) 波逸提 009」 vol. IV p.266) という記述があり、コーサンビーのゴーシタ園を仏在処・説処とする仏教聖典には、チャンナ比丘が精舎を修理するために木材を集めようとして、婆羅門所有の麦畑 (*yava-khetta*) を踏み荒らしてしまった (*Vinaya*「波逸提 019」 vol. IV p.047) という記述がある。

なおロミラ=ターパル・ターパル博士は「ウツタルプラデーシュ州東北部に当るコーサラ国の領域は、大麦と米の生産に適していた。その東隣のビハール州北部は雨が多く麦作には向

かなかったが、高温多湿のため稲作に最適であった。ビハール州北部の広大な氾濫原はドアー
プ北部のものよりも広く、湿地の景観を示すジル（半永久的な湖沼）やチャウル（雨季に一
時的にできる一連の湖沼）の岸辺とともに、よい稲作地となった」（『国家の起源と伝承』
p.103）という。また、応地利明『アジア稲作文化の展開』（pp.136-137）の「稲の県別作
付比率」によれば、「ガンジス・ブラマプトラ河下流平原を中心にその周辺丘陵を含む一帯」
が、現在のインド亜大陸における最大の稲作地帯を形成している、という。

- (2) ニガマとは、ナガラのように周囲を城壁などで囲まれない、開放された区域である。そこで
は様々な物資が売買される市場が開かれていた。例えば *Samanta-pāsādikā* (vol.Ⅲ p.626)
には「壁の囲いがなく、市場の開かれている〔区域〕が、『ニガマ』と知られるべきである
(apā- kāraparikkhepo sa-āpaṇo nigamo ti veditabbo)」とある。

- (3) ナガラはジャナパダの辺境地域に位置して、外敵を防ぐための城塞であるが、一方でマハー・
ナガラと称される、ジャナパダにおける政治的・経済的な中心都市もあった。例えば、六大城
として *DN.016 Mahāparinibbāna-s.*（「大般涅槃經」vol.Ⅱ p.137）は「①チャンパー、②
ラージャガハ、③サーヴァッティ、④サーケータ、⑤コーサンビー、⑥バーラーナシー
(Campā Rā- jagaha Sāvatti Sāketa Kosambī Bārāṇasī)」を挙げている。

またマハー・ナガラに言及する原始仏教聖典には次のようなものがある。「六大城」として

DN.017 Mahā-Sudassana-s.（「大善見王經」vol.Ⅱ p.169）：① Campā ② Rājagaha
③ Sāvatti ④ Sāketa ⑤ Kosambī ⑥ Bārāṇasī

『中阿含』068「大善見王經」（大正 01 p.515 中）：①瞻波 ②舍衛 ③毘舍離 ④王
舍城 ⑤波羅捺 ⑥加維羅衛。

Mahāparinirvāṇasūtra (p.304)：① Śrāvastī ② Sāketa ③ Campā ④ Bārāṇasī ⑤
Vaiśālī ⑥ Rājagṛha

西藏文大般涅槃經 (*Ernst Waldschmidt*『梵文大般涅槃經』p.305)：① mNan-yod ②
gNas-bcas ③ Tsam-pa ④ Bā-rā-ṇa-sī ⑤ Yaṅs-pa can ⑥ rGyal-po'i khab

白法祖訳「仏般泥洹經」（大正 01 p.169 下）：①舍衛国 ②沙枝国 ③梅波国 ④王
舍国 ⑤波羅捺国 ⑥維耶梨国。

『十誦律』『雜法』（大正 23 p.288 中）：①瞻波国 ②舍衛国 ③毘舍離国 ④王舍
城 ⑤波羅捺 ⑥迦維羅衛城。

『根本有部律』『雜事』（大正 24 p.392 下）：①室羅伐城 ②娑鷄多城 ③占波城
④婆羅痾斯城 ⑤広嚴城 ⑥王舍城。

『根本説一切有部毘奈耶頌』卷下（大正 24 p.656 下）：①室羅伐城 ②娑鷄多 ③娑
羅痾斯 ④占波 ⑤薛舍離城 ⑥王舍。

がある。また漢訳資料には「七大国」として

『長阿含』002「遊行經」（大正 01 p.021 中）：①瞻婆大国 ②毘舍離国 ③王舍城
④婆祇国 ⑤舍衛国 ⑥迦維羅衛国 ⑦波羅捺国

とするものがある。また漢訳資料には「八大城」として

法顯訳「大般涅槃經」卷中（大正 01 p.200 下）：①王舍城 ②毘耶離城 ③舍衛国城
④婆羅捺城 ⑤阿踰闍城 ⑥瞻波城 ⑦俱睺彌城 ⑧德叉尸羅城。

『僧祇律』『雜誦跋渠法』（大正 22 p.497 上）：①舍衛 ②沙祇 ③瞻婆 ④波羅奈
⑤拘睺彌 ⑥毘舍離 ⑦王舍城 ⑧迦毘羅衛。

とあり、さらに「四大国」として

失訳「般泥洹經」卷下（大正 01 p.185 中）：①閼物大国 ②王舍大国 ③滿羅大国 ④
維耶大国。

とするものがある。

なおロミラ・ターパルは「ナガラとかラージャダーニーと呼ばれる都市が政治行政、即ち徴

税機関と分配機関の中心であった」としている。『国家の起源と伝承』p.127 参照

[1-1] 以下の用例は、上記のうちのナガラやニガマやガーマを含む、いわば「普通の国」を表すと考えられるジャナパダの用例である。

〔譬喩〕人々は彼にこう尋ねるだろう。「ジャナパダ第一の美人 (*janapada-kalyāṇī*) が……ガーマにいたりとか、ニガマにいたりとか、ナガラにいたりとか (*gāme vā nigame vā nagare vā*) を知っているのか」と問われて、彼は「知らない」と答えるであろう。
DN.009 Poṭṭhapāda-s. (「布吒婆樓經」vol. I p.193)、*DN.013 Tevijja-s.* (「三明經」vol. I p.241)、*MN.079 Cūḷasakuludāyi-s.* (「善生優陀夷小經」vol. II p.033)、*MN.080 Vekhanassa-s.* (「鞞摩那修經」vol. II p.040)

〔餘人問言。汝識彼女不。爲在何處東方西方南方北方耶。答曰。不知。〕又問。汝知彼女所止土地城邑村落不。答曰。不知。『長阿含』028「布吒婆樓經」(大正01 p.111下)

〔餘人語言。汝識彼女不。爲在何處。東方西方南方北方耶。答曰。不知。〕又問。汝知彼女所止土地城邑村落不。答曰不知。『長阿含』026「三明經」(大正01 p.105下)

彼若有人如是問者。君知国中有女最妙。……爲東方南方西方北方耶。彼人答曰我不知也。『中阿含』208「箭毛經」(大正01 p.785上)

彼若有人如是問者。君知国中有女最妙……爲東方南方西方北方耶。彼人答曰。我不知也。『中阿含』209「鞞摩那修經」(大正01 p.786中)

ここから、合成語「ジャナパダ第一の美人 (*janapada-kalyāṇī*)」のジャナパダにはガーマ、ニガマ、ナガラなどの区域が含まれていることがわかる。

また

〔過去の話〕〔顧問官の婆羅門がマハーヴィジタ王に (*rājānaṃ Mahāvijitaṃ*) 告げて] 王のジャナパダが (*rañño janapado*) 危険であり、ガーマでの殺害 (*gāma-ghātā*)、ニガマでの殺害 (*nigama-ghātā*)、ナガラでの殺害 (*nagara-ghātā*) が見られ、道路での掠奪 (*pantha-duhanā*) も起るような危険な国土にもかかわらず、もしもバリ (租税、*bali*) を取るならば、王は不法行為者 (*akicca-kāri*) となるでしょう。そこで王が刑罰で取り締まろうとするならば、かえって王を悩ますであります。むしろ王は、王のジャナパダにおいて (*rañño janapade*)、農耕や牧畜に適する者たちに (*kasigorakkhe*) 種子や食物を、商売に適する者たちに (*vaṇijjāya*) 資金を与え、官職に適する者たちに (*rāja-porise*) 食物と賃金 (俸禄) を準備して下さい。彼らは自分の家業に没頭して、王のジャナパダを悩まさないであります⁽¹⁾。〔要旨〕*DN.005 Kūṭadanta-s.* (「究羅壇頭經」vol. I p.135)

時彼大臣即白王言。……如王所言。国富兵強庫藏盈溢、但諸民物多懷惡心習諸非法。若於此時而爲祀者不成祀法、如遣盜逐盜則不成使。大王。勿作是念言。此是我民能伐能殺能呵能止。諸近王者當給其所須、諸治生者當給其財寶、諸修田業者當給其牛犢種子。使彼各各自營、王不逼迫於民則民人安隱養育子孫共相娛樂。『長阿含』023「究羅壇頭經」(大正01 p.098下)

という資料もある。このジャナパダは王によって統治されている領域をいうのであるが、このジャナパダのなかにガーマ、ニガマ、ナガラが含まれているわけである。

また

〔クマーラ・カッサパ (*Kumāra-Kassapa*) 長老が王族パーヤーシ (*Pāyāsi*) に説い

た譬喩] 往昔、ある吹貝者がいて、螺貝を携えて辺境のジャナパダに行った (*paccantimam janapadam agamāsi*)。彼はあるガーマに近づき (*so yen' aññataro gāmo ten' upasamkami*)、ガーマの中央に立ち、3度螺貝を吹き鳴らし、螺貝を大地に置いて傍らに座った。ときにかの辺境のジャナパダの人々が (*paccanta-janapadānam manus-sānam*) ‘このように魅惑的な音は、誰の声だろうか’と考えた。そこで彼らは音の主を探索したが、音は鳴らなかった。それを見た吹貝者が再び3度螺貝を吹いて、その場を立ち去った。[要旨] *DN.023 Pāyāsi-s.* (『弊宿経』 vol. II p.337)

今當爲汝引喩。昔有一国不聞貝聲。時有一人善能吹貝往到彼国。入一村中執貝三吹、然後置地。時村人男女聞聲驚動皆就往問。此是何聲。哀和清徹乃如是耶。彼人指貝曰。此物聲也。時彼村人以手觸貝曰。汝可作聲。汝可作聲。貝都不鳴。其主即取貝三吹置地。時村人言。向者美聲非是貝力。有手有口有氣吹之然後乃鳴。『長阿含』 007「弊宿経」 (大正 01 p.045 上)

も、この例であろう。吹貝者が辺境のあるジャナパダに行き、そのジャナパダの中のあるガーマが舞台になっているわけである⁽²⁾。ただしこの部分のジャナパダは単数形であるが、次の人々をいう場合は「辺境の諸ジャナパダの人々」となっているのは整合性が取れない。PTS テキストは *paccantajānam* とあるが、同本脚注 4 に *paccanta-janapadānam* をとる写本があるので、これを採用したのであるが、テキストそのものに何らかの問題が含まれているかも知れない。

- (1) 山崎元一博士は、ヒンドゥー法典類、仏典、『実利論』の王権論の共通する点として、「王の義務を、人民保護と秩序維持にある」、王の義務を果たすため「『ダング (武力、刑罰権)』が与えられている」、「王が所有する徴税権を義務遂行に対する報酬ないし『取り分』と考える」などを挙げて居られる。『古代インドの王権と宗教』 pp.116-117 を参照。

コーサンビーは「驚くほど近代的な政治経済学の見解」と述べている。コーサンビー著・山崎利男訳『インド古代史』 p.174 を参照。

- (2) 国土の様子を伝える註釈書の記述として、例えば *Jātaka* 514 (vol. V p.046) には「ソヌッタラ (*Sonuttara*) 獵師が宮殿を出て、多数の伴とナガラを出て、ガーマやニガマを次々と通って国境に着いた (*paccantam patvā*)。彼は人々を帰し、国境の住人たちと一緒に森へ入った (*arañnam pavisitvā*)。人の通う道がなくなると、彼らをも帰した。ただ1人で行き、30 ヨーjana [の距離] を進んで、ダッパの藪をはじめ、水の氾濫した地域、山岳地など 18 種の地域に次第に達した (*aṭṭhārasagahanāni paṭipāṭiyā patvā*)」[要旨] とある。また、*Jātaka* 496 (vol. IV p.370) では「(ブラフマダッタ王は自分の不徳を語る者を探して) やがて国境のあるニガマに到着した (*paccante ekam nigamaṃ patvā*)」とあって、国境にニガマも拓けていたことを伝えている。

[1-2] 次もこの範疇に入る用例であるとしてよいであろう。ガーマ、ニガマ、ナガラとラッタに挟まる部分にジャナパダが使っているからであって、これによればジャナパダはガーマ・ニガマ・ナガラより大きな地区を指し、ラッタよりも小さな地区を指すということができよう。ただしラッタとの関係をどのように理解すべきかが問題であるが、ラッタを王国と理解するとすれば、この場合はこの王国に複数の普通の国に相当する地域が含まれていたということになる。

チャンナが精舎地を求め、ガーマ (*gāmapūjitaṃ*)、ニガマ (*nigamapūjitaṃ*)、ナガラ (*nagarapūjitaṃ*)、ジャナパダ (*janapadapūjitaṃ*)、ラッタの供養する (*raṭṭha-pūjitaṃ*) チューティヤ樹 (*cetiyaṭṭhaṃ*)⁽¹⁾ を伐採させた。Vinaya「僧残 007」

(vol. III p.155)

ただしこのジャナパダには「人々」の意が内包されていると見るべきであろう。したがって '*janapadapūjita*' は、「ジャナパダの人々が供養する」という意味となる。ガーマ、ニガマ、ナガラ、ラッタも同様である。

- (1) ロミラ=ターバル・ターバル博士は、チャイティヤとストゥーパが同一祖先の観念とリニジ結合—これは土地に対する権利の主張に決定的な意味をもつ—を強化するためのもの（『国家の起源と伝承』 p.151）、と述べている。

[2] 次のジャナパダはもっと狭い限定された地域を指しているものと考えられる。阿蘭若処⁽¹⁾ というのは町や村の郊外にある荒地もしくは静かな園林や森などを意味するのであるが、ここでは事火外道のアーシュラマがあったというから後者を指しているようである。

〔譬喩〕螺髻の事火外道がアランニヤ処の草庵に (*araññāyatane paṇṇa-kuṭiyā*) 住していた。やがて〔その〕ジャナパダに (*janapade*) ある隊商が現われた。その隊商はその螺髻の事火外道のアーシュラマの付近に (*assamassa sāmāntā*) 一夜宿泊して出発した。DN.023 *Pāyāsi-s.* (「弊宿経」 vol. II p.339)

乃往過去久遠世時有一国壤荒毀未復。時商賈五百乘車經過其土。有一梵志奉事火神常止一林。時諸商人皆往投宿清旦別去。『長阿含』 007「弊宿経」 (大正 01 p.042 中)

ただしこの隊商は「1千車を有する大車隊商 (*mahā sakaṭa-sattho sakaṭa-sahassaṃ*)」とあって、大規模なものであったと推定される。律蔵の規定からすると、「隊商たちが4ヶ月以上滞在するところも、またガーマと言われる (*yo pi sattho atirekacatumāsanivīṭṭho so pi vuccati gāmo*)」 (*Vinaya*「波羅夷 002」 vol. III p.046) とあるから、これも「村」を指すと理解してよいかも知れない⁽²⁾。

しかし *arañña* のそもそもの意味は「人里を離れた場所」であるから、本来はジャナパダには含まれないのであろうが、仏典における阿蘭若はもう少し人里に近い園林のような所をさし、大規模な隊商が駐屯することができるガーマに近い概念を有していたようである。

- (1) 森章司「アーシュラマ (*assama*) と草庵 (*paṇṇasālā*)」 (本「モノグラフ」第7号【論文6】『原始仏教聖典におけるバラモン修行者』) p.043 以降を参照。
 (2) *Samanta-pāsādikā* (vol. II p.298) によれば、隊商 (*sattha*) には「脛の隊商と車の隊商など (*jaṅghasatthasakaṭasatthādi*)」とあり、同漢訳の『善見律毘婆沙』卷第八にも「估客住者。歩擔估客車行估客」 (大正 24 p.729 下) とあって、歩行と車によるキャラバン隊が存在したことを伝えている。

[3] ジャナパダが王の統治する領土を表すときに用いられることもある。[1-1] に紹介した DN.005 *Kūṭadanta-s.* (「究羅壇頭経」 vol. I p.135) もそうであるが、これ以外にも次のような用例がある。

〔過去の話〕レーヌ王 (*Reṇu*) は王子時代の友人であるマハーゴーヴィンダ婆羅門と6人のクシャトリヤとの間で、「王位に推挙されたならば、国土を分け与える」と約束をしていた。時を経ずして父王のディサンパティ (*Disampati*) が亡くなり、彼は王位に即いたが、五欲の楽に耽った。そこでマハーゴーヴィンダ婆羅門は6人のクシャトリヤに王子時代の約束を思い出させ、彼らからレーヌ王に国土を要求させた。王はマハーゴー

ヴィンダ婆羅門を仲介者として、父王ディサンパティの大地を (*mahā-paṭhavim*) 分け与えることにした。かくしてかのマハーゴーヴィンダ婆羅門はレーヌ王のジャナパダが (*Reṇussa rañño janapado*) 中央になるように7分した⁽¹⁾。〔要旨〕 *DN.019 Mahāgovinda-s.* (「大典尊經」vol. II p.235)

過去久遠時。世有王名曰地主。第一太子名曰慈悲。王有大臣名曰典尊。大臣有子名曰焰鬘。…… [p.031 下] [焰鬘は] 其後名稱流聞海内、天下咸稱為大典尊。……時大典尊即往詣六刹利大臣而告之曰。諸君。當知今王地主。年已朽邁餘壽未幾。若以太子紹王位者未為難也。汝等可往白太子此意。我等與尊 [=第一太子之慈悲] 生小知舊。尊苦我苦尊樂我樂。今王衰老年已朽邁餘壽未幾。今者太子紹王位者未為難也。尊設登位當與我封。時六刹利大臣聞其語已、即詣太子說如上事。太子報言。設吾登位、列土封国。當更與誰。時王未久忽然而崩。…… [p.032 上] [大典尊は] 往詣語刹利曰。汝今寧憶昔所言不。今者太子以登王位、隱處深宮五欲自娛。汝等今者可往問王。王居天位五欲自娛、寧復能憶昔所言不。時六刹利聞是語已、即詣王所白大王言。王居天位五欲自娛、寧復能憶昔所言不。列土封邑、誰應居之。王曰不忘昔言。列土封邑。非卿而誰。王復自念。此閻浮提地内廣外狹。誰能分此以為七分。復自念言。唯有大典尊乃能分爾。即告之曰。汝可分此閻浮提地使作七分。時大典尊即尋分之。王所治城村邑郡国皆悉部分。六刹利国亦與分部。『長阿含』003「典尊經」(大正 01 p.031 中～p.032 上)

〔過去世の話〕 [p.342] カーシ王ブラフマダッタがコーサラ王ディーギーティの軍隊と運載のための〔象や馬などの〕動物、ジャナパダ、〔財貨の〕蔵、〔穀物の〕倉庫を侵略して留まった (*Brahmadatto Kāsirājā Dīghitissa Kosalarañño balañ ca vāhanañ ca janapadañ ca kosañ ca koṭṭhāgārañ ca abhivijīya ajjhāvasati*)。…… [後にコーサラ王の遺児ディーガーヴ王子 (*Dīghāvu-kumāra*) がカーシ王に近づいて父の仇を討とうとしたが、彼は父王の遺言を守って、王を赦免した。かくしてカーシ王ブラフマダッタはディーガーヴ王子の] [p.349] 父 [王ディーギーティ] に属した軍隊と運載のための〔象や馬などの〕動物、ジャナパダ、〔財貨の〕蔵、〔穀物の〕倉庫を [王子に] 返して (*pettikam balañ ca vāhanañ ca janapadañ ca kosañ ca koṭṭhāgārañ ca paṭipādesi*)、そして [己の] 女性を与えた (*dhītarañ ca adāsi*)⁽²⁾。〔要旨〕 *Vinaya* 「コーサンビー健度」(vol. I pp.342～349)

乃往過去世。有伽奢国王梵施拘薩羅王長生。父祖怨仇。梵施王兵衆威力勇健財寶復多。長生王兵衆威力不如財寶復少。後異時梵施王。與四部兵來至拘薩羅国罰長生王。奪得一切国土兵衆庫藏珍寶。…… [p.882 中] 時王即還其父時兵衆及一切国土庫藏珍寶。即莊嚴其女與之。『四分律』「拘睺彌健度」(大正 22 p.880 中～p.882 中)

乃往過世拘薩羅有王名曰長壽。所統處少兵衆寡弱。隣国迦夷王名梵達。所統處廣兵衆強盛。漸漸侵奪遂吞其国。…… [p.160 上] 於是還宮以女妻之。左手捉金澡盤。右手捉金澡罐。灌長生手還其本国。復為拘薩羅王。『五分律』「羯磨法」(大正 22 p.159 上～p.160 上)

〔ラッタパーラ比丘がクル王のコーラヴァ (*Koravya*) に例話をういて教を説いている中で、次のように説いた〕東方からの訪問者が王のもとを訪れて、「東方のジャナパダ (*janapadam*) には多数の人々が住み、象牙や黄金といった物資が町中に溢れ、富み栄えている。また種々の軍隊が常駐する、豊かな地域である」と告げて、王に「大王よ、(武力で) 征服なさい」と、誘惑する言葉を投げかける。〔要旨〕 *MN.082 Raṭṭhapāla-s.* (「頼吒毖羅經」vol. II p.071)

若於東方有一人來。可信可任不欺誑世。來語王言。我從東方來。見彼国土極大富樂多有人民。大王。可得彼國爾所財物人民力役。欲得彼國整御之耶。『中阿含』132「賴吒毘羅經」（大正01 p.627中）

〔パセーナディ王が世尊に答えて〕主権の驕りに酔い、愛欲の貪りに耽り、ジャナパダの安定を達成し (*janapada-tthāvariya-ppattānaṃ*)⁽³⁾、広大な領土を征服して住する (*mahantaṃ pathavi-maṇḍalaṃ abhivijjiya ajjhāvasantānaṃ*) クシャトリヤにして灌頂された王たちには (*raññaṃ khattiyānaṃ muddhāvasittānaṃ*)、王としての務めがある。SN.003-003-005 (vol. I p.100)

波斯匿王白佛言。世尊。彼灌頂王法人中自在。精勤方便。王領大地統理王事。周行觀察而來至此。『雜阿含』1147 (大正02 p.305中)

王白佛言。世尊。国事廣大。衆務猥多。斷理庶訖。來詣佛所。以是之故。身體全塵。『別訳雜阿含』070 (大正02 p.398下)

〔パセーナディ王が世尊に告げて〕私の官吏、密偵、偵察者たちはジャナパダを偵察して戻って来る (*mama purisā carā ocarakā janapadaṃ ocaritā āgacchanti*)。SN.003-002-001 (vol. I p.079)、Udāna 006-002 (p.066)

我有家人亦復出家。作斯等形相。周流他国而復來還。『雜阿含』1148 (大正02 p.306上)

我所使人。亦使著如是形服使。遠至他国。察彼国中。或經八月。或至十月。作種種事已。還來歸国。『別訳雜阿含』071 (大正02 p.399中)

このようにジャナパダは「王の支配する領土」あるいはその一部を表すことがあるが、それはラッタという概念とは同じでないことはいうまでもない。先にも指摘したように、ラッタは政治的・人為的に区域分けすることができるゲゼルシャフト的概念であるに対し、ジャナパダは文化を共有する自然に形成されたゲマインシャフト的な概念であるからであって、このことがこれらの用例からも如実に知られる。このことについてはラッタを考察する際に、もう一度取り上げたい。

- (1) *Mahāvasthu* (vol. III p.208) には *aṇḍa-madhyamaṃ Reṇusya rājñaḥ āsi ataḥ puraṃ* とあり、中央に「レーヌ王のプラ (*pura*) があった」とする。因に7区分された地域名とその首都名はカリンガ (*Kāliṅga*) のダントプラ (*Dantapura*)、アッサカ (*Assaka*) のポータナ (*Potana*)、アヴァンティ (*Avanti*) のマーヒッサティ (*Māhissati*)、ソーヴィーラ (*Sovira*) のロールカ (*Roruka*)、ヴィデーハ (*Videha*) のミティラー (*Mithilā*)、アング (*Aṅga*) のチャンパー (*Campā*)、カーシ (*Kāśinam*) のバーラーナシー (*Bārāṇasī*) である。また対応する漢訳『長阿含』003「典尊經」（大正01 p.033上）には「①檀特の伽陵城、②阿婆の布和城、③阿槃の大天城、④鴛伽の瞻婆城、⑤敷彌の薩羅城、⑥西陀的路樓城、⑦婆羅の伽尸城」とあり、また異訳『仏説大堅固婆羅門縁起經』巻下（大正01 p.210下）には「①迦陵説国の棕多布囉城、②摩湿摩迦国の褒怱那城、③晚帝那国の摩呬沙摩城、④蘇尾囉国の勞嚕迦城、⑤尾提呬国の彌體羅城、⑥摩伽陀国の瞻波大城、⑦迦尸国の波羅奈大城」とある。なお末木文美士博士の『アーガマ』『阿含經現代語訳第十三回『典尊經』』註(191)、pp.107～108を参照させて頂いた。『仏説大堅固婆羅門縁起經』の⑤と⑦は、本文中には「⑤彌體羅国の尾提呬城」「波羅奈国の迦尸大城」とあるが、訂正した。
- (2) 「ディーギーティ (長寿, *Dighiti*) 王の物語」は、以下の聖典にもある。『中阿含』072「長寿王本起經」巻1 (大正01 p.532下)、『増一阿含』024-008 (大正02 p.626下)、『四分律』「拘睺彌毘度」 (大正22 p.880中)、『五分律』「羯磨法」 (大正22 p.159上)、*Jātaka* 371 (vol. III p.211)、『六度集經』(10)No.152 (大正03 p.005上)、

『長寿王經』(大正 03 p.386 上)である。

なお MN.128 は偈の箇所のみ。十誦律「俱舍彌法」(大正 23 p.215 下)は「廣説長壽王經已」、僧祇律「單提 004」(大正 22 p.335 上)は「如長壽王本生經中廣説」として、省略している。

- (3) 原始仏教聖典中には理想の国王として転輪王 (*cakkavatti-rājan*) が説かれているが、この転輪王の果たすべき役割の 1 つに、合成語「ジャナパダの安定を達成すること (*janapadattā-variyappatta*)」が挙げられ、これは領地の安定を意味する。ジャナパダの安定を維持することは転輪王のみならず、すべての王の目標であり、そのために王にはダンダ権が付与され、その代償としてのバリ (租税) を得る。このように王にとってジャナパダの安定は至上命題であった。なおこの合成語は以下にもある。即ち、DN.003 *Ambaṭṭha-s.* (『阿摩晝經』 vol. I p.088)、DN.014 *Mahāpadāna-s.* (『大本經』 vol. II p.016)、DN. 016 *Mahāparinibbāna-s.* (『大般涅槃經』 vol. II p.146)、DN. 017 *Mahā-Sudassana-s.* (『大善見王經』 vol. II p.169)、DN. 026 *Cakkavattisihanāda-s.* (『転輪聖王師子吼經』 vol. III p.059)、DN. 026 *Cakka- vattisihanāda-s.* (vol. III p.064, p.075)、DN. 030 *Lakkhana-s.* (『三十二相經』 vol. III p.142)、MN. 091 *Brahmāyu-s.* (『梵摩經』 vol. II p.134)、MN. 092 *Sela-s.* (『施羅經』 vol. II p.146)、AN. 007-006-058 (vol. IV p.089)、AN. 007-007-062 (vol. IV p.105)、*Suttanipāta* 003-007 (p.106)、*Itivuttaka* (p.015) である。

[4] 次の用例は、漠然と王が支配する領内の土地を表すケースと解してよいであろう。

「昔、セーリーという名の王 (*Serī nāma rājā*) がいて、後に天子となって世尊に告げた。即ち] 私は人々に「[城] 外の諸ジャナパダからの (*bahīresu janapadesu*) 収益 (貢献、*āya*) のうち、半分を後宮 (*antepura*) に収め、そこで半分を沙門、婆羅門、貧窮なる者、旅行者、宿無き者、乞う者たちに布施として与えよ」と告げた。SN.002-003-003 (vol. I p.059)

我時答言。善男子。諸方邊国。歳輸財物應入我者。分半入庫。分其半分。即於彼處惠施作福。彼聞教旨往詣邊国。集諸財物半送於庫。半留於彼惠施作福。『雜阿含』999 (大正 02 p.262 上)

王即答言。先所與者。已爾與盡。自今已後。他方小国所可貢獻。半入庫藏。半用修福。『別訳雜阿含』136 (大正 02 p.427 上)

「顧問官の婆羅門がマハーヴィジタ王に (*rājānaṃ Mahāvijitaṃ*) 告げて] 王のジャナパダに (*rañño janapade*) いる、町と地方の住民であるクシャトリヤと随侍者たち (*khattiyā anuyuttā negamā c' eva jānapadā ca*)、……町と地方の住民である大臣と侍臣たち (*amaccā pārisajjā negamā c' eva jānapadā ca*)、……町と地方の住民である大富豪なる婆羅門たち (*brāhmaṇa-mahāsālā negamā c' eva jānapadā ca*)、……町と地方の住民である富裕なるガハパティたち (*gahapati-necayikā negamā c' eva jānapadā ca*)、その人々に、尊き王は「大供犠祭 (*mahāyañña*) をとり行なう」と告げなさい。

[要旨] DN.005 *Kūṭadanta-s.* (『究羅壇頭經』 vol. I p.136)

というものである。

またつぎの用例もこれに類すると解してよいであろう。

「釈迦族の王であったバディヤ (*Bhaddiya*) 比丘が世尊の質問に答えて] 以前、私が在家者の身にあつて、王位の榮を求めていた時には、後宮 (*antepura*) の内外、ナガ

ラの内外、ジャナパダの内外において (*anto pi janapade……bahi pi janapade*)、警護が嚴重であった。〔要旨〕 *Udāna* 002-010 (p.019)、*Vinaya* 「破僧毘度」 (vol. II p.184) (1)

跋提白佛言。我本在家時内外常以刀杖而自衛護。『四分律』 「僧残 010」 (大正 22 p.591 下)

跋提白言。我昔在家。住於七重城塹之裏。七行象七行馬七行車七行歩四兵圍繞 『五分律』 「僧残 010」 (大正 22 p.017 中)

(1) PTS テキストには *bahi pi janapade rakkhā susaṃvihitā hoti* を欠くが、ナーランダー版や *Chattā Saṅgāyana CD-ROM* 版により補う。

[5] ジャナパダが都会に対する「地方」を表す場合もある。

[5-1] ただしこれは「janapada」が形容詞としての「jānapada」となり、「nigama」が「negama」となって対として用いられる。この「jānapada」と「negama」という言葉は、*Sumaṅgala-vilāsini* (vol. I p.297) に「「negama」とは「nigamaに住む人々」である。「jānapada」とは、「janapada」に住む人々、である (*negamā ti nigamavāsino. jānapadā ti janapada-vāsino*) 」とあるとおりに「住民」を表すから、前者の訳語は「地方の住民」、後者の訳語は「町の住民」ということになるであろう。先に引用した

〔顧問官の婆羅門がマハーヴィジタ王に告げて〕王のジャナパダに (*rañño janapade*) いる、町と地方の住民であるクシャトリヤと随侍者たち (*khattiyā anuyuttā negamā c' eva jānapadā ca*)、……町と地方の住民である大臣と侍臣たち (*amaccā pārisajjā negamā c' eva jānapadā ca*)、……町と地方の住民である大富豪なる婆羅門たち (*brāhmaṇa-mahāsālā negamā c' eva jānapadā ca*)、……町と地方の住民である富裕なるガハパティたち (*gahapati-necayikā negamā c' eva jānapadā ca*)、その人々に、尊き王は「大供犠祭 (*mahāyañña*) をとり行なう」と告げなさい。〔要旨〕 *DN.005 Kūṭadanta-s.* (「究羅壇頭經」 vol. I p.136)

という文章に含まれる「negama」と「jānapada」がそれであるが、他に以下のような用例がある。

〔過去の転輪王ダルハネーミ (*Dalhanemi*) が四天下を征服し、国土を統治して (*cāturanto vjitāvi janapada-tthāvariya-ppatto*)、王位を移譲した太子に告げて〕転輪王は正法を守護して、[p.061] 町の住民や地方の住民に対して (*negama-jānapadesu*) 擁護 (人民保護) すべきである、と。〔要旨〕 *DN.026 Cakkavattisihanāda-s.* (「轉輪聖王師子吼經」 vol. III p.059～p.061)、*AN.003-002-014* (vol. I p.109)、*AN.005-014-133* (vol. III p.149)

転輪王には婆羅門や居士、町の住民や地方の住民 (*negama-jānapadā*) など、多数の追隨者がいる (1)。〔要旨〕 *DN.030 Lakkhana-s.* (「三十二相經」 vol. III p.148)

〔世尊がパセーナディ王に告げて〕王が不放逸ならば、町の住民や地方の住民も (*negama-jānapadassa*) 不放逸となる。〔要旨〕 *SN.003-002-009* (vol. I p.089)

〔阿難が思念して〕マガダ王セーニヤ・ビンピサーラは正義を守る法王であり、町の住民や地方の住民にも (*negamānañ c' eva jānapadānañ ca*) 利益あり、と。〔要旨〕 *DN.018 Janavasabha-s.* (「閼尼沙經」 vol. II p.202)

〔世尊が比丘たちに告げられて〕王が非法であれば、町の住民や地方の住民も (*negama-jānapadā pi*) 非法となる。…… [p.075] 王が如法であれば、町の住民や地方の住民も (*negama-jānapadā pi*) 如法となる。〔要旨〕 *AN.004-007-070* (vol. II p.074～p.075)

〔世尊が阿難に告げられて〕昔、ミティラーにマカーデーヴァ (*Makhādeva*) という如法の王がいて、婆羅門や居士、町の住民や地方の住民に対しても (*negamesu c' eva jānapadesu ca*) 正法を行い、布薩を行なった。〔要旨〕 *MN.083 Makhādeva-s.* (「大天棕林經」 vol. II p.074)

〔世尊がダンミカ比丘に告げられて〕昔、コーラヴァ王にニグロード樹があり、その果実が美味だったので、町の住民や地方の住民が食べた (*negama-jānapadā paribhuñjanti*)。〔要旨〕 *AN.006-005-054* (vol. III p.369)

〔侍者ナーギタ (*Nāgita*) が世尊に告げて〕婆羅門や居士、町の住民や地方の住民が (*negamā c' eva jānapadā ca*)、世尊の赴かれるところに現われる、と。 *AN.005-003-030* (vol. III p.031)、 *AN.006-004-042* (vol. III p.342)、 *AN.008-009-086* (vol. IV p.341)

森や樹下などに親しむ者に、婆羅門や居士、町の住民や地方の住民が (*negamā c' eva jānapadā ca*) 続々と訪れてくる。〔要旨〕 *MN.122 Mahāsuññata-s.* (「空大經」 vol. III p.116)

- (1) 町の住民・地方の住民を挙げる以外に、 *DN.030 Lakkhana-s.* (「三十二相經」 vol. III p.177) では *brāhmaṇa-gahapatika* (婆羅門・居士)、*gaṇaka-mahāmatta* (主財官・司政官)、*anikaṭṭha* (衛兵)、*dovārika* (門衛)、*amacca* (大臣)、*pārisajja* (廷臣)、*rājan* (副王)、*bhoggin* (富豪)、*kumāra* (王子) を挙げ、 *DN.026 Cakkavattisihanāda-s.* (「轉輪聖王師子吼經」 vol. III p.064) でも、*amacca* (大臣)、*pārisajja* (廷臣)、*gaṇaka-mahāmatta* (主財官・司政官)、*anikaṭṭha* (衛兵)、*dovārika* (門衛)、*mantassājivin* (助言により生活する者) を挙げている。

[5-2] ところで ‘*jānapada*’ と ‘*negama*’ という言葉は、どのような語感をもった言葉なのであろうか。これまでのわれわれの理解では、ニガマはガーマが交易場として発達した市場町を意味すると理解してきたから (1)、したがって ‘*negama*’ は「町の住民」ということになるのであるが、ニガマよりも規模が大きく、繁華な「都市」と訳すべき言葉には ‘*nagara*’ あるいは ‘*pura*’ (2) があって、例えばマガダの王舎城やコーサラの舎衛城などがこれに相当する (3)。このようなナガラに住む住民を表す ‘*nagara*’ (4) という言葉もあるのであるから、なぜ ‘*jānapada*’ に対する語が ‘*nagara*’ ではなく ‘*negama*’ なのかということも検討しておかなければならないであろう。

‘*nagara*’ という言葉はパーリの原始仏教聖典には見出しえず、註釈書文献になってみられるのであるが、この経緯を理解する鍵は、やはりこれらの言葉が使われている文章から判断するべきであろう。たとえば *DN.030 Lakkhana-s.* や *MN.083 Makhādeva-s.*、あるいは *AN.005-003-030* では、この2つの言葉は婆羅門や居士と並列に用いられている。ところが最初の *DN.005 Kūṭadanta-s.* では、この2つの言葉は町と地方の住民であるクシャトリヤ (灌頂されたクシャトリヤ) (5) と随侍者 (随侍しているクシャトリヤ) (6)、町と地方の住民である大臣や侍臣 (〔大臣〕以外の勅命を執行する者) (7)、町と地方の住民である

大邸宅の婆羅門、町と地方の住民である富豪なる居士というように、‘negama’ と ‘jānapada’ が対比して使われている。つまり同じクシャトリヤであれ、大臣や侍臣であれ、婆羅門であれ、居士であれ、経済活動の進展に伴って政治経済的な活動の中心地となるような都市化が必然的に起ってきた結果、‘negama’ と ‘jānapada’ という表現が表れてきたのであろう。このように考えれば ‘negama’ はやはり文字通りニガマに住む人々を指しているのではないかと思われる。要するに「首都の住民 (nāgara)」あるいは「地方の住民 (jānapada)」に対する「町の住民 (negama)」といった中間規模の地方都市に住む住民という感じではなかろうか⁽⁸⁾。

とするならば次には ‘jānapada’ が問題となるが、これはナガラやニガマを除くガーマに住む住民ということになるのであろう。しかしそれなら村人を意味する ‘gāmika’ でもよさそうであるが、なぜそうしなかったのであろうか。もし商人と農民という区分けなら、‘vāṇija’ と ‘kassaka’ という言葉もある。

またこれが「ガーマに住む住民」を意味するなら、ここになぜ ‘jānapada’ という言葉が使われたのであろうか。おそらくこれは ‘janapada’ のそもそもの原義が「人々が足を置いた土地」すなわち「人々が住む土地」を意味するように、ジャナパダの始まりは食料生産すなわち農業が基礎となる「開拓」であって、それが ‘janapada’ の語感から離れがたいものとなっているからであろう。要するに ‘jānapada’ は土地と密着して生活している人々、あるいは土着の人々を指すのであろう。このように理解するならば、‘jānapada’ は「地方の住民」と訳するよりも、「田舎の住人」と訳したほうが、よりイメージに近いといえるかも知れない。

もちろん ‘negama’ にも農業を生業とする人がいたであろうけれども、片手間には交易にも従事し、またあるいは土着でないよそ者がニガマに住んだということもあるのかも知れない。

- (1) 『国家の起源と伝承』に「一群の初期貨幣にニガマで発行されたことを意味する『ネーガマ』という銘が刻まれている」(p.126)とある。なお中村元『インド古代史(上)』(p.102)に「ニガマ (nigama) という語は後代のストラ文献になってはじめて現われる」と指摘されている。
- (2) *Jātaka-aṭṭhakathā* (vol. VI p.276) には「‘プラに’とは、ナガラに、である (puran ti nagaram)」とする。また DN. の復註 *Silakkhandhavagga-abhinavaṭṭikā* (*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版、MYANMAR vol. II p.286) には「‘プラにおいて’とは、ラージャダーニー(王都) [または] マハー・ナガラ(大都市)において、である (pure ti rājadhānīmahānā-gare)」とある。なお *Mahāniddesa-aṭṭhakathā* (vol. I p.014) では「一人の王の命令の及ぶ地域がラージャダーニーである (ekassa raṇṇo āṇāpavattiṭṭhānaṃ rājadhānī)」と、ラージャダーニーを定義している。なお PTS のパーリ辞書には、rājadhānī に a royal city という訳語を与え、通常は gāma, nigama とともに用いられる、としている。
- (3) *Suttanipāta* v. 1013 (p.194) に「マガダのプラ [即ち、王舎城] に (Māgadham puram)」
Suttanipāta v. 976 (p.190) に「コーサラ人たちのプラ [即ち、舎衛城] から (Kosalānaṃ purā)」とあるほか、*Vinaya* (vol. I p.008) には「カーシ人たちのプラ [即ち、パーラーナシー] へ (Kāsinam puram)」
MN.012 Mahāsīhanāda-s. (『師子吼大經』 vol. I p.068) には「ヴェーサーリーの城外、プラ(都市)の西の林に住された (Vesāliyaṃ

viharati bahina- gare aparapure vanasaṇḍe) 」などとあって、バーラーナシーやヴェーサーリー等々も「プラ」と称されている。

- (4) *Pācīyādīyojanāpālī* (*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版、*MYANMAR* p.060) には「‘ナガラ’のなかに住む’ので、ナガラの住民 (nāgarā) である (nagare nivasanti ti nāgarā) 」と註釈している。あるいは *Padārūpasiddhi* (*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版、*MYANMAR* p.228) でも「‘ナガラ’のなかに住む’ので、ナーガラあるいはナーガラカである (nagare va- satī ti vā nāgaro, nāgarako vā) 」とある。
- (5) *Sumaṅgala-vilāsini* (vol.III p.850) では転輪聖王の従者クシャトリヤを「灌頂されたクシャトリヤ (abhisittakattiya) 」とする。
- (6) *Sumaṅgala-vilāsini* (vol.III p.850) では転輪聖王の従者 anuyutta を「随侍しているクシャトリヤ (anuyuttakattiya) 」とする。
- (7) *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. I p.297) 本論文【7】 [7] [7-2] p.190 の註 (8) を参照。
- (8) たとえば *Jātaka* 546 (vol.VI p.465) には「都市の人々と地方の人々は (nāgarā ca jānapadā ca) 」とあり、また *Jātaka* 547 (vol.VI p.587) には「地方の人々と町の人々は (jāna- padā c' eva negamā ca) 」とある。さらに *Jātaka-aṭṭhakathā* (vol.VI p.587) では「都市の人々と町の人々と地方の人々は (nāgarā c' eva negama-jānapadā ca) 」ともある。

[5-3] 次の資料はラージャガハの人々 (*Rājagahe manussā*) に対して ‘*jānapadā manussā*’ という言葉が用いられている。上記のように考えれば、この ‘*jānapada*’ には ‘negama’ も含まれるかも知れない。

ラージャガハの人々は (*Rājagahe manussā*) 「世尊が比丘たちに居士衣を許された」と聞いた。人々は大いに喜び、踊躍して、「今、私たちは布施を与えよう。功德を積もう。何となれば、世尊が比丘たちに居士衣を許されたのだから」と、ラージャガハで1日1千という多数の衣服ができた⁽¹⁾。地方の人々が (*jānapadā manussā*) 聞いて、ジャナパダにおいて (地方、*janapade*) もまた、1日1千という多数の衣服ができた。*Vinaya* 「衣韃度」 (vol. I p.280)

- (1) ビンピサーラ王の治世下で活躍した五大富者 (セッティ [*seṭṭhi*]、Skt. シュレーシュティン [*śreṣṭhin*] 交易商人) のように、マガダの王制国家において、ビンピサーラ王を支える豪商たちがいた。五大富者とはジョーティヤ (*Jotiya*)、ジャティラ (*Jaṭila*)、ラム (*Ram*)、ブンナカ (*Puṇṇaka*)、カーカヴァリヤ (*Kākavaliya*) である。岩井昌悟・本澤綱夫・カタブンニョー比丘編『*Visākhā Migāramātā* 関係諸資料』(本「モノグラフ」第12号【資料集篇Ⅶ】) p.109 以下、ならびに *Translation of the Legends of the Dhammapada Commentary* part 2, p.059 を参照。なお「パセーナディ王もビンピサーラ王の領土に五人の大富者がいることに着目して、メンダカ長者の息子ダナンジャヤを連れて帰り、サーケートに住ませた」とある。中村元『仏弟子の生涯』(春秋社 1998) p.622 以降を参照。またロミラ=ターパル博士は「ビンピサーラ王がシュレーニヤすなわち「団体」の長を意味するセーニヤ/シュレーニカの称号をもつ。この団体はおそらくマールガダの組織であり、彼はこの組織を利用して自己の権力を確立したと思われる」(『国家の起源と伝承』p.158) と述べている。しかし *seni* は「軍の」「兵士」という意味であり、これに対して *seṇi* は「組合」「軍団」の意味である。ただし *seṇi* は *seni* と表記される。いずれにしても「組合」よりも「軍団」の意味ではなかろうか。

[6] ジャナパダに辺境とか中央という限定語を付して、ある特定の「地域」を意味する場合もある。これには以下のように、さまざまなニュアンスと内容が付されている。

〔6-1〕 まず釈尊の教団が発展していく過程における、仏教の伝播範囲に基づく中央と辺境のジャナパダという区分である。具体的には遠隔地では未だ比丘たちの数も少なく、具足戒を授けるために必要な 10 人の比丘（十衆具足戒）が集められないというような事情があって、そこで世尊が辺境での具足戒を授ける制度を定められる際に、中央と辺境の諸ジャナパダでの手続きの相違を認められたものである。

〔世尊が比丘たちに告げられて〕アヴァンティ南路には（Avanti-dakkhiṇāpatho）比丘が少ない。すべての辺境の諸ジャナパダでは（sabbapaccantimesu *janapadesu*）、持律者を加えた 5 人のガナで具足戒を授けることを許可する。辺境の諸ジャナパダは、すなわち東方にカジャンガラと名づけるニガマが（Kajāṅgalaṃ nāma nigamo）ある。その郊外にはマハーサーラーが（Mahāsālā）あり、それより外を辺境の諸ジャナパダ（paccantimā *janapadā*）とし、それより内を中央（majjhe）とする。東南にサッラヴァティーと名づける河が（Sallavatī nāma nadi）あり、それより外を辺境の諸ジャナパダとし、……南方にセータカンニカと名づける町が（Setakaṇṇikaṃ nāma nigamo）あり、……西方にトゥーナと名づける婆羅門村が（Thūṇaṃ nāma brāhmaṇagāmo）あり、……北方にウシーラッダジャと名づける山が（Usīraddhajo nāma pabbato）あり、それより外を辺境の諸ジャナパダとし、それより内を中央とする⁽¹⁾。Vinaya「皮革韃度」（vol. I p.197）

「東方にプンドゥラヴァルダナというナガラが（Puṇḍravardhanaṃ nāma nagaraṃ）あり、その東にプンドゥラカクシャという森が（Puṇḍrakakṣo nāma dāvaḥ）ある。それが限界で、それより越えて辺境である（tataḥ pareṇa pratyantaḥ）。南方にシャーラーヴァティーというナガリーが（Śārāvati nāma nagari）ある。……西方にストゥーナとウバストゥーナカの両婆羅門村が（Sthūṇopasthūṇakau brāhmaṇa-grāmakau）あり、……北方にウシーラギリが（Uśīragiriḥ）あり、それが限界で、それより越えて辺境である。『梵文根本有部律Ⅱ』（vol. II p.169）

告諸比丘言。聽阿濕婆阿槃提国持律五人得受大戒。若有餘方亦聽。餘方者。東方有国。名白木調国。已外便聽。南方有塔。名靜善塔。已外便聽。西方有国山名一師梨仙人種山。方外便聽。北方有国名柱方外便聽如是諸方外。『四分律』「皮革韃度」（大正 22 p.846 上）

佛語諸比丘。從今日聽邊國中持律第五受具足戒。是中南方白木聚落。白木聚落外是邊国也。西方有住婆羅門聚落。婆羅門聚落外是邊国。北方優尸羅山。去山不遠。有蒲泉薩羅樹。薩羅樹外是邊国。東方有婆羅聚落。字伽郎。伽郎外是邊国。東北方有竹河。竹河外是邊国。『十誦律』「皮革法」（大正 23 p.181 下）

佛言。從此東方。有奔茶林。彼有水。名曰奔茶。從此已去。名爲邊国。南方有国。名攝伐羅佛底。有水亦名攝伐羅佛底。從此已外。亦名邊方。西方有国。名宰吐奴。鄢波宰吐奴婆羅門村。此外名邊方。北方有山。名嚧尸羅。此山之外。名曰邊方。『根本有部律』「皮革事」（大正 23 p.1053 上）

齊何處是邊方耶。東至奔茶林。西至二宰吐奴村南至攝伐羅伐底河。北至嚧尸羅山

攝頌曰

東至奔茶林 西二吐奴村 南邊伐底河 北嚧尸羅山

此限域外名曰邊国。内名中方。『根本薩婆多部律撰』卷五（大正 24 p.554 上）

なお次はこの規定の要約である。

僧伽に 5 つある。①四比丘僧伽、②五比丘僧伽、③十比丘僧伽、④二十比丘僧伽、⑤

過二十比丘僧伽である。……比丘たちよ、このうち②五比丘僧伽は中央の諸ジャナパダにおいて (*majjhimesu janapadesu*) の授戒と出罪との二羯磨を除き、ほかの一切の如法和合羯磨をなし得る。Vinaya「瞻波犍度」(vol. I p.319)

有四種僧。四人僧五人僧十人僧二十人僧是中四人僧者。除自恣受大戒出罪。餘一切如法羯磨應作。是中五人僧者。在中国除受大戒出罪。餘一切如法羯磨應作。『四分律』「瞻波犍度」(大正 22 p.886 上)

有五種僧。四比丘僧。五比丘僧。十比丘僧。二十比丘僧。無量比丘僧。四比丘僧者。除受戒羯磨出罪羯磨。餘羯磨皆得共作。五比丘僧者。中国除受戒出罪羯磨。邊国除出罪羯磨餘羯磨皆得共作。『五分律』「羯磨法」(大正 22 p.162 下)

是中五比丘清淨同見僧中。可如法作諸羯磨。除中国受大戒羯磨。除出罪羯磨。『十誦律』「瞻波法」(大正 23 p.219 下)

- (1) 地名の比定に関しては、前田恵学『原始仏教聖典の成立史研究』p.089 以降を参照。なお仏典が伝える中央のジャナパダ(中国)に対し、バラモン文化圏ではマディヤ・デーシャ(中国)と称して、*Manusmṛti* 2-21 に次のようにある。即ち「ヒマラーヤおよびヴィンディヤ[両山脈]の中間にあって、ヴィナシャナの東、プラヤーガの西は『マディヤデーシャ』(中原の地)と呼ばれる(Himavad-Vindhyayor madhyam yat prāg Vinaśanād api, pratyag eva Prayāgācca madhyadeśaḥ prakīrtitaḥ)」とされる。なお和訳は渡瀬信之『マヌ法典』(p.043)、テキストは *Manusmṛti* Typed, analyzed and proofread by M. YANO and Y. IKARI (May-June 1991, January-April 1992, March-April 1996) を使用させて頂いた。バラモン文化圏における中央のジャナパダについては、羽溪了諦「仏陀時代の政治状態」(『仏教研究』新第5巻、第2号) pp.002~006 を参照。

[6-2] 仏教を信じるうえでの条件から、ジャナパダが中国と辺境に区分される場合もある。上記の区分とは必ずしも重ならないであろうが、註釈書ではこれを重ねて解釈している⁽¹⁾。

中央の諸ジャナパダに (*majjhimesu janapadesu*) 再生する衆生たちは少なく、辺境の諸ジャナパダに (*paccantimesu janapadesu*) 再生する衆生たちは多い。*SN.056-062* (vol. V p.466)、*AN.001-019-001* (vol. I p.035)

如甲上土。如是生中国者亦爾 如大地土。如是生邊地者亦爾……『雜阿含』442 (大正 02 p.114 中)

これは次のような価値観が含まれているからである。以下は、梵行を修習するのに不遇な時として9種を挙げるうちの第6と第8、あるいは仏や仏法に遭う機会がないことに8種(八難 *aṭṭh' akkhaṇā asamayā brahma-cariya-vāsāya*) があるとするうちの第5と第7としてあげられたものである。

[第六梵行住の不時不節] 辺境の諸ジャナパダに (*paccantimesu janapadesu*) 再生し、辺地人や無智者たちの中にあって、その場所へは比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷たちは趣かない。…[第七梵行住の不時不節]…如来が世に出現されているにもかかわらず、彼は中央の諸ジャナパダに (*majjhimesu janapadesu*) 再生しても、邪見、顛倒の見があり…[第八梵行住の不時不節]…中央の諸ジャナパダに再生しても、彼は悪慧、愚癡、聾啞であって、善説・悪説の義理を自ら了知できない……。[要旨] *DN.033 Saṅgīti-s.* (『等誦經』vol. III p.264)、*DN.034 Dasuttara-s.* (『十上經』vol. III

p.287) (2)、AN.008-003-029 (vol.IV p.226)

邊地無識無佛法處。是爲不閑處不得修梵行。如來至眞等正覺出現於世說微妙法。寂滅無爲向菩提道。或有衆生生於中国。而有邪見懷顛倒心。惡行成就必入地獄。是爲不閑處不得修梵行。如來至眞等正覺出現於世說微妙法。寂滅無爲向菩提道。或有衆生生於中国。瞽盲瘖瘂不得聞法修行梵行。是爲不閑。如來至眞等正覺不出世間。無有能說微妙法。寂滅無爲向菩提道。而有衆生生於中国。彼諸根具足堪受聖教。而不值佛不得修行梵行。是爲八不閑。『長阿含』010「十上經」(大正01 p.055下)

復次如來出現世時廣演法教。然此衆生在邊地生。誹謗賢聖造諸邪業。是謂第五之難。復次如來出現世時廣演法教得至涅槃。然此衆生生於中国。又且六情不完具。亦復不別善惡之法。是謂第六之難也。若復如來出現世時廣演法教得至涅槃。然此衆生在於中国。雖復六情完具無所缺漏。然彼衆生心識邪見。無人無施亦無受者。亦無善惡之報。無今世後世亦無父母。世無沙門婆羅門等。成就得阿羅漢者。自身作證而自遊樂。是謂第七之難也。『增一阿含』042-001(大正02 p.747上)

このような考え方は註釈書文献にも引き継がれている。例えば *Jātaka* 「近い因縁話」(vol. I p.049) では、世尊の誕生に相応しい地域としてジャンブ州の中の「中央のジャナパダ(中国)」が挙げられ、その広さを「長さが300 ヨージャナ(由旬)、幅が250 [ヨージャナ]、周囲が900 ヨージャナの距離 (āyāmato tīṇi yojanasatāni vitthārato aḍḍhatīyāni parikkhepato navayojanasatāni)」としている。その他 *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. I p.173) (vol. II p.429)、*Papañca-sūdanī* (vol. II p.200) (vol. IV p.172)、*Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.098)、*Itivuttaka-aṭṭhakathā* (vol. II p.082)、*Apadāna-aṭṭhakathā* (p.054) にも同様の記述がある。

- (1) ただし註釈書では両者を重ねて解釈している。AN.001-019-001 (vol. I p.035) の註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. II p.036) には「‘中央の諸ジャナパダにおいて’とは (majjhimesu janapadesū ti)」、「東方にガジャンガラと名づけるニガマが (Gajāṅgalaṃ nāma nigamo) ある。その郊外にはマハーサーラーが (Mahāsālā) あり、それより外を辺境の諸ジャナパダとし、それより内を中央 (majjhe) とする。東南にサッラヴァティーと名づける河が (Sallavatī nāma nadī) あり、それより外を辺境の諸ジャナパダとし、……南方にセータカンニカと名づける町が (Setakaṇṇikaṃ nāma nigamo) あり、……西方にトゥーナと名づける婆羅門村が (Thūṇaṃ nāma brāhmaṇagāmo) あり、……北方にウシーラッダジャと名づける山が (Usiraddhajo nāma pabbato) あり、それより外を辺境の諸ジャナパダとし、それより内を中央とする」と、このように限定されたジャナパダにおいて、という意味である (evaṃ paricchinne janapade ti attho)」とする。

- (2) ただし DN.034 *Dasuttara-s.* (「十上經」vol.III p.287) には「八不時不節 (aṭṭh' akkhaṇā asamayā brahma-cariya-vāsāya)」とあり、DN.033 *Saṅgīti-s.* (「等誦經」vol.III p.264) の第4「阿修羅」の項を除く、第5、第6、第7に相当する。

[6-3] 以上は仏教の布教的側面から見た中央と辺境であるが、ある領土内の中央都市に対する「地方」とか「国境」の意で用いられる場合もあると考えられる。たとえば

「王[の領土]の辺境の[地に位置する]ナガラがある (rañño paccantimaṃ nagaram)」。DN.016 *Mahāparinibbāna-s.* (「大般涅槃經」vol. II p.083)、DN.028 *Sampasādanīya-s.* (「自歡喜經」vol. III p.101)、SN.035-204 (vol. IV p.194)、SN.047-012 (vol. V p.160)、AN.007-007-063 (vol. IV pp.106-108)、AN.010-010-095 (vol. V p.194)

というような用例であるが、ここにはジャナパダという言葉が使われているわけではない⁽¹⁾。

- (1) 同様の用例は *AN.007-007-063* (vol.IV p.106) などにもあり、註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol.IV p.052) では「‘辺境’とは、ラッタの周辺〔地帯〕に、〔また〕ラッタの境界に位置した〔地域〕、である (*paccantiman ti raṭṭhapariyante raṭṭhāvasāne nivīṭṭham*) 」と、国境の意と解釈している。

都市の中央地域と地方という構図で表現される用例は、註釈書文献に至ると顕著になる。例えば *Jātaka 077* (vol.I p.339) に「将来、王たちが非法をなして……人々を圧迫して、種々の方法でバリ（租税）を課し、財物を取るであろう (*manusse piḷentā nānappakārehi baliṃ uppādetvā dhanam gaṇhissanti*)。人々はバリ（租税）に苦しみ、何ものも納めることができず (*manussā balipīḷitā kiñci dātuṃ asakkontā*)、ガーマやニガマなどを捨てて、辺地へ行って居住まいを準備するであろう (*gāmanigamādayo chaḍḍetvā paccantaṃ gantvā vāsaṃ kap- pessanti*)。〔やがて〕中央のジャナパダが無人となり、辺地〔の住人〕が密集する…… (*maj- jhimajjanapado suñño bhavissati paccanto ghanavāso*)」とあって、王が過酷な課税を課すならば、王の統治するラッタ内の住人たちは過酷な課税に耐えられず、ガーマやニガマなどを捨て去ってしまう。その結果、人々が「中央のジャナパダ (*majjhima - janapada*)」からいなくなり、「辺境のジャナパダ (*paccanta[-janapada]*)」に移り住んでしまうであろう、というのである。こうした記述を通して、ラッタ内にはナガラを中心として、ガーマやニガマが点在する「中央のジャナパダ」と、ラッタの周辺に位置する「辺境のジャナパダ（即ち、地方）」とがあることが分かる。

[7] 以上述べてきたことから、ジャナパダには「人々の住む土地」を原義としながら、さまざまな意味・内容が含まれる言葉であることが明らかになった。すなわち、ガーマ、ニガマ、ナガラを包摂するような「国」を内容としたり、あるいは阿蘭若処のようなほんの狭い小さな領域を内容としたり、あるいは王の領土や、町に対して土着の人々が住むような「田舎」などを内容とすることがあるということである。また中央とか辺境というような限定語を付して、特定の「地域」を表す場合もある。

したがってこのような内容を持つジャナパダは、文脈によっては「国」「都市」「町」「村」「領地」「田舎」、漠然とした「地方」「地域」などと訳されるべきこととなる。

【7】 *raṭṭha* の背後にあるもの

[0] 以上‘*janapada*’を調査し、若干の考察を加えてきた。次に‘*raṭṭha*’を調査し、若干の考察を加える。

すでに述べたように、*raṭṭha* は支配するという意である√*rāj*から作られた言葉であって、その背後にあるものはいわば政治的なものである。以降にこのような‘*raṭṭha*’という語の背後にあるものを探してみよう。

ところで、‘*raṭṭha*’を考察にするに際してまず第一に注意しておかなければならないことは、原始仏教聖典に限ってみると、‘*janapada*’が地名ないしは部族名と関連させて‘*Kosala janapada*’とか‘*Magadha janapada*’というように用いられるけれども、‘*raṭṭha*’には‘*Kosala raṭṭha*’とか‘*Magadha raṭṭha*’と表現されるものはなく、これが現れるのは註釈書文献になってからということである。また先にも書いたように、‘*raṭṭha*’

は王の支配する土地を意味するから、王名ないしは王統名を付して呼ばれるのが普通であるとはいいいながら、原始仏教聖典にはこれまた ‘Bimbisāla raṭṭha’ とか ‘Pasenadi raṭṭha’ というものが存在するわけではないということである。

その大きな理由は、後に詳しく考察するように、原始仏教聖典が作られた時代には、まだ帝国と呼べるような、本格的な王制の国が現れていなかったということであろう。このことは以下の考察に次のような問題意識を持って臨むことが必要であるということであろう。一つは、‘raṭṭha’ の語彙として辞書の解説があげる「王国」という概念が、原始仏教時代にすでに形成されていたかということであり、第二には ‘raṭṭha’ という言葉が実際にはどのように使われ、したがってその語彙としてはどのような意味を与えるのがもっともふさわしいかということである。そして第三には、実際の用例において ‘janapada’ とどのように異なるかということである。

なおここでも、‘raṭṭha’ が複数形で表されるときには実線による下線を付し、単数形で表されるときには破線による下線を付しておく。

[1] まずラッタはゲゼルシャフト的な概念であって、政治的な支配の及ぶ範囲をいうからきちんとした境界がある。ジャナパダはゲマインシャフト的な概念であって、地縁・血縁をともにし、文化を共有するという曖昧なものであるから、はっきりとした境界はつけられない。したがってここに両者の基本的な差異があるということになる。

Vinaya 「(比丘尼) 波逸提 037」は、「いずれの比丘尼といえども、危険があると見え、恐怖を伴うラッタ内において (antoratṭhe)、隊商と伴われることなく遊行するならば、波逸提である」という条文であり、*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 038」は、「ラッタ内」が「ラッタ外 (tiroratṭhe)」に変わったただけであるが、この「ラッタ内 (antoratṭhe)」と「ラッタ外 (tiroratṭhe)」を次のように定義している。

‘ラッタ内に (antoratṭhe)’ とは、ある人が住んでいる、そのラッタにおいて (*yassa vijite viharati tassa raṭṭhe*)、である。*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 037」 (vol.IV p.295)

境界内者自王境内。『僧祇律』 「(比丘尼) 波逸提 119」 (大正 22 p.539 下)

界内者繞城四面。『四分律』 「(比丘尼) 単提 098」 (大正 22 p.747 中)

‘ラッタ外に (tiroratṭhe)’ とは、ある人が住んでいる、それ以外の別のラッタにおいて (*yassa vijite viharati taṃ ṭhapetvā aññassa raṭṭhe*)、である。*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 038」 (vol.IV p.296)

餘国者異王境界。『僧祇律』 「(比丘尼) 波逸提 118」 (大正 22 p.539 中)

邊界者遠城處。『四分律』 「(比丘尼) 単提 097」 (大正 22 p.747 上)

サンスクリットの『摩訶僧祇律』でも

‘いかなる領土内であろうとも’ とは、自分の領土、である (*anto-rājyaṃ kaṃ pi bhavati ti sva-rājyaṃ*)。『梵文僧祇律』 (p.268)

‘ラーシュトラ内も’ とは、自分のラーシュトラ、である (*anto-rāstrakam apī ti sva-rāstram*)。『梵文僧祇律』 (p.268)

‘領土外’ とは、他の領土、である (*tiro-rājyaṃ ti para-rājyaṃ*)。『梵文僧祇律』

(p.267)

とされている。

なお『梵文僧祇律』では‘*rāṣṭra*’のほかにも‘*rājya*’という言葉が使われている。先に【2】の[2-1]に書いたように、‘*rājya*’はパーリ語の‘*rajja*’に相当し、「王であること」すなわち王権（君主権）＝統治権を意味するが、‘*rāṣṭra*’とほとんど同じように使われる。一例を挙げると、レーヌ（*Reṇu*）という王子が父王ディサンパティ（*Disampati*）の崩御後、その領土を継承したのであるが、その領土を「ラッジャ（*rajja*）」と表現しており⁽¹⁾、この語もまた君主権を伴う領土の意として用いられていると考えられる⁽²⁾。ロミラ・ターパルによれば、ラージュヤにしてもラーシュトラにしても、これらの語は氏族の土地の支配よりも君主権を強調する、と言われている⁽³⁾。この点はパーリ語の註釈書文献資料にも述べられているところでもある⁽⁴⁾。

ところでこの律蔵の規定の「ラッタ内」「ラッタ外」は「ジャナパダ内」「ジャナパダ外」であってもよさそうであるが、それがなぜ「ラッタ」なのであろうか。その理由はおそらく、そもそもジャナパダには地域を限定するという厳密性はないから、厳密なことばを使う必要性のある律蔵では「ラッタ」が使われたものであろう。境界がはっきりしないジャナパダでは、法律文書としては適当ではないからである。対応する漢訳の資料のうち、『四分律』は「界内者繞城四面」「邊界者遠城處」とされていて、それほど厳密性は認識されていないが、『僧祇律』では「境界内者自王境内」「餘国者異王境界」⁽⁵⁾とされ、パーリ語のラッタの意味が十分に反映されている。

したがって、ラッタとは1人の王が領有する領土で、その領土は何らかの境界目印を以て、他の土地と峻別された地域である、と定義されうるであろう⁽⁶⁾。なお註釈書文献では、ラッタの首都をマハー・ナガラというとしている⁽⁷⁾。単にナガラという場合には、それはジャナパダとも称されたわけであるが、マハー・ナガラということになると、それはラッタという言葉と対応するもののよう感じられる。

- (1) *DN.019 Mahāgovinda-s.*（『大典尊經』vol.Ⅱ p.233）。なお *Mahāvasthu*（Senart 校訂本、vol.Ⅲ p.207）所収の *Mahāgovindanūya-sūtra* では、ディシャーンパティ（*Disāmpati*）王の領土を *rājya* と表現されている。
- (2) このようなラッジャの用例は註釈書文献になると、例えば *Jātaka* 454（vol.Ⅳ p.079）には、デーヴァガッパ（*Devagabbhā*）の子どもである10人の兄弟がカンボージャの首都ドゥヴァーラヴァティー（*Dvāravatī*）というナガラを滅ぼし、さらに「全ジャンブ州における6万3千のナガラで、……すべての王を殺害した（*sakala-Jambudīpe tesatṭhiyā nagarasahassesu sabbe rājāno……jīvitakkhayaṃ pāpetvā*）」（pp.083-084）。そしてドゥヴァーラヴァティーを居城として、兄弟で「ラッジャ（領地、*Skt. rājya*）を10に分配した（*rajjam dasa koṭṭhāse katvā vibhajimsu*）」（p.084）とされている。つまりカンボージャにいた10人の兄弟が全インドを統一し、宗主権のあるラッジャを10に分けたとは、全インド内に10のラッタが成立したことを意味する。
- (3) 『国家の起源と伝承』p.170
- (4) *Jātaka-aṭṭhakathā*（vol.Ⅴ p.318）に、ラッタとは王の主権とそれの及ぶ領域（領土）と定義している。本論文【2】[2][2-1]p.095を参照。
- (5) 諸橋轍次『大漢和辞典』の「境界」には「境域」「疆界」（巻3 p.244）の意味をあげている。なお *raṭṭha*（*rāṣṭra*）に対応する漢訳には「国」「国土」をはじめ、上記の「境界」以

外に「界」「境土」も挙げられる。このうち「界」は「境域」（巻7 p.1086）、「境土」は「境の中の土地」（巻3 p.244）などとあるので、いずれも境界をもつ土地を意味している。同『大漢和辞典』には、「国」は「解字」によれば「口（くにの四方の境界）と或（戈と口と一との合字で、四方の境を戈を以て守ること、更に土地を表す一を加えてくにの意を示す）との合字」（巻3 p.073）とある。

- (6) *Arthaśāstra* 2-1-3 (p.032) には「河川、山、森林、砂地、洞窟、灌漑設備、シャミー樹、シャールマリー樹、乳樹を境界の端に配置すべきである（*nadi-śaila-vana-bhr̥ṣṭi-darī-setubandha-śamī-śālmali-kṣīra-vṛkṣān anteṣu simnāṃ sthāpayet*）」（上村勝彦訳『カウティリヤ実利論（上）』p.090）とあり、グラーマ（村落）の境界となるべき目印が明示されている。
- (7) 『四分律』には「界内者繞城四面」とあって、「界」と訳されたラッタとは「城」を中心とした地域を意味しているようである。ラッタとはナガラ（都市）を中心として、その周囲を何らかの境界で画定された領域と推定させる文献資料として、*Simavīsodhanīpāṭha* がある。これによれば「『ジャナパダ結界 (*janapada-sīmā*)』というのは、ある1人の王の領土において、マハーマッチャ（大臣）が住んでいる各々の区域が (*ekassa rañño vijite pavatto mahāmaccaṇaṃ nivāsabhūto ekameko padeso*)、ジャナパダ結界と言われる」とされ、さらに続けて「『ラッタ結界 (*raṭṭha-sīmā*)』というのは、カーシ、コーサラなどの16のマハー・ジャナパダ（十六大国）である (*Kāsi-Kosalādikā soḷasa mahājanapadā*) とされている。また「各マハー・ジャナパダにはナガラ（首都）があるところから」それらは「16のマハー・ナガラ（十六大城）」とも言われる (*soḷasamahānagaran ti pi teṣaṃ nāmaṃ*)、とされる」（*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版、*MYANMAR* p.066）このように註釈書時代には、ラッタはマハー・ジャナパダと表現され、ジャナパダはその一部の領土であって、大臣が統治する土地を表すことになっているわけである。またここではマハー・ナガラがラッタの首都を表すことは明白である。なおここではヴァッジ、マウラなど共和制の国とされているものもラッタと表現されている。これは現実を表したのではなく、註釈書時代には、原始仏教聖典時代には「マハー・ジャナパダ」と表現されていた「十六大国」が、当時の社会背景を反映して、単にラッタと言ひ換えられたものであろう。

[2] またラッタは王の支配が及ぶ限定された土地であるから、これを征服したり、捨てたり、譲渡したりすることがありうる。

[2-1] まず征服し、奪い取るという文脈のなかでラッタが使われる資料を紹介する。

「世尊が偈を唱えられて」骨を砕き、生命を奪いつつ、牛や馬や財物を持ち去り、ラッタを (*raṭṭham*) 盗む者たち、彼らにも和合がある。MN.128 *Upakkilesa-s.*（「随煩惱經」vol.Ⅲ p.154）、*Vinaya*「コーサンビー犍度」（vol.Ⅰ p.350）。

碎身至斷命 奪象牛馬財 破国滅亡盡 彼猶故和解……『中阿含』072「長寿王本起經」（大正01 p.535 中）

斷骨害生命 盜取牛馬財 国土鬪諍亂 亦有還和合 『四分律』「拘睺彌犍度」（大正22 p.882 中）

斷骨奪人命 劫盜牛馬財 破国滅族怨 猶尚得和合 『五分律』「羯磨法」（大正22 p.160 上）

「世尊が偈を唱えられて」もし賢き仲間、共行者が、善き住処と賢き者とを得られな
いならば、王が征服したラッタを (*raṭṭham*) 捨てるように、[また] 象が林中の象らを
捨てるように、ただ一人行け。MN.128 *Upakkilesa-s.*（「随煩惱經」vol.Ⅲ p.154）、

Dhammapada v.329 (p.092) ⁽¹⁾、*Suttanipāṭa* v.046 (p.008)、*Vinaya* 「コーサンビー
健度」 (vol. I p.350)

若不得伴 慧者獨修善 如王嚴治国 如象獨在野 『中阿含』 072 「長寿王本起經」 (大正 01
p.535 下)

學無朋類 不得善友 寧獨守善 不與愚偕 ⁽²⁾ 樂戒學行 奚用伴爲 獨善無憂 如空野象 『法句
經』 (大正 04 p.559 下)、『法句譬喻經』 (大正 04 p.577 下)、『出曜經』 (大正 04 p.697 下
～p.698 上)

若不得善伴 獨行常勇健 捨於郡国邑 無事如野象 『四分律』 「拘睺彌健度」 (大正 22 p.882
下)

これらはコーサンビーのサンガに紛争が持ち上がったとき、それを收拾するために釈尊が
説かれたものであって、パーリ律蔵では「ディーギーティ王の物語」 ⁽³⁾ を以て諫められた
のであるが、*MN.128* 経にはこの箇所を欠いている。このなかに「怨みを以て怨みはやまず、
怨みなきを以て怨はやむ (na……verena verā sammanti, averena……verā sammanti)」
⁽⁴⁾ という有名な句が含まれるのである。

ところで上の資料は偈の部分においてはラッタという語が用いられているのであるが、
【6】の【3】においても紹介したように、散文の中では、「カーシ王のブラフマダッタはコー
サラ王ディーギーティの兵、車、国土、蔵、倉庫を侵略して治めた (*Kosalarañño balañ ca
vāhanañ ca janapadañ ca kosañ ca koṭṭhāgārañ ca abhivijīya ajjhāvasati*)」とし ⁽⁵⁾、こ
の中にはジャナパダが使われている。前節においてジャナパダも領土を意味する用法がある
ことを指摘したように、領土を意味するという点ではラッタと共通するわけである。

Arthaśāstra によれば国家を構成する 7 つの要素 (*saptāṅga*) としてジャナパダが上げら
れているが、*Manusmṛti* ではこれをラーシュトラとするから ⁽⁶⁾、これらにおいてもジャナ
パダとラッタは区別されていないということになる。ただし、ジャナパダには人々がクラス
文化的背景を持った領域、ラッタには政治的な権力が及ぶ領域という意味を失っていないこ
とはもちろんである。

(1) 水野弘元『法句經の研究』p.220 参照。

(2) 大正新脩大藏經の『出曜經』 (大正 04 p.697 下) では「諧」とするが、宋・元・明の三本
により「偕」を採る。

(3) 本論文【6】【3】p.158 の註 (2) を参照。

(4) *Vinaya* 「コーサンビー健度」 (vol. I p.344)。対応する漢訳のうち、『四分律』「拘睺彌
健度」 (大正 22 p.881 上) には「以怨報怨終不除。唯有無怨而除怨耳」とあり、『五分
律』「羯磨法」 (大正 22 p.159 中) には「以怨報怨無由息。報怨以德其怨乃已」とある。

(5) 同資料には「コーサラ王ディーギーティの軍隊、運載のための〔象や馬などの〕動物、ジャ
ナパダ…… (*Dīghitissa Kosalarañño balañ ca vāhanañ ca janapadañ ca……*)」 (p.342)、
あるいは「〔ディーギーティの発した言葉として〕我等の軍隊、運載のための〔象や馬など
の〕動物、ジャナパダ…… (*amhākaṃ balañ ca vāhanañ ca janapadañ ca……*)」 (p.343)
などとある。さらには同資料には「父に属する軍隊、運載のための〔象や馬などの〕動物、
ジャナパダ…… (*pettikaṃ balañ ca vāhanañ ca janapadañ ca……*)」 (p.349) ともある。

(6) 国家の 7 つの要素について、*Arthaśāstra* 6-1-1 (p.164) では「君主・大臣・地方 (ジャナ
パダ)・城砦都市 (ドウルガ)・国庫・軍隊・友邦、以上が〔国家の〕構成要素である
(*svāmy- amātya-janapada-durga-kośa-daṇḍa-mitrāṇi prakṛtayaḥ*)」とされている。この

ほか *Arthaśāstra* 8-1-5 (p.205)、同書 8-1-34 (p.206) などでも言及する。上村勝彦訳『カウティリヤ実利論(下)』(岩波書店 1984) p.042 参照。ただしジャナパダを「地方」と訳するのは必ずしも適当ではないであろう。むしろ「領土」と訳すべきではないかと考えられる。これに対して *Manusmṛti* 9-294 では、「王、大臣、都城[ブラ]、領国[ラーシュトラ]、庫、軍隊および友邦は[王国の]七要素である。王国は七つの手足を持つものと言われる (svāmy-amātyau puram rāṣṭram kośa-daṇḍau suhṛt tathā, sapta prakṛtayo hy etāḥ saptāṅgaṁ rājyam ucyate)」とし、ジャナパダの代わりにラーシュトラ(ラッタ)が用いられている。訳は渡瀬信之訳『マヌ法典』p.332 によった。なおこの両書の成立年代は *Arthaśāstra* が紀元前3百年から紀元後2百年ごろ、また *Manusmṛti* が紀元前2百年から紀元後2百年くらいと想定されている。山崎元一『古代インド社会の研究』p.244、渡瀬信之訳『マヌ法典』p.476 以降を参照。また上村勝彦訳『カウティリヤ実利論(上)』では「紀元前二世紀から紀元後二世紀までの間に本書が作成されたとするのが妥当である」と考える (p.008) とある。

[2-2] 次はラッタが、親から子に譲渡・相続されるという用例である。

[ラッタパーラ長老が偈を唱えて] 死にゆく者には財物も随い行かず、子も妻も財物もラッタも (*raṭṭham*)、何れも随い行かない。MN.082 *Raṭṭhapāla-s.* (「頼吒想羅經」 vol. II p.073)、*Theragāthā* (p.076)

Theragāthā は偈のみであるが、MN.082 経にはこの偈の因縁譚が述べられている。これも先に紹介したのであるが、それによれば、ラッタパーラ比丘がクル王のコーラヴァヤ (Koravya) が所有する鹿苑 (Migācira) ⁽¹⁾ にいて、そこをコーラヴァヤ王が訪れた。ラッタパーラは王に例え話を出して「(ある来訪者が東方より王のもとにやって来て) 『[東方の] ジャナパダを (*janapadam*) 見ると、大いに富んで繁栄し、人々が多く、人口も密集し、そこには多くの象軍や馬軍や車軍や歩兵軍が駐在して、そこには多くの象牙があり、そこには多くの未だ加工されない、あるいは加工された黄金があり、そこには多くの婦人の集りがある』と告げた。また西方より……、北方より……、南方より……と告げた。そして彼らが『これを武力で征服できるなら征服しなさい』と誘ったとしたら、王はどうするか」[要旨]と尋ねたところ、王が「征服するであろう」と答えた ⁽²⁾。そこでラッタパーラ比丘は世尊の「この世は不足し、満足せず、渴愛の僕である (*ūno loko atitto taṇhādāso*)」⁽³⁾ という教えを告げ、人の欲には際限のないことを知って出家したと、コーラヴァヤ王に出家の動機を語った。そしてこの後、ラッタパーラ比丘は先の偈を説いたとされている。要するにラッタの所有権に言及しているものと解することができる ⁽⁴⁾。

ここでも散文ではジャナパダが用いられるのに対して、偈文ではラッタが用いられるわけであって、事情は前項と異ならない。

(1) MN.082 *Raṭṭhapāla-s.* (「頼吒想羅經」 vol. II p.065) *Dictionary of Pāli Proper Names.* (vol. II p.626) '2. Migācira' の項を参照。

(2) 同上 (vol. II p.071)

(3) 同上 (vol. II p.072)

(4) このときコーラヴァヤ王はラッタパーラ比丘に「四の破滅(老・病・財・親族の破滅)」を経験せず、すなわち①青年期にあり、②健康であり、③第一の名門の子にして財産があり、④親族がいるにもかかわらず、なぜ出家を決意したのかと、その動機を訊ねている。このうち④「親族の破滅 (*nāti-pārijuṇṇa*)」で、コーラヴァヤ王は「ある者には多くの友人・知己、親族・血族たちがいる (*ekaccassa bahū honti mittāmacā nātisālohitā*)」。彼らには彼らニヤータ

カ（親戚）が順々に尽きていく（*tassa te nātakā anupubbena parikkhayam gacchanti*）。[そこで彼らは次のように深慮する] 私にはかつて多くの友人・知己、親族・血族たちがいた（*mamaṃ kho pubbe bahū ahesuṃ mittāmaccā nātisālohitā*）。しかし私には彼らが順々に尽きてしまった（*tassa me anupubbena parikkhayam gatā*）……と。彼はその親族の破滅を経験して、……出家する（*so tena nātipārijuñṇena samannāgato……pabbajati*）」（vol. II pp.067～068）と、出家の動機としてニヤーティ（親族）やサーローヒタ（血族）、あるいはニヤータカ（親戚）に言及する。ところで渡瀬信之訳『マヌ法典』「財産分配」の項（pp.305～322）をみると、遺産相続の権利を有する者は兄弟などの血族あるいは親族、とりわけて長子（*jyeṣṭha putra*）が主となっている。奇しくもラッタパーラは釈尊の教えを聞いて出家を決意し、父母に出家の許可を得ようと告げたところ、両親をして「愛しき一人っ子（*ekaputtako piyo*）」（vol. II p.056）と言わしめた。ただし、この時点で彼はすでに妻帯者であったのであるが。その後、舍衛城・祇樹給孤独園に居られた釈尊のもとで阿羅漢となつて、再び我が家を訪れたとき、彼の父は「財を享受せよ（*bhoge bhuñjassu*）」（vol. II p.056）と還俗を迫ったという経緯がある。このような背景を考えると、相続の権利を有する者は MN. 082 で言及されるようなニヤーティ、サーローヒタ、あるいはニヤータカに相当する人々であつたろうと考えられる。

なおニヤーティとは父系的な拡大親族集団をさすと言われ（『国家の起源と伝承』p.122）、MN. の註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. I p.159) などに「‘ニヤーティ’とは、義母、義父の一族たちである（*nāti ti sassu-sasura-pakkhikā*）」とあり、女性の嫁ぎ先の夫、その夫の父母の親族を指している。またニヤータカ（*nātaka*）とは姻戚集団と言われる（『国家の起源と伝承』p.122）。

[2-3] 以上のようにラッタは奪ったり、捨てたり、譲渡したりできるものである。それは簡単にいえば何者かがその土地に対しての絶対的な権力を有していることを表しているといってもよいであろう。それが ‘*raṭṭhavant*’ という、‘*raṭṭha*’ に所有を表す接尾辞の -*vant* が付された言葉に現れている。

[神が告げて] 大いに財宝、財産があり、ラッタを領有する（*raṭṭhavanto*）クシャトリヤたちは、欲に飽くことなく、互いに貪り得ようとする。SN.001-003-008 (vol. I p.015)

この文章は *Vimānavatthu* (p.091) に同じ偈の前半部分があり、その註釈書 *Vimānavatthu-aṭṭhakathā* (p.264) によると、「‘ラッタを領有する’とは、ラッタの所有者（主人）である（*raṭṭhavanto ti raṭṭha-sāmikā*）」とされている。

これがどのような内容を意味するのか正確なところはわからないが⁽¹⁾、*Manusmṛti* 10-115 に、財産に対する権原（*āgama*）として「相続（*dāya*）」、「獲得（*lābha*）」、「購買（*kraya*）」、「征服（*jaya*）」、「投資（*prayoga*）」、「労働（*karmayoga*）」、「贈物（*satpratigraha*）」の7つを挙げるから⁽²⁾、所有権といってもよいかも知れない⁽³⁾。しかしこの場合も、財宝・財産など、さまざまな所有権の一部としてのラッタである。

(1) ヒンドゥー法典では、動産（*jaṅgama*）と不動産（*sthāvara*）とからなる財産（*dravya*）に対する所有の観念は早くから成立し、その所有を表わす語は「自己を意味する代名詞 *sva* とその派生語（*svatva*, *svāmya*, *svāmitva*）」を用いるという。山崎元一『古代インド社会の研究』p.252 の註（11）参照。因にパーリ語 *sāmika* はその *sva* の派生語である。

(2) 渡瀬信之訳『マヌ法典』p.357 参照。

(3) 『マヌ法典』における土地財産の所有権については、山崎元一『古代インド社会の研究』

p.249 以下を参照。なお同博士は土地所有権を「ヒンドゥー法典類のいう権原 (*āgama*) と享有 (*bhukti*) を伴った所有権 (*svatva*)、すなわち、土地を利用、相続、売却、入質、移譲することのできる権利」(同書 p.244) と定めて論じておられる。

[3] 上述のように、奪ったり、捨てたり、あるいは譲渡したりするラッタというのは、王としての全存在をかけた「王国」と表現するほどのものではなく、財物などとならぶ何らかの権利の対象になっているラッタということを表す。

このことは宗主国からある一定の権利を付与されたものと考えられる付庸国にもラッタという言葉が使われていることによっても知られる。

[3-1] その典型的なものがマガダとアングの関係に見られる。

Theragāthā v.632 (p.065) には、

[ソーナ・コーリヴィサ (*Soṇa Koḷivisa*) 長老の偈] 彼は、かつてアング王のラッタにおいて、位高き従者であった…… (*yāhu raṭṭhe samukkaṭṭho rañño Aṅgassa pad-dhagu*……)。

とされているように、ソーナ・コーリヴィサ長老はかつてはアング王のラッタに仕える者であった。

ところで *DN.004 Soṇadaṇḍa-s.* (「種徳経」 vol. I p.111) には、「婆羅門ソーナダナンダはチャンパー城に住んでいた。[その城は] 豊かな王領地であって、マガダ王セーニヤ・ビンビサーラによって与えられた浄施の拝領地であった (*rājabhoggam raññā Māgadhenā Seniyena Bimbisārena dinnam rājadāyam brahmadeyyam*)」とされている。チャンパーというまでもなく、アングの首都である⁽¹⁾。またパーリの律蔵「皮革鞆度」にも、「そのときマガダのセーニヤ・ビンビサーラ王は8万のガーマにおいて主権者・支配者であり、統治していた (*tena kho pana samayena rājā Māgadho Seniyo Bimbisāro asītiyā gāmasa-hassesu issarādhīpaccam rajjam kāreti*)」⁽²⁾とされているし、*Jātaka* 545 (vol. VI p.272) には「そのときアング王はマガダの統治下にあった (*tadā Aṅgarañño va Magadharajjam ahoṣi*)」とされている。また他の梵語文献などによれば、かつてビンビサーラが太子であったときにアングを統治し、父王マハーパドマ (*Mahāpadma*、大蓮華王) が王舎城で崩御した後、ビンビサーラは帰城してアングとマガダを統治したという記述があるから⁽³⁾、アングのより高度な支配権はビンビサーラが有していたのである。

このようにアングの首都チャンパーは、アング王がマガダ王のビンビサーラから浄施の拝領地として与えられたもので⁽⁴⁾、そこにソーナダナンタ婆羅門は住んでいたということになる。このようにアングはマガダの付庸の領地であったわけで、この首都チャンパーを含むアングが上記の *Theragāthā* v.632 でラッタと称されているのであるから、ここでのラッタは具体的には付庸国を指していることになる⁽⁵⁾。

ついであるが、*Vinaya*「菓鞆度」(vol. I p.240) では、マガダ王のセーニヤ・ビンビサーラが「わが領土のバディヤ城には、確かにメンダカ居士が住んでいる…… (*amhākam kira bhaṇe vijite Bhaddiyanagare Meṇḍako gahapati paṭivasati*……)」と語っており、バディヤ城はアングの北方にあったアングッタラーパ (*Aṅguttarāpa*)⁽⁶⁾ も同王の統治下にあったことを示している。このような宗主国と付庸国の関係にある土地はその他に

も数多く見られ、その中にはアンガという十六大国に含まれるような大国のみならずその他にガーマやナガラなども知られる⁽⁷⁾。

このように少なくともアンガはアンガ王の支配下にあったわけであるが、パーリの律蔵「皮革鞆度」では、マガダのビンピサーラ王は、8万の村の村長を招集し、そのなかにアンガ王の位高き従者であるソーナ・コーリヴィサも含まれているのであるから、アンガもマガダ王の支配下にあり、アンガ王よりもより高度の権力をマガダ王は有していたことになる⁽⁸⁾。要するに附庸国に対しては、附庸国の国王と宗主国の国王のもつ権力が何らかの形において重複しているわけであって、仮にそれを所有権と占有権というとするれば、所有権はマガダ王が有し、占有権はアンガ王が有していたということになるであろう。そして今の場合、ラッタという用語は所有権を有するマガダ王に対してではなく、占有権を有していたアンガ王に対していわれていることになる。

- (1) チャンパーは六大城の1つに挙げられ、アンガの首都 (*mahānagara*) とされる。本論文【6】[1]の註(3) p.152を参照。
- (2) *Vinaya*「皮革鞆度」(vol. I p.179)
- (3) 『梵文根本有部律Ⅱ』「出家事」(vol. II p.078)には、「後に、王舎城でマハーパドマ王が崩御した。大臣たちがビンピサーラ〔王子〕を指名して、『閣下よ、あなたの父王が崩御された。〔王舎城に〕帰城され、統治権を継承なさいませ』〔と告げた〕。彼は帰城して、そこでアンガとマガダの大臣たちによって、アンガとマガダの王子が大灌頂を以て即位した。それ以降ビンピサーラ王がアンガとマガダを統治した (*apareṇa samayena Rājagṛhe Mahāpadmo rājā kālagataḥ, amātyair Bimbisārasya rājñāḥ saṃdiṣṭam, deva pitā te kālagataḥ, āgaccha rāj-yaṃ praticcheti, sa āgataḥ, tato 'ṅga-Magadhiyakair amātyair Aṅga-Magadhayoḥ rājaku-māro mahābhiṣekeṇa abhiṣiktaḥ tato rājā Bimbisāraḥ Aṅga-Magadhayoḥ rājyaṃ karoti*)」とある。またチベット文 *Dul ba gshi 'Rab tu 'byuñ ba'i gshi* (「出家事」) の北京版 (『北京版西藏大藏經』vol.41 p.005)、デルゲ版 (Nyi-ng-ma Edition Text 001 p.004) では、[北京版7a、デルゲ版6b] *dus gshan shig na rgyal po Pad-ma chen-po dus la bab nas rGyal po'i khab kyi blon po rnams kyis gZugs can sñiñ po la lha khyod kyi yab dus la bab po shes sprin nas, de Añ-ga dan Ma-gā-dha pa'i blon po rnams kyis rgyal srid la dbaṅ bskur ba chen pos dbaṅ bskur to, de nas rgyal po gZugs can sñiñ pos yul Añ-ga dan Ma-ga-dha dag tu rgyal srid 'byor pa* とあって、上記の梵文とほぼ一致する。しかし『根本有部律』「出家事」(大正23 p.1021下)では「後於異時。蓮華王崩。摩揭陀國諸群臣等告哀請還統治本國。是時影勝即以占波國事付彼舊臣、嚴駕星馳赴哀歸國。服制既畢、紹繼父王、以法化人」とあって、「付彼(=影勝)舊臣」とする。したがって、ビンピサーラ王の舊臣にアンガの首都「占波(Campā)」の国事を付託したものと考えられるので、ビンピサーラ王によるアンガの間接的な統治を示唆している。
- (4) 『印度佛教固有名詞辞典』は「*Soṇadaṇṭa* 婆羅門、頻婆娑羅王に封ぜられて領有す」(p.111)とある。また *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. II p.1296) の '*Soṇadaṇṭa*' の項も同様である。テーラガーターの偈中のアンガ王がビンピサーラをさすなら、このようになるであろうが、別にアンガ王がいたとすれば、ソーナダントはその高臣であったとするのであるから、ソーナダントがアンガを拝領したことにはならない。しかし『長阿含』022「種徳經」(大正01 p.094上)には、「波斯匿王即封此城 [=「瞻婆城(Campā)」]。與種徳婆羅門以爲梵分」とあって、波斯匿王が種徳婆羅門に与えた梵分 (*brahmadeyya*、淨施の拝領地) とする。ただし註(9)に引用するように、『四分律』「皮革鞆度」(大正22 p.843中)で

は瞻婆城主と守籠那を別人として描き、『五分律』「皮革法」（大正 22 p.145 上）では首樓那を城中の長者子としている。

- (5) 水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」p.070 並びに p.079 以降、羽溪了諦「仏教興起の政治的背景」（『仏教研究』新第 6 巻、第 1 号 1929）p.101 以降、中村元『インド古代史（上）』p.248 以降参照。
- (6) *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.022) 参照。*Suttanipāṭa-aṭṭhakathā* (vol. II p.437) に「‘アングッタラーパのなかに’とは、このアングッタラーパというジャナパダはアングであるが（*Āṅguttarāpesū ti Āṅgā eva so janapado*）、[マハーマヒー（*Mahāmahi*）・] ガンガー [河] の北に水郷があり（*Gaṅgāya pana yā uttarena āpo*）、その水郷の近くにであるので、ウッタラーパとも [言われる]（*tāsaṃ avidūratā "Uttarāpo" ti pi*）」とある。なお註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. III p.034) にもほぼ同文がある。マヒー河については『印度仏教固有名詞辞典』‘*Mahi*¹’ p.392、ならびに *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. II p.593) ‘1. *Mahi*’ を参照。
- (7) 梵施の拝領地として、ガーマには *DN.005 Kūṭadanta-s.*（「究羅壇頭經」vol. I p.127）：「カーヌマタ（*Khānumata*）というマガダの婆羅門村」、*MN.095 Caṅkī-s.*（*Caṅkī-s.*「商伽經」vol. II p.164）：「オーパスアーダ（*Opasāda*）というコーサラの婆羅門村」などがある。ナガラには *DN.004 Soṇadaṇḍa-s.*（「種徳經」vol. I p.111）：アングの「チャンパー [城]（*Campā*）」、*DN.023 Pāyāsi-s.*（「弊宿經」vol. II p.316）：「セータヴィヤ（*Setavya*, *Setavyā*）と名づけるコーサラのナガラ」などがある。またバセーナディ王が与えた浄施の拝領地には、*DN.003 Ambaṭṭha-s.*（阿摩晝經 vol. I p.087）：「ウッカッタ（*Ukkaṭṭha*）」、*DN.012 Lohicca-s.*（露遮經 vol. I p.224）：「サーラヴァティカー（*Sālavatikā*）」がある。
- (8) *Vinaya*「皮革韃度」（vol. I p.179）に「そのときマガダのセーニヤ・ビンピサーラ王は 8 万のガーマにおいて主権者・支配者であり、国を統治していた（*tena kho pana samayena rājā Māgadho Senīyo Bimbisāro asītiyā gāmasahassesu issarādhipaccaṃ rajjaṃ kāreti*）。そのときチャンパーにソーナと名づけるコーリヴィサ長者の子がいた（*Campāyaṃ Soṇa nāma Koḷi- viṣo seṭṭhiputto*）」とあって、マガダのビンピサーラ王が支配下に置く 8 万のガーマ（*gāmika*、村長）を招集したときのことを伝えている。

なおこれに対応する漢訳の『四分律』「皮革韃度」（大正 22 p.843 中）には「時瞻婆城有大長者子字守籠那。其父母唯有此一子、甚愛念之。生來習樂、未曾躡地而行足下生毛。時摩竭國王。……遲欲見之、即勅瞻婆城主。使諸長者各將其兒來至我所。時瞻婆城主即各將其兒詣摩竭王所、到已頭面禮王足在一面住」とあり、また『五分律』「皮革法」（大正 22 p.145 上）には「爾時瓶沙王摩竭^一國有四萬二千聚落。彼諸豪傑無有不信佛法僧者。唯除瞻婆城中有長者子名首樓那。其人大富有二十億錢時人號曰首樓那二十億。是人生便受樂手脚柔軟脚下生毛。瓶沙王作是念。我界內唯有二十億未信佛法。我當云何令彼信樂。我若自往當大驚怖。我呼召之必生疑畏。正當通命瞻婆城中六十家諸豪傑觀王子婚因此相見誨以道法。念已即便呼之。……[首樓那が] 到王舍城。……[p.145b] [王は彼の脚を見て] 念言。我國乃生如此大福德人」とあり、一方『十誦律』「皮革法」（大正 23 p.183 上）には「瞻葡國中有長者子。字沙門二十億。是人棄二十億金。捨瞻葡城五百聚落阿尼目佉出家……」とのみある。このうち『五分律』だけはビンピサーラ王がアングを「我界内」とか「我國」と述べていて、この土地がビンピサーラ王の統治下にあったことを示している。

[3-2] 上記のようなことは、ラッティカ（*raṭṭhika*）という言葉が存することからも証明されうる。ラッティカとは、王（*rājan*）以外のラッタを享受する者の名称であって⁽¹⁾、父祖伝来の土地を領する者、あるいは遺産相続者と位置付けられている⁽²⁾。このラッティカ

はパーリの律蔵で説かれている種々なるレベルの王のうち⁽³⁾、ビンビサーラ王やパセーナディ王よりも下位に位置する「郡なる諸王 (*maṇḍalikā*)」とか「中間層なる諸王 (*antarabhogikā*)」に相当すると考えられ、彼らが所有する領土は一地方レベルの地域とか、あるいはガーマを単位とするような小規模な地域であったと推定される⁽⁴⁾。

- (1) *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.350) には「‘ラッティカ’とは、ラッタを享受する者、である (*raṭṭhiko ti yo raṭṭhaṃ bhuñjati*)」とある。
- (2) *AN.005-006-058* (vol. III p.076)、*AN.006-002-017* (vol. III p.300) には「ペッタニカたるラッティカ (*raṭṭhika pettanika*)」とある。この註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.261) に、「‘ラッタを享受する’というのが、ラッティカである (*raṭṭhaṃ bhuñjati ti raṭṭhiko*)。‘父祖により与えられた財産を享受する’というのが、ペッタニカである (*pitarā dattaṃ sã- pateyyaṃ bhuñjati ti pettaniko*)」とある。また同註釈書 (vol. III p.350) には「‘ラッティカ’とは、ラッタを享受する者、である (*raṭṭhiko ti yo raṭṭhaṃ bhuñjati*)。‘ペッタニカ’とは、父祖が代々受け継いできたものを享受する者 (遺産相続者)、である (*pettaniko ti yo pitarā bhuttānubhuattaṃ bhuñjati*)」とある。要するに、ペッタニカ (*pettanika*) とは父祖伝来の土地を領する者、あるいは遺産相続者の意で、ラッティカ (*raṭṭhika*) とは封侯、地方豪族の意である。
- (3) 本論文【2】 [2] [2-1] p.096 の註 (2) 参照。
- (4) 上記の註釈書 *Samanta-pāsādikā* (vol. II p.309) では「①大地の王とは、全インドの転輪王アソーカに等しきもの (*rājā dipacakkavatti Asokasadiṣo*)、②地方の王とは、ビンビサーラやパセーナディ (*Bimbisāra-Pasenadi-ādayo*)、③郡なる王とは、インド各地に各々の領地を享受するもの (*ye dipapadesa pi ekamekaṃ maṇḍalaṃ bhuñjanti*)、④中間者層なる王とは、[上記②③の] 2人の王の間にあって、多少のガーマを所有するもの (*dvinnamaṃ rājūnaṃ antarā katipayagāmasāmikā*)」とあるので、ラッティカは「③郡なる王」あるいは「④中間者層なる王」に相当するように思われる。なお対応する漢訳の『善見律毘婆沙』巻第九 (大正 24 p.732 下) には、「①地主者。主四天下如轉輪聖王。或一天下如阿育王」、「②一處有如瓶沙王波斯匿王」、「③一邊者。一邊地王」、「④中間者。領一村二村。亦名爲王」とある。なお *maṇḍala-ka-rājā* は T. W. Rhys Davids and W. Stede, *Pāli-English Dictionary*. p.517 に "the king of a small country" Mvyut 94 とある。F. Edgerton, *Buddhist Hybrid Sanskrit Grammar and Dictionary*. p.416 参照。また荻原雲来編纂・辻直四郎監修『梵和大辞典』p.1028 の *māṇḍalaka* に「一地方を支配する」、榊亮三郎編著『翻訳名義大集』(国書刊行会 1981 [再刊]) p.255 の 3974[3674] *maṇḍalakarāja*、*rgyal-phran* 「小王」「藩王」とある。これには上述の梵施によって得られた拝領地も含まれるであろう。

[3-3] 以上のように、ラージャンやクシャトリヤが何らかの権利を有するラッタには、アンガのような「大国」と呼ばれるような大規模な領土の場合もあれば、直轄領地であるナガラやガーマ程度の――当該村落の農民の所有権のある土地を含めた――範囲で、彼らの主権 (即ち、主として徴税権と刑罰権) が及んだものもあったことになる。後者の場合には王 (国家) とガーマニー (村落共同体の長)⁽¹⁾ との間には土地に関する何らかの権利が輻輳しているし⁽²⁾、宗主国と附庸国の関係にある場合も、主権の及ぶ範囲がさまざまであったと思われる。いずれにしても一村を統治するガーマニー、あるいはナガラを中心に数ヶ村を統治する「藩王 (*maṇḍalakarājan*)」⁽³⁾ ほどの王がその何らかの権利の及ぶ範囲を以てラッタといわれる場合もあったわけである。

これに対してビンビサーラ王のように 8 万のガーマ (gāmika、村長)⁽⁴⁾ を集めたほど

の主権者・支配者 (*issarādhipacca*) もあって、理屈の上ではこれもまたラッタといわれうるのであろうが、このような用例は註釈書文献になるまでは現れない。

- (1) 中村元『インド古代史(上)』には「村を統治する直接の長は村長 (*gāmaṇi*) であった。村長が政府の仕事を代行し、また政府に対しては農民一般の利害を代弁し陳述したと考えられる」(p.178) とある。さらに同書には「村長は多分に行政官的性格をもっていたのであろう」(p.185) とか、あるいは『国家の起源と伝承』(p.125) では「村内行政の権限がしばしばガーマニーに与えられる」と述べられている。
- (2) 山崎元一博士は『マヌ法典』『実利論』の史料の立場を通して「土地に対しては、国家(国王)、村落共同体、農民の権利が重なっており、いずれの権利を主たるものと見るかで異説が生ずる。はっきりしていることは、所有権がいずれに帰属するにせよ、それは『完全な』『唯一の』所有権ではありえないことである」(『古代インド社会の研究』p.264) と述べられている。
- (3) 本論文【7】 [3] [3-2] p.176 の註(4) を参照。
- (4) 山崎元一博士は「ガーミカは、村落行政に責任をもつ村長で、村民集会で選ばれるか、地位を世襲した者であろう」(『古代インド社会の研究』p.215) と述べられている。

[4] 上記のように、ラッタは王の支配する土地の意であるが、この支配の内容のどの部分をとらえてラッタというかが問題となるであろう。

[4-1] もっとも一般的なものは収税権であろう。それは次の文章からも知ることができる。

SN.007-002-002 (vol. I p.174) と *Theragāthā* (p.056) に次のような偈がある。文句は同じであるが、前者は世尊がウダヤ (*Udaya*) 婆羅門に説いた偈、後者はカールダーイン長老が唱えた偈とされている。

[世尊がウダヤ婆羅門に偈を唱えられて] 再三再四、種を播き (*vapanti bijam*)、デーヴァ・ラージャン (インドラ神) が雨を降らし (*vassati devarājā*)、農民⁽¹⁾ たちが田畑を耕し (*khettaṃ kasanti kassakā*)、穀物がラッタ (*dhañṇam*⁽²⁾ *upeti raṭṭham*) に至る。

ここでのラッタは実質的には王国というよりも王国の倉庫、あるいは王室をさすであろう。もちろん穀物が王室の倉庫に納められるのは租税としてであろう。ラッタという言葉は、国土の防衛や安全を図るため、あるいは生活環境をよくするための道路の建設⁽³⁾ などの経費をまかなうための収税権⁽⁴⁾ というものと密接不可分に結びついているのである。

ところで余談のようであるが、この偈にはインドラ神とラージャン (王) の役割とが重ね合わされていると解することもできる⁽⁵⁾。*Manusmṛti* 9-304 の「インドラが雨期の四ヵ月に雨を降らすように (*vārṣikāṃś caturō māsān yathā-indro 'abhipravarṣati*)、[王は] 自らの領国に願望の雨を降らし、インドラの行動 (ヴラタ) を実行すべし (*tathā-abhivarṣet svaṃ rāṣṭraṃ kāmair indravrataṃ caran*)」⁽⁶⁾ に重なるであろう。

- (1) 例えば *DN.005 Kūṭadanta-s.* (「究羅壇頭経」vol. I p.135)、あるいは *Vinaya* 「波逸提 002」(vol. IV p.006) に「農耕 (*kasi*)」(ただし「農民 (*kassaka*)」p.008 とも言い換えている) とあるが、あくまでも職業である。一方農民 (*kassaka*) とは「田畑を所有するか、あるいは地主から借り、それを自分自身からあるいは他人の力を借りて耕作した。土地を所有する農民は国家に租税を納め、小作農民は地代を地主に払った。両者のいずれも国家や地

主の被傭人ではなかった」（『国家の起源と伝承』 pp.146-147）といわれ、土地所有や納税に関わる人たちを意味する。

- (2) PTS テキストには *aññam* と校訂するが、ナーランダー版や *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版により *dhaññam* と訂正。
- (3) やや後代の文献ではあるが、*Arthaśāstra* (p.038) には城塞都市の建設の項に、道路の幅について、例えば同書 2-4-3 (p.038) [王道以外の一般の] 街路 (*rathya*)、あるいは同書 2-4-5 (p.038) 森林の道 (*vana-patha*) は 4 ダンダの幅とか、同書 2-4-4 (p.038) 村落の道路 (*grāma-patha*) は 8 ダンダなどとある。上村勝彦訳『カウティリヤ実利論 (上)』 p.101 参照。

また幹線道路としては、以下のような見解がある。ヒマラヤ山麓沿いにサーヴァッティー、ヴェーサーリー、パータリプトラへ向う北道と、マトゥラー、コーサンビー、バーラーナシー、パータリプトラへ、ヴィンディヤ山脈の支脈の北麓をヤムナー河、ガンジス河の南岸に沿って通じる南道とである。後には、北道のガンダク河に沿って南下する交通路は、河川交通の方がより重要視されるようになっていったと言われている。『国家の起源と伝承』 p.135 を参照。ただしわれわれは必ずしもこれに全面的に賛成ではない。なおコーサンビー著・山崎利男訳『インド古代史』 (p.134) では、河が古くから交通路として利用されたことを述べている。

- (4) 農民は租税を支払う義務のあるものであると捉えられている。例えば *DN.002 Sāmaññaphala-s.* (『沙門果経』 vol. I p.061) にも「王の臣下で、ひとりのカッサカがいるとする。彼は一家の主人 (*gahapatika*) であり、義務を果たす者 (*kāra-kāraka*、即ち、租税を納める者) であり、(王の) 富を増大させる者 (*rāsi-vaḍḍhaka*) である」とされている。註釈書 *Sumañ-gala-vilāsini* (vol. I p.170) には「耕すので『カッサカ (農夫)』である (*kasati ti kassako*)。家の主、1つの家だけの最年長者が『ガハパティカ (家長)』である (*gehassa pati, eka- gehamatte jeṭṭhako ti gahapatiko*)。バリと称する務めをなすので『義務を果たす者』である (*balisaṅkhātam karam karoti ti karakārako*)。穀物の蓄積と財物の蓄積を増やすので『富を増大させる者』である (*dhaññarāsiṃ dhanarāsiṃ ca vaḍḍheti ti rāsi-vaḍḍhako*)」とある。

なお『国家の起源と伝承』 (pp.050-051) に、耕作者 (カルカシャ／カッサカなど) を「①原始的な耕作者 (自己の生存のみを目的とした焼畑移動農業)、②家政経済の名で呼んできた制度のもとでの耕作者、③農民経済のもとでの耕作者」に分類し、土地に対する権利 (個別的所有権) や政治的権威・国家に対する租税の定期的支払の義務などの有無によって、②と③を区別している。ここでは③に位置付けられるカッサカ (*kassaka*) である。

農民は租税の義務を負う一方で、土地を所有し耕作する権利を有する者、あるいは次節で触れるカーシ・バーラドヴァージャ (*Kāsi bhāradvāja*) のような大土地所有者から借地をして耕作する者たちである。ラッタにおける王と彼らとの関係は、王が彼らに対して財産や身の安全を保障する義務、即ち人民保護と社会秩序の維持を負う一方で、彼らからその代価として徴税する権利を得ていたのである。つまり王が農民の個別的な土地所有を認知し、農民が王に対して政治的な権威を認知するような関係であったのである。このような王と農民との間に権利と義務の関係がある点で、ラッタ概念 (土地の個別的所有権を有する人々が住む領土の意) をより具体的な形で示していると言えよう。『国家の起源と伝承』 (p.147) に「租税が支払われるのは王が土地所有権を主張するからではなく、王と農民が相互に権利と義務を持ち合う関係にあるからである」と述べている。

租税の額は収穫分の六分の一を王に支払われたとされる (『国家の起源と伝承』 p.147、『古代インド社会の研究』 p.260)。『実利論』 2-15-3 (p.157) を参照。

またコーサンビー博士は、職業的な常備軍を維持するためには恒常的な租税を必要とした

ことを指摘している。コーサンビー著・山崎利男訳『インド古代史』p.196を参照。

また『国家の起源と伝承』(p.156)によれば、前代に貢物に関係して用いられた語が、この時代にはむしろ徴税関係の用語として頻繁に使われているとして、バリ(租税)、全体のなかの租税に相当する部分という意味でバーガ(bhāga)とアルダ(ardha、半分)、シュルカなどを挙げている。なおシュルカ(śulka)即ちスンカ(suṅka)については、本論文の次節【7】[4][4-2]の本文p.179ならびに同節p.180の註(1)(2)を参照。

また国土の安全を図る警察というものも必要としたであろう。DN.005 *Kūṭadanta-s.* (『究羅壇頭經』vol. I p.135)には「(マハーヴィジタ王のジャナパダでは)道路での掠奪(pan- tha-duhanā)も見られる」とあり、このような危険を防止する必要があったからである。

- (5) 『国家の起源と伝承』「ラージャー権の強化」p.082以降を参照。なお山崎元一『古代インドの王権と宗教』(p.092)では「王を超自然的な力の持ち主と見る傾向は古代のインド人一般の間に存在し、仏教徒もまたその影響を受けた。……仏典中ではこの種の俗信が“王の政治の如法・非法は自然界をも動かす”という形で語られている」と述べられている。

- (6) 和訳は渡瀬信之訳『マヌ法典』(p.333)、テキストは *Manusmṛti* Typed, analyzed and proofread by M. YANO and Y. IKARI (May-June 1991, January-April 1992, March-April 1996) を使用させて頂いた。

[4-2] なおラッタという言葉とは直接の関係はないが、パーリの原始仏教聖典に登場する税について一言しておこう。

‘スンカガータ(収税所)⁽¹⁾’とは(suṅkaghātaṃ nāma)、山を穿たれた場所とか、河の渡場とか、村の入口に(pabbatakhāṇḍe vā nadititthe vā gāmadvāre vā)、〈ここに入る者より税を取るべし〉と(atra pavitṭhassa suṅkaṃ gaṇhantū ti)、[このような標識が]王によって立てられた所である(raññā ṭhapitaṃ hoti)。Vinaya「波羅夷002」(vol. III p.052)⁽²⁾

[私、即ち、セーリーという名の国王(Serī nāma rājā)は人々に][城]外の諸ジャナパダからの収益(貢獻、āya)のうち、半分を後宮(antepura)に収め、そこで半分を沙門、婆羅門、貧窮なる者、旅行者、宿無き者、乞う者たちに布施として与えよ[と告げた]。SN.002-003-003 (vol. I p.059)

諸方邊国。歳輸財物應入我者。分半入庫。分其半分。即於彼處惠施作福。『雜阿含』999 (大正02 p.262上)

他方小国所可貢獻。半入庫藏。半用修福。『別訳雜阿含』136 (大正02 p.427上)

とあるように、税にはバリのほかスンカ(suṅka)、貢納(āya)がある。特に前者のスンカは上記の本文から「王によって徴収される税」と規定されるであろうから、領土の境界—主権—を主張するものと推定される⁽³⁾。

ともかくラッタとは王が何らかの統治権を有する地であって、決して収奪するだけのものではなく、支配者と非支配者の相互的信頼関係が何らかの形で組織化されたものでなければならないであろう⁽⁴⁾。

- (1) スンカガータ(suṅkaghāta)とは「スンカ(suṅka)」という通行税を徴収する所であり、註釈書 *Samanta-pāsādikā* (vol. II p.358)に「税関にこの名称スンカガータがある(suṅkaghā- taṃ suṅkaṭṭhānass’ etaṃ adhivacanam)」とある。なお「スンカ(suṅka)」は梵語「シュルカ(śulka)」で、「輸送商品に課せられる関税」(『国家の起源と伝承』p.156)とされる。

- (2) 対応する漢訳には、『四分律』「波羅夷 002」(大正 22 p.574 下)「不輸稅者。比丘無輸稅法。若白衣應輸稅物」、五分律「波羅夷 002」(大正 22 p.007 上)「不輸稅者。比丘應輸稅而不輸」、『十誦律』「波羅夷 002」(大正 23 p.006 中)「關稅處者。比丘度關應輸稅物而不輸稅直五錢波羅夷」、『僧祇律』「波羅夷 002」(大正 22 p.252 中)「稅分齊者。…… [p.252 中] 估客言。……阿闍梨爲我持少物過此稅處。比丘言。世尊制戒。不聽我持應稅物過關邏處。…… [p.253a] 世尊弟子比丘比丘尼一切外道出家人物。是名不應稅。若賣買者應輸稅。是名稅分齊」などとあって、「スンカガータ (*suṅkaghāta*)」は「關稅處」「關邏處」などと漢訳される。しかしその具体的な場所はパーリの律藏のように示されておらず、本文の主旨としては出家者は免税者であり、事情により課税の対象となるような品物を持参する場合に限り、戒が定められているというものである。
- (3) ロミラ=ターパル博士は、関税 (*śulka*)) について「王家が交易を奨励した理由の一つは、言うまでもなく、商業が農業からの税収入を補う新しい財源だったからである」(『国家の起源と伝承』p.153) と述べている。
- (4) 『国家の起源と伝承』(p.147) に「租税が支払われるのは王が土地所有権を主張するからではなく、王と農民が相互に権利と義務を持ち合う関係にあるからである」と述べている。

[4-3] 王の支配の内容としては、もうひとつは裁判権であろう。ラッタという言葉が使われているわけではないが、例えばパセーナディ王をして「今や、もう沢山だ。裁判をなすことは (*alam dāni me atthakaraṇena*)」⁽¹⁾ と言わしめて、他の者に裁判権を譲ろうとしたと伝えている。またジャータカ註釈文献の中には、大臣等が王子の裁判能力を試した後にその王子を即位させたり、裁判自体が王自らの判断、あるいは裁判官や大臣と協議の上で判決を下すなどの例があるという⁽²⁾。

- (1) *SN.003-001-007* (vol. I p.074) なお『雑阿含』1231 (大正 02 p.336 下) にも「止此斷事。息此斷事。我更不復親臨斷事。我有賢子。當令斷事」とか「我從今日。止此斷事。息此斷事。我有賢子。當令其斷。不親自見此」とある。
- (2) 山崎元一『古代インドの王権と宗教』p.091 参照。

[5] ラッタが「ラッタの人民」を意味する場合もある。

[世尊が比丘たちに告げられて] もしもラージャンが非法であるならば、一切のラッタは苦に沈む (*sabbam raṭṭham dukham seti rājā ce hoti adhammiko*) ⁽¹⁾。 *AN.004-007-070* (vol. II p.075)

由王法不正 以知非法行 一切民亦然 『増一阿含』017-011 (大正 02 p.587 上)

[世尊が比丘たちに告げられて] もしもラージャンが如法であるならば、一切のラッタは安樂を受ける (*sabbam raṭṭham sukham seti rājā ce hoti dhammiko*)。 *AN.004-007-070* (vol. II p.076)

由王法教正 以知正法行 一切民亦便 『増一阿含』017-011 (大正 02 p.587 上)

このようにラッタは、王の統治次第によって幸福にも不幸にもなる「王国の(人民)」の意に使われている。漢訳もこの部分を「一切民」⁽²⁾ と訳している。

しかも同パーリ經典には王と人民との関係が牛の群れによって譬えられていて、牛の群れが河川を渡るとき、その先頭にある牛王 (*puṅgavo*) の導き方で、群れ (*gunnam go* の複数形, *gen.*) の方向が左右されるように、そのように王の治世のあり方で人民の幸・不幸が大きく左右されるとされる⁽³⁾。

なお AN.004-007-070 の散文部分には、世尊が比丘たちに「王たちに非法⁽⁴⁾ があるときは、ラージャユッタたち (*rājayutta*、領内の監視者)⁽⁵⁾ にもまた非法がある。ラージャユッタたちに非法があるときは、婆羅門居士たち⁽⁶⁾ にもまた非法がある。婆羅門居士たちに非法があるときは、町の住民・地方の住民にも (*negama-jānapadesu*) また非法がある。そして日月の運行に狂いが生じ、気候不順が続いて、穀物の凶作となり、人の寿命も短く、多病である。逆に、王たちが如法であるとき、ラージャユッタ、婆羅門居士、町の住民・地方の住民もまた如法であり、日月の運行も正しく、人も長寿で、少病である〔要約〕」⁽⁷⁾ と説かれている。ラッタはこのように政治的組織として整ったものということができる。

以上の用例から、ジャナパダはもともと部族の住む地域の意で、家族とか氏族という血族や親族によって自然に形成された文化的地域という色合いが濃い、ゲマインシャフト的要素を持つ用語であるに対し、ラッタは王の統治する領土の意であって、王（統治者）と人民という関係によって人為的に形成された組織的集団であり、ゲゼルシャフト的要素を持つ用語であるということを明瞭に汲み取ることができる。

- (1) 註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.106) には「‘苦しむ (*dukkhaṃ seti*) ’ とは、苦しむ (*dukkhaṃ sayati*) 、苦しんでいる (*dukkhitaṃ hoti*) の意である」と、主語が人であることを示しているの、ラッタは「(王に対する) 人民」と考えられる。
- (2) 「民」の意として、諸橋『大漢和辞典』(巻 6 p.837) には「君上に統帥される衆庶」、あるいは小川環樹・西田太郎・赤塚忠編『角川新字源』(p.551) には「君主に統治される人々」とある。
- (3) AN.004-007-070 (vol. II p.075) なお『増一阿含 017-011 (大正 02 p.587 上) にも「猶如牛渡水 導者而不正 一切皆不正 斯由本導故 衆生亦如是 …… 萌類盡受苦 由王法不正 以知非法行 一切民亦然 猶如牛渡水 導者而行正 從者亦皆正 斯由本導故 衆生亦如是 …… 萌類盡受樂 由王法教正 以知正法行 一切民亦便」とある。
- (4) 註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.105) には「‘非法である’とは、古代の王によって定められた 10 分の 1 バリ (租税) と罪に応じたダング (刑罰) を採用しないで、過剰のバリや重過ぎるダングを採用することによって非法である (*adhammikaṃ honti ti porāṇakarājūhi ṭha- pitam dasabhāgabaliṇ c’ eva aparādhānurūpaṇ ca daṇḍam aggahetvā atirekabalino c’ eva atirekadaṇḍassa ca gahaṇena adhammikaṃ*) 」とする。このようにバリとダングは王が有する権限であり、それらが公平に執行されないことを非法としているのである。
- (5) *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.105) には「‘ラージャユッタ’とは、ラージャンの諸ジャナパダにおける監視者たちである (*rājayuttā ti rañño janapadesu kiccasaṃvidhāyakā āyutta - kapurisā*) 」とする。なお PTS テキストの AN.004-007-070 (vol. II p.074) には *rājaputta* とあるが、ナランダー版ならびに *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版に *rājayutta* とあるので、これにより訂正した。
- (6) *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.105) には「‘婆羅門居士’とは、城内に住む婆羅門居士たち、である (*ānāgavāsino brāhmaṇagahapatayo*) 」とあって、上記の註 (5) と考え合わせると、あたかもラージャユッタ (監視者) がナガラ (領主) の領主で、その城内の住民のなかに婆羅門居士たちでいて、そうした幾つかのナガラを統率する王がいたかの如き解釈である。
- (7) AN.004-007-070 (vol. II p.074) これに対応する漢訳の『増一阿含』017-011 (大正 02 p.586 下) には「爾時世尊告諸比丘。若主自治不以正理。爾時臣佐亦行非法。臣佐已行非法。爾時王太子亦行非法。太子已行非法。爾時群臣長吏亦行非法。群臣長吏已行非法。爾時国界人民亦行非法。……爾時日月倒錯運度失時。……爾時星宿現怪。星宿已現變怪便有暴風起。……爾時風雨不時。[p.587a] 爾時穀子在地者便不長大。人民之類……顔色改變壽命極短。

若復有時王法治正。爾時群臣亦行正法。群臣已行正法。時王太子亦行正法。王太子已行正法。爾時長吏亦行正法。長吏已行正法。国界人民亦行正法。日月順常風雨以時災怪不現。神祇歡喜五穀熾盛。……有形之類顔色光潤。……壽命極長」とある。なお上記の冒頭「爾時世尊告諸比丘。若主治化不以正理」は宋・元・明の三本により補う。

[6] なお原始仏教聖典の中には *raṭṭha-piṇḍa* という語が見いだされる。ラッタの用語としては特殊で、意味がわかりにくいので次にこれを検討する。

[6-1] はじめに辞書や翻訳書がどのように訳しているかを調べておこう。

T. W. Rhys Davids and W. Stede, *Pāli-English Dictionary* (p.562) : the country's alms-food

雲井昭善『パーリ語仏教辞典』 (p.747) : 国の施食、国での行乞の食

水野弘元『増補改訂 パーリ語辞典』 (p.268) : 国での行乞の食

中村元『長老尼の告白』岩波文庫 (p.319) : 国人 (くにびと) の施食 (せじき)

上田天瑞「第4波羅夷」 (南伝 1、p.149) : 国の施与食、

同 : 国の施食

渡辺椋雄「中部 124 薄拘羅經」 (南伝 11 下、p.152) : 土地にて得たる団食

林五邦「相应部 16-11」 (南伝 13、p.323) : 信によりて与えられたる食

荻原雲来「増支部 1-6-3,4」 (南伝 17、p.015) : 国の施食

「増支部 1-20-2」 (南伝 17、p.056) : 国土の施食

増永靈鳳「如是語經 二集第二品」 (南伝 23、p.290) : 国の団食

増永靈鳳「長老尼偈經」 (南伝 25、p.353) : 国民の〔信施〕食

辻直四郎「法句經」 (南伝 23、p.065) : 国民の施食

中村元『真理の言葉』岩波文庫 (p.053) : 国の信徒の施し

友松円諦『ダンマパダ (法句經)』真理運動本部 (p.348) : 国の施物 (ほどこしもの)

同 英訳 (ナラダ長老) : the alms of people

『法句經』卷下 (大正 04 p.571 下) : 人信施

『出曜經』卷第 11 (大正 04 p.668 上) : 人信施

『法集要頌經』卷第 01 (大正 04 p.781 下) : 人信施物

『中阿含』卷第 3 (大正 01 p.436 下) : 世信施

『雜阿含』卷第 38 (大正 02 p.280 中) : 僧信施

『佛藏經』卷中 (大正 15 p.792 下) : 人信施

『因縁僧護經』 (大正 17 p.572 上) : 信檀越食

『根本有部律』卷第 14 (大正 23 p.697 上) : 彼信心食

卷第 25 (大正 23 p.761 上) : 他信心食

『根本有部苾芻尼律』卷第 11 (大正 23 p.966 下) : 他信心食

『善見律毘婆沙』卷第 12 (大正 24 p.755 下) : 信施

『鼻奈耶』卷第 7 (大正 24 p.755 下) : 街巷乞

以上のようにさまざまであるが、大きくは次の二つにわかれる。1つは「国の施食」とするものであって、これは「国家が施す食」という意味であろう。もうひとつはラッタを国民

と理解し、「国の人々の施す食」という意味になる。ラッタの本来的な意味からすれば第一の意味になるであろうが、前項でも述べたようにラッタは付帶的・派生的な用法として「国民」を意味することもあるから、第2の意味も可能性があることになる。

[6-2] ラッタ・ピンダ (*raṭṭha-piṇḍa*) の用例には次のようなものがある。それを紹介しながら、この意味を考えてみよう。

- ① [バッター比丘尼の偈] アンガ、マガダ、ヴァッジ、カーシ、コーサラを往来した (*ciṇṇā Aṅgā ca Magadhā Vajjī Kāsī ca Kosalā*)。私は煩惱なく (*anaṇā*)、50 年間 (*pañṇāsavassāni*)、ラッタの施食 (*raṭṭha-piṇḍa*) を食した。 *Therīgāthā* v.110 (p.134)

この偈のラッタは具体的にはアンガ、マガダ、ヴァッジ、カーシ、コーサラといった諸ジャナパダを指していると考えられる⁽¹⁾。

- ② [バックラ比丘がアチェーラカッサパ比丘に答えて] 7 日間、私は負債 [煩惱] あって (*sāṇo*) ラッタの施食 (*raṭṭhapīṇḍa*) を食して、第 8 日に智が生じた、と。 *MN.124 Bakkula-s.* (「薄拘羅經」 vol.III p.127)

これはバックラ比丘が在家時代の友人であったアチェーラカッサパの質問に答えて、自分は出家してから 80 年の間、欲想・恚想・害想を一度も起こしたことがない、家中で食したことも、婦人に説法したことも、比丘尼の住処に行ったことも、人を出家させたことも、村辺の床座にて雨期を過ごしたこともないなどと述べた後に語られた言葉である。したがって出家して 7 日間は煩惱に汚されていたが、8 日目に智を生じて煩惱を断じたということであろう。

- ③ 7 日間、私は負債 [煩惱] あって (*sāṇo*) ラッタの施食 (*raṭṭhapīṇḍa*) を食して、第 8 日に智が生じた、と。 *SN.016-011* (vol. II p.221)

これは阿難に味方するトゥッラナンダー比丘尼に摩訶迦葉が、「かつて外道であった」と非難されたことを聞いて、阿難に自分の師は世尊以外にはないといい、上記の言葉を述べたものである。これは「かつて王舎城とナーランダーの間にあるバフプッタ・チェーティヤ (*Bahuputta cetiya*、多子制底)⁽²⁾で、世尊の教えを受けて、負債あってラッタの施食を食し (*sāṇo raṭṭhapīṇḍaṃ bhuñjīm*)、第 8 日に智が生じた」と告げているのである。この場合の「ラッタの施食」を得た場所も、バフプッタ・チェーティヤという地域、あるいはそこからほど遠からぬ区域—例えば王舎城とか、ナーランダーとか—が推定されるのであるが、そうした区域での施食を「ラッタの施食」と呼んでいるのかも知れない。

- ④ [5 種の大賊 (*pañca mahācorā*)⁽³⁾のうち、第 5 の大賊として] 真ならざる、虚偽の上人法を説くものは、最大の大賊である。何故ならば、盗心を以て (*theyyāya*) ラッタの施食 (*raṭṭha-piṇḍa*) を食したからである。 [要旨] *Vinaya* 「波羅夷 004」 (vol. III p.090)

於大衆中故妄語自稱言我得上人法者最上大賊。何以故以盜受人飲食故。『四分律』 「波羅夷 004」 (大正 22 p.578 上)

於天人世間魔界梵世沙門婆羅門天人衆中。最是大賊。謂爲飲食故。空無過人法。故作妄語自說言得。若與百人至五百人恭敬圍繞。入城聚落受他供養前後食恒鉢那。是名大賊。『十誦律』 「波羅夷 004」 (大正 23 p.012 上)

⑤ [世尊の偈] 破戒して自制することなく、ラッタの施食 (*raṭṭha-piṇḍa*) を食するよりは、火焰のように熱せられた鉄丸を食するほうが勝れている。Vinaya「波羅夷 004」(vol. III p.090)

寧噉燒石吞飲洋銅。不以虚妄食人信施。『五分律』「波羅夷 004」(大正 22 p.009 中)

寧噉灰炭吞食糞土利刀破腹。不以虚妄稱過人法而得供養。『僧祇律』「波羅夷 004」(大正 22 p.259 上)

この④と⑤の文章はパーリの律藏である。おそらく④の文章は第 1 の大賊に記されていて、すべての大賊に共通する「百・千の [人々に] 囲まれて……在家者たちと出家者たちの衣服 [などの施物を] 得て、村・町・首都を遊行する (*gāmanigamarājadhānīsu cārikaṃ carati*)」[要旨] という文章を受けているのであろう⁽⁴⁾。したがってラッタ・ピンダはこれら村・町・首都を遊行する間に受けた施食を意味するものと考えられる。

なお⑤の偈は以下にも見られる。

⑥ *Itivuttaka* (p.043)

寧吞熱鐵丸 洋銅而灌口 不受人信施 而毀犯尸羅 『本事經』卷 4 (大正 17 p.682 中)

⑦ *Dhammapada* v.308 (p.086) ⁽⁵⁾

寧噉燒石 吞飲洋銅 不以無戒 食人信施 『法句經』卷下 (大正 04 p.571 下)

寧噉燒鐵 吞飲洋銅 不以無戒 食人信施 『出曜經』卷第 11 (大正 04 p.668 上)

寧吞熱鐵丸 渴飲洋銅汁 不以無戒身 食人信施物 『法集要頌經』卷第 01 (大正 04 p.781 下)

また次のようなものも存する。

⑧ 慈心をおこすならば (*ce mettacittam āsevati*)、この比丘は……空しからざるラッタの施食を食する (*amogham raṭṭhapiṇḍam bhuñjati*) ⁽⁶⁾ と言われる。……慈心を修習するならば (*ce mettacittam bhāveti*)、この比丘は……空しからざるラッタの施食を食する (*amogham raṭṭhapiṇḍam bhuñjati*) と言われる。……慈心を思惟するならば (*ce mettacittam manasikaroti*)、この比丘は……空しからざるラッタの施食を食する (*amogham raṭṭhapiṇḍam bhuñjati*) と言われる。AN.001-006-003 (vol. I p.010)

⑨ 初静慮を修習するならば (*ce paṭhamam jhānam bhāveti*)、この比丘は……空しからざるラッタの施食を食する (*amogham raṭṭhapiṇḍam bhuñjati*) と言われる。AN.001-020-002 (vol. I p.038)

以下、第二静慮、第三静慮、第四静慮のほか、四無量心、四念処、四正勤、四神足、五根、五力、七覺支、八正道、八勝処、八解脱、十遍処、十想、十随念などにも同様にいわれる⁽⁷⁾。

これらからは、ラッタ・ピンダを理解するための情報は得られない。

- (1) *Therīgāthā-aṭṭhakathā* (p.107) では「『私は』アンガとマガダを遍歴しました」とは、アンガとマガダとヴァッジとカーシとコーサラの諸ジャナパダを、かつて負債ある私はラッタの施食を食しつつ遍歴した、である (*ciṇṇā Aṅgā ca Magadhā ti ye ime Aṅgā ca Magadhā ca Vajjī ca Kāsī ca Kosalā ca janapadā pubbe sāṇāya mayā raṭṭhapiṇḍam bhuñjantiyā ciṇṇā caritā*)」とあって、「ラッタの施食」をアンガ、マガダ、ヴァッジ、カーシ、コーサラといった諸ジャナパダに遊行しながら食した、と解釈している。このジャナパダの複数形は、恐らくはアンガをはじめとする複数の領域という意味ではなく、アンガなどの領域内に点在するガーマやニガマやナガラなどの複数の区域を意味しているのであろう。

- (2) 註釈書 *Sārattha-pakāsinī* (vol. III p.056) によれば、王舎城とナーランダール間の多子ニグロード樹下は、竹林大精舎の香室から「3 ガーヴタ (*tigāvuta*)」の距離に位置していたようである。また、*Mahāvastu* (vol. III p.050, Jones 訳 vol. III p.056) によれば、「王舎城の多子塔で (*Rājagṛhasya Bahuputrake cetiye*) 釈尊に出会った」とある。森章司・本澤綱夫「【論文 8】摩訶迦葉 (*Mahākassapa*) の研究」(本「モノグラフ」第 9 号【個別研究篇 I】) p.038、ならびに p.042 を参照。
- (3) 「5 種の大賊」とは、*Vinaya*「波羅夷 004」(vol. III pp.089-090) で説かれていて、その第 1 には「ある大賊が『私は確かに百あるいは千の〔人々に〕囲まれて、殺しつつ、殺させつつ、切りつつ、切らせつつ、焼きつつ、焼かせつつ、ガーマ・ニガマ・ラージャダーニーのなかを徘徊するだろう』と考えて (*ekaccassa mahācorassa evaṃ hoti kudassu nāmāhaṃ satena vā sahasseṇa vā parivuto gāmanigamarājadhānīsu āhiṇḍissāmi hananto ghātento chindanto chedāpento pacanto pacāpento ti*)、その後、彼は……〔そのように〕徘徊する。それと同様に、ここに一人の悪比丘が (*ekaccassa pāpabhikkhuno*) 『私は確かに百・千の〔人々に〕囲まれて、敬われ、尊重され、尊敬され、供養され、崇拜されて、在家者たちと出家者たちの衣服・飲食・臥坐具・医薬を獲得する者で、ガーマ・ニガマ・ラージャダーニーのなかを遊行するだろう』と考えて (*kudassu nāmāhaṃ satena vā sahasseṇa vā parivuto gāma-nigama-rājadhānīsu cāri-kaṃ carissāmi sakkato garukato mānito pūjito apacito gahaṭṭhānañ c'eva pabbajitānañ ca, lābhī civara-piṇḍapāta-senāsana-gilāna-paccaya-bhesajja-parikkhārānañ ti*)、その後、彼は……〔そのように〕遊行する。……これが世間における第 1 の大賊 (*paṭhamo mahācoro*) である」とあり、以下、第 2 に「ここに一人の悪比丘がいて、如来所説の法と律を了知して、〔それを〕自己のもの〔即ち、自説として〕と持ち去る (*tathāgatappaveditaṃ dhammavinayaṃ pariyā-puṇitvā attano harati*)。これが世間における第 2 の大賊 (*dutiyo mahācoro*) である」と、第 3 に「ここに一人の悪比丘がいて、清浄な梵行者の完全清浄なる梵行を行じているのに、無根の非梵行によって〔悪比丘が彼を〕誹謗する (*suddhaṃ brahmacāriṃ parisuddhaṃ brahma-cariyaṃ carantaṃ amūlakena abrahmacariyena anuddhaṃseti*)。これが世間における第 3 の大賊 (*tatiyo mahācoro*) である」と、第 4 に「ここに一人の悪比丘がいて、かのサンガの重物、重資具……、これらによって在家者たちに恩恵を与えて曲説する (*yāni tāni saṃghassa garubhaṇḍāni garuparikkhārāni, …… tehi gihi saṃgaṇhāti upalāpeti*)。これが世間における第 4 の大賊 (*catuttho mahācoro*) である」とあり、第 5 が本文中に引用した箇所である。
- (4) 上記註 (3) の「第 1 の大賊」の箇所を参照。
- (5) 水野弘元『法句経の研究』(春秋社 1981) p.212 を参照。
- (6) *AN.001-006-003* (vol. I p.010) の註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.071) には、「『空しからざる』とは、空虚でない、である (*amoghaṇ ti atuccaṃ*)」とあり、空しからざるラッタの施食となるための根拠を、受者と施者の立場から解釈している。
- (7) *AN.001-020-002* (vol. I p.038) ~ *AN.001-020-182* (vol. I p.043) を参照。

[6-3] 上に紹介した用例から、ラッタピンダのラッタは、「国中の村々、町々、都市都市に住んでいる人々」という意味と解釈してよさそうである。漢訳でも次のように訳している。

不受人信施 而毀犯尸羅 『本事経』卷 4 (大正 17 p.682 中)
 不以無戒 食人信施 『法句経』卷下 (大正 04 p.571 下)
 不以無戒 食人信施 『出曜経』卷第 11 (大正 04 p.668 上)
 不以無戒身 食人信施物 『法集要頌経』卷第 01 (大正 04 p.781 下)
 不以虚妄食人信施 『五分律』「波羅夷 004」(大正 22 p.009 中)

とあって、*raṭṭha-piṇḍa* が「人信施」「人信施物」と訳されているのである。したがって、けっして国家の催す施食の会のようなものではなかったということになる。

なお摩訶迦葉の場合のように、このラッタ・ピンダは現実的には王舎城の近辺の多子塔 (*Bahuputta cetiya*) のあたりの人々を指すこともありうるわけであるが、しかしそれも「国中の村々、町々、都市都市に住んでいる人々」の布施する食事にはなるわけである。

[6-4] しかしながら一般的には、施食は施食であって、必ずしもラッタ・ピンダと表現されなければならないものではない。実際多くの場合には、比丘たちが乞食によって「施食を得られる (*piṇḍaṃ lacchati*)」⁽¹⁾ とか、あるいは「施食を得られない (*na labhe piṇḍaṃ*)」⁽²⁾ とあるように、単に「施食 (*piṇḍa*)」と表現されているのである。それにもかかわらず、敢えて「ラッタの施食」と名づけられるには、それ相当の理由があったものと考えられて然るべきであろう。

おそらくそれはラッタ・ピンダが村や町や都市を遊行することと関連して使われているから、特に自ら生れ育ち、そして居住するジャナパダを離れた「各地を遊行しつつ得る施食」を表すのであろう。これに対して一般の施食は、恐らく比丘・比丘尼たちが居住する地域の住民から得る施食を表すのではないであろうか。釈尊教団の形成過程を詳しく検討してみなければならないが、一般の比丘・比丘尼は雨安居が終れば、たとい幾由旬かでも遊行しなければならないという規定もしくは習慣が作られたように⁽³⁾、一般の出家者は出家してはいても、家族や親族あるいは血族という地域集団から完全には離脱せず、一定の距離を保ちながらも接触を続けていたものと考えられる⁽⁴⁾。

このことは先に紹介した *AN.001-006-003* (vol. I p.010) の註釈書である *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.071) に「‘ラッタの施食’とは、ニヤーティ集団⁽⁵⁾を捨てて (*raṭṭhapiṇḍan ti nātiparivaṭṭaṃ pahāya*)、ラッタに依って出家した[比丘たち]が、他のものたちの家から得られるので (*raṭṭhaṃ nissāya pabbajitena paresaṃ gehato paṭiladdhattā*)、[その]食物を『ラッタの施食』という (*piṇḍapāto raṭṭhapiṇḍo nāma vuccati*)」と解釈されていることから伺うことができる。

またジャナパダの施食でもよさそうであるが、ジャナパダは地縁・血縁に結びついたゲマインシャフト集団であり⁽⁶⁾、ラッタは地縁・血縁的な関係を脱したゲゼルシャフト集団を表す言葉であって、この場合はこのような地縁・血縁的な関係を離れたところから得られる施食であることが強調されたのであろう。ラッタ・ピンダが食欲の有無に関連して説かれるのは、それが地縁・血縁ではない、純粋な信仰によってなされるものであるからであろう。そういう意味では一般の出家者は、出家者と言えども、地縁・血縁関係のあるジャナパダを抛り所として生活していたということになる。ラッタ・ピンダを抛り所とする出家者は、そういう意味ではより厳格な出家者であったことになる。

(1) *SN.004-002-008* (vol. I p.114) そのほか *Suttanipāṭa*001-012 (p.037) には「施食を得て (*piṇḍaṃ labhetha*)」とあり、*Suttanipāṭa*002-014 (p.068) には「そして比丘は定時に施食を得て (*piṇḍaṃ ca bhikkhu samayena laddhā*)」とある。

(2) *Theragāthā* (p.042) そのほか *SN.004-002-008* (vol. I p.114) には「私(悪魔)が施物を得させないように (*yathā 'haṃ piṇḍaṃ na labheyyanti*)」とあり、*Vinaya*「波羅夷001」(vol. III p.006) には「[比丘たちが] ヴェーランジャーに乞食のために入ったが、施食を得られず…… (*Verañjaṃ piṇḍāya pavisitvā piṇḍaṃ alabhamānā*……)」とあり、

Vinaya「波逸提 031」(vol.IV p.069)には「[六群比丘が] 舍衛城に乞食のために入ったが、施食を得られず……(Sāvatthiyaṃ piṇḍāya pavisitvā piṇḍaṃ alabhamānā……)」などとある。さらに乞食に関する表現には、(1) *DN.033 Saṅgīti-s.* (「等誦經」vol.III p.255) 等々では「ガーマやニガマを行乞して、[施食を] 得られない (gāmaṃ vā nigamaṃ vā piṇḍāya caranto na labhati)」とか、(2) *DN.034 Dasuttara-s.* (「十上經」vol.III p.287) 等々では「ガーマやニガマを行乞して、[施食を] 得られる (gāmaṃ vā nigamaṃ vā piṇḍāya caranto labhati)」などともある。なお乞食の意味については、中村元『原始仏教の成立』(中村元選集決定版第14巻、春秋社 1992) p.353以降を参照。

- (3) 本「モノグラフ」第13号【論文14】「『釈尊のサンガ』論」の、【4】の[3-4] p.64 参照。
- (4) 『国家の起源と伝承』p.213以降を参照。
- (5) 当時の比丘たちは自ら属する「ニヤーティ集団 (nātiparivaṭṭa)」を捨て、ラッタを拠り所として出家し、ニヤーティ集団以外の在家者 (geha) から施食を受け、出家生活を営むことが理想とされていたものと考えられる。なおニヤーティ集団の絆はシャカ族やマウラ族といった部族共和制 (ガナ=サンガ制) を布いていた地域、即ち血族を重視する傾向にある地域で重視されていた。なお「ニヤーティ (nāti)」については、本論文【7】[2] [2-2] p.172 の註(4) 後半を参照。
- (6) ロミラ=ターパル博士によれば、社会の核となる単位が家族 (クラ、kula) であり、その家族が集まって村落 (グラマ、梵語 grāma、パーリ語 gāma) が形成された。その村落は氏族 (ヴィシュ、viś) よりも小さい単位であり、氏族は部族 (ジャナ、jana) を構成する単位として捉えられている。『国家の起源と伝承』p.062を参照。

[6-5] なお *SN.016-011* (vol.II p.221) の註釈書 *Sārattha-pakāsini* (vol.II p.199) では「‘ラッタの施食を食した’とは、信仰によりて与えられた食を食した、である (raṭṭhapiṇḍaṃ bhuñjin ti saddhā-deyyaṃ bhuñjīm)」とか、また *Itivuttaka* (p.043) の註釈書 *Paramattha-dīpanī* (vol. I p.177) では、「ラッタの住人が信仰から与えたラッタの施食を (raṭṭhavāsīhi saddhāya dinnam raṭṭhapiṇḍaṃ)」と註釈している。

ラッタの施食に関連して説かれる事柄は、(1) 負債がないこと、つまり煩惱がないこと、(2) 慈心、四静慮をはじめとする四無量心、四念処、四正勤、四神足、五根、五力、七覚支、八正道、八勝処、八解脱、十遍処、十想、十随念などを修習していること、(3) 破戒なく自制していること、(4) 虚偽の上人法を説かないことが挙げられている。つまり煩惱なく、持戒し、慈心・四静慮等々を修習している比丘がラッタの施食を受けるに値する者であるということになる。ジャナパダにおいて得られる施食は地縁・血縁的な縁によるものである可能性もあるが、ラッタの施食は信仰によるものという認識が持たれていたのである。

[6-6] ラッタ・ピンダと同じような用法として、ラッタ・プージタがある。‘pūjita’を仮に「供養」と訳しておくとするれば、次のようになる。

チャンナ (Channa) 比丘が精舎地を求めて (vihāravatthum sodhento)、ガーマ供養 (gāmapūjitaṃ)、ニガマ供養 (nigamapūjitaṃ)、ナガラ供養 (nagarapūjitaṃ)、ジャナパダ供養 (janapadapūjitaṃ)、ラッタ供養の (raṭṭhapūjitaṃ) チェーティヤ樹を伐採させた。 *Vinaya*「僧残 007」(vol.III p.155)

これは『南伝大蔵經』の訳者が「村人・町人・市人・州人・国人の奉祀せる一神樹を伐らしめたり」⁽¹⁾と訳するように、村の人、町の人、都市の人、地方の人、国の人たちが尊敬していた樹木という意味であろう。ガーマ、ニガマ、ナガラ、ジャナパダは地縁・血縁的な

ものがある一定の地域の住民を表すが、ラッタはそれを超えた政治的な統治区域の住民を表すのであって、まさしく「国の人々」を意味するであろう。

(1) 『南伝大蔵経』律蔵第1巻 p.262

[6-7] 以上のように、ラッタ・ピンダは意味の上からすれば「国の人々の施食」ということになるが、あえて都市や町や村の人々の施食といわなかったのは、おそらく遊行をイメージしたうえで、その出家修行者と地縁・血縁的な繋がりが無い都市や、町や、村の人々から、純粋な信仰によって得られる施食であって、だからそれを受ける出家修行者は、それに値する境地に達していなければならないというようなニュアンスを伴う言葉であるからということになる。ここにはジャナパダではなく、ラッタと呼ばなければならない理由が明瞭に現れているといえることができる。

[7] 上述してきたように、ラッタは支配するという意を有する $\sqrt{rāj}$ という言葉から生まれた言葉である。したがって原義としては王やクシャトリヤと直接に関連するのであるが、しかし「支配」の内容にはさまざまなものがあるから、共和制の政治体制をとるところもラッタと呼ばれる可能性はないのであろうか。

[7-1] 結論としては、共和制の国ないしはその一部がラッタと呼ばれている用例は存しない。しかし上に紹介したラッタの用例は、アンガやアングッタラーバなどを除いては、それほど具体的には使われず、一般的な用語として使われているに過ぎないから、共和制をとっている土地をラッタと呼んでいないと確言することはできない。共和制をとっていた国々にも当然ながらクシャトリヤはいたし、また共和制を取っていた釈迦族にもラージャンと呼ばれる人がいた。それはアヌルッダや阿難・提婆達多の出家とともに語られるバッディヤ王 (Bhaddiya Sakyarāja) のことを思い出せば十分である (1)。

また *vijita* という語は *rajja* とともに用いられることが多い、「征服する」を意味する $vi-\sqrt{j}$ を語根とする言葉であるが、「領土」「王国」などとも訳され、ラッジャとそれほど異なった概念のものではないとすれば、*vijita* はヴァッジやマッラのような共和制をとる国にも用いられている用例が存する。

灌頂されたクシャトリヤの王には、自身の領土において、……例えば、コーサラ王パセーナディのように、あるいはまたマガダ王アジャータサットゥのようにである。……君、ゴータマよ、実にこれらのサンガにも、ガナにも、例えば、ヴァッジ族にも、マッラ族にも、自身の領土において、…… (*rañño khattiyassa muddhāvasittassa sakasmim vijite …… seyyathāpi rañño Pasenadissa Kosalassa, seyyathāpi vā pana rañño Māgadhasa Ajātasattussa Vedehiputtassa. …… imesam pi hi bho Gotama saṅghānaṃ gaṇānaṃ, seyyathidaṃ Vajjīnaṃ, Mallānaṃ vattati sakasmim vijite*……)。

MN.035 Cūḷasaccaka-s. (『薩遮迦経』 vol. I p.231)

というとおりである。

(1) 本「モノグラフ」第11号に掲載した【論文11】「提婆達多 (*Devadatta*) の研究」の【3】「出家の経緯と時期」を参照されたい。

[7-2] なお王制の国家とは上記のピンビサーラ王やパセーナディ王に代表されるように、1人の王が大臣等の行政組織を従えて統治した国であるけれども、ガナ=サンガ制もしくは

部族共和制⁽¹⁾の国家はヴァッジやマッラに代表されるように、氏族 (*kula*) を単位とした複数の王によって統治された国とされている⁽²⁾。

研究書によれば、王制、共和制をとる国の政治は次のように行われていたとされる。王制を布く国家には1人の王を中心に行政機構として「大臣」と称される「庶務大臣 (*sa-bbatthaka mahāmatta*)」⁽³⁾、「司法大臣 (*vohārika mahāmatta*)」⁽⁴⁾、「將軍大臣 (*senānāyaka mahāmatta*)」⁽⁵⁾と、それぞれ行政・司法・軍事を司る行政機関があった。その政府は城内の *rājantepura* に設置されていたと推定され⁽⁶⁾、そこでの会議は *rājaparisā* (王の集会、即ち王の諮問機関) と呼ばれている⁽⁷⁾。その構成メンバーは *parisā-avacāra*⁽⁸⁾ と称されていて、王命の名のもとに統治されていた。

一方の部族共和制を布く国家にも、例えば「リッチャヴィ族の大臣ナンダカ (*Nandako Licchavimahāmatto*)」⁽⁹⁾とか、あるいは「リッチャヴィ族の一人の大臣 (*aññataro Licchavi mahāmatto*)」⁽¹⁰⁾とあることから推定して、ヴァッジ連合の首都ヴェーサーリーにはある種の行政機構が存在しており⁽¹¹⁾、その政府は *santhāgāra* (議事堂)⁽¹²⁾ と称されていたように、体制が違っても国土を統治する組織はきちんと整備されていた。但し、この建造物は王制国家では供儀を行う施設などとして宗教的な儀礼の場所⁽¹³⁾であったと思われるが、部族共和制国家においては種々の議案を決議する行政機関の建造物 (議事堂) とされている⁽¹⁴⁾。ここでの決議に当っては合議制が採用され⁽¹⁵⁾、そのメンバーは「ラージャ・クラ (*rāja-kula*)」⁽¹⁶⁾、あるいは「王という名を称して生活する人々」⁽¹⁷⁾ と呼ばれる支配氏族によって構成され、彼らは順番で国政に携わっていたものと推定される⁽¹⁸⁾。なお釈迦族にはサバー (*sabhā*) という建造物があって会議が開かれたりしているが⁽¹⁹⁾、サバーは裁判所の性格を有していたようである⁽²⁰⁾。

(1) サンガ、ガナの語義、あるいは共和国については、中村元『インド古代史 (上)』p.221 以降を参照。

(2) *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.569) には「伝え聞くところではマッラ族は当番制で統治を行なう (*Mallā kira vārena rajjaṃ kārenti*)。順番がまわってこない間は商業を営む (*yāva nesam vāro na pāpuṇāti, tāva vaṇijjaṃ karonti*)」とあり、また *Dhammapada-aṭṭhakathā* (vol. III p.436) には、ヴェーサーリーでは「7千7百7人のクシャトリヤが当番制で統治を行っていた (*vārena vārena rajjaṃ kārentānaṃ khattiyānaṃyeva sattasatādhikāni satta- sahasāni satta ca khattiyā ahesum*)」とあるので、マッラやヴァッジの部族共和制では交替で統治されていたことが推定される。

なお *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (「大般涅槃經」vol. II p.160) には「マッラ族の8人の首長 (*aṭṭha Malla-pāmokkhā*)」とか、同経典 (vol. II p.163) には「マッラ族の4人の首長 (*cattāro Malla-pāmokkhā*)」とあって、「*pāmokkha* (首長)」と呼ばれている。しかもこの註釈書 *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.596) によれば、「マッラ族の8人の首長」とは、中間の年代で、勢力を具えた8人のマッラ族の王たち、である (*majjhimavayā thāmasampannā aṭṭhamallārājāno*)」とあるので、「王 (*rājan*)」とも称されていたことがわかる。

(3) マガダ王ビンビサーラ (*Bimbisāra*) の庶務大臣が登場する聖典には、*Vinaya*「捨墮 023」(vol. III p.249)、*Vinaya*「棄捨度」(vol. I p.207)、*Vinaya*「棄捨度」(vol. I p.240) がある。

(4) マガダ王ビンビサーラの司法大臣が登場する聖典には *Vinaya*「大毘度」(vol. I p.074) などがあり、コーサラの司法大臣が登場する聖典には *Vinaya*「臥座具毘度」(vol. II

p.158) がある。

- (5) マガダ王ビンピサーラの将軍大臣が登場する聖典には *Vinaya* 「大毘度」 (vol. I p.073) がある。
- (6) *SN.042-010* (vol. IV p.325)、*AN.003-006-060* (vol. I p.170) などには「王の後宮における王の集会に (*rājantepure rājaparisāyaṃ*) 」とあるので、マガダの王舎城内やコーサラの舎衛城内の後宮で顧問会議が開かれていたことを推測させる。また *MN.090 Kaṇṇakatthala-s.* (「普刺刺林經」 vol. II p.127) には、コーサラ王パセーナディがヴィドゥダバ將軍 (*Vi-ḍḍabhaṃ senāpatiṃ*) やサンジャヤ婆羅門に (*Sañjayaṃ brāhmaṇaṃ ākāśagottaṃ*)、列席していた顧問会議での出来事を尋ねている。そのほか *SN.003-002-009* (vol. I p.089) や *SN.003-002-010* (vol. I p.091) には、死亡した資産家 (*seṭṭhi gahapati*) に遺産相続する子どもがいなかったため、パセーナディ王が彼の遺産を没収して王の後宮に納めさせた記述もあり、そこには「国庫 (*kosa*, *Skt. kośa*) 」もあったであろうことを推定させる。
- (7) 『国家の起源と伝承』 (p.171) にはガナ (*gaṇa*)、ヴィダタ (*vidatha*)、サミティ (*saṃiti*) といった氏族集会は、衰退して過去のものとなり、サバー (*sabhā*) やバリシャッドのような集会は諮問機関に変わった、と指摘されている。なお後世のマウリヤ王朝期のバリシャッドについては、中村元『インド古代史 (上)』p.472 以下を参照。
- (8) *Sumaṅgala-vilāsinī* (vol. I p.266) には「‘大臣’とは、大臣である。‘侍臣’とは、大臣以外の集会の構成員たちである (*amaccā ti mahāmacca. pārīsajjā ti itare parisāvacarā*) 」とか、あるいは同書 (vol. III p.852) には「‘大臣と侍臣’とは、まさに大臣たちと集会の構成員たちとである (*amaccā pārīsajjā ti amaccā ceva parisāvacarā ca*) 」とあって、侍臣の集会 (*parisā*, *Skt. pariśad*) を *parisā-avacarā* としている。なお同註釈書 (vol. I p.297) には、「‘大臣’とは、親しい友人である。‘侍臣’とは〔大臣〕以外の勅命を執行する者たちである (*amaccā ti piyasahāyakā. pārīsajjā ti sesā āṇattikārakā*) 」とあって、大臣 (*amacca*) も侍臣 (*pārīsajja*) も王との間柄が血族関係にない友人 (*sahāyaka*) であり、王に代わって勅命を執行する者としている。中村元『インド古代史 (上)』pp.472-473 を参照。
 またロミラ=ターパル博士は、サバーやバリシャッドのような集会は王の諮問機関で、その構成員は血縁によらず選抜によるようになり、王の非血縁者にも解放された (『国家の起源と伝承』p.171 参照) と指摘されている。
- (9) *SN.055-030* (vol. V p.389)
- (10) *DN.024 Pātika-s.* (「波梨經」 vol. III p.019)
- (11) *AN.008-002-012* (vol. IV p.179) や *Vinaya* 「薬毘度」 (vol. I p.233) などには、この地にシーハ將軍 (*Sīho senāpati*) というニカンダの弟子が (*Nigaṇṭhasāvako*) いたことを伝えているので、軍事的な組織もあったと推定される。なお *Manoratha-pūraṇī* (vol. IV pp.093~094) では、彼がヴェーサーリーの 7 千 7 百 7 人の王たちに選出された軍隊の統率者 (*senāya adhipati*) であると伝えている。あるいはまた *Sārattha-pakāsinī* (vol. I p.295) や *Dham-mapada-aṭṭhakathā* (vol. III p.460) には「ウパラージャン (副王) やセーナパティ (將軍) などがいた (*uparājasenāpati-ādayo*) 」とある。
- (12) リッチャヴィ族の *santhāgāra* (議事堂) として、*DN.019 Mahāgovinda-s.* (「大典尊經」 vol. II p.228)、*MN.035 Cūlasaccaka-s.* (「薩遮迦經」 vol. I p.228)、*SN.056-045* (vol. V p.453)、*AN.008-002-012* (vol. IV p.179)、*Vinaya* 「薬毘度」 (vol. I p.233) などに見られる。
- (13) *MN.051 Kandaraka-s.* (「カンダラカ經」 vol. I p.343) や *AN.004-020-198* (vol. II p.207) などには「ナガラの新公会堂 (*nagarassa navam santhāgāraṃ*) 」とあって、これ

らの註釈書によれば「‘サンターガーラ’とは、供儀の会堂である (*santhāgāraṇ ti yaññasālaṃ*)」とする。*Papañca-sūdanī* (vol. III p.012)、*Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.185) を参照。

なお上記の后者 *AN.*には説処はないが、前者 *MN. 051* の説処は「チャンパー (Campā)」であること、あるいは供儀を行なうクシャトリヤ灌頂王が登場することから、この建造物が王制国家にあったものと推定される。そのほか *DN.019 Mahāgovinda-s.* (「大典尊經」vol. II p.239) には、マハーゴーヴィンダ婆羅門が雨期の4ヵ月間、静処に閑居して悲の禪定を修した建物としてもあるが、彼はレーヌ (Reṇu) 王の顧問官婆羅門であり、過去におけるヴィデーハ (Videha) の地でのことである。

- (14) ヴェーサーリー以外に、釈迦族のサンターガーラは *MN.053 Sekha-s.* (「有学經」vol. I p.353)、*SN.035-202* (vol. IV p.182)、*SN.035-202* (vol. IV p.182)、あるいは *MN.067 Cātuma-s.* (「車頭聚落經」vol. I p.457) に見られ、その所在地はカピラヴァットゥ (*Kapilavatthu*)、チャートゥマー (*Cātumā*) である。またマツラ族のサンターガーラは *DN.033 Saṅgīti-s.* (「等誦經」vol. III p.207) や *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (「大般涅槃經」vol. II p.147) などにあり、その所在地はパーヴァー (*Pāvā*)、クシナーラー (*Kusinārā*, Skt. Kuśinagari) である。このサンターガーラは王室の会議には決して用いられることのない名称であると言われている。中村元『インド古代史 (上)』p.231 を参照。

なお *MN.053* の註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. III pp.016~017)、*SN.035-202* の註釈書 *Sārattha-pakāsinī* (vol. III pp.043~044) には、この建物でガナの王たちが (*gaṇa-rājāno*) 種々の決議を行なったことを伝えている。また *AN. 008-002-012* の註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. IV pp.091~092) にも、リッチャヴィの王たちがそこで統治したことを伝えている。

- (15) 中村元『インド古代史 (上)』p.235 以降、ならびに『国家の起源と伝承』p.113 を参照。
(16) 例えば *Samanta-pāsādikā* (vol. V p.1095) や *Sumaṅgala-vilāsinī* (vol. II p.540) では「ヴァッジ族の王家 (*rājakula*)」、あるいは *Udāna-aṭṭhakathā* (p.421) では「リッチャヴィ族の王家たち」と呼ばれている。そのほか *Papañca-sūdanī* (vol. III p.016) や *Sārattha-pakāsinī* (vol. III p.043) では「ガナの王たち (*gaṇa-rājāno*)」とも称されている。

なお「ガナ=サンガに於ける氏族支配の成員はラージャー、ラージャ=クラ、アビシクタ=ヴァンシャ=クシャトリヤ (灌頂儀式を挙げた家柄のクシャトリヤ) などと記されている」(『国家の起源と伝承』p.110) という。

- (17) *Arthaśāstra 11-1-5* (p.244) に、リッチャヴィカ (*Licchavika*)・ヴリジカ (*Vṛjika*) 等々は「『王』と称して生活している (*rājaśabdopajīvinah*)」とあって、そのような人々によって国家が形成されていた。上村勝彦訳『カウティリヤ実利論 (下)』(p.242) を参照。
(18) 上記の註 (2) 参照。
(19) *SN.007-002-012* (vol. I p.184) には釈迦族のコーマドゥツサという名のニガマ (*Khomadussaṃ nāmaṃ Sakyānaṃ nigamo*) に「*sabhā* (集会堂)」があり、そこに住むバラモンや資産者たちが (*brāhmaṇagahapatikā*) そのサバーで会議を行っていたとある。なおサバーについては『国家の起源と伝承』p.075 以降を参照。
(20) *Samanta-pāsādikā* (vol. II p.309) には法官たちが (*akkhadassā*) 法の集会堂に (*dhamma-sabhāya*) 集合して、罪人を断罪していたとある。

[8] 上述のようにラッタは統治に係わって用いられる「国」や「地域」という意味であって、同じ「国」や「地域」と訳されるとしても、地縁・血縁によって形成されたジャナパダ

とはその持つ背景が大きく異なることが判る。

なおラッタには、*janapada* のように部族名や部族に由来する地域名に付して国の領域を示す用例は見出し得ない。せいぜい「アンガ王のラッタにおいて、位高き従者であった……

(*yāhu raṭṭhe samukkaṭṭho rañño Aṅgassa paddhagu*……)」というような文章が見いだされるのみである。しかも先に検討したように、アンガはマガダの付備国であって、その宗主国であるマガダもラッタと称されてよいはずであるが、しかしはっきりとは明言されない。

「マガダ・ラッタ (*Magadha-raṭṭha*)」とか、「マガダ・ラッジャ (*Magadha-rajja*)」という統治権を有する国という用例、あるいは「マガダ・ヴィジタ (*Magadha-vijita*)」といった表現はないということである。

このようにパーリの原始仏教聖典において、「マガダ・ラッタ」とか「マガダ・ラッジャ」という表現が見出し得ないのは、原始仏教時代には未だ広い領域を組織的に統治する王制の国が成立するに至っていなかったということを示すのであろう。これらの用法は註釈書時代に至って見い出されるところとなるのである⁽¹⁾。

- (1) *Magadha-raṭṭha* という用例は *Jātaka* 011 '*Lakkhaṇa-j.*' (vol. I p.143)。そのほか、*Jātaka* 013 (vol. I p.154)、*Jātaka* 031 (vol. I p.199)、*Jātaka* 035 (vol. I p.213) などにもある。*Magadha-rajja* という用例は、*Jātaka* 546 (vol. VI p.272) に見いだされる。マガダ・ラッジャ以外にも、*Jātaka* 336 (vol. III p.116) : 「コーサラ・ラッジャ (*Kosala-rajja*)」、*Jātaka* 351 (vol. III p.153) : 「カーシ・ラッジャ (*Kāsi-rajja*)」、*Samanta-pāsādikā* (vol. I p.045) : 「ウッジェーニー・ラッジャ (*Ujjeni-rajja*)」、*Jātaka* 546 (vol. VI p.393) : 「ヴィデーハ・ラッジャ (*Videha-rajja*)」とあるほか、*Jātaka* 151 (vol. II p.003) : 「コーサラ・ラッジャの所有者 (*Kosala-rajja-sāmika*)」、*Jātaka* 151 (vol. II p.003) : 「バーラーナシー・ラッジャの所有者 (*Bārāṇasi-rajja-sāmika*)」などともある。なお詳細は、後述の本論文【9】「歴史的経緯による *janapada* と *raṭṭha* の用法の変化」を参照。

【8】原始仏教聖典における *janapada* と *raṭṭha* のまとめ

【0】*janapada* と *raṭṭha* という言葉は、辞書などの解説によるかぎり、ともに「国」とか「王国」、「地域」あるいは「地方」、あるいは「国民」などという意味が与えられ、その相違があまり明確には示されない。

しかしながら *janapada* は「人々」を意味する *jana* と「足」を意味する *pada* の合成語であり、*raṭṭha* は「支配する」を意味する $\sqrt{rāj}$ という動詞を語源とし、これに *kṛt* 接尾辞である用具・場所などを示す *-tra* を付してできた言葉であって、これら2つの言葉には直接的な意味はもとより、これらの言葉の持つその背景も異なっていることが予想された。本論では、パーリの原始仏教文献を中心として、これらの語の用例を調査し、上記のような関心を明らかにしようとしてきた。以下はその結論である。

【1】まずジャナパダに関する結論を簡単にまとめてみよう。

上述のように *janapada* は「人々」を意味する *jana* と、「足」を意味する *pada* の合成語

であって、「人々」が「足を踏み入れた土地」を原義とする。「足を踏み入れた」というのは「開墾された」「開発された」ということであって、英語で言えば *cultivate* された土地ということになる。また近代においても新しい土地が「開墾」され、「開発」されるのは、一つの地方の「人々」＝部族によることが多く、特にインドの古代においてはその傾向が強かった。したがって具体的には *jana* は「部族の人々」をさすことになるから、*janapada* はその原義を「部族の人々が住む土地」と解釈するのがもっとも現実的である。

そしてこのようにして開墾され、開発された土地は、幾世代にもわたって継承されるから、その土地には血縁・地縁に結びついた社会が形成されることになり、またいつしかその土地独自の生活慣習や宗教的儀礼あるいは言葉（方言）もでき上がることになる。要するに *cultivate* された土地に *culture* が形成されるわけである。したがって *janapada* において形成される社会は、一定の目的達成のために人工的に形成されるゲゼルシャフト的社会ではなく、人間の本質的な営みに付帯して自然的に形成されるゲマインシャフト的社会ということになる。

またジャナパダの広さについていえば、*culture* の独自性をどのレベルによって区別するかによって、広狭さまざまに区分される。大は中央のジャナパダ (*majjhima-janapada*、中国) のように、おおよそガンジス河上・中流域のヒンドゥスタン平野の左半分ほどを指す場合もあれば、その中にあるコーサラもマガダもそれぞれジャナパダと呼ばれうるし、そして小はバーラーナシーのような都市も、あるいはルンビニーのように村程度の大きさの地域を指す場合にも用いられる。

またジャナパダが一般的な意味において「国」を表す場合には、当然の事ながら複数の居住区域としてのナガラ（城壁で囲まれた地方行政官や商工業者が住む地域。市）、ニガマ（複数の集落の居住民が利用する商工業者の住む地域）、ガーマ（集落）を含み、さらにはそれらの区域を統合する複数のマハー・ナガラ（城壁で囲まれた中央行政官や商工業者が住む地域。都市）も含まれることになる。今まで使ってきた用語を使えば、「普通の国」も「大国」もジャナパダであるわけである。

このようにジャナパダは本来は「人々が住むところ」であるから、したがって人々が住まない荒野やゴーストタウンなどは含まれないが、しかし「大国」をジャナパダという場合には、当然の事ながらこれらも必然的に包括されざるをえない。

[2] 一方の *raṭṭha* は「支配する」を意味する $\sqrt{rāj}$ という動詞を語源とするから、ラッタと呼ばれる地域の上に形成される社会は、支配・統治ということを目的として人工的に形成された組織体であって、これはまさしくゲゼルシャフト的社会であることができる。また $\sqrt{rāj}$ という動詞は *rājan* という言葉と密接に関係し、この *raṭṭha* を支配するものは「王」ということになる。したがって *raṭṭha* の現実的な意味は「王の支配する王国」ということになる。これには「国」という社会組織的なものとその領土と人々が含まれる。

そしてその広さについていえば、これもまた広狭さまざまに区分しえる。なぜなら王にもさまざまなレベルがあり、支配にもさまざまな形態があるからである。王には灌頂を受けた大王はもちろん、アンガのような付備国のような王もあり、あるいは一つの小さな村の村主のような者も含まれることになる。またヴァルナとしてはクシャトリヤが多かったこ

とが想像されるが、しかしバラモンもシュードラも、あるいはガハパティも王になりえた⁽¹⁾。また王といえば王制的な政治形態をとる地域を想像させるが、例えば部族共和制を取っていた釈迦族のバディヤ (*Bhaddiya*) も王と呼ばれているように政治形態には関係がない。したがって部族共和体制をとる地域にもラッタは存在したと考えられる。

(1) 中村元『インド古代史 (上)』p.137、ならびに山崎元一『古代インドの王権と宗教』pp.090～091 を参照。

[3] 上記のように *janapada* と *raṭṭha* は語義の上からははっきりと異なるのであるが、現実的にはこれがあまり明確に自覚されてこなかった。一定の地域がゲマインシャフト的にとらえられればジャナパダと表現され、ゲゼルシャフト的にとらえられればラッタと表現されるのであって、それが「国」とか「国土」とか「国民」と翻訳されてしまえば、区別はないからである。

しかし上記のように検討してみると、このような曖昧なままで放置することは許されないであろう。

ジャナパダは上述したように、自然に形成されたゲマインシャフト的社会を土台とするから、その領域をはっきりとどこからどこまでと限定することができない。そこでインド半島の中央地方とか辺境地方、あるいは雪山地方などというように、漠然とした「地域」を指し示すこともできる。

一方のラッタは支配という権力がおよぶ人工的な社会をいうから、「領土」という語感がピッタリとし、これにははっきりとした境界線が設けられる。したがってある一定の地域を漠然とラッタと呼ぶことはない。

また *janapada* は、「人が住まない土地」すなわち原野やゴーストタウンに対する、血縁地縁的な色彩の強い「開墾された土地」をそもそもの原義としたものであったから、どちらかといえば人工的な色彩の強い都市や町に対して「田舎」をさす場合もあった。しかしラッタにはこのような意味は与えられない。

また出家修行者の立場に立てば、ジャナパダはその出家修行者と地縁・血縁的な関係があるところで、そこで布施を得、生活を維持することは比較的容易であった。しかしながら出家修行者が遊行に出、遊行の生活を続けることになると、必然的にジャナパダから離れることになり、そこにはラッタの生活が待っていた。そこは地縁・血縁的な関係による布施を期待することができない場所であって、生活を維持するためには人々の信仰心に頼るしかなかった。いわばジャナパダはウエットな空間であり、ラッタはドライな空間であったといえることができる。

またラッタが「国民」という意味を有するのは、王の領土に住んでいるというだけではなく、納税をする者、納税に対する見返りとして安全を保障される者、というような意味合いを持つことも忘れてはならない。

[4] *janapada* と *raṭṭha* は上記のようなものであるから、一つの地域を地縁・血縁的な結びつきを視点にして *janapada* ととらえることもできれば、一人の王によって支配されているということを視点にして *raṭṭha* ととらえることもできる。このように *janapada* と *raṭṭha*

はそのまま重なり合うこともあると同時に、1つのジャナパダを2人の王が分割して統治することになれば、この場合はジャナパダの方がラッタよりも大きな範囲となり、あるいは2つのジャナパダを1人の大王が統治することになれば、この場合はラッタの方がジャナパダよりも大きいということになる。

ただし社会科学的に「ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへ」という図式が認められているように、原始仏教時代のインドの社会は *janapada* 的な要素が強く、*raṭṭha* 的認識は未だ十分に発達していなかった。したがって「十六大国」と称されるマガダやコーサラなどはジャナパダといわれおり、ジャナパダの方がラッタよりも広い範囲を指す場合の方が多かったといつてよいであろう。

釈尊時代前後のインドにおいては、「十六大国」が次第に「四大国」⁽¹⁾ に収斂されていったといわれる。そして「十六大国」にはジャナパダという言葉が用いられるが⁽²⁾、「四大国」はラッタと表現されることが予想される。したがって同じく「国」と表現しても、十六大国の「国」と、四大国の「国」は概念が異なるのであって、十六大国の「国」は民族・言語・文化を同じくする地域という意味で用いられているのであり、四大国の「国」は版図という意味で用いられているのであろう⁽³⁾。

このように「国」は時代が進むにつれて、ジャナパダからラッタに変化したことが予想される。これについては次節で検討することにした。

- (1) 「四大国」とはコーサラ、ヴァツァ、アヴァンティ、マガダをいう。中村元『インド古代史(上)』p.269以降を参照。アヴァンティとヴァンサ (Vam̐sa, Vatsa) については、水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」p.019、並びに p.031 以下を参照。なお『梵文根本有部律Ⅱ』「出家事」(vol.Ⅱ p.075)には「四大城 (caturmahānagara)」とあり、シュラーヴァスティ、ラージャグリハ、ウッジャイニー (Ujjayinī)、カウシャンビー (Kauśāmbī) が挙げられている。
- (2) 本論文【4】[1] p.109以降を参照。
- (3) ロミラ=ターパル博士は「地域によっては、部族が都市国家に変わるところがある。共同体の中心が氏族から都市に移る。ジャナパダは部族の領域と認められるが、パウラジャーナパダ(都市民と地方民)の観念は都市の存在を知らせてくれる。ラーシュトラという語はラージー支配する一から派生していると言われているから、ラーシュトラ(領土)へのゆっくりした変化は自明である。したがって、ラーシュトラは政治的意味での領土を指し、ジャナパダのような部族の領域という意味はない」(『国家の起源と伝承』p.223)と述べている。

【9】歴史的経緯による *janapada* と *raṭṭha* の用法の変化

[0] 以上、パーリの原始仏教聖典を中心として、さらに若干のサンスクリット文献を利用して、*janapada* と *raṭṭha* の語義とその意味およびその背後にあるものを検討してきた。以下にはアッタカター (Aṭṭhakathā) をはじめとし、ティーカー (Ṭīkā) などの註釈書文献 (B 文献) によって、聖典時代から註釈書時代になると、これらの用語の用法がどのように変化しているかを調査してみたい。

- [1] まずもっとも顕著な特徴は、原始仏教聖典資料では、部族名と共に用いられたジャ

ナパダという語によって国名が表されていたものが、註釈書文献資料になると、これに代ってラッタという言葉が用いられるようになることである。例えばA文献資料で「コーサラ人たちの諸ジャナパダに (*Kosalesu janapadesu*) 」と表現された「コーサラ」が、B文献資料では「コーサラ・ラッタに (*Kosalaratṭhe*) 」と表現されるようになる。

要するに原始仏教時代における「国」は、漠然とした領域しか意味しえない *janapada* であったものが、註釈書時代にははっきりと王が支配統治する「王国」あるいはその領域・領土を意味する *raṭṭha* と認識されるようになったということを示す。もちろんこれは *janapada* と *raṭṭha* という語の意味が変わったのではなく、社会環境が変化したのであって、原始仏教時代は政治体制が整っていなかったために「国」は *janapada* と表現されたが、註釈書時代になると王制という政治体制が整ってきたために、これが反映したのである。

以下には、これまでの原始仏教聖典資料の整理方法にしたがって、まずラッタの「十六大国に見られる用例」と「その他の用例」として仏在処・説処に関わる若干の領地・領土名を紹介し、しかる後に、註釈書時代になって現れる「国」に関するいくつかの特徴を考えてみたい。

なおこれまたこれまでの整理方法にしたがって、*janapada* と *raṭṭha* という用語について、複数形で用いられている場合は実線による下線を、単数形で用いられている場合は破線による下線を施しておく。ただし2つ以上の「国」を表す場合は当然ながら複数形が用いられるが、その他はすべて単数である。これはいうまでもなく、*raṭṭha* が例えばコーサラ人たちの住む土地土地を指すのではなく、組織化されたコーサラ王の統治する一つの「王国」を意味するからである。

[2] まずはじめに、十六大国の表現に見られる用例(国名+*raṭṭha*)を調査する。A文献では16大国はそれぞれ‘*mahājanapada*’と表現されていたものが、下記のようにB文献では‘*raṭṭha*’と表現されるようになる。

①アンガ・ラッタ (*Aṅgaratṭha*)、②マガダ・ラッタ (*Magadharatṭha*)、[カーシ・ラッタ (*Kāśiratṭha*)、] ③コーサラ・ラッタ (*Kosalaratṭha*)、④ヴァッジ・ラッタ (*Vajjiratṭha*)、⑤チェーティヤ・ラッタ (*Cetiyyaratṭha*)、[ヴァンサ・ラッタ (*Vamsaratṭha*)、] ⑥クル・ラッタ (*Kururatṭha*)、⑦パンチャーラ・ラッタ (*Pañcālaratṭha*)、⑧マッジャ・ラッタ (*Majjharatṭha*)⁽¹⁾、⑨スラセーナ・ラッタ (*Surasenaratṭha*)、⑩アッサカ・ラッタ (*Assakaratṭha*)、⑪アヴァンティ・ラッタ (*Avantiratṭha*)、⑫ガンダーラ・ラッタ (*Gandhālaratṭha*)、⑬マッラ・ラッタ (*Mallaratṭha*)、⑭カンボージャ・ラッタ (*Kambojaratṭha*) である。*Simavisodhanī-pāṭha* (*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版、*MYANMAR* p.066)⁽²⁾

(1) マッチャ (*Maccharatṭha*) と解した。

(2) 復註 *Simavisodhanīpāṭha* では16のマハー・ジャナパダ(十六大国、*Soḷasamahājanapada*)を「16のマハー・ナガラ(大都市) (*Soḷasamahānagara*)」とも解釈し、それをマハー・ラッタ (*mahāratṭha*) と称している。しかし本テキストにはカーシ・ラッタ (*Kāśiratṭha*) とヴァンサ・ラッタ (*Vamsaratṭha*) の2国を欠いた14国で、何らかの齟齬が生じたものであろう。

[3] また 16 大国のそれぞれの国が個別に表されるときも同様である。【4】にならってこれを整理してみると次のようになる。まず滞在型から紹介する。なお項目名として出した国名の箇所に他の国名が含まれる場合があるが、この文章は各々の国名の箇所に再録した。

[3-1] アンガ (Aṅga)

〔賢者カッチャーヤナ (Kaccāyana) ⁽¹⁾ の出身地として〕アンガ国のカーラチャンパー城 ⁽²⁾ に住んでいた (Aṅgaratṭhe Kālacampānagare vasanti)。 *Jātaka* 545 (vol. VI p.274)

昔、アンガ国のなかのアンガとマガダ国のなかのマガダとが統治されていたとき、アンガ国とマガダ国間にチャンパーという河があって、そこにナーガ〔族〕の領域があり、〔そこを〕チャンペッヤ ⁽³⁾ と名づけるナーガ王が統治していた (atīte Aṅgaratṭhe Aṅge ca Magadharatṭhe Magadhe ca rajjaṃ kārente Aṅga-Magadharatṭhānam antare Campā nāma nadi, tattha nāgabhavanam ahosi. Campeyyo nāma nāgarājā rajjaṃ kāresi)。 *Jātaka* 506 (vol. IV p.454)

〔ヴィサーカー (Visākhā) は〕アンガ国のバツディヤ城において、メンダカ長者の息子ダナンジャヤ長者の第一夫人スマナー・デーヴィーの胎内に生を結んだ (Aṅgaratṭhe Bhaddiyanagare Meṇḍakasetṭhiputassa Dhanañjayasetṭhino aggamahesiyā Sumanādeviyā nāma kucchismiṃ nibbatti) ⁽⁴⁾。 *Dhammapada-aṭṭhakathā* (vol. I p.384)、 *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.405)

(1) *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.478) ‘3. Kaccāyana’ を参照。

(2) チャンパー (Campā) に同じ。『印度仏教固有名詞辞典』 p.259、並びに *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.576) を参照。

(3) 『印度仏教固有名詞辞典』 p.112 参照。

(4) 岩井昌悟・本澤綱夫・カタブンニョー比丘編『*Visākhā Migāramātā* 関係諸資料』（本「モノグラフ」第 12 号【資料集篇Ⅶ】） p.109 以下参照。

[3-2] マガダ (Magadha)

昔、マガダ国の王舎城で一人のマガダ王が国を統治していた (atīte Magadharatṭhe Rājagahanagare eko Magadharājā rajjaṃ kāresi)。 *Jātaka* 011 (vol. I p.143)、 *Jātaka* 013 (vol. I p.154)、 *Jātaka* 031 (vol. I p.199)、 *Jātaka* 087 (vol. I p.373)、 *Jātaka* 122 (vol. I p.443)、 *Jātaka* 131 (vol. I p.466)

そのとき菩薩はちょうど現在の帝釈天が前世にマガダ国のマチャラ村に生れたように、それと同様にマチャラ村の大家の息子として生を結ばれた (tadā Bodhisatto yathā etarahi sakko purimattabhāve Magadharatṭhe Macalagāmake nibbatti, evaṃ tasmim yeva Macalagāmake mahākulassa putto hutvā nibbatti)。 *Jātaka* 031 (vol. I p.199)

(1)

〔世尊は〕マガダ国のエーカーナラ婆羅門村に依止して、ダッキナギリの大精舎において〔カーシ・バーラドゥヴァージャ〕婆羅門の機根が円熟することを期待しつつ住された (Magadharatṭhe Ekanālaṃ brāhmaṇagāmaṃ upanissāya Dakkhinagirimahāvihāre brāhmaṇassa indriyaparipākam āgamayamāno viharati)。 *Sārattapakāsini* (vol. I p.242)、 *Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol. I p.136)

〔ピッパリマーナヴァ (Pippalimāṇava)、即ち摩訶迦葉は〕マガダ国のマハーティッ

タ婆羅門村で、カピラ婆羅門の第一夫人の胎内に生を結んだ (*Magadharatṭhe Mahātitthabrāhmaṇagāme Kapilabrāhmaṇassa aggamahesiyā kucchimhi nibbatto*)⁽²⁾。
Sārattha-pakāsini (vol. II p.191)、*Manoratha-pūraṇi* (vol. I p.175)、*Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. III p.130)、*Apadāna-aṭṭhakathā* (p.260)

〔大目連 (*Mahāmoggallāna*) は〕マガダ国のカッラヴァーラ村に依止して沙門法を
実践し…… (*Magadharatṭhe Kallavālagāmakam upanissāya samaṇadhammam karonto*
……)。 *Manoratha-pūraṇi* (vol. I p.160)、*Dhammapada-aṭṭhakathā* (vol. I
p.096)、*Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. III p.162)

〔マハーガヴァッチャ (*Mahāgavaccha*) 長老は〕マガダ国のナーラカ村で、サミッ
ディという名の婆羅門の子どもとなって生を結んだ (*Magadharatṭhe Nālakagāme*
Samiddhissa nāma brāhmaṇassa putto hutvā nibbatti)」 *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol.
I p.059)

〔ジェンタ (*Jenta*) 長老は〕マガダ国のジェンタ村で、ある藩王の子どもとなっ
て生を結んだ (*Magadharatṭhe Jentagāme ekassa maṇḍalīkarājassa putto hutvā nib-*
batti)。 *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. I p.233)

昔、マガダ国などの3つの国の中間に森林があった。菩薩はマガダ国における婆羅門
の資産者の家に生を結ばれた。そして青年期に達すると、……〔出家して、その森林で
遍歴遊行者となられた〕 (*atite Magadharatṭhādīnam tiṇṇam raṭṭhānam antare aṭavi-*
ahosi. Bodhisatto Magadharatṭhe brāhmaṇamahāsālakule nibbattitvā vayappatto……)。
Jātaka 490 (vol. IV p.325)

昔、アング国のなかのアングとマガダ国のなかのマガダとが統治されていたとき、ア
ング国とマガダ国間にチャンパーという河があって、そこにナーガ〔族〕の領域があり、
〔そこを〕チャンペッヤと名づけるナーガ王が統治していた (*atite Aṅgaratṭhe Aṅge*
ca Magadharatṭhe Magadhe ca rajjam kārente Aṅga-Magadharatṭhānam antare
Campā nāma nadi, tattha nāgabhavanam ahosi. Campeyyo nāma nāgarājā rajjam
kāresi)。 *Jātaka* 506 (vol. IV p.454)

パータリ村とは、そのような名のマガダ国のなかの一つの村である (*Pāṭaligāmo ti*
evaṃnāmako Magadharatṭhe eko gāmo)。 *Udāna-aṭṭhakathā* (p.407)

- (1) 「マガダ国のマチャラ村 (*Macalagāmake*)」は *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. III p.710)、
Papañca-sūdanī (vol. II p.302)、*Sārattha-pakāsini* (vol. I p.338, p.348)、
Dhammapada-aṭṭhakathā (vol. I p.266)、*Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol. II p.484) に
もある。

- (2) 森章司・本澤綱夫【論文8】「摩訶迦葉 (*Mahākassapa*) の研究」(本「モノグラフ」第9号
【個別研究篇I】) p.124 以下、ならびに p.137 を参照。

[3-3] カーシ (*Kāsi*)

昔、カーシ国のバーラーナシー城にブラフマダッタと名づける王がいた (*atite Kāsi-*
ratṭhe Bārāṇasinagare Brahmadatto nāma rājā ahosi)。 *Jātaka* 001 (vol. I p.098)、
Jātaka 005 (vol. I p.124)、*Jātaka* 006 (vol. I p.127)

昔、カーシ国のバーラーナシー〔城〕でブラフマダッタ〔王〕が国を統治していたと
き、…… (*atite Kāsiratṭhe Bārāṇasiyam Brahmadatte rajjam kārente*……) *Jātaka*

002 (vol. I p.107) 、*Jātaka* 004 (vol. I p.120) ⁽¹⁾

昔、バーラーナシー城でブラフマダッタと名づける王が〔国〕を統治していたとき、菩薩はカーシ国の西北方の婆羅門の家に生を結ばれた…… (atīte Bārāṇasiyaṃ Brahmadaṭṭe rajjaṃ kārente Bodhisatto Kāsiraṭṭhe udiccabrāhmaṇakule nibbattitvā vayappaṭto ……) 。*Jātaka* 081 (vol. I p.361) 、*Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.129)

昔、カーシ国のポータリ ⁽²⁾ という城においてアッサカと名づける王が国を統治していた (atīte Kāsiraṭṭhe Potalināmanagare Assako nāma rājā rajjaṃ kāresi) 。*Jātaka* 207 (vol. II p.155)

昔、カーシ国のスルンダナ城で、カーシ王が国を統治していた (atīte Kāsiraṭṭhe Surundhananagare atīte Kāsirājā rajjaṃ kāresi) 。*Jātaka* 458 (vol. IV p.104)

伝え聞くとところでは、〔過去仏〕カッサバ世尊はカーシ国におけるセータブヤ城のセータブヤ園で般涅槃された (Kassapo kira Kāsiraṭṭhe Setabyanagare Setabyuyyāne parinibbāyi) 。*Buddhavaṃsa-aṭṭhakathā* (p.270)

昔、バーラーナシーでブラフマダッタ王が国を統治していたとき、カーシ国にダンマパーラ・ガーマという〔村〕があった (atīte Bārāṇasiyaṃ Brahmadaṭṭe rajjaṃ kārente Kāsiraṭṭhe Dhammapālagāmo nāma ahosi) 。*Jātaka* 447 (vol. IV p.050)

(1) *Jātaka* 538 (vol. VI p.001) には atīte Kāsiraṭṭhe Bārāṇasiyaṃ Kāsirājā nāma dhammena rajjaṃ kāresi ともある。

(2) PTS テキスト脚注には Potale, Pātali とする写本もある。*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版は Pāṭalinagara と校訂。「ポータラ (Potala)」は *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. II p.249) を参照。

[3-4] コーサラ (Kosala)

あるときコーサラ国において、3 人がある森の入口で耕作をしていた (ekasmiṃ hi samaye Kosalaratṭhe tayo janā aññatarasmiṃ aṭavimukhe kasanti) 。*Jātaka* 067 (vol. I p.306)

伝え聞くとところでは、あるときコーサラ国に雨が降らなかった。〔それで〕穀物が枯れてしまった…… (ekasmiṃ kira samaye Kosalaratṭhe devo na vassi, sassāni milāyanti……) 。*Jātaka* 075 (vol. I p.329)

マガダ人の梶目で4パッタはコーサラ国の1梶目である (Māgadhakena patthena cattāro pattā Kosalaratṭhe ekapattho hoti) 。*Sārattha-pakāsinī* (vol. I p.218) 、*Manoratha-pūraṇī* (vol. V p.061) 、*Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol. II p.476)

伝え聞くとところでは、彼〔ローサカ・ティッサ (Losaka-Tissa) 長老の前世〕⁽¹⁾ は再生した所から死んで、コーサラ国のある1千家の漁師村のなかで、1軒の漁師の婦人の胎内に結生を取った (so kira nibbattaṭṭhānato cavitvā Kosalaratṭhe ekasmiṃ kulasaḥassavāse kevaṭṭagāme ekissā kevaṭṭiyā kucchismiṃ paṭisandhiṃ gaṇhi) 。*Jātaka* 041 (vol. I p.234)

昔、コーサラ国のサーケータでコーサラ王が国を統治していたとき、…… (atīte Kosalaratṭhe Sākete Kosalarāje rajjaṃ kārente……) 。*Jātaka* 385 (vol. III p.270)

パンカダーというコーサラ人たちの町とは、パンカダーという、そのような名のコー

サラ国の町である (Paṅkadhā nāma Kosalānaṃ nigamo ti Paṅkadhā ti evaṃnāmako Kosalaratṭhe nigamo) 。 *Manoratha-pūraṇī* (vol. II p.352)

[世尊は] コーサラ国のパーリレツヤカの林にあるバツダサーラ樹下に住された (Kosalaratṭhe Pālileyyake vanasaṇḍe bhaddasālamūle viḥāsi) 。 *Udāna-aṭṭhakathā* (p.249)

[ウツガ長老が] コーサラ国のウツガという町で、長老の子どもとなって生を結んだ (Kosalaratṭhe Ugga-nigame seṭṭhiputto hutvā nibbatti) 。 *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. I p.184)

[ある比丘が] コーサラ国の辺地の村に依止してアランニヤに住していた (Kosalaratṭhe paccantagāmaṃ nissāya araṇṇe viharati) 。 *Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol. I p.275)

- (1) 『印度仏教固有名詞辞典』 p.348、ならびに *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. II p.793) を参照。

[3-5] ヴァッジ (Vajji)

[ヴァッジ人たちのヴァッジ・チェーティヤとは (Vajjīnaṃ Vajjicetiyaṇī ti)] ヴァッジ族の王たちがヴァッジ国において、尊ぶ場所故に、‘諸チェーティヤ’ という名称を得たヤッカの諸住处である (Vajjirājūnaṃ Vajjiratṭhe cittikataṭṭhena cetiyaṇī ti laddhanāmāni yakkhaṭṭhānāni) 。 *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.520) 、 *Manoratha-pūraṇī* (vol. IV p.013)

[ヴァッジ族出身の比丘を註釈して] ヴァッジ国において、王子が傘を捨てて出家した (Vajjiratṭhe rājaputto chattaṃ pahāya pabbajito) 。 *Sārattha-pakāsinī* (vol. I p.295) ⁽¹⁾

伝え聞くとところでは、彼 [ヴァッジ族出身の比丘] は、ヴァッジ国において、王子が順番制で得られた統治を捨てて出家して…… (so kira Vajjiratṭhe rājaputto varena sampattaṃ rajjaṃ pahāya pabbajito……) 。 *Dhammapada-aṭṭhakathā* (vol. III p.460)

[アンジャンナー林に住む長老は、過去仏・カッサパ世尊の世に] ヴェーサーリーのヴァッジ族の王家に生れて、彼が青年期に達したとき、ヴァッジ国で、干ばつの怖畏、病の怖畏、非人の怖畏という 3 つの怖畏が生じた (Vesāliyaṃ Vajjirājakule nibbattitvā tassa vayappattakāle Vajjiratṭhe avuṭṭhibhayaṃ byādhibhayaṃ amanussabhayan ti tīṇi bhayaṇi uppajjimsu) 。 *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. I p.135)

[アヌルッダ (Anuruddha) 長老は] ヴァッジ国のヴェールヴァ村で、後安居に入った (Vajjiratṭhe yattha pacchimavassaṃ upagacchi Veḷuvagāme) 。 *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. III p.073)

- (1) *Samanta-pāsādikā* (vol. I p.228) には、Vajjiputtakā ti Vajjiratṭhe Vesāliyaṃ kulānaṃ puttā ともある。

[3-6] マツラ (Malla)

昔、マツラ国のクサーヴァティー都市にオッカーカと名づける王が法によって国を統治した (atite Mallaratṭhe Kusāvatirājadhāniyaṃ Okkāko nāma rājā dhammena rajjaṃ kāresi) 。 *Jātaka 531* (vol. V p.278)

[ダッバ (Dabba) 長老は] マッラ国のアヌピヤ城⁽¹⁾で、あるマッラ族の王家に結生を取った (*Mallarattṭhe Anupiyānagare ekassa Mallarañño gehe paṭisandhiṃ gaṇhi*)。 *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.274)、*Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. I p.043)

[ヤサダッタ (Yasadatta) 長老は] マッラ国のマッラ族の王家に生れて、…… (*Mallarattṭhe Mallarājakule nibbattitvā*……)。*Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. II p.152)

[ある森林に棲んでいた熊が森を出て] マッラ国の辺境の村に行った (*Mallarattṭhe paccantagāmaṃ gato*)。 *Jātaka* 490 (vol. IV p.327)

- (1) *Apadāna-aṭṭhakathā* (p.505) にも *Mallarattṭhe Anupiyānagare* とあるが、*Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.274) と *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. I p.043) には *Mallarattṭhe cārikaṃ caramāno Anupiyānigamaṃ patvā* とあって、アヌピヤの規模を示す属性が「ナガラ (nagara)」と「ニガマ (nigama)」とする場合がある。

[3-7] チェーティヤ (Cetiya)

彼 [アパチャラ (Apacara) 王⁽¹⁾] は] チェーティヤ国のソッティヴァティー城で国を統治した (*so Cetiyaṛattṭhe Soṭṭhivatinagare rajjaṃ kāresi*)。 *Jātaka* 422 (vol. III p.454)

- (1) *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.113) を参照。

[3-8] ヴァンサ (Vamsa)

‘ヴァンサの大地に’ というのは、ヴァンサ国に、である (*Vaṃsabhūmiyaṃ ti Vaṃsarattṭhe*)。 *Jātaka-aṭṭhakathā* (vol. VI p.237)

昔、ヴァンサ国にコーサンビカ⁽¹⁾ という名の王が国を統治していた (*atīte Vaṃsarattṭhe Kosambiko nāma rājā rajjaṃ kāresi*)。 *Jātaka* 444 (vol. IV p.028)、*Cariyāpiṭaka-aṭṭhakathā* (p.245)

- (1) *Jātaka* 448 (vol. IV p.056) に *Kosambiyaṃ Kosambako nāma rājā rajjaṃ kāresi* ともある。*Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.691) ‘1. Kosambaka’ ならびに同書 (vol. I p.692) ‘Kosambika’ を参照。

[3-9] クル (Kuru)

昔、クル国のインダパッタ城⁽¹⁾でダナンジャヤ⁽²⁾が国を統治していたとき…… (*atīte Kururattṭhe Indapattanagare Dhanañjaye rajjaṃ kārente*……)。*Jātaka* 276 (vol. II p.366)、*Dhammapada-aṭṭhakathā* (vol. IV p.088)

昔、クル国のインダパッタ城でダナンジャヤ・コーラヴヤ⁽³⁾という王が国を統治していた…… (*atīte Kururattṭhe Indapattanagare Dhanañjayakoravyo nāma rājā⁽⁴⁾ rajjaṃ kāresi⁽⁵⁾*)。 *Jātaka* 515 (vol. V p.057) ⁽⁶⁾

昔、クル国のインダパッタ城でユディッティラ姓のダナンジャヤと名づけるコーラヴヤ王⁽⁷⁾が国を統治していた (*atīte Kururattṭhe Indapattanagare Yudhiṭṭhilaḥatto Dhanañjaya nāma Koravyarājā rajjaṃ kāresi*)。 *Jātaka* 413 (vol. III p.400) ⁽⁸⁾

昔、クル国のウッタラパンチャーラ城で、レーヌと名づける王が国を統治していた (*atīte Kururattṭhe Uttarapañcālanagare Reṇu nāma rājā rajjaṃ kāresi*)。 *Jātaka* 505 (vol. IV p.444)

伝え聞くとくところでは、クル国のハッティニーという都にセーリニーという名の一人の

遊女がいた (*Kururaṭṭhe kira Hatthinipure Serinī nāma ekā rūpūpajivinī ahoṣi*) 。
Petavatthu-aṭṭhakathā (p.201)

[ラッタパーラ (*Raṭṭhapāla*) 長老が] クル国のトゥッラコッティタという町で、ラッタパーラ長老の家に生まれた (*Kururaṭṭhe Thullakoṭṭhitanigame*⁽⁹⁾ *Raṭṭhapālasaṭṭhigeh nibbatti*) 。*Manoratha-pūraṇi* (vol. I p.257) 、*Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. III p.033)

[ミッターカーリー (*Mittakālī*)⁽¹⁰⁾ 長老尼が] クル国のカンマーサダンマという町で、婆羅門の家に生れて…… (*Kururaṭṭhe Kammāsadhammanigame brāhmaṇakule nibbattitvā*……) 。*Therīgāthā-aṭṭhakathā* (p.087)⁽¹¹⁾

- (1) *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.312) を参照。なお「クル国のインダパッタ城で (*Kururaṭṭhe Indapattanagare*) 」とする資料は *Jātaka* 537 (vol. V p.457) 、*Cariyāpi-ṭaka-aṭṭhakathā* (p.035, p.248) にもある。
- (2) *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.1130) ‘2. Dhanañjaya’ を参照。
- (3) PTS テキストには *Dhanañjayakorabyo* とあるが、*Dhanañjayakoravyo* に訂正。 *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.1130) ‘4. Dhanañjaya’ を参照。
- (4) PTS テキストの脚注ならびに *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版により訂正。
- (5) PTS テキストの脚注ならびに *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版により訂正。
- (6) *Jātaka* 545 (vol. VI p.255) にもある。ただし *Dhanañjayakorabbo rajjaṃ kāresi* とある。
- (7) *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.1130) ‘4. Dhanañjaya’ を参照。
- (8) *Jātaka* 495 (vol. IV p.361) にもあり、*Yudhiṭṭhilagotto Koravyarājā* とある。なお PTS テキストの脚注に *Yudhiṭṭhilagotto Korabyo nāma rājā* とする写本もある。
- (9) *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. III p.033) と *Apadāna-aṭṭhakathā* (p.327, p.570) には「トゥッラコッティカ町 (*Thullakoṭṭhika-nigama*) 」とある。
- (10) *Theragāthā-aṭṭhakathā*, edited by William Pruitt, PTS, 1998. では「ミッターカーリー (*Mittakālī*) 」 (p.087) と校訂。
- (11) カンマーサダンマ町は本用例以外、*Manoratha-pūraṇi* (vol. I p.435) にも *Kururaṭṭhe Kammāsadhammanigamaṃ agamāsi* とある。

[3-10] パンチャーラ (*Pañcāla*)

パンチャーラ国のカピラという高貴な城、最上の都に、ジャヤッディサ⁽¹⁾ という戒と徳を具えた王がいた (*Pañcālaraṭṭhe nagaravare Kapilāyaṃ puruttame, rājā Jayaddiso nāma silaguṇam upāgato*) 。*Cariyāpiṭaka* (p.090)

昔、パンチャーラ国のカピラ城に、チューラニー・ブラフマダッタという王がいた (*atīte Pañcālaraṭṭhe Kapilanagare Cūḷani-Brahmadatto nāma rājā ahoṣi*) 。*Petavatthu-aṭṭhakathā* (p.161)

- (1) 『印度仏教固有名称辞典』p.243、並びに *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.943) を参照。

[3-11] マッチャ (*Maccha*)

[「マッチャ人 (*Macchā*) 」という呼びかけの言葉を註釈して] そして友よ、君、マッチャ国の王よ、[という意] である (*Macchā cā ti tvaṇ ca samma Maccharaṭṭhe rāja*)

(1) *Jātaka-aṭṭhakathā* (vol. VI p.280)

- (1) ただし *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版では、*Macchā cā ti tvaṇ ca, samma Maccharāja* (vol. VI p.280) とする。

[3-12] アッサカ (Assaka)

〔アッサカ王の息子スジャータ⁽¹⁾は〕アッサカ国でアッサカ王の第一王妃の胎内に生じた (*Assakarattṭhe Assakarāṇṇo aggamahesiyā kucchismiṃ nibbatti*)。 *Vimānavatthu-aṭṭhakathā* (p.259)

昔、カーリング国のダンプラという都でカーリング王が国を統治していたとき、アッサカ国ではポータリという都でアッサカ王が国を統治していた (*atite Kālingarattṭhe Dantapuranagare Kālinge rajjaṃ kārente Assakarattṭhe Potalinagare Assako nāma rājā⁽²⁾ rajjaṃ kāresi*)。 *Jātaka* 301 (vol. III p.003)、 *Vimānavatthu-aṭṭhakathā* (p.259)⁽³⁾

(1) *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. II p.1184) ‘12. Sujāta’ を参照。

(2) PTS テキストには *Assako rajjaṃ kāresi* と校訂するが、同テキストの脚注により訂正。

(3) 同テキストには *Assakarattṭhe Potalinagare Assakarājā rajjaṃ kāresi* とある。

[3-13] アヴァンティ (Avanti)

昔、アヴァンティ国のウッジェーニー [城]⁽¹⁾では、アヴァンティ大王が国を統治していた。そのとき、ウッジェーニー [城] の郊外にはチャンダーラ村があった (*atite Avantirattṭhe Ujjeniyam Avantimahārājā nāma rajjaṃ kāresi. tadā Ujjeniyā bahi caṇḍālagāmako ahosi⁽²⁾*)。 *Jātaka* 498 (vol. IV p.390)

〔菩薩はカーラデーヴァラ (Kāḷadevala) に〕「ダッキナーパタ (南路) のアヴァンティ国にガナセーラという山がある。その近くに住みなさい」と言って、〔彼を〕遣わした (*Dakkhiṇāpathe Avantirattṭhe Ghanasalapabbato nāma atthi, tam upanissāya vasāhi⁽³⁾ ti pesesi.*)。 *Jātaka* 522 (vol. V p.133)

〔クマープッタ (Kumāputta)⁽⁴⁾ 長老は〕アヴァンティ国のヴェールカントカ城で、ガハパティ [資産家] の家に生れた (*Avantirattṭhe Velukaṇṭakanagare gahapatikule nibbatto*)。 *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. I p.105)

〔ソーナ・クティカンナ (Soṇa-Kuṭikanṇa)⁽⁵⁾ 長老は〕アヴァンティ国のクララガラ [城]⁽⁶⁾で、大いに繁栄したセツティン (長者) の子どもとなって生れた (*Avantirattṭhe Kuraraghare mahāvibhavassa seṭṭhino putto hutvā nibbatti*)。 *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. II p.154)

〔インダッタ (Isidatta)⁽⁷⁾ 長老は〕アヴァンティ国のヴァッダ村で、ある隊商指導者の子どもとなって生れた (*Avantirattṭhe Vaḍḍhagāme aññatarassa satthavāhassa putto hutvā nibbatti*)。 *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. I p.248)

〔ダンマパーラ (Dhammapāla)⁽⁸⁾ 長老は〕アヴァンティ国の婆羅門の家に生れて…… (*Avantirattṭhe brāhmaṇakule nibbattitvā……*)。 *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. II p.070)

(1) 例えば *Therigāthā-aṭṭhakathā* (p.266) に「ウッジェーニーというアヴァンティ国の最上の都市に (*Ujjenināmake Avantirattṭhe uttamanagare*)」などとある。

(2) PTS テキストには *hoti* と校訂するが、同テキストの脚注ならびに *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版により訂正。

(3) PTS テキストには *vasā* と校訂するが、同テキストの脚注ならびに *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版により訂正。

- (4) *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. II p.015) ‘19. Nanda Kumāputta’ を参照。
 (5) 同上書 (vol. II p.1291) を参照。
 (6) *Udāna-aṭṭhakathā* (p.307) に Kuraraghare ti evaṃnāmake nagare とあり、その規模を示す属性は「ナガラ (nagara)」とする。*Sārattha-pakāsinī* (vol. II p.258) も同様。
 (7) *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.320) を参照。
 (8) 同上書 (vol. I p.1145) ‘1. Dhammapāla’ を参照。

[3-14] ガンダーラ (Gandhāra)

昔、ガンダーラ国のタッカシラー〔城〕⁽¹⁾では、ガンダーラ王が国を統治していた
(atīte Gandhāraratthe Takkasilāyaṃ Gandhārarājā rajjaṃ kāresi)。 *Jātaka* 028
(vol. I p.191)

昔、バーラーナシーでブラフマダッタが国を統治していたときに、菩薩はガンダーラ国のタッカシラー〔城〕で婆羅門の家に生れて…… (atīte Bārāṇasiyaṃ Brahmadatte rajjaṃ kārente Boddhisatto Gandhāraraṭṭhe Takkasilāyaṃ brāhmaṇakule nibbattitvā ……). *Jātaka* 061 (vol. I p.285)

昔、ガンダーラ国のタッカシラー〔城〕で、菩薩は四方第一の師となつて、500 人の
 学童たちに技芸を教えていた (atīte Gandhāraratthe Takkaṣilāyaṃ Boddhisatto disā-
 pāmokkha ācariyo hutvā pañcamāṇavakasatāni sippaṃ uggaṇhāpeti)。 *Jātaka* 071
 (vol. I p.317)

昔、ガンダーラ国で、菩薩がガンダーラ王の子となって、父王の死後、領土を確立して法によって国を統治した。また中央の地方では、ヴィデーハ国にヴィデーハという王が国を統治した (atīte Gandhāraratthe Bodhisatto Gandhārarañño putto hutvā pitu accayena rajje patitṭhāya dhammena rajjaṃ kāresi. Majjhimapadese pi Videharatthe Videho nāma rājā rajjaṃ kāresi) 。 *Jātaka* 406 (vol.Ⅲ p.364)

- (1) 例えば *Jātaka* 096 (vol. I p.395) などに Gandhāraratthe Takkasilānagaram とある。

[3-15] 〈カンボージヤ (Kamboja)〉

〔女性は〕財を集めるために、カンボージャ国へ行かない (bhoga-saṃharaṇatthāya Kambojarattham na gacchati) 。 *Manoratha-pūraṇī* (vol.Ⅲ p.110)

とあるほか、僅か1例ではあるが「スーラセーナ (Sūrasenarattha)」⁽¹⁾も同様の表現となっている。

- (1) *Sīmavisodhanipāṭha* (*Chattha Saṅgāyana CD-ROM* 版、MYANMAR p.066) のみである。

[4] 次は遊行・移動型の文章中に現れた 16 大国の例である。

[4-1] アンガ (Anga)

〔雪山（Himvanta）で出家し修行していた 4 人の婆羅門が〕 ……塩や酸味のものを
得るために乞食しながら、アング国のカーラチャンパー城にやって来て食を求めた（…
…loṇambilasevanatthāya cārikaṃ caramānā Aṅgaratthe Kālacampānagarm patvā rā-
juyyāne vasitvā punadivase bhikkhāya nagaram pavisiṃsu）。*Jātaka* 545 (vol.VI
p.256)

〔マノージャ（Manoja）王はコーサラ王を降伏した後、〕アンガ国に行ってアンガを奪い、次いでマガダ国へこれを征伐するというようにして、全インドの諸王を自己に服

させ、かの諸王たちを従えてブラフマヴァッダ城へと帰った (*sampaṭicchitvā taṃ attano vase vattetvā dve senā ādāya Aṅgaratṭhaṃ gantvā Aṅgaṃ gahetvā tato Magadharatṭhan ti eten' upāyena sakalajambudīpe rājāno attano vase vattetvā tato tehi parivuto Brahmavaḍḍhananagaram eva gato*)。 *Jātaka* 532 (vol.V p.316)

[4-2] マガダ (Magadha)

〔如来は〕サーヴァッティ [城] よりマガダ国に来て、そこで遊行してあるガーマに到られた (*Sāvatthito Magadharatṭhaṃ gantvā tattha cārikaṃ caramāno aññataraṃ gāmakam sampāpuṇi*) ⁽¹⁾。 *Jātaka* 044 (vol. I p.246)

- (1) ただし *Jātaka* 044 (vol. I p.246) には原始仏教聖典に見られるような表現もある。例えば「〔大師は (satthā)〕マガダ人びとの住む〔諸ジャナパダ〕を遊行して、ある一つのガーマカにおいて愚かな村人について語った (*Magadhesu cārikaṃ caramāno aññatarasmim gāmake bālagāmikamanusse ārabha kathesi*)」とある。

[4-3] カーシ (Kāsi)

〔ブラフマッダ王は〕プローヒタ (顧問官) と共に変装で分らなくして、カーシ国を歩き廻っても、誰も〔王の〕不徳を語るものを見い出さず…… (*purohitena saddhim aññatakavesen' eva Kāsiratṭhe caranto kañ ci aguṇaṃ kathentaṃ adisvā*……)。 *Jātaka* 496 (vol.IV p.370)

[4-4] コーサラ (Kosala)

私〔世尊〕はコーサラ国を遊行して、火聚に喩えて、ある経の箇所を説明したとき、60人の比丘たちが阿羅漢に達した…… (*mayā Kosalaratṭhe cārikaṃ carantena aggikkhandhena upametvā ekasmim sutte desite satṭhi bhikkhū arahattaṃ pāpuṇissanti*……)。 *Manoratha-pūraṇi* (vol. I p.067)

大師は制限のない比丘サンガに囲まれて、コーサラ国を遊行のために出発し、村や町を順番に経て、1日に1ガーヴァタ、半ヨージャナ、3ガーヴァタ、1ヨージャナ ⁽¹⁾ を限度として遊行をして、ある地方で、…… (*satthā aparicchinnena bhikkhusaṅghena parivuto Kosalaratṭhaṃ cārikāya nikkhanto gāmanigamapaṭipāṭiyā ekadivasam gāvuta-aḍḍhajojanatigāvutayojanaparamaṃ cārikaṃ caranto ekasmim padese*……) ⁽²⁾。 *Manoratha-pūraṇi* (vol. I p.067)

伝え聞くとところでは、500人の比丘たちはコーサラ国で雨安居を過ごした後、大師を拝謁したいと、ジェータ林にやって来て、大師を礼拝して傍らに座した (*Kosalaratṭhe kira pañcasatā bhikkhū vassaṃ vasitvā vuṭṭhavassā "satthāraṃ passissāmā" ti Jetavanaṃ gantvā satthāraṃ vanditvā ekamantaṃ nisīdīmsu*)。 *Dhammapada-aṭṭhakathā* (vol. II p.161)

- (1) 距離の単位ガーヴァタ、ヨージャナについては、森章司・本澤綱夫「【論文4】由旬 (*yojana*) の再検証」(本「モノグラフ」【個別研究篇Ⅱ】第6号)を参照。
 (2) ただし *Samanta-pāsādikā* (vol. II p.286) には「昔、500人の辟支仏がカーシ人たちやコーサラ人たち等の諸ジャナパダのなかを托鉢のために遊行して…… (*pubbe kira pañcasatamā paccekabuddhā Kāsi-Kosalādisu janapadesu piṇḍāya caritvā*……)」という表現もある。

[4-5] ヲアッジ (Vajji)

〔世尊は〕 ヲアジ国を遊行してナーティカに到着された (*Vajjirattṭhe cārikaṃ caramāno Nātikaṃ anuppato*)。 *Papañca-sūdanī* (vol. II p.235)

[4-6] マツラ (Malla)

〔世尊は〕 カピラヴァットウの都よりマツラ国を遊行してアヌピヤのアンバ林に赴かれた (*Kapilavatthupurato Mallaratṭhe cārikaṃ caramāno Anupiya-ambavanaṃ agamāsi*)。 *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.191)、 *Apadāna-aṭṭhakathā* (p.270) ⁽¹⁾

〔大師 (世尊) と比丘サンガの集りは (*satthā bhikkhusaṅghaparivāro*) 〕 マツラ国を遊行してアヌピヤという町 ⁽²⁾ に至って、アヌピヤのアンバ林に住された (*Mallaratṭhe cārikaṃ caramāno Anupiyaniṃgamāṃ patvā Anupiyambavane viharati*)。 *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.274)、 *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. I p.043)

〔大師 (世尊) は〕 マツラ国に随意の間住された後、王舎城に赴いて竹林に住処を準備された (*Mallaratṭhe yathābhirantaṃ viharitvā Rājagahaṃ gantvā Veluvane vasaṃ kappesi*)。 *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.275)、 *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. I p.044)

- (1) 本テキストでは *Kapilavatthunagarato Mallaratṭhe cārikaṃ caramāno Anupiyambavanaṃ pāpuṇi* とあって、その規模を示す属性は「プラ (*pura*)」ではなく「ナガラ (*nagara*)」としている。

- (2) *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.274)、 *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. I p.043)、 *Apadāna-aṭṭhakathā* (p.505) に *Mallaratṭhe Anupiyaniṃgare* とあり、その規模を示す属性を「ナガラ (*nagara*)」とする。

[4-7] 〈チェーティヤ (*Cetiya*)、チェーティ (*Ceti*)〉

〔アヌルッダ (*Anuruddha*) 長老は〕 チェーティヤ国のパーチーナヴァンサ・ミガダーヤに行って、沙門法を實踐し…… (*Cetiyaṃ Paṇḍitaṃsa-migadāyaṃ gantvā samaṇadhammaṃ karonto*……)。 *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.191) ⁽¹⁾、 *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. III p.065)、 *Apadāna-aṭṭhakathā* (p.271) ⁽²⁾

〔アヌルッダ (*Anuruddha*) 長老は〕 チェーティ国に行って、沙門法を實踐し…… (*Cetiṃ Paṇḍitaṃsa-migadāyaṃ gantvā samaṇadhammaṃ karonto*……)。 *Manoratha-pūraṇī* (vol. IV p.118)

- (1) *Manoratha-pūraṇī* (vol. IV p.122) に *Cetiṃ Paṇḍitaṃsa-migadāya* とある。

- (2) 本テキストには *Paṇḍitaṃsa-migadāya* とある。

[4-8] クル (Kuru)

〔世尊は〕 クル国のなかの諸ジャナパダを遊行して、トゥツラコッティカ ⁽¹⁾ に到達された (*Kururattṭhe janapada-cārikaṃ ⁽²⁾ caranto Thullakoṭṭhikaṃ anupāpuṇi*)。 *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. III p.034)、 *Apadāna-aṭṭhakathā* (p.328, p.570)

〔世尊は〕 クル国のカンマーサダンマと名づける町に赴かれた (*Kururattṭhe Kammasadhammaṃ nāma niṃgamāṃ agamāsi*)。 *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.435)

- (1) *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.257) には *Kururattṭhe Thullakoṭṭhita-nigame* とある。

- (2) *Samanta-pāsādikā* の復註 *Sāratthadīpanī* によれば *janapadacārikaṃ ti janapadesu carāṇaṃ* …… (*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版、*MYANMAR* vol. I p.452) とあって、この合成語の *janapada* を複数形と見ている。

[4-9] アッサカ (Assaka)

[カーリング (Kāṇḍi) というカーリング国の王が] 全インドの国土を巡り歩いて、アッサカ国のポータリ城に到達した (*sakalajambudīpaṃ vicaritvā Assakaraṭṭhe Poṭṭalinagaraṃ pāpuṇṇisu*)。 *Jātaka* 301 (vol. III p.003)

[4-10] アヴァンティ (Avanti)

私 [ソーナ・クティカンナ (Soṇa-kuṭṭikanna) 長老は] アヴァンティ国から舎衛城に行った (*ahaṃ Avantiraṭṭhe Sāvattṭhiṃ gato*)。 *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. II p.156)

[4-11] カンボージャ (Kamboja)

妻帯者の婆羅門が交易に従事しつつ、ヨーナカ国やカンボージャ国へ行って死んだ (*brāhmaṇo sabhāriyo vaṇijjāṃ payojento Yonakaraṭṭhaṃ vā Kambojaraṭṭhaṃ vā gantvā kālaṃ karoti*)。 *Papañca-sūdanī* (vol. III p.409)

[4-12] ヨーナカ (Yonaka) ⁽¹⁾

妻帯者の婆羅門が交易に従事しつつ、ヨーナカ国やカンボージャ国へ行って死んだ (*brāhmaṇo sabhāriyo vaṇijjāṃ payojento Yonakaraṭṭhaṃ vā Kambojaraṭṭhaṃ vā gantvā kālaṃ karoti*)。 *Papañca-sūdanī* (vol. III p.409) ⁽²⁾

(1) *Samanta-pāsādikā* (vol. I p.067) には「ヨーナ・ラッタ (Yona-*raṭṭha*)」ともある。

(2) *Papañca-sūdanī* (vol. III p.409) と *Samanta-pāsādikā* (vol. I p.067) にも「ヨーナカ・ラッタ (Yonaka-*raṭṭha*)」とある。

[4-13] 以上のように、A文献資料ではジャナパダとあったものが、B文献資料になるとラッタと表現されるようになる。

[5] 16 大国以外も同様である。

スナーパランタは「スナーパランタ・ラッタ (Sunāparanta-*raṭṭha*)」という表現が *Papañca-sūdanī* (vol. V p.086)、*Sārattha-pakāsini* (vol. II p.374) に現われる。また舎衛城と王舎城の間 (舎衛城から 30 由旬)、バーラーナシーから 12 由旬のところにあったとされる非アーリヤ人のアーラヴィー⁽¹⁾は「アーラヴィ・ラッタ (*Ālavi-raṭṭha*)」⁽²⁾、あるいは「アーラヴィー・ラッタ (*Ālavi-raṭṭha*)」⁽³⁾とあり、ヴァツァ族 (Vatsa) に従属していたとされるバグガも「バグガ・ラッタ (*Bhagga-raṭṭha*)」⁽⁴⁾とある。またガンジス河河口地方、もしくはそれ以南の東インドに位置すると推定されているスンバも「スンバ・ラッタ (*Sumbha-raṭṭha*)」⁽⁵⁾とある。さらにヴィデーハも「ヴィデーハ・ラッタ (*Videha-raṭṭha*)」⁽⁶⁾と表現されるほか、ウッタラ・パンチャーラのナガラも「カンピッラ・ラッタ (*Kampilla-raṭṭha*)」⁽⁷⁾とある。

一方、釈迦族は「サーキヤ・ジャナパダ (*Sākiya-janapada*)」⁽⁸⁾とあるほか、1 例のみ「サッカ・ラッタ (*Sakka-raṭṭha*)」とあるが釈迦国の意ではなく⁽⁹⁾、それ以外にも「サクヤー・ラッタ (*Sakyā-raṭṭha*)」⁽¹⁰⁾、「サーキヤー・ラッタ (*Sākiyā-raṭṭha*)」といった表現は見出し得ない。同様に釈迦族に隣接し、姻戚関係にあったコーリヤも「コーリヤ・ジャナパダ (*Koliya-janapada*)」⁽¹⁰⁾とはあるが、「コーリヤ・ラッタ (*Koliya-raṭṭha*)」という表現は確認できない。釈迦やコーリヤは共和制の国であったという認識が強く持たれてい

たのであろうか。

- (1) 水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」 pp.042-043、ならびに中村元『インド古代史（上）』 p.269 を参照。なお本論文【5】 [5] p.134 の註（1）参照。
- (2) *Āḷavi-raṭṭha* は *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.389)、*Manoratha-pūraṇī* (vol. II p.224)、*Samanta-pāsādikā* (vol. III p.561)、*Samanta-pāsādikā* (vol. IV p.760) にある。
- (3) *Āḷavi-raṭṭha* は *Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol. I p.217)、*Therīgāthā-aṭṭhakathā* (p.062) にある。
- (4) *Bhagga-raṭṭha* は *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.400) にある。なお上掲の水野論文 p.035 を参照。
- (5) *Sumbha-raṭṭha* は *Jātaka* 096 (vol. I p.393) にある。なお上掲の水野論文 pp.008-009 を参照。
- (6) *Videha-raṭṭha* は *Papañca-sūdanī* (vol. III p.313)、*Cariyāpiṭaka-aṭṭhakathā* (p.051)、*Jātaka* 009 (vol. I p.137)、*Jātaka* 160 (vol. II p.039)、*Jātaka* 264 (vol. II p.333)、*Jātaka* 406 (vol. III p.364)、*Jātaka* 408 (vol. III p.378)、*Jātaka* 524 (vol. V p.164)、*Jātaka* 539 (vol. VI p.030)、*Jātaka* 541 (vol. VI p.095)、*Jātaka* 544 (vol. VI p.220) ほか多数ある。なお上掲の水野論文 pp.064-065、ならびに中村元『インド古代史（上）』 p.159 以降を参照。
- (7) *Jātaka* 546 (vol. VI p.391) に「賢者マホーサダ（Mahosadha）、即ち菩薩の放たれた若いオウム（suva-potaka）が」インドを探しまわり、カンピッラ・ラッタのウッタラ・パンチャーラのナガラに達した（*Jambudīpaṃ parigaṇhanto Kampillaraṭṭhe Uttarapañcāla-nagaraṃ pāpuṇi*）」とある。カンピッラ（Kampilla）はウッタラ・パンチャーラ（Uttarapañcāla）の首都である。*Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.525)、同 (vol. I p.357) を参照。
- (8) *Papañca-sūdanī* (vol. II p.135)
- (9) *Paṭisambhidāmagga-aṭṭhakathā* (vol. III p.680) には、Ghosito nāma paccekasambuddhe katādhikāro Sakkaratṭhe Kosambiyāṃ seṭṭhi とあって、この場合の Sakka は三十三天を指しているようだが、不明である。
- (10) *Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. II p.063) なお上掲の水野論文 p.058 以降を参照。

[6] 以上のように原始仏教聖典においては、国はジャナパダという言葉によって表現されていたのであるが、註釈書時代になるとラッタと表現されるようになる。このような経緯が、例えば *Udāna*008-006 (p.085) の「[世尊は] マガダ人たちの中に遊行して (*Magadhesu cārikaṃ caramāno*)」を、註釈書 *Udāna-aṭṭhakathā* (p.407) では「‘マガダ人たちのなかに’とは、マガダ・ラッタのなかに、である (*Magadhesu ti Magadharatṭhe*)」と解釈するようになることに端的に現れている。上記のような事情は、例えば *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.379) に「‘チェーティ人たちのなかに’とは、チェーティ・ラッタのなかに、である (*Cetisū ti Cetirattṭhe*)」とあるほか、*Nettipakaraṇa-aṭṭhakathā* (*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版、*MYANMAR* p.229) のカーシの解釈など¹⁾にも現れている。

もちろんこれはインドの歴史的变化を反映したものであって、原始仏教時代には未だ十分な国家組織が整わず、しかも王制国家と部族共和制国家が並存していたものが、徐々に王制国家の力が強くなり、ついには王制国家のみしか残らなかったということを表すのである。

- (1) 同様に解釈する資料を示すと、以下の通りである。

アンガ : *Angesū ti Angaratṭhe Kālacampānagare vasanti Jātaka-aṭṭhakathā* (vol. VI

p.274)

カーシ・コーサラ : Kāsi-Kosalesū ti……Kāsiraṭṭhe ca Kosalarāṭṭhe cā ti attho
Sumaṅgala-vilāsini (vol. II p.637)

ヴァッジ : Vajjinaṃ Veḷuvagāme ti Vajjiraṭṭhaṣṣa Veḷuvagāme *Theragāthā-aṭṭhakathā*
 (vol. III p.073)

マッラ : Mallesū ti Mallaraṭṭhe *Manoratha-pūraṇi* (vol. IV p.203)

ヴァンサ : Vamsabhūmiyaṃ ti Vamsaraṭṭhe *Jātaka-aṭṭhakathā* (vol. VI p.237)

アッサカ・アヴァンティ : Assakāvantiṃ ti Assakaraṭṭhaṃ vā Aāvantiṃ ti Assakaraṭṭhaṃ vā *Jātaka-aṭṭhakathā* (vol. V p.318)

カンボージャ : Kambojaṃ ti Kambojaraṭṭhaṃ *Petavatthu-aṭṭhakathā* (p.113)

などである。

[7] またパーリの註釈書になると、ジャンプ州という概念が登場する。原始仏教時代の地縁血縁的に結ばれたジャナパダは、せいぜいコーサラとかマガダといった範囲に限られたのに、これが註釈書時代になるとインドに大帝が形成されたために ①、インド全体を一つの統一体とする認識が生じたということである。

- (1) 時代背景としては、アショーカ王による全インド統一国家の成立という歴史的な体験、あるいは転輪聖王観といった観念を抜きにしては考えられないであろう。なお中村元『原始仏教の社会思想』（中村元選集〔決定版〕第18巻、春秋社 2002）p.445以降、ならびに山崎元一『古代インドの王権と宗教』pp.102-103を参照。

[7-1] ジャータカに「全ジャンプ州の王権は (sakala-Jambudīpe rajjaṃ)」①と表現されるのがそれであって、しかもその広さは「1万ヨージャナ (dasasahassa-yojanaparimāṇo)」②とされている。ヨージャナには時と場合によってさまざまな長さを表すが、1ヨージャナを10kmとすると、全ジャンプ州の広さは10万kmということになる。

また中央と辺境のジャナパダという考え方にも、ジャンプ州の中で位置付けられるようになってきており、全インド的な視点が働いていると言えよう。このような視点が註釈書文献資料における1つの特徴である。

- (1) *Jātaka* 546 (vol. VI p.460) そのほか *Jātaka* 445 (vol. IV p.040) などにもある。

- (2) *Jātaka* 「遠くない因縁話」 (vol. I p.049)、*Papañca-sūdanī* (vol. III p.035)、*Manoratha-pūraṇi* (vol. IV p.107)、*Udāna-aṭṭhakathā* (vol. III p.300)、*Suttanipāta-aṭṭhaka-thā* (vol. II p.437) にもある。

[7-2] このように全インドをジャンプ州と括るような認識が生じてくると、このジャンプ州全体をラッタとする認識も生じることになる。例えば、既述の *Jātaka* 454に①、デーヴァガッバー (Devagabbhā) の子どもである10人の兄弟がカンボージャの首都ドウヴァーラヴァティ (Dvāravati) というナガラを滅ぼし、さらに「全ジャンプ州における6万3千のナガラで、……すべての王を殺害した (sakala-Jambudīpe tesatṭhiyā nagarasahassesu sabbe rājāno……jīvitakkhayaṃ pāpetvā)」②。そしてドウヴァーラヴァティを居城として、兄弟で「ラッジャ (領地、Skt. rājya) ③を10に分配した (rajjaṃ dasa koṭṭhāse katvā vibhajimsu)」とされるところにこれを見ることができる。ここではジャンプ州全体にあたる一つのラッジャを10に分割したことになるわけである。

- (1) *Jātaka* 454 (vol. IV p.079) 本論文【2】[2][2-5] p.098に既述。

- (2) rajja、即ち梵語の rājya で、これについては本論文【2】[2][2-1] p.095以降、ならびに

【7】 [1] p.166 以降で述べたラッタの定義を参照。

[8] 以上のように註釈書時代になると、国はラッタという言葉で表現されるようになり、さらにはそれらの国を統括するようなジャンプ洲という概念も生まれてくる。これはいうまでもなく註釈書が制作されたときはすでに、16 大国が4 大国に収斂され、そしてついにアショーカ王のマウリヤ王朝という大帝国が成立したことを知っているからであって、それは王の種類を説く原始仏教聖典（律蔵）⁽¹⁾の大地の諸王（*pathabyā-rājā*）と地方の諸王（*padesa-rājā*）を、アショーカ王とそしてパセーナディ王とビンビサーラ王によって説明することによって明らかである⁽²⁾。

このように *janapada* と *raṭṭha* という言葉は、時代が経過し、社会背景が変化するに伴って用例に変化が生じているが、しかしながらその持つ原義と背景にあるものは変化していないことはいうまでもない。すなわち *janapada* は地縁血縁に結ばれたぼんやりとした領域を示すゲマインシャフト的な要素をもつ語であり、*raṭṭha* は政治権力の及ぶ境界のはっきりした領域を示す、いわばゲゼルシャフト的な要素をもつ語であるということである。

(1) *Vinaya* 「波羅夷 002」 (vol.Ⅲ p.046)

(2) *Samanta-pāsādikā* (vol.Ⅱ p.309)、『善見律毘婆沙』巻第九（大正 24 p.732 下）なお本論文【7】 [3] [3-2] p.176 の註（4）を参照。

附：「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧」で採用する「国」の基準

最後に、そもそもこの論文を書くことになった最初の動機である、「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧」の「その他国篇」において「国」と立てるべき基準について一言しておきたい。

以上の論考によって、われわれが「国」と認めてよい基準は以下のようにまとめられるであろう。

- (1) 16 大国として上げられている「大国」
- (2) *janapada* の複数形で表される複数のナガラやニガマ、ガーマを含む「普通の国」
- (3) 註釈書文献になって *raṭṭha* と記されるようになる国

実はこの基準では、原始仏教聖典と註釈書文献では矛盾する国が出てきているが、ともかく上記の基準に合致する国を最大限に、パーリ語によってその音順に挙げれば次のようになる。16 大国として扱ってきた国には＊を付しておいた。ヨーナも含ませているので合計では 17 国になっている。

アンガ (*Āṅgānaṃ*) ＊
 アングッタラーパ (*Āṅguttarāpa*)
 アヴァンティ (*Avanti*) ＊
 アッサカ (*Assaka*) ＊
 アーラヴィー (*Āḷavī, Āḷavi*)
 カンピッラ (*Kampilla*)

カンボージャ (Kamboja) *
カリンガ (Kaliṅga)
カーシ (Kāsi) *
クル (Kuru) *
コーリヤ (Koliya, Koḷiya)
コーサラ (Kosala) *
ガンダーラ (Gandhāra) *
チェーティ (Ceti, Cetiya) *
パンチャーラ (Pañcāla) *
バग्ガ (Bhagga)
マガダ (Magadha) *
マツチャ (Maccha, Majjha) *
マッラ (Malla) *
ヨーナ (Yona, Yonaka) *
ヴァッジ (Vajji) *
ヴァンサ (Vamsa) *
ヴィデーハ (Videha)
サーキヤ (Sākiya, Sakka)
スナーパランタ (Sunāparanta)
スンバ (Sumbha)
スーラセーナ (Sūrasena) *
ソーヴィーラ (Sovira)

ただし実際に作業する段階では、原始仏教聖典と註釈書の矛盾を解決する必要もあるし、資料数などの他の要素からも、再検討しなければならないことをお断りしておきたい。

以上

【付記】 本稿は、金子が資料収集とその整理を行ったうえで粗原稿に仕上げたものを、森が再構成しなおして最終原稿として完成させたものである。